

長野県立歴史館

研究紀要

口絵

紙本著色 松平康長画像

村 石 正 行

研究報告

女神としての薙鎌—新海三社神社の場合—

近衛家の人々と連歌ネットワーク—永禄四年九月の千句連歌—

明治後半・大正期の長野県庁における公文書管理体制復元の試み

—完結処理から廃棄までの過程を中心に—

笹 本 正 治

村 石 正 行

花 岡 康 隆

研究ノート

長野県内出土の子持勾玉

貞和三年一二月の「吉野退治」

—貞和三年一二月二五日足利直義軍勢催促状の再検討—

櫻 井 秀 雄

花 岡 康 隆

事例報告

発掘調査報告書の「歴史資料」化

町 田 勝 則

職員執筆抄・研究活動

長野県立歴史館研究紀要文献一覧

第 **30** 号
2024.3

長野県立歴史館

研究紀要

第三〇号

二〇二四年三月

口絵

紙本著色 松平康長画像

本紙 縦七七・七×横三五・一センチ
メートル

総丈 縦九七・三×横五二・五センチ
メートル



【賛文】

祥雲院殿四品前丹州大守一運宗智大居士

應物現形無住心

物に應じて形を現し 一切の束縛にとらわれない心

松風夜日は知有

松の梢からの風が夜日吹くことを知っている

別傳消息在言外

その伝記や動静は言葉には表せない

滿眼清光見古今

眼には光が満ち、過去と未来を見る

仙寿山人臥雲 賛

【解説】

(1) 画像について

本画像は令和五（二〇二三）年四月、当館が都内の古書業者より購入した画幅である。祥雲院殿四品前丹州大守とは、松平（戸田）丹波守康長の法名である。この画像は新出ではなく、すでに大正一〇（一九二一）年一月に東京大学史料編纂所において模本が作成されており、その画像が公開されている。旧蔵者は岐阜県関市龍泰寺である。その後、戦争中の混乱もあり行方がわからなくなっていたが京都の古書市で当該業者が入手した。着賛の仙寿山人は、戸田氏菩提寺の全久院の山号である。

畳に着座した束帯姿で胡坐の康長は垂纓冠を着し右手に笏、左手は太刀に添える儀礼的ものである。容貌は口髭・口下鬚を蓄えている。

(2) 康長の来歴

康長の来歴について以下『寛政重修諸家譜』一四をもとに簡単に追ってみよう。

永禄五（一五六二）年 三河国二連木（愛知県豊橋市仁連木）に生まれる。

永禄一〇（一五六七）年 家督を継承する。徳川家康の異父妹松姫（久松俊勝と於大方との間の娘）との婚儀を経て、松平を賜姓する。

天正二（一五七四）年 元服、家康の偏諱「康長」を名乗る。

天正三（一五七五）年 二連木の戦いで康長の家臣が武田家臣一八首を分捕り、続く長篠合戦で戦功があった。康長の初陣はこの年の高天神城の戦いである。

天正一三（一五八五）年 小牧長久手の戦いでは酒井忠次の配下として活躍。

天正一八（一五九〇）年 小田原陣に従軍。その後関東に入封し、武蔵国深谷一万石大名となる。

文禄元（一五九二）年 丹波守に任官。

慶長五（一六〇〇）年 関ヶ原合戦の前哨戦である大垣城攻略において勲功を挙げる。

慶長六（一六〇二）年 上野国白井（群馬県渋川市）二万石大名として加増転封。

慶長七（一六〇二）年 下総国古河（茨城県古河市）に移る。

慶長一七（一六二二）年 常陸国笠間三万石で加増転封。

慶長一九（一六二四）年 大坂冬の陣に出陣する。

慶長二〇（一六二五）年 大坂夏の陣で戦功をあげる。

元和二（一六二六）年 上野国高崎五万石で加増転封。

元和三（一六二七）年 小笠原忠真の播磨国明石へ転封したことを受け、康長は松本七万石に加増入封。

元和九（一六三三）年 將軍秀忠の世継である徳川家光付属大名となった。

寛永九（一六三三）年 秀忠の死去の後は江戸城西の丸の守衛を命じられる。

同年九月 病により辞し松本へ戻る。將軍家光は侍医野間玄琢を派遣して診察したが同年二月二日七一歳で没した。筑摩郡埋橋で火葬され葬られた（丹波塚）。

(3) 康長の親族

戸田永兼

天正八（一五八〇）年 康長・松姫長男として二連木に生まれる。

文禄元（一五九二）年 元服するも病により奉仕せず。廢嫡。

元和五（一六一九）年 松本において没。四〇歳。

戸田忠光

慶長三（一五九八）年 康長次男として深谷に生まれる。

慶長一九（一六一四）年 大坂冬の陣、翌年夏の陣に従軍し戦功。

元和八（一六二二）年 嫡子光重が生まれる

元和九（一六二三）年 家光に従軍。

寛永六（一六二九）年 没。三三歳。

女子某

康長の二女。松平和泉守乗寿（美濃国岩村城主）の室となるが後に離縁（清涼院殿）。

戸田康直

元和三（一六一七）年 康長三男として高崎に生まれる。

寛永一〇（一六三三）年 松本藩主戸田家督を継ぐ。

同年四月九日播磨国明石へ移封。

寛永一一（一六三四）年 五月一二日没。嗣子なきにより領地収公の対象となったが、家康譜代の家臣でしかも縁戚に連なる家ということで忠光の子光重を養子として存続する。

戸田光重

寛永一二（一六三五）年 丹波守従五位拝領し明石藩戸田家督継承。

寛永一六（一六三九）年 三月、明石から美濃国加納城七万石で転封。

寛文元（一六六一）年 孫光重のとき美濃国桑山に康長の妻（光重の祖母）智勝院の菩提のため智勝院を建立。

寛文四（一六六四）年 没。智勝院に埋葬される。

以後、智勝院が戸田家の菩提寺となる。以後、江戸時代後期の天明六年光悌没まで美濃国智勝院に埋葬される。

戸田氏はこの後美濃加納から山城国淀藩、志摩国鳥羽藩と転封を繰り返した。

戸田光慈

正徳二（一七一二）年 鳥羽で生まれる

享保一〇（一七二五）年 戸田家が再度松本藩を領する（後戸田氏）。

享保一七（一七三二）年 江戸藩邸で没。智勝院へ葬られる。

（4）菩提寺について

戸田氏の菩提寺・墓所は智勝院がある。歴代藩主の菩提寺・墓所であるが、松平光重および松本藩後戸田家初代光慈、二代光熙・三代光雄・四代光徳・五代光悌の墓がある。一方松本には全久院があった（明治初年廃寺）。ここは初代康長

および六代光行・七代光年の墓所があった。墓所は丹波守康長にちなみ丹波塚といい、その墓守寺を前山寺といった。

（5）修復歴

本画像は過去に修復されている。現在の箱書によれば、戸田康長死後一七〇年忌の享和三（一八〇三）年に松本全久院の前住職で、美濃国龍泰寺三二世瑞岡珍牛のとき松本城より「御修補」されたことが知られる。この時の藩主は戸田光年である。文政八（一八二五）に「後戸田家」移封百年祭を挙行するなど、藩史に対する関心を高めた時代でもあり、藩祖顕彰のために修補されたのだろう。

史料1「修補銘」

松平丹波守殿御先祖

祥雲院殿四品前丹州太守一運宗智大居士 御画像

于時享和三癸亥年仲春 従松本御城表装御修補

現住三十二世珍牛叟代

（6）なぜ美濃龍泰寺に残っていたか

本画像を旧蔵していた龍泰寺であるが、そもそも松平康長の画像がこの寺に残された理由はこれまで明らかにっていない。そこで、「龍泰寺文書」のなかから、関連する文書を見出し、そこから画幅の周辺について検討してみたい。

史料2「別紙」（「龍泰寺文書」東京大学史料編纂所影写本3071・53―25。大久保道舟編『曹洞宗古文書』下、一八八〇。）

清涼院殿は祥雲院殿の

女にて元和七年十七歳にして

信州松本より濃州岩村城に

いたり松平和泉守乗寿殿に

嫁し後年離縁にて播州

明石へ帰りまた国替に因て

濃州加納に移り城の二ノ丸に

住居致され正保三年の夏

病氣療養のため京都に

趣(き)きその年六月十八日四十三歳

にて彼地の旅館に卒し

同人開基せられし勢州

中の地藏の清涼院に葬り

高野山にも石碑を建られし

よし、系譜にも相見、右両所の

碑石にも卒去の年月日

違ふ事なし、然るに其御境内に

在る所の石碑には寛永十九年

八月廿八日の趣に記しあるは、

不審にて卒去の年より

五ヶ年の前に当れり、かかれは

この石碑はいつの頃いかなる

許にていとなみしものにや、おし

はかりみるに、清涼院殿岩村に

いませしころ天庵和尚は同所

盛巖寺住職にて帰依せられ

離別後加納に寡居たりし頃は

右和尚にも其御寺江移転ありて

素より高德の禪師なれは

ますく帰依厚く渴仰の

深かりしは御鎮守棟札の

趣にても勢州清涼院の開山に

立られしを見てもおし

はかれしなり、不案内の

事なから牌面にも掩粧とあれハ

法号を受られ法体にも

成られし事にやと思ハる

かかる因みもある事なれは永く

香花の手向をも受なんか為に

存生の内に石碑を建おかれし

にはあらずや、もししからは

碑にある所の年月はその時を

しるしたるも、またしるへからず、

扱側らにつらなる石塔に

年月日なきも多ければ、こもまた

召仕はれ女共の同しく

戒を授かりて逆修せしものにやと

思はるれと、残れる舊記もなければ

たしかにはいひかたし、はた

祥雲院殿は親父の事にしあれば

菩提の為位牌を立、肖像を

納められしも、みな清涼院殿の

志とこそ思はるれ、卒去は

この頃よりはるか前なる

寛永九年松本にての

事なれは御境内に埋葬は

勿論墓碑のなきはさもある

べき事と存せられ候

以上、この史料から、画像の来歴について次の点が判明する。

① 康長の娘（清涼院殿）は松平乗寿（大給松平氏 美濃国岩村藩）に嫁いだ
が離縁し、戸田松平家へ戻る。その後明石から美濃加納へ戸田氏は転封し

ている。

② 正保三（一六四六）年 京都で没する。伊勢国中ノ地藏に清涼院を、高野山に供養塔が作られ祀られた。

③ 寺内に不明の石碑がありそこには寛永一九（一六四二）八月二九日の銘があるが、それが何を意味するか不明であった。

④ 筆者（龍泰寺住職）はこれを清涼院殿の父康長の供養碑ではないかと考察する。その根拠は、（この寺に娘が）菩提のために位牌と康長の肖像画を収めていること、この謎の石碑も娘がその志として父の死後一〇年後に建立したのではないか、とするのである。

⑤ 康長は松本で寛永九（一六三三）に松本で亡くなっているので、埋葬もなく墓碑もないのはさもありなん、と記す。

以上、史料二の記録により、龍泰寺に康長の肖像があるのは、康長の娘（すなわち清涼院殿）が寄進したことによることがわかる。すなわち、康長が没する寛文九年から娘が亡くなる正保三年までの間に制作され寄進されたことが明瞭となった。特に、康長没後一〇年（寛永一九年）頃に制作・寄進された可能性もあるだろう。

肖像画は、生前に描く寿像と、没後その遺徳を偲ぶ遺像とがある。史料二から本作品は、後者である可能性が高い。しかし、発注主が実娘であり、像主の容貌を知りうる人物であることは重要である。その意味でこの遺像は康長本人の特徴を表したものと見て取ることができるだろう。

藩祖の威徳を偲ぶ画像の遺例は意外と少ない。本作品は当館唯一の大名画像でもある。明治維新では戸田家は戸田家菩提寺を始め松本藩内の寺院の廃仏毀釈を断行した。松本藩ゆかりの仏教寺院の多くがこのとき廃絶し、史資料も散逸している。大檀那との繋がりが失われ、その持つ意義が忘れ去られた結果、本画像の持つ意味も見失われていったのだろう。

（村石正行）

目次

◇口絵

紙本著色 松平康長画像・・・・・・・・・・・・・・・・・・村石 正行

◇研究報告

女神としての薙鎌―新海三社神社の場合―・・・・・・・・・・笹本 正治 1

近衛家の人々と連歌ネットワーク―永禄四年九月の千句連歌―・・・・・・・・・・村石 正行 15

明治後半・大正期の長野県庁における公文書管理体制復元の試み・・・・・・・・・・花岡 康隆 29

―完結処理から廃棄までの過程を中心に―

◇研究ノート

長野県内出土の子持勾玉・・・・・・・・・・・・・・・・・・櫻井 秀雄 59

貞和三年一月の「吉野退治」・・・・・・・・・・・・・・・・・・花岡 康隆 77

―貞和三年一月二五日足利直義軍勢催促状の再検討―

◇事例報告

発掘調査報告書の「歴史資料」化・・・・・・・・・・・・・・・・・・町田 勝則 95

研究報告

女神としての薙鎌―新海三社神社の場合―

笹本 正治

はじめに

諏訪市博物館のホームページの「なんでも諏訪百科」では、「薙鎌」を「薙鎌は諏訪神社の神器で、もとは草を刈り、穂をつむ道具であったと思われ、開拓のシンボルでした。しかしだいに大形化して、鳥のくちばしのような形になりました」(https://suwacitymuseum.jp/nandemo/gojunon/21_na/~na_08.htm 二〇二三年一月一二日閲覧)と説明している。

諏訪大社の祭礼などで用いられる現在の薙鎌は、外形を見ると鳥が想起される。今から一〇〇年以上も前に、民俗学者の中山太郎は鳥形の薙鎌について、神体が飛来するという伝説があるので鎌が鳥の形となったのか、鳥の形をしているので神体の鎌が飛来するという信仰を生んだのか、今からは判断しかねるとしても、それよりはずっと古い時代には神体の鎌が竜蛇の形をしていたと述べた。¹⁾

これまで薙鎌の古い形態とされてきたのは、中世に下社の狩猟神事が行われた諏訪市霧ヶ峰の祭祀遺跡(旧御射山)からの出土品である。²⁾ここでの最大の薙鎌は長さが二〇メートル、それ以外は長さ一六センチ未満で、一〇センチに足りないものも多い。形はタツノオトシゴ、小さな蛇(竜蛇)である。同様の形の例として八ヶ岳権現岳の檜峰神社出土の薙鎌があり、最大で長さ二二・九センチ、他の四点は六センチから五センチの間である。

従来年号がわかる最も古い薙鎌は諏訪大社上社に伝わる、天正一八年(一五九〇)に諏方新六郎が奉納した長さ二二センチのタツノオトシゴ形とされて

きた。³⁾これは前述の考古遺物と大きさも形もほぼ同じなので、この形体の薙鎌が古いとされたのである。

茅野市豊平にある八ヶ岳総合博物館には、昭和七年(一九三二)の御柱祭に使われた長さ二六・五センチの鳥形の薙鎌と、平成四年(一九九二)以降に使われている明治一七年(一八八四)の原図から復元した、長さ二六センチの鳥形薙鎌が展示されている。中山太郎は竜蛇から鳥形へと変化したと述べたが、この理解はその後の研究者でも同じである。しかし、なぜ現代の薙鎌が鳥形なのかは論じられてこなかった。

本稿では薙鎌の中に鳥形のものがある理由について、佐久市田口宮代に鎮座する新海三社神社の御射山祭で御神体として登場する薙鎌を対象にして考察していきたい。

一 諏訪神社の祭神について

薙鎌といえば諏訪神社、諏訪大社が想起されるので、最初に諏訪大社の祭神に触れておこう。諏訪大社の神は広くタケミナカタ(ミナカタトミ、タケミナカタトミ)として知られ、『古事記』と『先代旧事本紀』では建御名方神、『日本書紀』『続日本紀』以降の国史では南方刀美神、御名方富命神、建御名方富命、健御名方富命などと表記される。

『古事記』によれば、建御名方神は事代主神と同じ大国主神の御子神で、父神が豊葦原水穗国を天照大御神の御子へ譲る場面に登場する。大国主神は建御雷神と天鳥船神から国譲りを迫られ、事代主神が答えると述べ、事代主神が承諾する

と、建御名方神が返答すると言った。建御名方神は建御雷神に力競べを申し出て負け、科野国の州羽海まで逃げ、この地から出ず、葦原中国を天津神の御子に奉ると約束した。⁽⁴⁾

『風土記』逸文の伊勢国の項では、神倭磐余彦の天皇（神武天皇）が東征の際、天日別命に伊勢国平定を命じた。天日別命が東に進むと、伊勢津彦という神がいたので、国を天孫に献上するよう求めたが、拒否された。天日別命が兵を率いて彼を殺そうとすると、伊勢津彦は恐れをなして、「すべて天孫に献上し、この地にいないようにする」と言った。天日別命が「汝が去る時には何をもつて証拠とするのか」と問うと、「吾は今夜、八風を起して海水を吹き、波浪に乗って東に入ることになります。これが私がこを去る証です」と答えた。天日別命が見ていると、夜中に到る頃に、大風が四方から起こって波を打ち上げ、光が輝いて昼のようになり、陸も海も照らし出されて、伊勢津彦は波に乗って東に行った。古い言葉で「神風の伊勢の国、常世の波が寄せる国」というのはこれによる。伊勢津彦の神はその後信濃国に入ったという。⁽⁵⁾ 伊勢津彦は風を司る神だとされる。

『古事記』の建御名方神と『風土記』の伊勢津彦は、ともに国土を天孫に献上して本国を去り、信濃に鎮座し、共通するところが多い。鎌倉時代中期に編纂されたと考えられる『大和姫命世記』（愛知県図書館所蔵）に、「出雲ノ神ノ子吉雲建子ノ命、一名ハ伊勢津美ノ神」とある。伊勢津美神が伊勢津彦であるう。

本居宣長は『古事記伝』で、建御名方のまたの名が伊勢津彦で、伊勢津彦の名は彼が伊勢国を領していたからだとする。⁽⁶⁾ 一方、伴信友は文化七年（一八一〇）の『倭姫命世記考』で、伊勢津彦は出雲神で伊勢を領し、建御名方神は一旦伊勢津彦を頼って伊勢に逃れ、その後に信濃に去った別々の神だと主張する。⁽⁷⁾

喜草清在は享保七年（一七二二）の『校訂倭姫命世記講述鈔』で、出雲神の子出雲建子命、一名を伊勢津彦神などとし、神風は伊勢国の枕詞である。古語に神

風の伊勢国は常世に波が重なり波が寄せる国からきており、風が元神なのでこう言うとする。⁽⁸⁾ 『中臣祓辞』に「科戸風」とあるのは、科戸辺の司る風で、内宮・外宮の風宮ともに二座として、級長津彦と級長津戸辺を祀っている。『日本紀』では一神二名とし、『旧事紀』は二神とする。陽風と陰風があり、陽風を級長津彦とし、陰風を級長戸辺とする。渡會延昌は級長津彦は東南の風を司り、級長戸辺は西北の風を司るという。はじめは風社と称したが、弘安四年（一二八二）の元寇に際して六月二十日に神祇官に行幸して祈ったところ、七月一日に大風震電して賊船はことごとく覆り没したという。⁽⁹⁾

『日本書紀』の持統天皇五年（六九二）八月の条に、「辛酉（二十三日）に、使者を遣して、竜田風神、信濃の須波・水内等の神を祭らしむ」とある。諏訪と水内の神は竜田の風の神と同じ性格で風の神であろう。これは風の神伊勢津彦につながる。

『日本三代実録』によれば、貞観二年（八六〇）二月五日に信濃国の馬背神、飄別神、妻科地神、駒弓神、出速雄神に従五位下が授与されたことにも、風の神の重要性が示されている。

保元二年（一一五七）から翌年にかけて根幹部分が成立した『袋草紙』では

俊頼の歌に云はく、

信濃なる木曾ぢの桜さきにけり風のはふりにすきまあらすな⁽¹⁰⁾

これは、信濃の国は極めて風早き所なり。仍りて諏訪の明神の社、風の祝と云ふ物を置きて、これを春の始めに深き物に籠め居ゑて、祝ひして百日の間尊重するなり。然れば、その年はおよそ風閑かにて、農業の為に吉きなり。自すきまもあり、日の光も見せつれば、風納まらずと云々。その意なり。これは能登の大夫資基と云ふ人、俊頼に語りて云はく、「かくの如き事承り候。歌に詠まんと思ふなり」と。俊頼、答へて云はく、「無下の世俗の事なり。かくの如き事、更々詠むべからず。不便なり」と云々、仍りてその由を存ずる処に、後日詠むなり。尤も腹黒の事か。五品後悔すと云々。⁽¹¹⁾

また、同じことを建長四年（一二五二）になったという『十訓抄』は、「風の祝」について次の如く記す。

信濃の国は、きはめて風はやきところなり。これによりて、諏訪明神の社に、風の祝といふものを置きて、深くこめすゑて、いはひ置きて、百日の間、尊重することなり。しかれば、その年、風静かにて、農業のためにめでたし。おのづからすき間もあり、日の光も見せつれば、風おさまらずして、悪しということを、能登大夫資基といふ人聞きて、「かくのごとく承る。これを歌によまむと思ふ」と、俊頼に語りければ、俊頼、答へていはく、「むげに俗に近し。かやうのこと、さらに思ひよるべからず。不便、不便」といひければ、その旨を存ずるところに、俊頼、のちにこのことをよみける、信濃なる木曾路の桜咲きにけり

風の祝にすぎ間あらずな
もつとも腹黒きことか。五品、後悔しけり。¹³

長野市風間に鎮座する風間神社は伊勢津彦命、級長津彦命、級長戸辺命、建御名方命を祭神とし、御柱に薙鎌を打ち付ける。社伝によるとこの神社は『日本書紀』に記される水内神で、持統天皇五年（六九一）に勅使が遣わされ、諏訪社と共に風祝の勅祭が行われた。ただし、水内神は水内郡の健御名方富命彦神別神社（長野市）とする説もある。『日本三代実録』に見える貞観二年に従五位下が授与された飄別神と考えられている。

諏訪大社上社の古態を伝えるとされる諏訪市中洲神宮寺区所蔵の「天正の古図」の前宮部分には「風祝塚」「風無神袋」が、上社御射山社境内の図には「昔風祝庵」が記載されている。御射山社と風の祝とはつながりが深い。

江戸時代の『諏方旧蹟志』は、「此神を祭るに鎌を神幣とす。先きつ年御柱の神事参拝しける時、奉看しに、上社の神輿に立る鎌、図の如し（図略）。又下社より七年毎に一度づつ、越後國界なる安曇郡中谷村鎮守諏方社に遣わすに右の如し。長サ凡壹尺五寸計。それに下社の祝の姓名年号を彫附たる也。此はいと古き例にて彼地の神祓成めり。傳へ聞くに白鳳の年号彫れるも有きとぞ。また文政の

末に甲斐國界なる深澤村の土中よりも出し事あり。亦旧御射山よりもをりをり出るを見しに、長サ二寸許あり。是を称て薙鎌といへり。爰にまたおもふことあり。上野國山中また甲斐國西郡辺にてハ、大風の時、鎌を竿の先に結附て家の傍に押立て風を送るという。此ハおしなへて諏訪神を祭る土地なりけれハ、鎌を神幣に進上意を以て然するにはあらしか。されハ草薙の薙には非ず。風しつまる意を以て、和鎌の意とおもはるも是ならんにハ、風の所以こといみしき證也。また后神ハ伊勢國に坐し間に娶たまへるなるへし、后神の御父ハ天八坂彦ノ命也。此神ハ伊勢ノ神麻績連等之祖也。また武林拾葉四初當夷國退治之時、風波平安を守護せしめ給し諏方大明神の御寶前に奉樂したてまつるものなり」などと記す。

諏訪地方には古くから、大風の吹く時には、鎌を竿の先に結びつけ軒先に立て、それによって風を風る（風を止め静める）習慣が存在したのである。

二 新海三社神社の祭神について

明治三五年（一九〇二）十一月に書かれた「郷社新海三社神社由緒調査書」（長野県立歴史館蔵）には、新海三社神社について次の内容が記されている。

祭神は興波岐命、健御名方命、事代主命、菅田別命で、興波岐命の御父が健御名方富神（健御名方命）、御母が前八坂刀売神である。神代の昔、興波岐神は父大神を輔佐して科野国を造り、最終的に佐久地方の洪水を治め、沃土を拓めた。その功を終えると、そこを大県として、悠久に当社に鎮座された。

古老の伝説によれば興波岐神は御佐久知神で、御佐久知は国を開闢するという意味だと「官幣社諏訪神社旧記」にある。この神を「新佐久神」とも称すのは古昔、国造りがいまだ終わっていない時、この地（佐久郡・小県郡）は水を湛え、漫々とした湖沼だけが多かったので、父の大神が興波岐神にその水を治めさせた。神は岩群を裂いて、水を通して地を拓き、広大な沃土とした。その結果、

面目を新たにして、諸々の県の中でも大きいとして、大県と佐久地方を称させた。新佐久の御名は新たに地を開いて広められた興波岐神の功績を称えたものである。開は花咲くなどの詞と同じで、後世大県を佐久郡と改めたのも、神名から出た。

当社の御分霊だとして古代より鎮祭する所は多い。(中略)「しんがい」は「さく」、「xaki」と同じ詞である。ところが後世、「新開」を「シンカイ」と音読したために「新海」の文字を用いるようになったのである。⁽¹⁵⁾

このように、明治三五年の時点で新海三社神社の中心をなす祭神は佐久の開発神の興波岐命だと理解されていた。この理解は新海三社神社が Chihiro (ちひろ) に依頼して作った漫画『佐久開拓の祖神 新海さま』でも同じである。

安政四年(一八五七)六月に宮坂恒由が校閲した飯塚久敏述の『諏訪旧蹟誌』は興波岐命について、「佐久郡田野口新海社、諏方郡小萩宮に坐す⁽¹⁶⁾」と説明する。

福山壽久は大正元年(一九一二)、新海神社を次のように解説した。伝説によれば、太古、建御名方命の子意岐萩命(興波岐命)が居を大縣に営み、土地が低くて水はけが悪く、常にじめじめしている土地を開いて洪水を治め、民に家穡(穀物の植えつけと取り入れ)の仕方を教え、子孫は世々大縣介となった。大縣というのは現今の佐久郡で、佐久は「割く」、すなわち意岐萩命が岩角を開墾して、千曲川の水路を修め、南佐久の沃野がここに初めてできあがったことを意味する。そこで、佐久の郡人は命を新佐久の神と称するに至った。神社の宮殿は南面して山腹にあり、意岐萩命と父神建御名方命、事代主命、誉田別命の三神を祀っている。⁽¹⁷⁾

新海三社神社のホームページは、御祭神を東本社が興波岐命、中本社が建御名方命、西本社が事代主命と誉田別命とし、「建御名方命の御子興波岐命は新開(ニイサキノ)神・大県神・八県宿禰(ヤノアガタスクネ)神とも称され、田口に本拠を構えて千曲川等の河川の氾濫原や平地を開拓した集団の長であり、佐久地方開拓の祖神として古墳時代にこの地に祀られました。八県宿禰神は貞観十年

(八六八)正五位下を授けられています」(<http://www.shinkaisansha-jinja.jp/history/> 二〇一三年一月一二日閲覧)と説明する。

江戸時代の絵図によると、東本社の社殿は神楽殿の前に親宮(大家社)として鎮座していた。神楽は神に捧げるので、本来社殿の正面に来るものである。それが、明治三年(一九〇〇)の絵図になると、本地堂(本地垂迹説に基づいて神社にその神の本来の姿とされる本地仏を祀った堂)の跡の現在地に移転しており、明治八年(一八七五)の「亥村費割元帳」(高橋武彦家文書)に、親宮を移築して現在の本社とした記録がある。⁽¹⁸⁾ これも東本社が新海三社神社の中で最も尊重される社であったことを伝える。

明治十二年(一八七九)六月の「田口村取調」では、新海神社を「本郡の総社にして三庄、三十六郷の祭と号し、郡中の社司集参して、祭事をなすを例とせり。右大將頼朝、武田晴信再建の説あり。御霊代の石一基、四社の中間にあり。神宝の薙鎌、太刀数振鏡等あり。社地は東西の花立山より、古松枝を垂て、四境に遶り、中に老樹鬱蒼として、杉、榎、槲、楓の大なるは、十圍に至るもの数株、奇石、怪品併立す。又神陵神池あり、参詣人日として断る事なし⁽¹⁹⁾」と記載している。

三 新海三社神社と諏訪大社上社の御射山祭

薙鎌の性格を知る上で鍵になるのは新海三社神社の御射山祭だと考える。『白田町の文化財』は新海三社神社の御射山について、新海神社の東約一・七^きのところにあるとする。昔、新海様が家来をつれてここで狩りをなされた。今でも秋祭には仮の家も造り、御神体がお出かけになってお祭りをする。今は享保一八年(一七三三)の銘がある石の祠と老木が五、六本生い茂っている。神官は古い大きい鎌(長さ一・五^き)を持ってお参りするが、これは新海様の狩りの名残りといわれていると説明する。⁽²⁰⁾

明治三五年(一九〇二)十一月の『郷社新海三社神社御由緒調査書』は、概略を次のように記す。かつて御射山祭は諏訪大社上社に倣って七月二三日に行われ

ていた(現在は上社下社ともに八月に開催)。御射山社は本社より寅の方(東北東)で距離一〇丁にある。当日は御霊代(神霊の代わりとして祭るもの)を本社より大家社(現在の東本社)へ奉遷の上、御休石へ遷座し、そこから神長を始めとする数名の神職が守護して、騎馬にて御射山へ神幸する。山の麓の石宮へ御霊代を安置し、神酒を開き参詣の諸人へ載かせる。これが終わると帰座し、神楽殿において隔年に太々神楽舞など数座を執行する²¹⁾。

御射山社撰社は明治一二年六月段階で、「東西八間一尺二寸、南北六間、面積一畝十九歩、卯の方(東)十町、字西山沢にあり、祭神健御名方神。創建年月未詳。祭日九月十日。穂屋を造りて、祭事をなすを例とす。松、杉等の老樹あり²²⁾」だった。諏訪上社の御射山祭ではかつて穂屋が作られていたが、新海三社神社でも同様だったのである。

コロナ禍の中で令和四年(二〇二二)一〇月二日の御射山祭は、以下の順で行われた。

午前九時三四分、神職が西本殿にお参り。中本社から御射山祭の御神体を迎え、五〇分、宮司及び神職二人が東本社へ。東本社の前面の柱には檜(神の代わり)に御幣が付けられて、左右の柱に結わえ付けられていた。本社前面、右側の柱横に御幣が置かれ、一段低い左右に御酒、間に八足台が並べられ、その下に机、下の建物に至る石段の上にも机があった。石段中段の左右に神、石段下の八足台の上にお祓い用の大麻が置かれていた。

一〇時に宮司と神官二人、法被を着た関係者一三人が東本社前に整列し、宮司が大麻を持つてお祓いをした。終わると宮司が前へ出、一〇時五十分から祝詞を奏上した。宮司は東本社、神官、関係者の順にお祓いをして、東本社に入った。一〇時七分、神官から関係者に行列の神(檜に幣)、ついで薙鎌などの威儀物が手渡された。一〇分に警蹕が発せられ、神殿の開扉がされた。その後、宮司が御神体(十二単を着た三枚の薙鎌)を抱いて出御した。

行列が組まれ、先頭に指示役(総代)、神三人、笛一人、大きな御幣三人、薙鎌二人、大きな鎌と熊手二人、御神体を抱いた宮司、その後に神官一人、酒など

の荷物を持った三人、後に神職の一人が太鼓を持って並び、動き出した。一分に境内の磐座(御休石)に着き、その上に神など、さらに御幣の上に御神体が安置され、全員で拝礼した。

一四分に再び行列を組んで御射山社に向かって歩み出した。宮司の後は神官、荷物を抱えた人、最後尾に太鼓を持った神官の順である。明治三五年には御霊代は騎馬で御射山社に向かったというが、現在は徒歩である。

一〇時三六分に先頭が御射山社の石の祠前に着いた。祠の前の平地にある松の注連縄が張り替えられた。三九分、祠脇に神や幣帛、薙鎌が置かれ、神官二人が神饌を供えた。四一分、宮司が抱いてきた御神体を石の祠の上に安置した。祝詞を唱えて神事を行い、参加者に酒がつけられた。一同でお神酒をいただき、五五分に宮司が拝礼した。その後、再び行列を組んで神社へ向かった。

一一時二二分、再び神社境内の磐座上に薙鎌や御神体が置かれ、二三分に全員で拝礼し、行列が組まれ、東本社へ還御した。二五分、東本社前に整列。御神体が神殿に戻され、薙鎌なども返された。二九分に宮司が拝礼した。

御射山祭は行列を組んで御射山社に行き、簡単な神事をするだけの神事であった。なお、丸山正俊によれば、「本社から露払い(青年)、杖(青年)、幣帛、神(神職)、薙鎌(神職・祢宜)、御神体(神職・宮司)、笛(神職)、太鼓(神職)、氏子総代の行列による渡御がある。ここでの薙鎌は、柄がおおよそ一五メートルほどの、いわゆる刈払鎌であるが、御神体は祭祀用の薙鎌である²³⁾」とのことであるが、私の見たときは青年はおらず、並び方も少し違っていた。

諏訪大社では御射山祭をどのように行っているのだろうか。諏訪大社のホームページは、上社下社とも八月二七日に行われる御射山祭を次のように説明している。

上社の御射山社は八ヶ岳の山麓にあり、下社は江戸時代初期に八島高原から秋宮東北5 km程の山中に移されました。青萱の穂で飯屋を葺き、神職その他が参籠の上祭典を行うので穂屋祭りの名称があります。鎌倉幕府は全国の武将をこの神事に参列せしめ、八島高原や霧ヶ峰一帯で武芸を競わせたりして

祭事を執行し、参加した武将は諏訪大神の御分霊を拝戴して任地に赴き御分社を祀りました。

その為多くの御分社はその例祭日を秋の27日前後にしております。尚唯今では農作物の豊穰祈願と二才児の厄除健勝祈願を行っております。<https://suwatasha.or.jp/praying/misyayamasai/> 二〇二三年一月一二日閲覧

上社の御射山祭は八月二六日から三日間で、初日には御神体の入った神輿を諏訪市の上社本宮から富士見町神戸の御射山社まで運ぶ「神輿迎え」が行われる。烏帽子白丁姿の人達が本宮でお祓いを受け、朝の九時に出発する。担ぎ手は一〇人で、神輿の前後を一人ずつ担ぎ、交代しながら約一五歳の道のりを進む。行列は三〇分弱で前宮へ到着し、神輿を十間廊に安置する。前宮月次祭を行い、その後、内御玉殿に拝礼し、溝上社祭・柏手社祭を執行する。一一時前に前宮を出発する。

諏訪大社上社の大祝を務めた諏訪（諏方）家に伝わる諏訪信重解状は、宝治三年（一二四九）三月の奥書を持つ七箇条からなる解状（下級身分の者が上申する際に用いた文書の様式）である。信重が鎌倉幕府へ、諏訪下社の大祝・金刺盛基の訴えに対し、諏訪社の本宮は上社であることを主張して提出したといわれる。この文書については宝治年間（一二四七～四九年）以降に作られたという説もあるが、中世の諏訪信仰のあり方を伝える貴重な史料であることは疑いない。²⁴ 解状の意味をとると、御射山祭を次のように説明している。

諏訪五月会の御射山の出発点は、桓武天皇の治世に東夷の高丸が反逆した時、坂上田村麿に追討の官符を下したところにある。田村麿は信州諏方明神が日本第一の軍神で、辺域無二の霊社なので、願いを納受して欲しいと祈願した。後に信州伊那郡と諏訪郡の境において、藍で穀の葉の模様を摺り出した水干を着て、鷹羽の胡録を帯びた一騎の武者に会った。武者が「宮仕えの志があつてやってきた」と言うので、將軍は彼を伴つて奥州に下向した。高丸は石城の間に籠居していて討つことができなかったが、彼の武者が秘計を巡らして、海上に出て流鏑馬で射

て誅した。將軍が上洛の途をたどり、佐久郡と諏訪郡の境の大泊に宿を取ると、武者が「我は諏方明神である。帝皇の聖運を擁護し、將軍の祈念を随喜させようと従つてきた」と言い、「狩猟をして神事の方策としたい。明神が猪鹿を殺生するのは、願を以つて今生交会の結縁を願ひ、当来引接として知識を翻すためだ」などと述べた。將軍は「諏訪郡の四千町、山野三千町、海荒原二千町を御敷地とし、国中に四万八千束の粮稻を配し、神用に宛てるように」と命じた。そこで、將軍が託宣された旨に従つて御狩を始めたのが、いわゆる五月会・御作田・御射山・秋尾の四度の御狩である。それ以来、五月会・御射山は、国中第一の大宮神事である。

延文元年（一二五六）に諏訪円忠が書いた『諏方大明神画詞』は、次のように説明する。

七月二六日、小月は二五日に御射山へ登る。大祝は神殿を出て、先ず前宮・溝上の両社へ参詣してから後、進発の儀式をする。先陣が酒室の社に至ると神事饗膳がある。三献の後、雅楽があり、大草薄穂を取る。酒室神頭事が終わつて、長峯へ打ち上つて山野を狩る。見物の縹素（出家者と在家者）が群集する。およそ諸国参詣の輩、伎芸の族が七深山から群集して、一山に充滿する。今夜参着の貴賤の面々は信を起こし、掌を合わせて祈念する。諸道の輩衆は芸を施す。また、乞食・非人が集る。参詣の施行は更に隙がない。都鄙の高客が所々に市をなす。

二七日早旦、一のみてぐらを大祝以下の大小神官が捧げて山宮に参詣する。昨夜より所々の神楽、鉦鼓の音、巫女の託宣が相續いて、喧しい。また、散供を打ち撒き、積物は雨の足のようである。下向の後、四御庵の前で大祝が御手櫛、衆人は展転してこれに従う。恒例の饗膳が終わつて後、馬場打ち立て、服飭・鞍馬の美麗は、五月会を越えている。古は一〇〇騎ばかり、近來はわずかに二・三〇騎などに減少してしまつたが、神官・氏人の外に、諸人随意の行粧、前後連続の儀式は比類がない。

二八日、神事、法則是昨日と同じである。その外、御狩りから帰り、晩に及ん

で左の頭人が饗膳を設け、神物色々、鞍馬・御贄等を引く。事々に啓白の奉幣、御神楽を奉つてから頭人が退散する。

二九日、祭礼の条々は昨日と同じで、御狩り帰りは右頭人が経営する。盃酌の後に矢祓がある。雅楽に仰せて、狩人中に鹿の射手を召し出して、矢、尾花を取り添える。

御射山七月御狩り、三ヶ日は五月の如くである。先ず大祝と左右の頭人が装束を揚げ、その外射装束に改めて、射馬に乗り換えて立ち立つ。色々の水干、思いの篋矢・行膝等である。また、馬場の揚馬には金銀の鞍を置き、總轡をかけた舎人等の乗馬を引き連ねる。これを持ち口という。また、倉通の神幸があると申し伝えているので、真俗貴賤を論ぜずに、この山に入るので山が動揺する。大祝がやってくる時に望見して、狩奉行が山口を開けて、即ち面々が競い争って左右の旗を守って狩場に出る。この時、禽獸飛揚馳走して狩人と猥駭する。

各御庵に帰ってから後、小笠懸・千度詣・宮通しと、面々が勤をする。さて、御狩の因縁を尋ねると、諏訪大明神が昔天竺波提国の王だった時、七月七日より同三〇日に至るまで鹿野苑において狩りをなされた折、美教という乱臣が軍を率いて、王を害し奉らんとした。その時に王が金の鈴を振って、蒼天に八度叫んで仰られた。「我は今逆臣のために殺されようとしている。狩るところの畜類は全く自欲のためではない。仏道を為そうとするためである。これももし天意に叶っているのなら、梵天我を救って欲しい」。梵天がこれを見て、四大天王に勅して、金剛杖を執って群党を誅された。今に至るまで御射山はその状況を写していると言ひ伝えている。八榮鈴は即ち彼の国の霊宝を伝えて、今の神宝になっている。四維の御柱は、四王擁護のしるしである。九マ薙鎌衆は魔を摧伏する利剣である。ここに知ることができる。明神慈悲の敗獵でんりょう（祭祀の料理に任用ものを供給すること）は群類済度の方便（衆生を教え導く巧みな手段や、真実の教法に誘い入れるために仮に設けた教え）だ（25）という。

なお、御射山については多くの研究がなされている。（26）

四 御神渡りと新海明神

諏訪市博物館のホームページは御神渡りを、「諏訪湖が全面結氷すると南の岸から北の岸へかけて氷が裂けて、高さ三〇メートルから一トール八〇センチ位の氷の山脈ができます。これは諏訪神社上社の建御名方命が下社の八坂刀売命のもとへ通った道筋といわれています」(https://suwacitymuseum.jp/ndemo/gojuon/05_0_36.htm 二〇一三年一月二日閲覧)と説明する。

顕昭（大治五年？（一一三〇）〜承元元年？（一二〇九））が著した歌学書『袖中抄』の巻八「宇治の橋姫」には、「信濃のすハの明神の一宮と申女神のもとへ、（師走）しハすの晦夜かよひ給ちかいとこそハ、すはのうみは氷で、たひ人もかちわたりしはべるなれ、晦の夜神わたり給しるし、氷の上に見へて、春たつあしたに氷はとくといへり」とある。（27）

諏訪信重解状の第一条「守屋山麓御垂跡事」では、「爰下宮者、當社依夫婦之契約、示姫大明神之名」(ここに下宮は、当社と夫婦の契約により、姫大明神の名を示す)と、上社は男神、下社は女神で、両社は夫婦だとする。鎌倉時代に諏訪湖の御神渡りは京都の歌人の間にも知られ、一三世紀までに御神渡りは男神の上社の建御名方命が下社の女神八坂刀売命のもとへ通った道筋だとされていたのである。

「諏方大明神画詞」は、日限は定まっていなが極寒の時節、日夜の間に御渡りがある。諏訪社の神変不思議の第一のこととして、年久しく断絶しないで続いている。上社と下社の両社中間に五〇町の湖水がある。水によって湖が閉じられ、その氷が重なって厚さが四、五尺（約一メートル二〇センチから一トール五〇センチほど）、あるいは三尺（約一トール）あまりである。諏方大明神の神幸の跡は広さが四五尺、南北は五〇町も氷をあけて通る。その際の氷は水底に入らないで、両方に上がって山のようになる。また、佐久の新開社（新海社）は行程二日程の所にある。彼の明神と郡内にある小坂の鎮守の明神と二神が湖中で参会する。このために神の通った大小の通路、諏訪大明神、新海大明神、小坂の鎮守の大明神が動いた三つの跡が、

辻のように交わつてはつきりと残っている。神幸が終わると浜神の鳴動が数十里に及ぶ。その声を聞いて諸人が群集してこれを拝む、と説明している。

今より一〇〇年以上も前に福山壽久は御神渡りについて、次のような説明をしている。冬季、湖上氷結の際、氷面に一條の亀裂を生じ、亀裂の間隙がさらに氷結して、高まること土坡の如く、蜿蜒として湖の一端より他端に及ぶ。古来これを諏訪明神と佐久の新海明神と、水を踏みて湖中に参会する神事である。⁽²⁹⁾御神渡りは諏訪明神と新海明神とが諏訪湖の水を踏んで参会する神事だとして、諏訪大明神が会う相手を明確に新海明神とする。

ところで、「諏訪神社縁起上下巻」は新海大明神と小坂大明神を、「此ノ式神ハ御渡之時キ必ス原始也、此ノ龍海大明神ハ諏訪大明神之御乳母也、小坂ノ鎮守ト式神也」⁽³⁰⁾と説明する。また、「諏訪神社縁起上下巻」では「新海大明神ハ諏方大明神ノ御メノト、申也、小坂鎮守神御渡ノ時秘給也」⁽³¹⁾と、新海大明神は諏訪大明神の乳母だという。新海大明神は女神と認識されているのである。

小坂神社境内に掲げられている「小坂神社由緒」の看板は、祭神を下照姫命で建御名方命（諏訪大明神）の姉君だとする。延暦年中（七八二～八〇六年）式年御造宮の制度が定められた時、諏訪神社の末社であったので、造宮の式が行われた。鎌倉幕府に至っても旧典を守り、嘉暦四年（一二三九）に小坂郷へ式年造宮を行わせており、連綿と今日に至るまで式年御柱祭が行われていると解説する。

「諏訪社頭番役差定書式並五月会其外御頭役結番之事」によれば、応永四年（一三九七）十一月二十四日に「当社大明神御渡の事、十一月二十一日夜、湖水凝結せしめ、同二十四日卯刻（午前五時から七事故り）、当社浜古川渡より下り御いて、下宮浜礪河渡へ上り御い候。佐久新海明神は、桑原浜小溝渡より下り御いて、湖中に御参会候」⁽³²⁾と、御神渡りが神長から幕府へ注進された。また、二六日にも「当大明神重ねて御渡の事、同二十六日寅刻、当社浜柳渡より渡り下り御いて、下宮浜殿田渡へ上り御い候。佐久新海明神は、桑原浜浮島より下り御いて、湖中に御参会候」⁽³³⁾と連絡した。嘉吉三年（一四四三）二月一〇日上社大祝が足利幕府

へ届け出た御神渡りの注進状には、「当大明神御渡の事、今月八日夜、湖水凝結せしめ、同十日卯刻当社浜高畑渡より下り御いて、下宮浜水消えて上渡見え候。佐久新海明神は高木浜礪木渡より下り御いて、湖中に御参会候」⁽³⁴⁾とある。さらに、「神使御頭之日記」の天文一七年（一五四八）条に、「此年御渡一夜凝二テ、十二月七日巳刻二御渡候、前々ヨリ三夜凝候処、一夜凝ハ是始候、特御馬足荒（中略）佐久新海浜沢より下給、同正智渡江御上候、御馬足静候」⁽³⁵⁾と、佐久新海浜沢から下って正智渡へ上ったと出ている。このように多くの場合、御神渡りに際して佐久新海明神が現れ、諏訪大明神と参会していると理解された。

上社に關係する御射山神社の祭神は建御名方命と国常立命だという。霧ヶ峰本御射山神社（旧御射山社）の祭神は建御名方神で、下伊那郡松川町の御射山神社も建御名方神を祀る。したがって、『長野県町村誌』が新海三社神社撰社の祭神を健（建）御名方神とすることは他所の例と合致し、祀られているのが男神であることは間違いない。

新海三社神社の御射山祭で宮司が抱いていた御神体は、全長は四〇センチから五〇センチの三枚の薙鎌を重ね、浅紫の十二単を着せている。現在、御神体を直接調査することはできないが、丸山正俊氏から十二単を取って撮影した写真を提供していただいた。最大の薙鎌は羽（鱗、齒）が三あり、頭が丸く、口が開いていて、鳥に近い形で、新海三社神社の供奉具の薙鎌と似ている。口を半分開いた形のは羽が一三あるが、八番目の羽が失われている。全体の形は前者によく似ている。この二つとも羽は上の方を向いている。口を閉じているものは羽が下を向いていて、その数は一一である。

三枚の薙鎌が三体の神を示すのか、一括三枚で一神かわからないが、薄いピンクの十二単を着せているので、女神と認識されていることは間違いない。ちなみに、『神道集』の『神道集・諏訪縁起事』の「諏訪縁起の事」で、甲賀三郎は維禰王より投鎌三口を受け取っている。⁽³⁶⁾天正一八年に諏方新六郎が上社に奉納した薙鎌は三点が柱に結わえ付けられている。「信濃國神社寶物古器物古文書目録帳 四」に小内神社（長野市若穂綿内）について、「一風切鎌 三枚」とある。

明治一三年の『信濃国神社宝物古器物古文書目録帳巻』によれば、佐久市布施の諏訪神社には薙鎌三口がある。同書には下ノ諏訪神社（現諏訪神社、佐久市白田）に「一 薙鎌 三挺」とある。「諏方上社物忌令」（上写本）に「一 ミクミノ御宝」が出てくるが、これは現在も伝わる鉄鐙で、三組になっている。

御神体の薙鎌が三枚であることには意味があり、特に『神道集』の投鎌三枚とつながるのではないだろうか。

五 竜と鳳凰

男神と目される諏訪大明神はどのような姿であったのだろうか。『諏方大明神画詞』には次の記載がある。

弘安二年（一二七九）の夏、諏訪社の神事の時、「大竜雲乗シテ西ニ向フ。参詣諸人眼精ノ及所ソコハカトナシ。雲間殊ニヒハラノ色ヒクヒクト見ユ。一竜カ又数竜歟、首尾ハ見ヘス」と、大竜が雲に乗って西へ向かった。参詣の諸人の目になんとなく感じられ、雲間にとりわけ脾腹の色がヒクヒクと見えた。ともかく明神が全身を現して、本朝に肩入れして力を入れておられる様子だった。何事が起きる前兆であろうかと皆不安になった。文永十一年（一二七四）一〇月、蒙古が重ねて襲来した時、尊神が御発向され、賊の船が波にもまれて転覆することがあったが、今回はそれほどではなかった。何が起きるのだろうかと思念を抱いていたところ、大元の將軍夏貴范文虎使等が襲来して、六百万艘の船を日本と中国の間にある大洋に連続して大板を敷き続け、先陣が数万艘で日本に来て、後陣が続いてくるのを待っていると耳にした。ところが、同六月二十五日、急に暴風が吹いて元の兵船を反覆させ、あるいは破裂させて、軍兵は皆沈没してしまった。流血が潮の波を染め、死骸が海上に充滿した。さては尊神が化現された御体は、本社から鎮西箱崎の社、博多の津で、同時に姿を見せ賜ったので、石築地へ発向した軍卒等も互いに尊んだと後になって聞いた。また、大洋においても凶賊がこれを拜見して恐怖し、仏を深く信じ仰いだ。元寇時に諏訪大明神が竜の姿となつて西に向かい元軍を滅ぼした、つまり諏訪大明神は竜の姿だとするのであ

る。

神長本「諏方上社物忌令之事」には、「忝も御神体之御通ある跡、御ヒハラノ」とあるが、「御ヒハラノ」は、『諏方大明神画詞』の大竜の「雲間殊ニヒハラノ色」とつながる。

『太平記』によれば、文永二年（一二六五）八月一三日に元が七万余艘の兵船で博多の津に押し寄せ、日本軍は負けて、大変な状況になった。しかし、日本全国の神々が参戦し、神風が吹いて元軍は壊滅したという。諏訪の神は「諏訪ノ湖ノ上ヨリ、五色ノ雲西ニ聳キ、大蛇ノ形ニ見ヘタリ」と、大蛇の姿であった。

室町時代に作られた『諏訪の本地』⁽⁴⁰⁾などによると、諏訪大明神は竜、あるいは蛇の姿をしている。この内容とはほぼ同じ伝説が北安曇郡に残る。諏訪大明神が竜の体であったことは、神が尾を掛けたという、下諏訪町の尾掛松⁽⁴¹⁾にまつわる伝説としても伝わっている。また、北安曇郡にも「神の戸立」の伝説が残る。⁽⁴³⁾

ところで、諏方大明神の姿ともされる「龍」は、中国で生まれた想像上の動物である。「龍」の字は、紀元前一七世紀ごろから一一世紀にかけての商王朝で用いられていた甲骨文や、青銅器の金文に見える。諸橋轍次の『大漢和辞典』では「龍」を次のように解字する。「會意形聲。月と龍と立の合字。月は肉にて、その體を示し、龍はその體の躍動飛行するさまを示し、合して、りゅうの意を表はす。立は童の省字で、音符・字解を見よ。⁽⁴⁴⁾」とする。その中には中国戦国時代の『呂氏春秋』「恃君覽召類篇」の「以龍致雨。〔注〕龍、水物也」が引かれている。

『日本国語大辞典』では、「①想像上の動物。体は大蛇に似ていて、背に八一枚の鱗、四足に各五本の指、頭には二本の角があり、顔は長く耳があり、口辺に長いひげを持つ。水中または地中にすみ、時に空中を飛行し、雲や雨を起こし、稲妻を放つという。中国では、古来鱗虫の長とされ、鱗・鳳・亀と合わせて四端の一つとし、仏教では八大龍王に分け、航海や雨乞いの守護神とする。」⁽⁴⁵⁾と説明する。

このように、龍は「水中または地中にすみ、時に空中を飛行し、雲や雨を起こし、稲妻を放つ」と、水と深い関係を持ち、雨を降らすことができる点に特徴がある。

『吾妻鏡』の文治六年(建久元年)五月二五日の条に、「甚雨。大風。雷鳴。終日不休止。大倉山震動。樹木多顛倒。巖石頽落。其跡俄為細流。是龍降云々⁴⁶」と見え、鎌倉時代に竜が風雨の原因として意識されていたことが知られる。また、『太平記』にも康安元年(一二六一)八月二四日の大地震の時、雨が荒く降り、風が激しく吹いて、虚空がしばらくかき暮れて、難波の浦の沖から大きな竜が二つ浮かび出て、天王寺の金堂の中へ入ったように見えた。雲の中に鎗矢が鳴り響いて、戈の光が四方に閃いて、大竜と四天が戦っているようだった。二つの竜が去る時、また大地がおびただしく動いて、金堂が微塵に砕けたとあり、風雨の原因を大竜とみている。

日本と関係の深い中国皇帝と竜のつながりを見てみよう。『史記』の「三皇本紀」から始まる「五帝本紀」は、唐の司馬貞が補った部分だ⁴⁸というが、中国における理想の帝王像を垣間見られる。

三皇の庖犧(伏羲)氏は風姓、蛇身人首で聖徳があり、竜の瑞祥があつたので、官名に竜という字をつけ、その軍隊を竜師⁴⁹といった。民がみな帰服(伏)したので、宓(伏羲)氏という。女媧氏も風姓、蛇身人首で、神聖の徳があり、宓氏に代わって王位に就いた。女媧は五色の石を練って天を補い、竜の足を切つて地の四方をつなぐ柱を立て、蘆の灰を集めて大洪水を止め、冀州を救済した。炎帝神農氏は羌姓で、はじめて耕作を教えた。

黄帝は華夏族の祖先で、五穀の栽培を奨励し、野獸を飼ひならせた。彼は堯鹿の野で蚩尤の部族(九黎)・西方の炎帝の部族と戦い勝利した。黄河流域の多くの部族の連合体は黄帝を部族連合の首領に推戴した。

黄帝の後、黄河流域の平陽に部族連合の首領の堯が出現した。堯は黄帝の曾孫帝嚳の子の放勳である。堯の後継者として土地を耕し、魚を捕らえ、土器を製造するのが上手だった舜が推薦され、正式に部族連合の首領となった。堯の晩年、

黄河流域に大洪水が発生し、生産や生活は困難となった。堯は治水について各部族の首領に相談し、推薦された鯀が九年間治水に当たったが、災害が減らなかった。舜は鯀を殺し、鯀の子の禹を用いて治水を継続させた。禹は一三年後、治水に成功した。禹は人々を指導して灌漑の水路を掘り、低い湿地帯に稲を植えさせたので、農産物も増加した。

庖犧(伏羲)と女媧は蛇身で、規矩を持つ姿で表される。黄河流域に住んだ黄帝は五穀の栽培を奨励し、野獸を飼ひならせた。舜の課題は大洪水対応だったが、それを成功させたのが禹であつた⁴⁹。

皇帝は民の生活を安定させねばならず、その大きな要素に治水があつた。皇帝の水を制する役割を視覚的に示しているのが、皇帝の身につける衣服に縫い込まれたり描かれたりしている竜である。

国を統治する者に期待された治水の能力は日本においても同じだった。『古事記』によれば、高天原を追放された須佐之男命(スサノオノミコト)は、櫛名田比売(クシナダヒメ)を救うために、八咫遠呂智(ヤマトノオロチ、『日本書紀』は八岐大蛇)を退治した。須佐之男命が十拳剣で尾を切ると中から大刀が出てきたので、それを天照御大神に献上した。これが「草那藝之大刀」(天叢雲剣)だとする⁵⁰。須佐之男が退治したヤマタノオロチは大蛇であり、水の化身、洪水の源だと言われる。八つにも分流して大きな水害を起こす川を制したのが、聖なる須佐之男だったのである。

第一六代天皇の仁徳天皇は難波の堀江を開鑿し、茨田の堤防を築き、河内平野における水害を防ぎ、開発を行つた⁵¹。山背の栗隈県(京都府城陽市西北)久世郡久御山町には灌漑用水を引かせた。和珥池(奈良市?)、横野堤(大阪府生野区、依網池(大阪府住吉区)を築造した。灌漑用水として感玖大溝(大阪府南河内郡河南町辺り)を掘削し、広大な田地を開拓した。その業績から聖帝とも称される。聖なる天皇の理想は治水をし、田地を開拓し、農業を振興させることだった⁵²。

『常陸國風土記』によれば、箭括の麻多智が夜刀の神(蛇)を打ち殺し、追ひ

払って開墾した。孝徳天皇の治世（五九六～六五四年）、壬生連麿がその谷を占有し、池の堤を築かせると、夜刀の神が集まったので、「帝のご意向に従わないのか」というと、蛇たちは姿を消した。⁽³³⁾ 天皇は谷で水を司る神たちの上におり、堤防を造ることが天皇の役割の一つだったといえよう。

日本においても天皇や弘法大師⁽³⁴⁾といった、聖なる人物は治水ができると考えられていた。人々は神社に祀られた神が水を制してくれることを期待した。その代表といえる諏訪大明神は、水を司る竜体だと理解されていたのである。

新海三社神社の中本社と西本社の間にある石幢形の石造物を御魂代石^{みたましろいし}と呼んでいる。自然石を重ねた約五〇センチメートルの台の上に、幢身と笠と宝珠が積み重ねられている。総高は約一・五メートル、幢身は円筒形で周囲が約一メートル、上下に三筋の帯をめぐらした節をつけ、上下節の間に左右相称に竜が彫られ、その間に延文三年（一三五八）戊三月二日の刻記がある。⁽³⁵⁾ この石に耳を当てると諏訪湖の波音が聞こえると伝えられる。御魂代石は中本社と西本社の上に置かれていることから、彫られているものを竜と理解するならば、諏訪大明神を表している。御魂代石に耳をあてると諏訪湖の波の音が聞こえるというのも、竜神で水を司る諏訪大明神とつながろう。

御魂代石に彫られている動物は口が尖っておらず、蛇や動物のような形、大きく開けられた目、たてがみのようなもの、背に鱗状のものがある。この姿は諏訪大社上社などに伝わる古い薙鎌の形にそっくりである。薙鎌の形の一つの源流が諏訪信仰の源泉となる竜の姿にあることは間違いない。

ところが、御射山祭の御神体としての薙鎌、あるいは御射山祭に登場する威儀具としての薙鎌は、御魂代石に彫られた竜とは異なり、鳥に近い。これまで述べてきたように、新海神社に祀られている神は建御名方命（諏訪大明神）の姉君であるという下照姫命、あるいは諏訪大明神の乳母とされる女神である。新海三社神社の御射山祭に現れる御神体が、十二単という女性の衣装をまとっていることも、この神が女神であることを示す。

御射山社に祀られている男神の建御名方神に、東本社に興波岐神がわざわざ女

性の格好で会いに行くだろうか。御神渡りは男神が女神に会いに行った跡だとする説明から、建御名方命が会うのは女神と推察される。したがって、御神体として想定されているのは建御名方命の妻ともいべき女神であろう。

安永六年（一七七七）に建てられた諏訪大社上社本宮の布橋入口の上部には、竜と鳳凰が彫刻されている。下社秋宮の彫刻も鳳凰と竜である。竜と鳳凰の彫刻は神社でよく目にする。鳳凰の「鳳」の文字について、白川静は『字統』で大略以下のように説明している。

卜辞に見える風は、鳳形の鳥の象形字に、ときに凡を声符としてそえている。風はその凡の下に、虫を加えた形である。風はもと鳥形の神であったが、のち竜形の神とする観念が起って、風の字が作られたのであろう。卜辞に風神とするその鳥の形が用いられており、「神鳥なり。天老曰く、鳳の象なり」という。鳳が風神とされたのは、この鳥が方神の神意伝達者で、その伝達のため飛翔するときに風が起るとされた。⁽³⁷⁾

同じく「風」について、卜文の風の字形は、鳳形の鳥の形である。卜辞に卜する例があり、風は自然神としても重要な神で上帝を禱るのと同じく、禱の祭儀をもつて祀った。方神は日月を司り、風神はその使者として神意を伝達するものであった。『山海経』にみえる神々には、「四鳥を使ふ」のように、鳥形の神を使者として使うものが多い。卜文の風が鳥の形、それも鳳の形で記されているのは、風はその神鳥の羽ばたきによって起こると思われていたからであろう。風を天上の竜形の神が起すものと解したのであろう。風は自然と人間の生活との媒介者であり、その生活の様式を規定するもので、そのような営みを風化といい、流風⁽³⁸⁾というとする、と述べている。

白川静は「鳳」「風」の底辺にあった「竜」の文字について、頭に辛字形の冠飾を附けた蛇身の獣の形だとする。この種の冠飾は鳳・虎の卜文形にも見られ、霊獣たることを示す。四霊のうち、東方の青竜は竜、南方の朱雀は鳳、西方の白虎は虎で、卜文に竜・鳳・虎はいずれも冠飾をつけた字形である。竜は洪水神とされ、竜形が水神の普遍的な形体であった。竜の観念は、その呪霊を駆使する古

代のシャーマニズム的な信仰に起源している、と主張している。

このように、「風」の字と、「鳳」の字の原型は、同じで、最初は竜形であったようである。殷の時代には風の神、またはその使者（風師）として信仰されていたという。⁽³⁹⁾

おわりに

今井黙天によれば、小谷村大字千国乙にある千国諏訪神社の長さ二六センチメートルの薙鎌に、天長五年（八二八）の銘があるというが、藤森栄一などは銘を見ていない。しかし、藤森はこの薙鎌を鎌倉時代かそれ以前のものとし、彼の見た中では最古に属するという。⁽⁴⁰⁾

同じ小谷村の中谷大宮諏訪神社の蛇形の長さ五九センチメートルもある薙鎌は、鎌倉期かそれ以前のものであるとして、村の文化財に指定されている。

明治四一年（一九〇八）に神社より長野県知事宛に出された「由緒訂正願」によれば、池田松会衆（北安曇郡池田町）の三社の御神体は薙鎌と御幣で、薙鎌はおよそ一〇〇年前のものであるという。その通りなら、平安時代の薙鎌になる。しかしながら、写真などによれば戦国時代以降のものに見え、少なくとも古代には遡らない。

明治一三年（一八八〇）二月二三日作成の「信濃国神社寶物古器物古文書目録帳巻」の下ノ諏訪神社（現諏訪神社、佐久市臼田）の説明には、「一 薙鎌 三挺 無銘、各長壹尺壹寸 重量一挺柄共三百五拾目、文明元年（二四六九）トアリ 伝来ノ所由未詳」とある。文明元年となれば年号が明記された最古のものになる。残念ながら完形品ではなく、打ち込まれた尾の部分以外は失われている。薙鎌が打ち込まれていた木製の剣には「文明元年己丑諏方大明神」の墨書がある。同社で今見ることのできる薙鎌の古いものは長さ三〇・五センチメートルで、鳥の形である。この薙鎌には「永禄二年己未九月十五日」、「小田切直忠作」と刻まれている。永禄二年（一五五九）は銘が残る古い方で、その形は新海三社神社の御神体によく似ている。

臼田の諏訪神社から南に二〇（きんぎょ）弱に、松原諏方神社上社（南佐久郡小海町豊里）がある。松原諏方神社神主畠山家には長さが四四・五センチメートルの銅製薙鎌が伝わり、「奉納松原上宮 神主諏吉 天文十八己酉正月吉日、勸進 慶阿細工鷹秀」の銘がある。天文一八年（一五四九）は有銘の薙鎌では最古で、前記諏訪社の永禄二年の薙鎌に似た鳥形である。したがって、新海三社神社の御神体になっている薙鎌も戦国時代までは遡りうる。

飯山市豊田伊豆木原の健御名方寅命彦神別神社の薙鎌は文亀元年（一五〇一）四月に堀之内で得たものと伝えられており、四点の内最長のものは長さ七八・八センチメートル、三点は六九センチメートルから六九・八センチメートルで、蛇と鳥の間のような形をしている。⁽⁴²⁾

以上からして、薙鎌が中世に遡ることは確実で、大きさも一〇センチメートル台のものだけでなく、非常に大きいものがあり、形も様々だと言える。

銘からすると、早い段階から鳥形の薙鎌も存在していた。鳥形は本来風の信仰に関わり、国境に打たれる薙鎌のように風を鎮める願いの要素が強かった。中国では風は鳳凰が羽ばたいて起きると考えられた。日本でも風のシンボルは鳳凰であった。諏訪信仰の中心をなしてきた諏訪大明神は竜の姿であり、水の神であった。諏訪信仰でもう一つ大事なものは風の信仰であった。『風土記』逸文の伊勢津彦が信濃に逃れてきたとの伝えは、風の神を拝する諏訪信仰を示している。元寇に際して諏訪大明神がもたらしたという神風も、風の信仰を示している。

中国の漢字の成立起源によれば竜は風から出てきているという。竜と鳳は起源を一にし、場合によると一体であった。それが水信仰の竜神、風信仰の鳳凰と別れてきたのではないだろうか。このことは中国皇帝と皇后が身につける衣服の竜と鳳凰のマークにも対応する。水と風を押さえ、風雨が静まり順調であることによって農業などの生業も成り立つ。それを行える、あるいは行うべきなのが聖なる皇帝だった。換言すると人間が生存するのには水、それを巡回させる風が必須であった。だからこそ、多くの神社の根底には水や風への信仰が存在する。諏訪社はその代表的なものである。『神道集』の「信濃国鎮守諏方大明神秋山祭事」では、

御射山祭の御縁日には悪事の高丸を滅ぼした日ということで、二七日の祭りの時には必ず大風と大雨があるという。諏方社にとって最も大事な御射山祭に諏方社に雨と風の記載があるのは、諏訪信仰の根源にこの二つがあることを示すが、そのシンボルこそ竜と鳳凰であろう。⁽⁶³⁾

そこで、男神である諏訪大明神の竜の姿に対応するものとして、女神で鳳凰の姿をするものが想起された。そのイメージの残存が、新海三社神社の御射山祭に姿を現す、十二単を着する薙鎌ではないだろうか。

現在の我々にとって水の確保とその安全性の保証は極めて大事である。水も空気も地球規模で巡回する。そこには国境などは存在しない。地球全体の水と空気を考えるに際して、薙鎌のあり方は大きなヒントになるう。

注

- 1 中山太郎「諏訪神社の薙鎌」(『考古学雑誌』一一卷一号、一九二〇年)
- 2 金井典美「御射山」(学生社、一九六八年)
- 3 藤森栄一「薙鎌考—諏訪神社の考古学的考察—」(『信濃』一四卷一一号、一九六二年)。「藤森栄一全集」第一四卷(学生社、一九八六年)。桐原健「薙鎌私考」(『信濃』二九卷一号、一九七七年)。なお、薙鎌の研究史の一端は、拙稿「薙鎌研究と民俗学」(『長野県民俗の会会報』第四六号、二〇二四年)に示した。
- 4 『古事記』祝詞 日本古典文学大系一 一一二頁(岩波書店、一九五八年)
- 5 『風土記』日本古典文学大系二 四三三頁(岩波書店、一九五八年)
- 6 『古事記伝』二 七四二頁(日本名著刊行会、一九三〇年)
- 7 宮内庁書陵部所蔵、国書データベースによる。
- 8 『神道大系』論説編六 伊勢神道(中) 三二六頁(神道大系編纂会、一九八九年) 同右三九六頁
- 9 『新編日本古典文学全集』日本書紀③ 五一九頁(小学館、一九九八年)
- 10 『新訂増補 日本三代実録』前篇四六頁(吉川弘文館、一九八九年)
- 11 『袋草紙』新日本古典文学大系29 (藤岡忠美校注、岩波書店、一九九五年)
- 12 『新編日本古典文学全集51 十訓抄』三〇六頁(小学館、一九九七年)
- 13 西尾市岩瀬文庫 国文学研究資料館のウェブによる 一五コマ。

- 15 『白田町誌』第六卷 文化財・資料・年表編(佐久市白田町誌刊行会、二〇一〇年)
- 16 『復刻諏訪史料叢書』第二卷一一六頁(中央企画、一九八三年)
- 17 福山壽久「信濃史蹟」下巻六七頁(信濃新聞株式会社、一九二二年)
- 18 『白田町誌』第六卷 文化財・資料・年表編 一四頁
- 19 『長野県町村誌』東信篇二四頁(長野県町村誌刊行会、一九三六年)
- 20 白田町文化財調査委員会編『白田町の文化財』(白田町教育委員会、一九七九年)
- 21 『白田町誌』第六卷 文化財・資料・年表編 二六一頁
- 22 『長野県町村誌』東信篇二四頁
- 23 丸山正俊「新海三社神社と上宮寺」六五頁(丸山正俊、二〇二二年)
- 24 二本松泰子「諏訪信重解状」の新出本と『諏方講之式』—大祝家文書の中の諏訪縁起—(二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年)
- 25 『新編信濃史料叢書』第三卷 九二頁(信濃史料刊行会、一九七一年)。西尾市図書館、岩瀬文庫、「諏訪大明神絵詞」五七コマ。諏訪教育会『復刻諏訪史料叢書 第一巻』
- 26 金井典美「旧御射山祭祀遺跡の発生 山中聖地の一形態」(『長野』一一号、一九六七年一月)。金井典美『御射山』(学生社、一九六八年)。藤森栄一「御射山物語」(『伊那』四八八号、一九六九年一月)。「毛賀御射山遺跡」(長野中央市場・飯田市教育委員会、一九七八年)。「御射山遺跡 御射山遺跡第Ⅰ調査報告書」(箕輪町教育委員会、一九八〇年)。「御射山第二遺跡 緊急発掘調査報告書」(箕輪町教育委員会、一九八〇年)。金井典美『諏訪信仰史』(名著出版、一九八二年)。「御射山遺跡発掘調査報告書 県道弘沢富士見線改良事業に伴う緊急発掘調査」(富士見町教育委員、一九八五年)。丸山利雄「まさやま(御射山)さん」(『高井』八二号、一九八八年)。「旧御射山遺跡 長野県諏訪郡下諏訪町旧御射山遺跡発掘調査報告書」(下諏訪町教育委員会、一九八九年)。「梨の木沢・中道通・御射山沢・梨の木沢西遺跡 御射山地区営畑地帯総合土地改良事業に伴う緊急発掘調査報告書 原村の埋蔵文化財17」(原村教育委員会、一九九〇年)。小林一行「西箕輪における御射山大社について—文献と実地踏査からの考察—」(『伊那路』五六八号、二〇〇四年五月)。内山大介「御射山祭りの伝播とその性格—「送る」祭祀としての御射山祭り—(上)」(『信濃』二〇〇七年四月)。内山大介「御射山祭りの伝播とその性格—「送る」祭祀としての御射山祭り—(下)」(『信濃』二〇〇七年五

- 月)。「御射山遺跡 御射山中遺跡 町内遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書」(富士見町教育委員会、二〇二〇年)
- 27 ウェブ、国文学研究資料館 肥前松平文庫「袖中抄」二七四コマ
- 28 『新編信濃史料叢書 第三卷』九六頁(信濃史料刊行会、一九七一年)
- 29 福山壽久『信濃史蹟』下巻六七頁(信濃新聞株式会社、一九二二年)
- 30 下野国日光輪王寺蔵。『復刻諏訪史料叢書 第四巻』八五五頁
- 31 『復刻諏訪史料叢書 第二巻一七九頁(中央企画、一九八三年)
- 32 『信濃史料 第七巻』三三五頁(信濃史料刊行会、一九六一年)
- 33 『信濃史料 第七巻』三三五頁。『復刻諏訪史料叢書 第一巻』五七九頁
- 34 『信濃史料 第八巻』一九八頁、信濃史料刊行会、一九七一年)
- 35 『信濃史料 第十一巻』四一一頁(信濃史料刊行会、一九五九年)
- 36 貴志正造訳『神道集』(平凡社・東洋文庫、一九六七年)
- 37 『新編信濃史料叢書 第三巻』七五頁
- 38 『復刻諏訪史料叢書 第一巻四二四頁(中央企画、一九八五年)
- 39 『太平記三 日本古典文学大系36』四五三頁(岩波書店、一九六二年)
- 40 石川透編『室町物語影印叢刊12 諏訪の本地』(三弥井書店、二〇〇三年)。信州デジタルコモンズ
- 41 『北安曇郡郷土誌稿 第二輯 口碑伝説篇 第二冊』一六九頁(郷土研究社、一九三〇年)
- 42 『下諏訪町誌民俗編』七三一頁(下諏訪町、二〇〇〇年)
- 43 『北安曇郡郷土誌稿 第二輯 口碑伝説篇 第二冊』一六九頁
- 44 諸橋轍次『大漢和辞典』第一三巻二二二頁(大修館書店、一九九一年)
- 45 『日本国語大辞典 第二版』第一三巻 八九一頁(小学館、二〇〇三年)
- 46 『新訂増補国史大系32 吾妻鏡前篇』三八五頁(吉川弘文館、一九六四年)
- 47 『太平記三 日本古典文学大系36』三四七頁
- 48 『史記(上)』七頁(平凡社、一九七二年)
- 49 『史記(上)』七頁
- 50 『古事記 祝詞 日本古典文学大系1』八五頁
- 51 『古事記 祝詞』二六七頁。『日本書紀 上 日本古典文学大系67』三九三頁(岩波書店、一九六七年)
- 52 『日本書紀 上』三九六頁
- 53 『風土記 日本古典文学大系2』五五頁
- 54 拙著『中世的世界から近世的世界へ―場・音・人をめぐって―』三五七頁(岩田書院、一九九三年)
- 55 『白田町の文化財』五六頁(白田町教育委員会、一九七九年)。丸山正俊『新海三社神社と上宮寺』一五頁(丸山正俊、二〇二二年)
- 56 『佐久口碑伝説集 南佐久編』三三頁
- 57 白川静『字統』七九一頁(平凡社、一九八四年)
- 58 白川静『字統』七四七頁
- 59 白川静『字統』八七七頁
- 60 今井邦治(黙天)『諏訪神社なぞ鎌の研究―座の特殊委相と神代象形文化の考察』二一頁(今井邦治、一九四五年)
- 61 藤森栄一『雑鎌考―諏訪神社の考古学的考察―』(注3参照)
- 62 『飯山市の文化財』一九七頁(星雲社、二〇〇二年)
- 63 『神道大系 文学編 神道集』九六頁(神道大系編集会、一九八八年)

研究報告

近衛家の人々と連歌ネットワークー永禄四年九月の千句連歌ー

村石 正行

はじめに

近代歴史学における「史料論」は、歴史研究の素材となる多様な資料のなかから、差出者と受給者によって規定される「古文書」を優越させた。これを体系的に研究する学問として「古文書学」を位置づけてきた。しかし、一九七〇年代以降多様な文字資料の拡大や周辺諸科学との協同のなかから、「史料論」が古文書に限定されないことが自明となると、史料論は新たな「史料学」へと転回していった。^{〔1〕} なおここでのいう史料は、文献資料・文学資料・絵画資料・民俗資料・考古資料・建築資料など、モノとしての資料に「歴史情報を帯びる側面」を見いだし性格づけたものとする。^{〔2〕}

近年、歴史学と周辺諸分野との学際研究として、国文学との協同が進んでいる。^{〔3〕} また文芸資料を、史料批判をおこないつつ積極的に歴史資料として位置づけ、室町時代政治史の構築を試みようとする川口成人の研究が注目される。^{〔4〕} こうした動向に学びながら、当館所蔵の文芸作品を紹介し歴史的に位置づけたい。

一 当館蔵連歌懷紙の紹介

当館に寄贈された吉田能民氏旧蔵史料は、天養二（一一四五）年「鳥羽院庁下文」（重要文化財）を始めとする皇室・公家関係史料や諏訪社関係史料の収集文書を含んでいる。次の史料もそのうちの一点である。

史料「賦御何連歌」 永禄四（一一五六）年九月一六日

料紙 鳥の子・紙金泥下絵・卷子装

「永禄四年九月十六日

第九

賦御何連歌

曇るなよ月より

おもふ秋の空

まつ夜更たる

はつ雁の聲

萩の葉はさながら

軒の雨きゝて

しづくもしけき

夕霧のやま

袖さむき麓の

みちのかへるさに

舟ふきなかつ

河かせのすゑ

行水になひく

岸ねのむら柳

つもる下より

雪やけぬらん

橘

俊直朝臣

覚勝院僧正

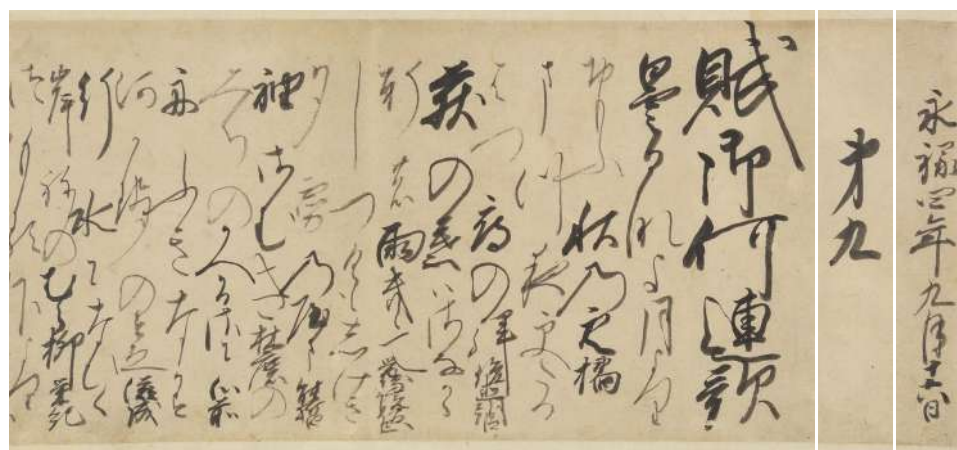
能哲

心前

滋成

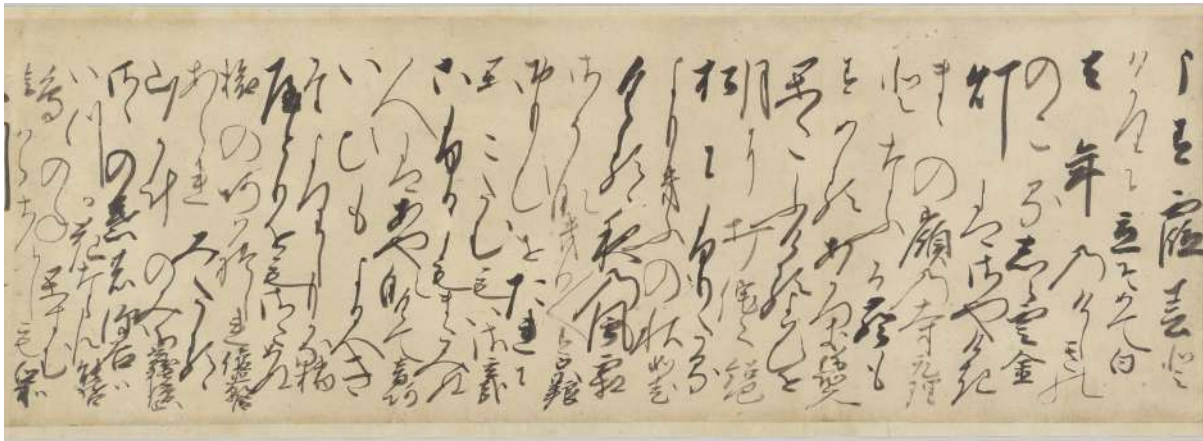
栄紀

仍景（初折）



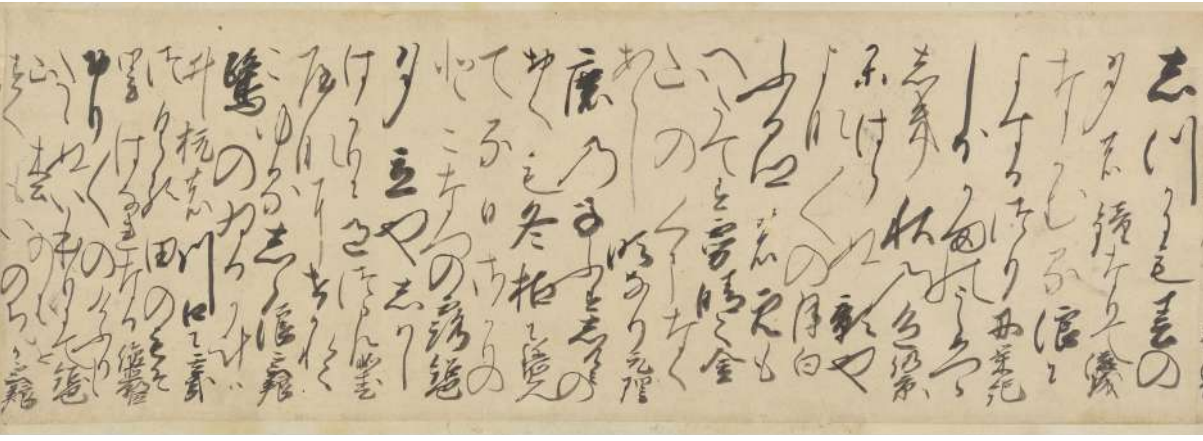
「うす霞春と」
はかりに立そめて
去年のけしきの
のころしら雪
灯はさやけき
ままの嶺の寺
となふる聲も
すめるあかつき
かたふけるよはひを
月に打侘て
松にふりたる
よもさふの秋
くる、夜の風霜
さうなききりくす
おもひをたれに
かこたむいさ
こふる、もまたみぬ
人はあやなくて
いひもよるへき
たよりしもかな
やとりをもさためぬ
旅のあはれしれ
あられみたる、
山かけのみち
さ、の葉は深合は
いつか花ならん

白 金 元理 弥阿上人 紹把 如老 宗養 玄哉 音阿 橘 俊直朝臣 覚勝院僧正 能哲

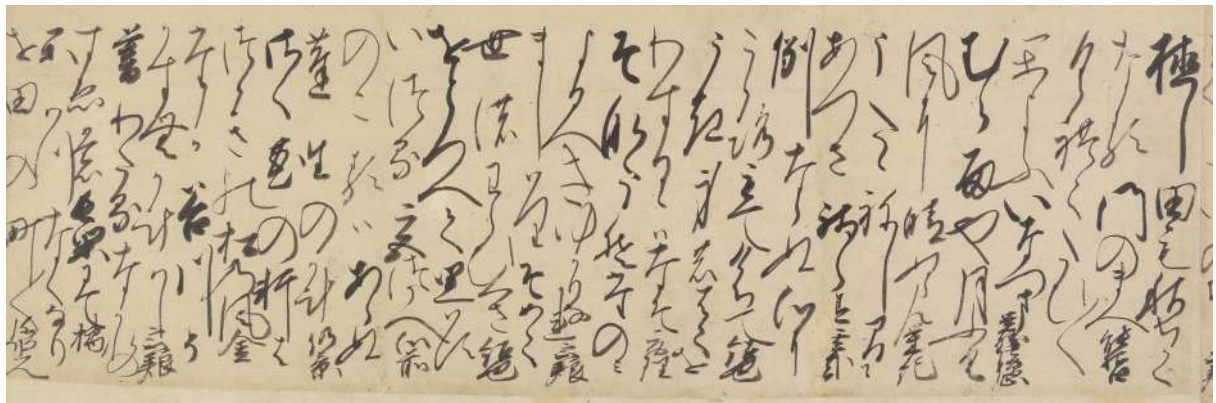


鳥のねかすむ
言はらさりしも 心前〔裏十四句〕
「しつかにも春の
夕の鐘なりて
なかむる浪に
よするつり舟
しほかまのうらめつら
しき秋の色
かはらぬ影や
よなくの月
ふる郷の雲も
へたてす雰晴て
山のくまなく
あらし吹なり
鹿の子ふすしけみの
おくも冬枯て
てる日さかりの
とこなつの露
夕立やしはし
はかりに過つらん
やなにせかれて
こゆるしら浪
鷺のいるかけは
井杭の河口に
つくる田のもぞ
里はなれなる

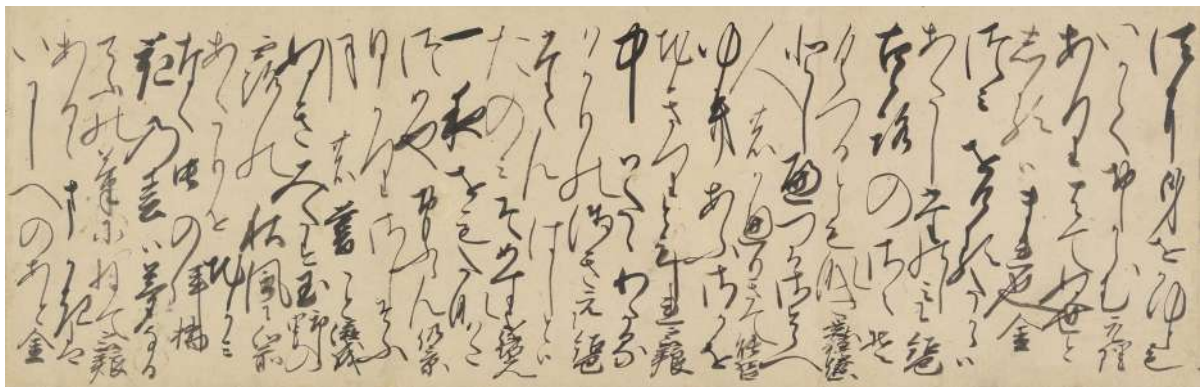
滋成 栄紀 仍景 白 金 元理 弥阿上人 紹巴 如老 宗養 玄哉 俊直朝臣



おり／＼のけふりも (立) (庵)	紹巴	たぬいほりにて (庵)	宗養	「植し田も秋ちかく (梅) (井) (公魚)	能哲	なる門のまへ (庵)	宗養	くれてたひく (庵)	元理	かよふいなつま (庵)	紹巴	むら雨月ふく (庵)	宗養	風に晴ぬらん (庵)	玄哉	うた、ねし間に (庵)	紹巴	あつさ残らす (庵)	元理	例ならぬ心に (庵)	宗養	こゝろもてけちて (庵)	紹巴	うき身のはてを (庵)	元理	わする、はなそ (庵)	宗養	そなたこそたのみ (庵)	紹巴	よるへきゆかりなれ (庵)	宗養	まはりそめて (庵)	紹巴	世のわらひくさ (庵)	心前	をとつて思はず (庵)	仍景	蓮生のかげ (庵)	金	さく花の軒は (庵)	宗養	つゝきの松の風 (庵)
----------------------	----	----------------	----	---------------------------	----	---------------	----	---------------	----	----------------	----	---------------	----	---------------	----	----------------	----	---------------	----	---------------	----	-----------------	----	----------------	----	----------------	----	-----------------	----	------------------	----	---------------	----	----------------	----	----------------	----	--------------	---	---------------	----	----------------



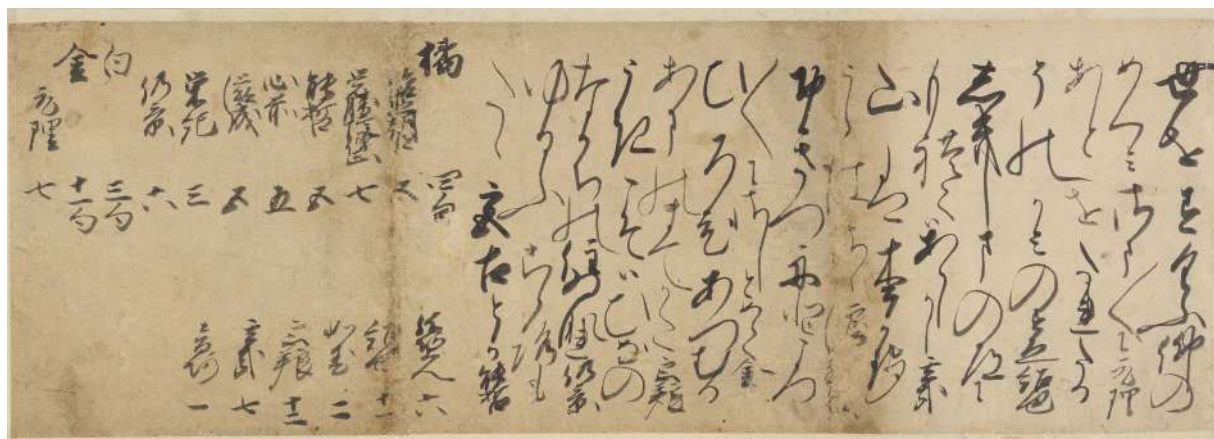
たか谷川そ (庵)	宗養	かすむかけはし (庵)	橋	暮わたるなかれの (庵)	元理	すゑも長閑にて (庵)	金	かはつなくなり (庵)	紹巴	を田の町く 弥阿上人」(二の折裏十四句) (庵)	元理	「法に身をかゆとも (庵)	紹巴	いかておしからむ (庵)	宗養	ありはてぬ世と (庵)	紹巴	しるはまれ也 (庵)	宗養	つみをけるたからは (庵)	紹巴	あたしたのしみに (庵)	宗養	こゝろのさゝそ (庵)	紹巴	くつるともなき (庵)	宗養	としへつるさすらへ (庵)	紹巴	人のかへりきて (庵)	宗養	ゆきあふさかを (庵)	紹巴	ちきりともしれ (庵)	宗養	中はたゝわたる (庵)	紹巴	はかりの浅きえに (庵)	宗養	たゝんはしとは (庵)	紹巴	たのみそめすに (庵)	宗養	一夜をもたなはた (庵)	紹巴	つめやおもふらん (庵)	宗養	ひかりさしそふ (庵)	紹巴	月の暮こと (庵)
--------------	----	----------------	---	-----------------	----	----------------	---	----------------	----	-----------------------------	----	------------------	----	-----------------	----	----------------	----	---------------	----	------------------	----	-----------------	----	----------------	----	----------------	----	------------------	----	----------------	----	----------------	----	----------------	----	----------------	----	-----------------	----	----------------	----	----------------	----	-----------------	----	-----------------	----	----------------	----	--------------



春に花のこる
 一本もうつへし
 後のやよひの
 つゝしやまふき
 またきよりさえつり
 そめて百千鳥
 人もをとせぬ
 明ほのゝ宿
 いつはりもしらて
 はかなきそらため
 ちかひし事は
 いかてわすれん
 「世をすくふ佛の
 めくみさうゝに
 あとをたれたる
 そのかみのすゑ
 しきしまの道に
 もれてはあらしかし
 山は松かせ
 うらはさゝ涙
 おきつ舟ところ
 くにさしとめて
 ひろひあつむる
 あまのまてかた
 うきこそは、ひなの
 なかちの住みなれ

弥阿
 覺勝院僧正
 宗養
 金
 滋成
 玄哉
 元理
 紹巴
 玄哉
 心前
 金
 宗養
 仍景

(名残の折 表十四句)



ゆるふこゝろも
 たゝ宮古とか
 橋
 俊直朝臣
 覺勝院僧正
 能哲
 心前
 滋成
 榮紀
 仍景
 白
 金
 元理
 弥阿上人
 紹巴
 如老
 宗養
 玄哉
 音阿
 (極札)
 近衛政家公
 近衛殿内
 北小路大膳太夫俊直朝臣
 大覚寺宮御隠居
 覺勝院僧正
 北野社僧法橋能哲
 高坊芦等斎

四句
 五
 七
 五
 五
 三
 六句
 三句
 十一句
 七
 六
 十一
 二
 十二
 七
 二
 一

(名残の折 裏八句)

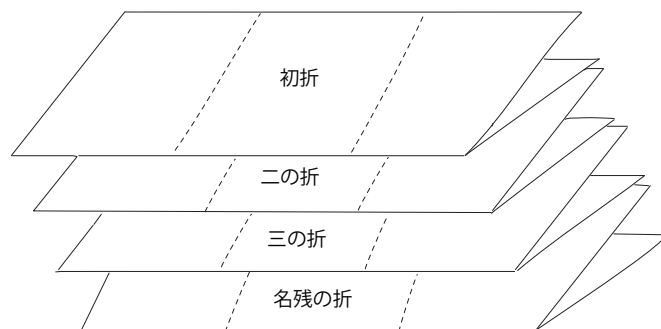


図1 連歌の折式

〔石井氏 滋成〕

〔江村氏 栄紀〕

〔連歌師

法橋昌叱 仍景 宗養〕

〔聖護院道澄准后 白〕

〔大覚寺

義俊大僧正 金〕

〔大内家連歌師元理〕

〔一華堂 弥阿上人〕

〔連歌師法眼 紹巴〕

〔如老

〔連歌師

〔号半松扇宗養〕

〔連歌師

〔辻氏 玄哉〕

〔音阿〕

〔□者法橋昌叱〕

本書は、もとは四枚の懷紙を折紙とし三つ折りとして保管していたものである
(図1「連歌の折式」参照)。袖には綴穴の痕跡がうかがえる。

(1) 一句は二行書である。

(2) 初折表の冒頭に、連歌会張行日を記している。永禄四年九月一八日の開
催である。

(3) 連歌形態は賦物^{ふしもの}で、題は「御何」としている。

(4) 巻尾(奥)に句上(作者名とその句数の一覽表)を記載している。

以上から、形状的に懷紙の折式と合致している。ただし、後に懷紙を横半に切
り、計八枚を継紙とし卷子に仕立てたことから、当初の形状は失われている。

なお、巻末には近世に作成されたと思われる極札が張り込まれ、詠者の比定が

表 1 永禄 4 年懷紙卷子法量 (cm)

	法量	折り方
1 紙	52.8 × 17.7	三つ折
2 紙	52.1 × 17.8	三つ折
3 紙	51.9 × 17.8	三つ折
4 紙	52.0 × 17.4	三つ折
5 紙	52.2 × 17.8	三つ折
6 紙	52.0 × 17.8	三つ折
7 紙	52.4 × 17.2	三つ折
8 紙	51.8 × 17.7	三つ折

試みられている。若干錯誤が認められるので後述のように訂正した。

中世の連歌については奥田勲の体系的な研究がまとまっている。^⑤以下、本書の
意義を検討するために、やや煩雑ではあるが、奥田の研究をもとに行論中で簡単
にまとめておきたい。

連歌は、複数の作者が和歌の上の句五・七・五、下の句七・七を交互に詠んでい
く文芸で、室町時代に全盛期を迎えた。百句続ける百韻という形式が基本となる。
最初の三句を、発句・脇句・第三と称し、最後の百句目を挙句(揚句)と呼ぶ。
上句(前句、一句)を詠むものが一座の句会参加者に下句(付け句、二句)を求
め、上句のもつ表現と共通のものを詠み返そうとするものである。すなわち五・七・
五で詠んだ上句に対して七・七と受けて詠み込む。この対句を一〇〇単位で構成
したものを百韻といい、これが一〇回興行されると千句連歌となるのである。こ
のように、連歌は参加者同士によって相互に創造される高度な文芸作品といえる。
その意味では難易度が最高峰の千句連歌は、連歌の中でも特別な位置づけを有し
ているといえる。そもそも連歌は、法楽^{ほうらく}和歌など神仏を慰撫するために奉納され、
また祈禱・追善といった意味合いも持っていたが、戦国時代になると、戦国武将
を中心に、神仏の加護を受けるために催される出陣祈禱へと広がりを見せるよう
になった。

連歌作成で制作上の約束事が形成されたのは南北朝時代とされ、連歌会が単な
る娯楽の集まりではなく、作者の修練の場でもあった。このなかで生み出された
ルールの一つが賦物である。賦物とは、句のなかに指定した文字を配置し(賦^{くは}る)
ことによって、一定の熟語を作り出すように付け句していくものである。当館所
蔵作品をみると、「賦御何」とあるから、熟語の頭に「御」字を配することがで
きる言葉を句中に読み込むように指示されているのである。

例えば発句で詠んだ興行主の橘(聖護院道増。極では近衛政家とあるが誤り)
が「曇るなよ月より おもふ秋の空」と詠んだ。この場合「御月」「御空」が賦
されている。二句は「まつ夜更たる はつ雁の聲」と「御雁」を詠み込んでいる。

またそのほかのルールとして知られるのが去嫌^{さりきらひ}である。連句において同季・同

字、または同種・類似の語が頻出しないように設けられた規定である。使用する場合も間隔を開ける「句を去る」、句材として使用しない「句を嫌う」などが設定されている。

このように、室町時代から戦国時代にかけて連歌のハードルが高くなっていくと、庶民が気軽に楽しめる俳諧連歌が生まれてくることになった。江戸時代にはむしろ俳諧が隆盛を極め、やがて近代の俳句へとつながっていくことはよく知られている。

二 連歌会に出席した人たち

(1) 近衛家の人々

本書で確認される永禄四年九月の連歌会の参加者を確認しておこう。まず、連歌で注目されるのが漢字一字の雅号である。これを一字名といい、和歌、連歌の懐紙・短冊などに、実名の代わりに用いるものである。この作品中、一字名を使用している者は次の三名である。

1 橘 聖護院道増^①

永正五（一五〇八）〜元亀二（一五七二）年。准三宮。大僧正。近衛家当主近衛尚通の子で近衛植家の弟。また祖父近衛政家の猶子。聖護院門跡。永禄四年閏三月一二日、毛利元就と尼子義久間の和議を足利義輝が斡旋するために道増が下向している。同六年毛利・大友間の紛争の調停にあたるなどする。永正一四年三月一六日に佐久郡大井法華堂に対して太刀を寄進している。^②

2 白 聖護院道澄准后

天文一三（一五四四）年〜慶長一三（一六〇八）年。照高院、浄満寺宮と号した。近衛家当主近衛植家の子。聖護院門跡道増（叔父）のもとで得度し、園城寺長吏、熊野三山検校、大僧正、准三后を歴任。永禄三（一五六〇）年九月一九日、越後国長尾景虎のもとへ兄近衛前嗣（前久）とともに下向し、翌年の景虎の関東出兵にも同道することになる。^③

3 金 大覚寺義俊大僧正

永正元（一五〇四）年生まれ。近衛尚通の子、植家の弟。大僧正、のち大覚寺門跡、准后となる。連歌師でもある。後述のように將軍足利義輝には外交使僧として幕府・大名間の取次をおこなっていることが知られる。

このようにこの連歌会の一字名を使用しているものは聖護院門跡・大覚寺門跡であり、いずれも近衛家関係者である。また発句は道増がおこなっており、この連歌会の主催者と見做すことができる。

後述するように、この年の九月には本件以外に百韻連歌が催行されていることが近世の写本で知られるが、その参加者にはやはり右の三名のほか永禄四年段階の近衛家当主植家及び尊信（大覚寺門跡義性）の存在が知られる。

4 梅 近衛植家

文亀二もしくは三（一五〇二・三）年〜永禄九（一五六六）年に関白、太政大臣。藤原北家摂家近衛家一六代当主。近衛尚通の子。足利義植より偏諱を受ける。永禄元（一五五八）年、植家の娘（大陽院）が義輝に嫁ぎ、正室となる。

5 秋 大覚寺義性（尊信）

生没年不詳。近衛植家の子。永禄七年叔父義俊のあと大覚寺門跡となっている。^④

(2) 家司たち

続いて連歌会の構成メンバーを見ると近衛家の家司や門跡近習が見られる。

1 北小路大膳太夫俊直朝臣

北小路俊直（一五三〇〜一五八六）、近衛家の家司。紹巴は天正一四年二二月二四日に五八歳で没した俊直の追善連歌の発句を詠んだ。^⑤

2 大覚寺宮御隠居覚勝院僧正

大覚寺塔頭覚勝院の隠居。大覚寺義俊が門跡となっていた。

(3) 連歌師

職業としての連歌師も数多く含まれている。

1 宗養^⑥

大永六（一五二六）年生まれ。連歌師宗牧の一子。号半松斎。天文一四（一五四五）

年二〇歳に父が没し、地盤や伝書を引き継いで連歌界の第一人者となった。近衛家や公家の三条西公条、武將の尼子晴久・三好長慶などとも交流があった。「石山四吟千句」「宗養句集」などがある。永禄六（一五六三）年没、三六歳。

2 連歌師法眼 紹巴

大永五（一五二五）年〜慶長七（一六〇二）年。連歌師。号は臨江斎・宝珠庵。奈良の生まれ。長男に里村玄仍、次男に里村玄仲、娘婿に里村昌叱。連歌を周桂に学び、周桂の死後、里村昌休につき、のち里村家を継いだ。その後公家の三条西公条をはじめ、織田信長・明智光秀・豊臣秀吉・三好長慶・細川幽斎・島津義久・最上義光など多数の武將とも交流を持ち、明智光秀の「愛宕百韻」に参加した。宗養の死で連歌界の第一人者となる。連歌論書『連歌至宝抄』を著したほか、式目書・式目辞典・古典注釈書などの著作も多く、『源氏物語』の注釈書『紹巴抄』、『狭衣物語』の注釈書『下紐』などが現存している。近衛植家に古今伝授をうけた。門弟には松永貞徳などがある。

3 法橋昌叱

里村昌叱は前名弥次郎仍景、紹巴の師昌休の遺子で、一四歳の冬、父に先立たれて以後は紹巴の後見をうけた。紹巴六〇代のころは、名門の出として紹巴とならぶ名声を持っていた。¹⁵⁾

4 辻玄哉

天文一四（一五四五）年までには、里村昌休に師事した。その後、多くの連歌会に参加している。里村紹巴は兄弟子にあたる。玄哉が参加した記録に残る連歌会のほぼ全てに出席していて、紹巴は玄哉に『源氏物語』の口伝を伝授している。¹⁶⁾

5 大内家連歌師元理

若狭武田氏の流れをくむ。山城国菱田出。天文・永禄期の俳諧の形成者の一人。¹⁷⁾

6 高坊芦箏斎心前

元興寺塔頭高坊は織豊期は茶道・連歌道の拠点となり繁栄した。高坊心前はの

表 2 永禄 4 年 9 月一千句連歌

開催日		9 月 14 日		9 月 15 日		9 月 16 日		9 月 19 日	
賦物		何路		山何		御何		何船	
種類		百韻 (写)		百韻 (写)		第九百韻		百韻	
		発・脇句	数	発・脇句	数	発・脇句	数	発・脇句	数
近衛家関係	聖護院道増(橘)		4		3	発	4		5
	近衛植家(梅)							発	9
	聖護院道澄(白)		3		5		3		6
	大覚寺義俊(金)		10		10		11		9
	大覚寺義性(秋)								5
	某(増)								3
	北小路俊直		4		5	脇	5		4
	覺勝院僧正	発	6		5		7		6
	能哲		4		4		5		
	宗養		12	発	12		12	脇	9
連歌師	里村紹巴		11		12		11		8
	宗仍				1				1
	仍景		6		5		6		5
	心前		5		6		5		4
	石井滋成		5		4		5		
	江村栄紀		4		4		3		
	辻玄哉	脇	6		5		7		5
	元理		9	脇	10		7		6
	弥阿上人		6		6		6		6
	如老						2		
	如圭				2				
	如慶		4						
	音阿		1		1		1		
	留月								4
	泰識								3
	長治								2
合計 (句)			100		100		100		100

ち京都にうつり、里村紹巴の側近となり、多くの連歌に加わる。代表作に母の「三回忌追善の独吟「心前千句」」がある。¹⁸⁾

7 石井滋成

石井氏は摂津堺の連歌師の一族である。詳細不明。

8 江村栄紀

辻玄哉の兄。法華宗本圀寺の檀那。

9 一華堂 弥阿上人

天文九（一五四〇）年〜元和五（一六一九）年。時宗の僧・連歌師。号は一華堂。乗阿。小高敏郎によれば、浄阿は甲斐国の出身で、武田信虎の子もしくは猶子とする。長善寺の住持を継ぎ上洛して連歌師の里村紹巴と交流し、また公家三条西公条・三条西実澄から『源氏物語』『伊勢物語』『古今和歌集』等を学ぶ。¹⁹⁾

10 如老（如圭？）・音阿（時宗関係者）

如老は他の連歌会写本にみえる如圭と同一人物か。詳細不明。

11 北野社僧法橋能哲

北野天満宮に設けられた連歌活動を統轄する幕府の機関としての北野連歌会所があり職業としての連歌師も多く抱えていた。²⁰ その一員だろうか。

三 永禄四年の千句連歌と近衛家

以上、永禄四年九月一六日に挙行された百韻連歌を見た。ここで注目すべきは、初句折の冒頭に「第九」と記されていることである。つまり第九回の百韻連歌と解されるのである。ここで想定されるのは、この連歌会が千句連歌を構成するものであったのではないかとするものである。

表2を参照すると、永禄四年九月一四日から一九日にかけて催行された百韻連歌会が、本作品を含めて少なくとも四回あったことがうかがえる。本連歌会以外は、いずれも近世の連歌写本に掲載され知られるに過ぎない。なお斎藤義光によれば、九月一五日の百韻連歌は宗牧一七回忌のための興行とされている。²¹

表2によれば、確認できる四回の連歌会への参加者は、ほとんど重なっている。また、職業連歌師を除くと、いずれも近衛家関係者で占められている。これらの連歌が一連のもの、すなわち千句連歌のものと仮定するならば、発願した催行主は近衛氏、ことに当主近衛植家の可能性が高いと思われる。またその主催の第一の目的は、連歌師として参加する宗養の父宗牧の一七回忌の追善であったと考えられる。

なお永禄四年には有名な千句連歌会が知られる。三好長慶が主催した連歌会「飯盛千句連歌」である。

三好氏と將軍足利義輝は長らく対立関係となっていたが、永禄四年ようやく和議となる。永禄四年三月、足利義輝が三好邸に御成をおこなった。細川氏の陪臣である三好家への將軍御成は、極めて異例であった。対外的に三好家の政治的地位の盤石さを印象づけるセレモニーとして位置づけられる出来事といえる。飯盛

城での千句連歌はそのような政治的絶頂期におこなわれた三好長慶主催のセレモニー的要素が高いイベントであった。

室町時代の連歌会の社会的意義をまとめた井原今朝男によると、連歌会は単なる連歌師を主体とした文芸活動にとどまらない側面を有している。ことに「内乱や戦争の激化した時期、法楽和歌の勧進は天皇・院・將軍家・守護・国人・公家・寺社を含む支配層内部の協調と統合を図るための社会的な統合システムであった」。「参加者は政治的な判断や調整が必要とされた」と述べ、政治的側面を併せ持つものであったといえる。²²

異なる社会階層が参加する政治的側面を持つこのような連歌会の側面に注目して、改めて永禄四年九月の千句連歌を見てみよう。

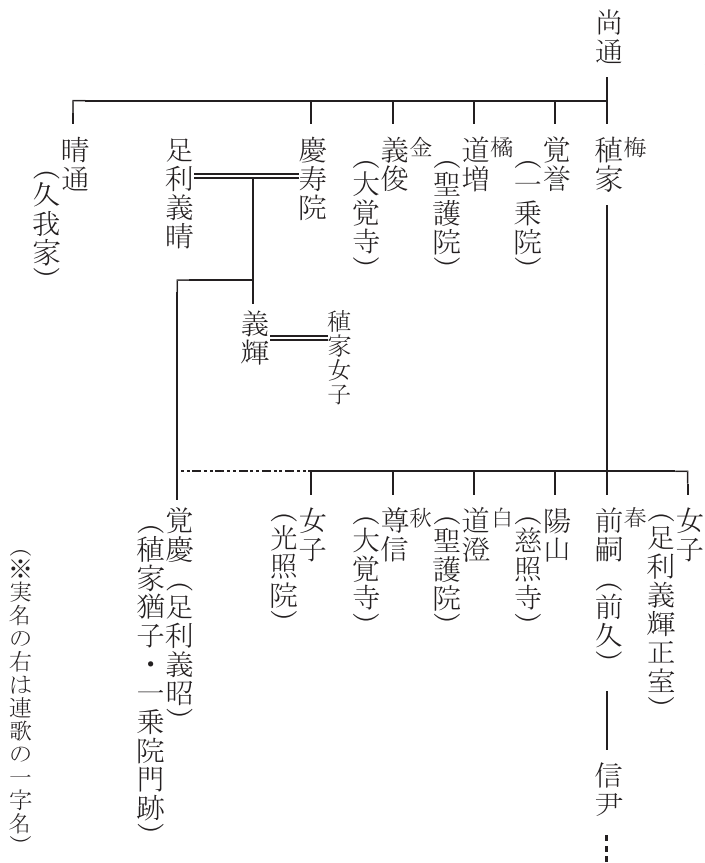
主催者である公家近衛家は当時政治的にはどのような立場であったかをまず確認しておく。富田正弘によれば、室町時代中期から最末期には、將軍と主從関係で結ばれた「公武融合政治体制」であるとし、高梨真行は、將軍足利義輝期においては義輝の外交を実行することに特化した役割を分与された公家衆を「側近公家衆」として概念設定した。五撰家筆頭の近衛氏はこの代表である。²³

近衛植家は永禄三年正月五日に聖護院において千句連歌を挙行していた。これは正親町天皇の即位式前日であった。この連歌会を分析した中本大は、この連歌会に足利義輝も参加した可能性が高いと指摘している。²⁴

いうまでもなく足利義輝は近衛尚通の孫であり、植家の妹慶寿院の子であることから、義輝は当主の甥にあたる。一五代將軍足利義昭も義輝と同母である。近衛家は將軍家の外戚となった。また義輝正妻は植家の娘であり、まさに二重の縁戚関係であった。このような経緯から、正親町天皇の即位式にあわせて近衛家あがての連歌会は、中本は「一門の予祝」²⁵の場であったと推論する。このような構造を背景に、近衛氏が將軍義輝および義昭の側近公家衆として幕政の一端を担ったことは十分に首肯されるべき事象といえよう。²⁷

ここで、將軍義輝を中心に外戚近衛氏が幕政でどのような役割を担っていたかを確認する。

近衛系図



近衛植家は、永禄三年の聖護院千句のあと、薩摩・大隅国の島津氏へ義輝の御内書送達のために取次として下向している。⁽²⁸⁾ 植家の嫡子前嗣は、即位式を終えた直後、血判の盟約のあった長尾景虎のもとへ下向し、越後および関東へ下向した。⁽³⁰⁾ 聖護院住持道澄もまた、前嗣とともにこのとき越後・関東に同行している。

聖護院門跡道増は「弘治三（一五五七）年信越国切和融」の御内書を甲斐国次いで越後国へ伝達している。⁽³¹⁾ 永禄六年に足利義輝の命で安芸へ下向した。毛利・尼子両大名間の紛争を将軍による調停のための使節としてであった。

大覚寺義俊は豊後国大友氏の取次としてあらわれる。⁽³²⁾ また長尾景虎と將軍足利義輝との間の取次をおこなっている。最初に、天文一九（一五五〇）年將軍から

景虎に白傘袋毛氈鞍覆が下付された際の斡旋をしている。⁽³³⁾ 天文二一年五月、従五位下・彈正少弼任官を朝廷へ推挙する將軍御内書を發給する確約を景虎に送っている。⁽³⁴⁾ 義俊は永禄一〇（一五六七）年三月一〇日、足利義秋（昭）による上杉輝虎と後北条氏との和睦勧告にも関与している。⁽³⁵⁾

高梨真行は、このような動向から、義輝期に門跡寺院が外交に積極的に介入した証左とされているが、むしろ近衛家の外戚としての関与とみるべきもので、この時期近衛一族が側近公家衆として活発に外交活動していたことが確認できるだろう。近衛家の若き青年嫡子前嗣は、越後長尾景虎と意気投合して京都から突如出奔するなど、その貴族らしからぬ破天荒な活動ぶりが知られる。⁽³⁶⁾ しかし、近衛家全体の動きの中で見れば、決して前嗣の特異なパーソナリティだけに限定して帰結すべき問題ではない。⁽³⁷⁾

例えば永禄二年六月二六日、足利義輝軍が長尾景虎に対して上杉憲政へ協力するように命令し、あわせて甲越一和のため長尾景虎が將軍に意見するように求めている。⁽³⁸⁾ 景虎の分国中意義なきよう馳走すべき同日の御内書が届けられ、近衛前嗣の演説により詳しく報じられた。⁽⁴⁰⁾ 永禄三年九月に近衛前久・聖護院門跡道澄が越後国に下向し、次いで景虎とともに関東へ移った。永禄四年三月、三好邸の將軍義輝の御成がおこなわれた。⁽⁴¹⁾ 翌閏三月には景虎は正式に憲政から上杉姓を継承し上杉政虎を名乗った。⁽⁴²⁾ 六月、足利義輝は御内書を政虎に送り、「至「東国」、令「出陣」則属「本意」之由」と関東出陣の成功を祝した。

永禄四年九月、近衛家千句連歌会がおこなわれた。わかっている会として一四日の開催があり、第九が一六日に実施されているので、少なくとも一〇日前後から千句連歌が始まったとみられる。武田信玄の川中島出陣により急遽関東より帰還した景虎も、川中島へ出陣している。関東に残った近衛前久（前嗣を改名）は、輝虎の戦いに当然のことながら重大な関心を寄せた。輝虎からの書状によれば「今度於「信州表」対「信玄」遂「一戦」被「得」大利、八千余被「討捕」候事」と記され、さらに「自身太刀打ち」と景虎自ら太刀打ちしたことを賞賛している。⁽⁴⁴⁾ 関白であり近衛家当主である前久の動きと、義輝の輝虎への関心は、まさに機を一にした

ものととらえるべきだろう。また、近衛家の一族を挙げた千句連歌会を、関東の政治情勢の文脈のなかで捉えることもできるだろう。

では一五代室町幕府將軍足利義昭の場合はどうか。覚慶（義昭）は、近衛尚通の娘慶寿院と足利義晴との間の息男（次男）であり、義輝の弟である。しかも近衛植家猶子（養子）として一乗院門跡となっており、義輝同様近衛氏を外戚とする。足利義昭の番帳をもとに、その政権構想を論じた黒嶋敏⁽⁴⁵⁾によれば、伝統的な旧守護大名勢力だけでなく、関東管領上杉輝虎が外様衆として加えられており、「義昭が最も頼りにした」⁽⁴⁶⁾大名が輝虎であった。

仏門に入った覚慶は、永禄八年五月、兄を殺害した三好氏らの勢力によって幽閉された。その後、大覚寺義俊らの主導で將軍継嗣に擁立され、逃亡生活に入った⁽⁴⁷⁾。近衛家にとって、將軍家外戚としての立場を保持するためには、一族である覚慶の血筋は申し分ない。覚慶を奈良から脱出させることを推し進めたのが朝倉義景であった。この経緯が大覚寺義俊を通じて覚慶の御内書とともに輝虎へ伝えられた⁽⁴⁸⁾。覚慶は義秋（のち義昭。以下義昭と統一）と名を改めた。永禄九年三月、輝虎に対して、北条との和議を命ずる御内書を発し、義俊に伝達させた⁽⁴⁹⁾。

信玄との対立が輝虎の上洛の障害となっているとみた義昭は、永禄一〇年、信玄も含めた甲斐・相模・越後「三ヶ国和陸」による停戦と、輝虎の上洛を求めた。義昭自身も越後へ下国すると述べている⁽⁵⁰⁾。七月には、改めて聖護院道澄、大覚寺義俊など、近衛一族でもある側近公家衆を通じて参陣を求めている⁽⁵¹⁾。義昭の和陸命令は北条氏へも届く。北条氏政は使僧森坊増隆（聖護院僧）を通じて、義昭の近臣細川藤孝に、和議成立には信玄への下知が鍵であると返答している⁽⁵²⁾。森坊は聖護院門跡道増の使僧で、弘治三年の停戦命令の御内書を甲斐・越後両国へ伝達していた⁽⁵³⁾。このように、足利義昭の上杉氏への執拗な接近は、単なる個人的な志向ではなく、兄義輝同様、自身のネットワークすなわち上杉家と頻繁に接触する側近公家衆としての近衛家の担う外交使節としての役割を重視した、まさに義昭の抱つたつ基盤そのものとみるべきである。

このように、近衛一族の動きは、外戚である將軍義輝・義昭の時代に積極的に

外交に関わっているものとして一定の評価ができる。

近年、室町幕府政治史の研究が進展している。形骸化したとされた幕府機構が、実際は將軍の求心力が畿内中心にコンパクト化しながらも、一五代將軍義昭期にいたるまで室町幕府は最後まで実質的に機能していたことが明らかにされている⁽⁵⁴⁾。義輝期の研究では、政務運営という観点で、木下昌規により、（１）三好氏との関係、（２）「足利―近衛体制」の是非、（３）大名間和平調停、（４）政所伊勢貞孝の評価、という四点の視座が明らかにされている⁽⁵⁵⁾。足利義晴の御台所で義輝・義昭の生母である慶寿院が幕政の後見であった点も無視できない⁽⁵⁶⁾。

ここでは義輝期の「足利―近衛体制」の観点のなかで、家格という点で注意を払っておきたい。高鳥廉が述べるように、將軍義輝期は、義輝と近衛家子弟という身内関係を前提にして室町殿の支配が支えられていた⁽⁵⁷⁾。本稿でも見たように、長尾景虎と武田晴信との間の停戦を進めたのはまさに「足利―近衛体制」のなかの動きであることは間違いない。長尾景虎は、永禄二年六月二六日、景虎は足利義輝から書状封紙の裏書免除、および塗輿使用を許されている⁽⁵⁸⁾。これは景虎が「三管領」すなわち足利一門の家格と並ぶことを意味する⁽⁵⁹⁾。さらに武田晴信も、みずからの信濃守護任官とともに嫡子武田義信の「被准三管領」を認めさせている⁽⁶⁰⁾。ことから、武田家の家格も足利一門となったのである。この点について、義輝期以降の幕府構成員の番帳「永禄六年諸役人附」⁽⁶¹⁾によれば、足利氏が地方有力大名を幕政に取り込もうとしていたことから、家格を向上させ外様衆として記される「上杉輝虎」「武田晴信」両大名が、「足利―近衛体制」の幕府秩序において政権内に取り込まれたと見做すことができる。義輝期に従来の家格秩序が再編されたことが木下昌規により指摘されている⁽⁶²⁾。谷口雄太は、こうした上からの改革、いわば「家格破壊」ともいうべき栄典授与は、足利一門と非一門との壁（足利的秩序）を無力化させ、足利氏を頂点とする權威が低下していくことになった。結果としてこの秩序自壊こそが幕府衰退・滅亡へとつながった、というのが谷口雄太の見立である⁽⁶³⁾。

こうした家格秩序を壊してまで和議を画策した義輝であったが、永禄年間の武

田・上杉両大名の戦闘は、義輝の時代には収束しなかった。川中島の戦いは永禄一年、義昭と義昭を織田信長による甲越一和の斡旋を経て収束したことは別に述べた⁽⁶⁵⁾。また、そのなかで公家側近衆としての近衛家を義昭も重視していたことは前述のとおりである。

以上、永禄四年の近衛家周辺の政治情勢を概観した。関白近衛前嗣の越後国・関東下向や、一族による和議調停などの外交関与など、將軍足利義輝とともに重要な局面に立たされていたことがうかがえる。その意味で、まさにこの時期に千句連歌会が近衛家主催でおこなわれていたことは、近衛一族と將軍家（慶寿院・義輝）の結束を促す意味でも重要だったと推測される。

おわりに

本稿では、これまで未紹介であった連歌百韻を紹介し、永禄四年九月の近衛家主催の千句連歌の可能性を指摘した。あわせて当該期の政治情勢を改めて確認するため、將軍義輝・義昭期における近衛家の動向を検討した。將軍家外戚として両將軍期とも積極的に外交に参画していたことが確認できたといえる。

注

- 1 「古文書学」から「史料学」への転回については、村井章介「中世史料論」(『古文書研究』五〇、一九九九年) 参照。
- 2 高橋一樹「中世史料学の現在」(『岩波講座日本歴史』二二、二〇一五年) 七三頁。
- 3 たとえば近年の諏訪信仰に関わる研究は著しい。諏訪信仰のテキスト研究が進み、福田晃など既に古くから厚い蓄積があったが、歴史学との協同としては、福田晃・徳田和夫・二本松康宏編『諏訪信仰の中世―神話・伝承・歴史―』(三弥井書店、二〇一五年)、二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』(同、二〇一九年) など国文学と歴史学と国文学や民俗学との学際研究が進んでいる。このほか聖徳太子伝など諏訪信仰のテキスト群の検討を進める間枝遼太郎「諏訪市博物館蔵『諏訪講之式』解題・翻刻・影印」(『古代中世文学論考』四〇、新典社、二〇二〇年)、同「諏方大明神画詞」諸本考(『国語国文研究』一五七、二〇二二年)、同「諏訪

明神縁起における聖徳太子伝の受容と展開―『諏方大明神講式』を中心に―(『國學院雑誌』一二二―五、二〇二二年) などがある。

4 川口成人「都鄙関係からみた室町時代政治史の展望」(『日本史研究』七二、二〇二二年) など。

5 奥田勲『連歌史』勉誠出版、二〇一八年。

6 事績は首藤善樹『修驗道聖護院史要覧』岩田書院、二〇一五年を参照のこと。このほか長野県立歴史館『山伏 佐久の修驗大井法華堂の世界』二〇二二年に道増について記述する。

7 四月二四日「聖護院道増書状」(『吉川家文書之一』五六八)。

8 八月三日「聖護院道増書状写」(『萩藩閥越録』八二)。

9 「聖護院道増寄進状」(『大井法華堂文書』『信史』一〇、四三〇頁)。

10 「御湯殿上日記」九月一八日条(『続群書類従』一三九頁、「上杉年譜」六「上杉羽前米澤家譜」二(『越佐史料』四、二五七頁)。

11 谷口健吾「流浪の戦国貴族近衛前久―天下統一に翻弄された生涯」(中公新書、一九九四年)。

12 奥田前掲注5書、二八七頁。

13 奥田前掲書。

14 「言繼卿記」永禄七年三月一日条。

15 両角倉一「里村紹巴伝」(『連歌俳諧研究』二四、一九六二年)。

16 奥田前掲書。

17 小高敏郎「玄理法師伝参考」(『連歌俳諧研究』九、一九五四年)。

18 奥田前掲書など。

19 小高敏郎「浄阿の伝と文事」(『近世初期文壇の研究』明治書院、一九六四年)。

20 前掲15両角論文。

21 斎藤義光「連歌師宗牧・宗養作品年譜稿」(『大妻女子大学文学部紀要』二〇、一九八八年)。

22 井原今朝男「信仰と和歌」(『うたのちから』国立歴史民俗博物館、二〇〇六年)。

23 富田正弘「嘉吉の変以後の院宣・綸旨―公武融合政権下の政務と伝奏―」(小川

信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年)。

24 高梨真行「將軍足利義輝の側近衆―外戚近衛一族と門跡の活動―」(『立正史学』

- 八四、一九九八年。
- 25 中本大「永禄三年の近衛家の文事ー近衛植家新年試筆詩をめぐってー」（『論究日本文学』八四、二〇〇六年）。
- 26 前掲注25中本論文。
- 27 高梨真行「戦国期室町将軍と門跡」（五味文彦・菊池大樹編『中世の寺院と都市・権力』山川出版社、二〇〇七年）・川嶋将生「大覚寺義俊の活動」（川嶋将生『室町文化論考』法政大学出版、二〇〇八年）。
- 28 （永禄三年）六月二日「近衛植家書状」（『島津家文書之二』一八七）。
- 29 永禄二年六月吉日「近衛前嗣血書起請文」（『上杉家文書』『上越市史別編1 上杉氏文書集二』一八六。以下『上史』と略）。
- 30 年月日未詳「近衛前嗣書状」（『上杉家文書』『上史』一九五）。
- 31 （永禄元年）一月二八日「武田晴信書状写」（『東京大学史料編纂所所蔵編年文書』一一『戦国遺文武田氏編』六〇九）。
- 32 （永禄二年）一月九日「足利義輝御内書」・同日「大覚寺義俊副状」（『大友家文書録』『大分県史料』三二、二七六・二七七頁）など。
- 33 （天文一九年）三月吉日「愛宕山下坊幸海書状」（『上杉家文書』四三七）。
- 34 （天文二一年）五月二四日・五月二六日「大覚寺義俊書状」（『上杉家文書』四四二・四五〇）。
- 35 （永禄九年）三月一〇日「足利義秋御内書」（『上杉家文書』五一〇）。なお高梨真行は「歴代古案」から永禄七年の「足利義輝御内書」に比定するが、「上杉家文書」原本写真から、花押は足利義秋のものであり、従って永禄九年が正しい。
- 36 近衛前嗣については谷口健吾『流浪の戦国貴族近衛前久ー天下統一統に翻弄された生涯』（中公新書、一九九四年）参照。長尾景虎のもとへの出奔経緯についても詳細に記されているが、青年貴族前嗣の個人的な動きとして捉えられている。
- 37 村石正行『検証 川中島の戦い』（吉川弘文館、二〇二四年）。
- 38 （永禄二年）六月二六日「足利義輝御内書」（『上杉家文書』『上史』一八〇）。
- 39 （永禄二年）六月二六日「足利義輝御内書」（『上杉家文書』『上史』一八一）。
- 40 （永禄二年）六月二六日「足利義輝御内書」（『上杉家文書』『上史』一八二）。
- 41 村石正行「小笠原長時の外交活動と同名氏族間交流」（『史学』八二・一一・一二、二〇一三年）。
- 42 永禄四年閏三月六日「上杉政虎起請文」（『梁田寿昭氏所蔵文書』『上史』二七一）。
- 43 （永禄四年）六月二日「足利義輝御内書」（『上杉家文書』『上史』一七六）。
- 44 （永禄四年）一〇月五日「近衛前久書状」（『太田作平氏所蔵文書』『上史』二九〇）。
- 45 黒島敏「光源院殿御代当参衆并足輕以下衆覚」を読むー足利義昭の政権構想ー（『東京大学史料編纂所研究紀要』一四、二〇〇四年）。
- 46 水野嶺「十五代・足利義昭」（『足利将軍辞典』戎光祥出版、二〇二三年）。
- 47 渡邊世祐「武田信玄の経緯と修養」（長野県北信五郡聯合教育会、一九二九年）。
- 48 （永禄八年）八月五日「大覚寺義俊副状」（『上杉家文書』『上史』四六八）。
- 49 （永禄九年）三月一〇日「足利義秋御内書」（『上杉家文書』『上史』四九三）。
- 50 （永禄九年）二月二四日「足利義秋御内書」（『上杉家文書』『上史』五五〇・五五二）。
- 51 （永禄一〇年）七月朔日「聖護院道澄書状」（『庄司氏所蔵文書』『上史』五六九）・（永禄一〇年）七月一日「大覚寺義俊書状」（『上杉家文書』『上史』五七四）。
- 52 （永禄一〇年）八月二五日「北条氏政書状」（『上杉家文書』『上史』五八一）。
- 53 （永禄元年）一月二八日「武田晴信書状写」（『東京大学史料編纂所編年文書』一一『戦国遺文武田氏編』六〇九）。
- 54 久野雅司は、義昭政権が傀儡でなく信長政権と「補完しあう複合的な連合政権であった」とした（久野「足利義昭政権と織田政権」『歴史評論』六四〇、二〇〇三年）。染谷光廣「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係について」（『国史学』一一〇・一一一合併号、一九八〇年）。久野雅司「足利義昭政権の研究」（同編『室町幕府の研究 第二巻 足利義昭』二〇一五年）、木下昌規「足利義晴政権の研究」（同編『室町幕府の研究 第三巻 足利義晴』二〇一七年）を参照のこと。
- 55 前掲注54、木下編書、六・七頁。
- 56 桑山浩然「副状」小考ー上杉家文書の論旨・御内書をめぐってー（『東京大学史料編纂所報』一七、一九八二年）。
- 57 高島廉「足利将軍家子弟・室町殿猶子の寺院入室とその意義ー室町殿と寺院・公家社会との関係を探るー」（『史学雑誌』一三〇・九、二〇二二年）、五九頁。

- 58 「足利義昭御内書」〔上杉家文書〕『上史』一七七・一七九。
- 59 前掲村石注 37 書。
- 60 「今井昌良書状」〔東洋文庫所蔵大館文書〕『戦国遺文』五八六。
- 61 『群書類従』五一、国立国会図書館デジタルコレクション。
- 62 黒島敏「光源院殿御代当参衆併足輕以下衆覧」を読む―足利義昭の政權構想―
〔『東京大学史料編纂所紀要』一四、二〇〇四年。のち『中世の権力と列島』高志書
院、二〇二一年に所収〕。
- 63 「二〇二三年度歴史学研究大会報告批判」〔『歴史学研究』一〇四三、二〇二三年、
三九頁〕。
- 64 谷口雄太「足利一門再考―「足利的秩序」とその崩壊―」『中世足利氏の血統と
権威』(吉川弘文館、二〇一九年)。同『武家の王』足利氏 戦国大名と足利的秩
序』(吉川弘文館、二〇二二年)。
- 65 前掲村石注 37 書。

研究報告

明治後半・大正期の長野県庁における公文書管理体制復元の試み － 完結処理から廃棄までの過程を中心に －

花岡 康隆

はじめに

本稿の目的は、明治後半・大正期の長野県庁における公文書（行政文書）の完結処理から編冊、保存、そして廃棄に至るまでの流れについて、その具体相を復元することを通じて、当該時期における長野県の公文書管理体制の一端を明らかにすることにある。

近代公文書を対象とする研究は、一九六〇年代から七〇年代にかけての時期に発表された、大久保利謙や藤井貞文、津田秀夫らによる問題提起がその嚆矢として位置づけられる。⁽¹⁾ 大久保は、近代公文書を古文書字の分析対象として位置づけることで、その史料的特質を検討する方法論を提起した。藤井もまた、公文書をはじめとした近代史料に対して、古文書字の様式論的分析からアプローチする視角を提起している。一方で津田は、評価選別や保存・公開という文書館機能的な観点から「近代公文書字」の構築を提唱している。公文書の歴史史料としての性格を究明する視点と、公開・利用に供していくための選別や保存・管理のあり方を模索する公文書館的な視点という、公文書研究の両輪とも言える視点が提唱され、その後の近現代史料学に継承されていったのである。⁽²⁾ さらに、八〇年代以降、各地で公文書館が設立されていくとともにアーカイブズ研究が深化していったことで、近代公文書の作成や施行、保存・管理の過程、史料群構造や伝来の解明などが近現代史料論の一分野として確立し、⁽³⁾ 研究成果が蓄積されていった。特に、各府県庁の行政文書群については、公文書の評価選別や整理・保存、公開・レファ

レンスといった各種業務を遂行する上での必要性もあり、各都道府県の公文書館等において個別研究が進められてきた。⁽⁴⁾

当館が所蔵する近代長野県の行政文書（公文編冊）については、幕末・明治初期から昭和二一（一九四六）年までの一〇、七八三点が「長野県行政文書」の名称で二〇〇八年に県宝に指定されている。⁽⁵⁾ 長野県の近代史研究を進める上で不可欠の史料群であり、重要文化財の指定を受けている他の府県庁行政文書群と比べても質・量ともに遜色ないと言ってよい。⁽⁶⁾ 以下、本稿の研究課題となる、近代長野県における行政文書の管理に関する先行研究を振り返っておきたい。

当該分野の研究に先鞭をつけた研究者としては、『長野県政史』を編纂・刊行し、戦前の県庁文書の収集・保存をすすめた県政資料室の職員でもあった上條宏之を挙げなければならない。上條は、一九七〇年代に刊行された『日本古文書学講座』において、近代の府県庁文書の概説を担当している。⁽⁸⁾ そこで、長野県庁の行政文書を事例として取り上げて、行政文書群に含まれる簿冊の構成について、県庁内の組織の変遷にあわせて時代ごとに概観している。

その後、二〇〇〇年代に入ると、当館職員であった梅原康嗣や田玉徳明が、長野県における文書担当の変遷とその業務、明治期の文書管理規程の変遷、文書の保存状況などについて論じている。⁽⁹⁾ ただし、梅原・田玉の研究はいずれも館内の研究会における口頭報告にとどまっており、活字化はされていない。

二〇〇七年には、同じく当館職員であった児玉卓文が明治期の長野県における文書作成や管理に関する規定の変遷などから、近代長野県における文書管理体制

の整備・確立過程を追究している^⑩。児玉は、明治四（一八七一）年の置県から明治三年の府県制・郡制の実施までに至る地方行政の制度改変に連動して、長野県における文書管理制度が整備されたことを明らかにしている。その上で、明治二三年の「長野県文書編纂及保存規程」と「本庁処務規程」の制定を以てその制度が確立したとする。「長野県文書編纂及保存規程」には、文書課における文書の一元管理や、保存年限に基づく「種類」・案件に応じた「類別」の設定、年度ごとの編冊といった、いわゆる「類別編纂」と呼ばれる明治前半以降の政府及び各府県で導入されていた編纂方式が規定されている^⑪。このような近代的な公文書管理体制の指標となる条件が揃った「長野県文書編纂及保存規程」は、現在における長野県の文書管理の淵源ととらえることができる。児玉の研究は、近代長野県における公文書管理に関する唯一無二の精緻な制度史研究として高く評価できる。

しかし、その後は長野県における近代行政文書の管理体制について正面から取り上げて論じた成果は見当たらない^⑫。また、前述した児玉の研究についても、福島正樹が「実はこれ（児玉論文）以後現在に至る長野県の文書管理については、専論を持たない」（括弧は筆者）、「明治後半から昭和戦前の文書管理の解明は今後の課題とせざるをえない」と述べるように、明治三年における文書管理体制の制度的成立で終わっており、その後の明治後半・大正・昭和戦前期における文書管理・保存体制の実態面が明らかになっていない。現状においては、現用を終えた文書が、具体的にいかなる経過を経て簿冊に編纂されて管理・保存、そして廃棄されていたのかといった基本的なこと―いわゆる「公文書のライフサイクル」―すら十分に解明されていないのである。現在の文書管理との大きな相違点の一つに、文書の編冊を担当する専門部署（文書係（課）、以下は特別な場合を除き「文書係」の呼称で統一する^⑬）の存在が挙げられるが、文書を作成した主務課（以下、文書の作成元課を指す呼称として用いる）と文書係との間で、どのように文書の授受がなされていたのかも十分に解明されていない。

また、これは従来の府県庁文書の研究手法に共通する課題でもあるが、文書管

理規程にもとづく制度史的研究がメインとなっており、行政文書自体を「もの」として捉えて分析する視点が乏しい。近年においては、史料学研究の方法論が深化し、公文書それ自体の形態的特徴などに注目する分析視角が提起されているが、緒についたばかりと言わざるをえない^⑭。実際に、「長野県行政文書」として伝来した簿冊一点一点を観察すると、文書の完結処理以降の過程の中で付されたと思われる痕跡が複数確認されるが、そのような痕跡を史料に記された「情報」として取り上げて検討の週上に挙げた先行研究はほとんどない。また、やはり「長野県行政文書」には、かつての県庁内における文書の授受（文書の「動き」）を示すいくつかの種類の文書目録が残存しているが、これらについても先行研究ではほとんど言及されていない。文書そのものに残された「痕跡」と、文書の「動き」に注目するという観点は、近代公文書のライフサイクルについての実態面に迫ることを可能とするものと考ええる。

以上のような問題意識から、本稿では、主務課において供覧や施行までの処理を終えた文書（以下、「完結文書」と呼称）が、文書係のもとで管理・保管された後に廃棄に至るまでの過程の具体相について、そのアウトラインを復元することを試みたい。具体的には、文書の完結処理→文書係への引継→編冊、保存・管理→廃棄という各段階に章を分けて検討する。各章では、まず文書管理規程や処務細則等によって手続きの過程を確認する。その上で、その過程のなかに、簿冊そのものに残された痕跡（印や書き込み）、県庁内での文書の授受を示す史料（行政文書群にのこる文書目録など）を位置づける。以上を通じて明治・大正期長野県における公文書のライフサイクルを素描することで、当該時期における公文書管理体制の一端を明らかにしたい。

なお、検討の対象時期は、長野県庁における公文書管理体制が確立したと評価される明治後半（明治三年以降）から大正期いっぱいまでとする。その理由の一つは、児玉が制度的確立として評価した明治三年以降における制度の運用実態を明らかにするという問題意識がある。もう一つとして、当該時期の充実した史料残存という要素がある。「長野県行政文書」は、明治後半・大正期の簿冊の

残存数が充実しており、文書管理の具体相を復元するためのサンプルに恵まれている。しかし、昭和に入ると、文書取扱件数が激増するにも関わらず、簿冊の現存数は乏しくなるといふ歪な残存状況を示しており、史料制約が大きい¹⁶⁾。このような理由から、本稿ではひとまず明治後半・大正期を主たる検討の対象時期として設定することとした。

以下、本文・注において当館蔵の「長野県行政文書」又は「県報」を出典として挙げる場合は、簿冊名（「」）と識別番号（「」）を併記し、所蔵・史料群名は省略する。

一 明治後半・大正期の文書管理体制

県庁文書の管理体制を検討する前に、文書管理規程及び処務細則（処務規程¹⁸⁾）を把握しておく必要がある。児玉が画期として評価した明治三年の「長野県文書編纂及保存規程」及び「本庁処務規程」以降、当該時期において文書管理に関する規定や処務細則の全面的な改定が行われたものを編年で挙げると以下のようになる（括弧内は出典となる「長野県行政文書」もしくは「県報」）。

- ・明治三年「長野県文書編纂及保存規程」（訓令）【県報 明23-8】
- ・明治三年「本庁処務規程」（達文（全））【県報 明23-6】
- ・明治三〇年「改訂」文書保管規程（「令達原議」）【明31-1-5】
- ・明治三〇年「改訂」本庁処務細則（「諸例規（明治三〇～三一年）」）【明31-1-2】
- ・明治三三年「改訂」文書保管規程¹⁹⁾
- ・明治三八年「改訂」本庁処務細則（「例規・親展往復・官庁往復・文書雑件」）【明38-1-17】
- ・明治三九年「改訂」文書保管規定（「例規・文書雑件・篤行者褒賞・寄附者褒賞」）【大10-1-9】
- ・明治四〇年「改訂」本庁処務細則（「例規・文書雑件・篤行者褒賞・寄附者褒賞」）【大10-1-9】

・大正一二年「改訂」長野県庁中処務細則（「例規」）【大12-1-8】
 ・大正一五年「改訂」長野県庁中処務細則（「庁達例規綴」）【昭9-A-1】
 「長野県行政文書」及び「県報」などから管見に入つたものを挙げた。細かい改訂などはこれら以外にも多数あるが捨象した。あくまで筆者の現段階における把握状況を示したもので、脱漏もあると思われる。更なる悉皆的な収集と、その変遷についての詳細な検討は他日を期したい²⁰⁾。

紙幅の都合から全文の翻刻・掲載は避けたが、筆者が内容を確認した限り、明治三年「長野県文書編纂及保存規程」で示された文書の完結処理から編綴・保存までの流れについての大枠は、その後の明治後半・大正期を通じて大きな変更はなく、昭和戦前期に至っても同様である。このことは、同規程に近代長野県における文書管理体制の確立をみる児玉の評価の妥当性を裏付けるものと考ええる。ただし、後述するように、細かい部分での変更は見られる。以下では、明治三年「長野県文書編纂及保存規程」に示された文書編纂のあり方を基本として、その後の改訂などで運用面が変更になった点なども踏まえながら、検討を加えていく。なお、列挙した文書管理規程及び処務細則を引用する場合は出典の記載は省略する。

二 主務課における完結処理

1 完結処理の概要

本章では、起案から回議・決裁を経て施行に至つた事案の文書がどのように完結処理をなされたのか検討していく。まず、その基本的概要として明治三年「本庁文書編纂及保存規程」の内容を確認しよう。

史料1 明治三年「長野県文書編纂及保存規程」

（前略）

第二章 文書編纂

第五条 各課ニ於テ文書施行ノ後、其完結シタルモノハ、其主任ニ於テ種類

ヲ區別シ、其文書ニ記入（部目並種類）捺印シ、課長ノ検査ヲ經テ、直チニ其課ノ編纂主任ニ交付スヘシ、編纂主任ハ主任ヨリ交付セル文書ヲ調査シ、若シ不完全ノモノアルトキハ、其主任ニ就テ完備ヲ求ムヘシ

第六條 各課ニ於テ各種ノ文書ヲ便宜之ヲ仮綴シ、翌年一月中（會計年度ニ屬スルモノハ七月中）、課長ノ検閲ヲ經テ、第一部文書課ニ交付スヘシ

（後略）

掲出した部分から明らかとなる過程を復元すると、以下ようになる。

【段階①（第五条前半）】

各課において施行までに至った（完結）文書は、案件の担当者（其主任）が「部目」「種類」を記入・捺印する。

この段階では、完結文書を編冊する際に、分類する基準となる情報（「部目」「種類」）を記入する。部目とは、案件に応じてあらかじめ設定されている類別で、現在における公文書ファイル名に相当するものと言える。²¹⁾ また、種類とは、保存年限のことを指している。明治三年段階で一種（永年）、二種（一〇年）・三種（二年）の三段階、明治四〇年以降は一種（永年）・二種（三〇年）・三種（一〇年）・四種（三年）の四段階が設定されている。詳細は児玉卓文の論考に譲るが、「長野県文書編纂及保存規程」に案件の重要度（部目設定の基準となる）に応じた種類（保存年限）が設定されている。以降の文書管理規程や処務細則もこのときのものをも基本的には継承している。

【段階②（第五条後半）】

文書の完結処理を行った各担当者は課長の検査を経た上で、当該課の編纂主任にその文書を提出する。編纂主任はその文書を検査し、不完全なものは案件の担当者に戻して、完備を求める。

この内容から、各課においては完結文書の検査等を担当する「編纂主任」が置かれたことがわかる。各課の編纂主任は文書係において把握されていた。²²⁾ 各課に

において、案件の担当者、課長、編纂主任の三者が関与する方法で文書の完結処理が適正に行われたかどうかをチェックする体制にあったことがわかる。

【段階③（第六條）】

完結した文書は各課において「仮綴」し、翌年一月中（會計年度に属するものは七月中）に課長検閲の上で第一部文書課（のちの内務部文書係）に引き渡す。

完結文書は仮綴じされた上で各主務課において保管される。²³⁾ そして、その年度の一月中には課長の検閲を経て、文書課に引き渡されることとなっている。ただし、この引き渡し時期については明治三年より、完結後に随時行われる方式に変更となっている。この点は重要な変化であり、後で詳しく触れる。

以上、明治三年「長野県文書編纂及保存規程」で示された、各課での完結処理から、文書課（文書係）への文書引き渡しという一連の手続きの流れを確認した。この流れは、明治三年以降における文書管理規程や処務細則の改定などにおいて若干の変更を加えられるものの、近代長野県における公文書の完結処理の基本的な枠組みとして運用されていく内容となる。

2 簿冊に残る痕跡から

では、前節で基本概要をみた文書の完結処理手続きについて、当該時期の簿冊そのものに残された痕跡などから探ってみよう。注目したいのが、現存する簿冊に綴られた起案文書の枠外等に見られる、部目・種類の書き込み・職員の押印、そして「結局」という二字の印もしくは書き込みである（図1）。²⁴⁾ これらは、前掲史料1から【段階①（第五条前半）】として示した「案件の担当者（其主任）」が「部目」「種類」を記入・捺印する。²⁵⁾ という段階で記入・押印されたものと考えられる。「結局」という二字の印・書き込みについては、明治一〇年代後半頃より散見するようになるものであるが、その淵源については、明治三年「本庁処務規程」にみえる次の規定が参考になる。

史料2 明治三年「本庁処務規程」

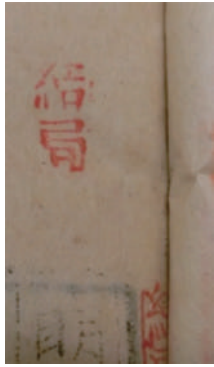


図 1－① 明治 23 年・農商掛

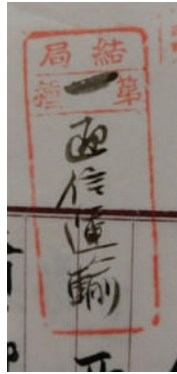


図 1－② 大正 7 年・農商課

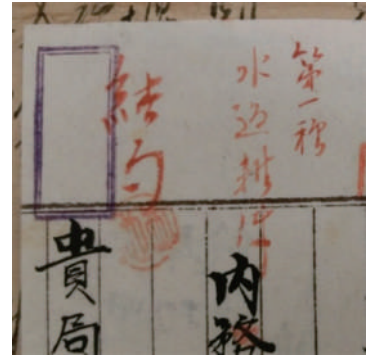


図 1－③ 大正 9 年・土木課

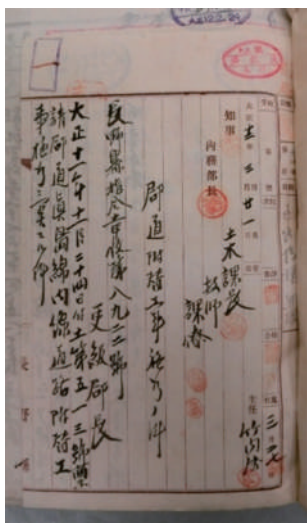


図 1－④ 大正 12 年・土木課

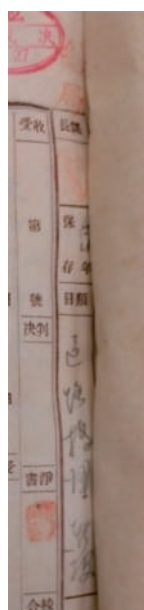


図 1－⑤ 大正 12 年・土木課

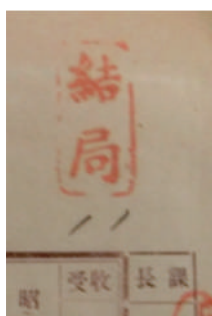


図 1－⑥ 昭和 6 年・土木課

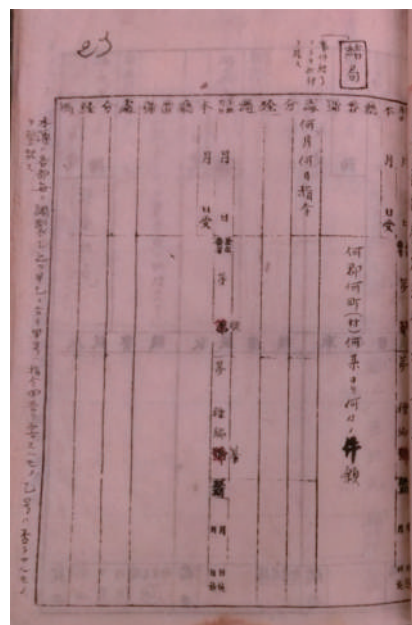


図 1－⑦「本庁処務細則」(「諸例規(明治三〇～三一年)」【明治 31－1－2】)

第廿三条 文書課長ハ諸文書ノ終了シタルトキハ直ニ件名簿ニ就キ其番号ヲ

索メ月日ヲ記入シ結局ノ印ヲ捺スヘシ

これは、文書課における文書の件名簿の管理に関する規定の一つである。文書課においては、県庁への到達文書を收受件名簿に登録した上で、各部へと配付する。掲出した箇所、完了した案件は、件名簿に登録された該当する文書の項目の上に、「完了」「終了」した月日（施行日にあたる）とともに、「結局」の印を押すとしている。明治三十一年の処務規程に付された各課保管の文書件名簿の書式例にも「事件終了ノトキ此印ヲ捺ス」として件名簿欄外に「結局」印を押すことが示されている（図1-⑦）。また、実際に残存する件名簿を確認すると、欄外に「結局」印を押印している（例えば、「（知事官房文書係）甲乙件名簿 下高井郡」【明25-18】など）。ここからは、長野県庁内では、明治前期のある段階から、事案の完結のことを「結局」と称していたこと、事案完結とともにそれを証する「結局」の印を文書の件名簿に押印していたことが確認されるのである。図1で示した完結文書への「結局」印も事案の完了を証するものとして押されたものと考えられるべきであろう。次の史料3は、このことを明記している。

史料3 明治三十八年「改訂」本庁処務細則

第二十七条 結局トナルヘキ文書ハ施行前主任ニ於テ保存年数を調査シ欄外

ニ「結局」並ニ「第何種保存」ト標印シ首席ノ検印ヲ得テ文書係

ニ回付スヘシ

前項ノ文書ハ文書係ニ於テハ收受件名簿又ハ発送件名簿相当欄ニ

記入シ施行シタル后、直ニ編纂ノ手続ヲナスヘシ

明治三十八年に改訂された処務細則である。前半部分に「結局」となる文書の欄外には施行前に「主任」（各課文書管理担当）が保存年数を調査し、文書の欄外に「結局」及び種類（保存年限）を押印した上で「首席」の検印を受け、その後文書係に回付する。そして、文書係ではそれを引継ぎ、收受・発送件名簿に施行日を記入した後に編纂（編冊）するとしている。図1で示した「結局」印は、各課において事案が完了した証として押印（もしくは記入）されたもので

あることがわかる。後述する完結文書の引継目録においても、完結文書を「結局文書（書類）」と呼称しており、明治・大正期の長野県では完結を意味する用語として「結局」という語をさまざまな場面で用いていることが知られるのである。完結文書に「結局」という語を押印（記入）するという規定は、大正一二年の「改正」長野県処務細則「まで確認ができる。実際に、大正期を通じて、完結文書への「結局」という二字の押印もしくは書き込みがみられる簿冊の存在が確認できる。その後、大正一五年の「改正」長野県処務細則」では「完結」という文言に変更となり、それを受けて、昭和に入ると「完結」と押印（記入）した簿冊がみられるようになる。⁽²⁵⁾

押印や書き込みの形態は課や時期により差がみられる。悉皆的な事例収集や分類作業は今後の課題とせざるを得ないが、単に「結局」とする印が明治中頃に登場するが（図1-①）、その後は、結局+種目（第 種）・部目を記入する欄まで伴った印や、年度ごとの結局印が登場している（図1-②・⑤）。そして、大正期後半に入ると、種類・部目を記入する形式の起案文書がみられるようになる（図1-④）。⁽²⁶⁾ 明治末から昭和初期に県庁内で使用された印の印影簿（「印影簿（知事官房）」【昭6-A-6】）にも数種類の「結局」印がみられる。ここからは、完結処理手続きの迅速化・簡便化が図られていることがみて取れよう。一方で、史料3に見える「主席ノ検印」については、実際の押印が確認できない場合も多い。また、すべての完結文書に「結局」の押印（記入）がみられるわけではないということも注意が必要である。⁽²⁷⁾ これらの点についても今後さらなる事例収集と検討が必要だが、ひとまずは弾力性や曖昧さをともないながら規定が運用されていたものにとらえておきたい。

三 文書係への引継—引継目録の検討—

本章では、完結文書が主務課から文書係へと引き継がれる段階の具体相について検討する。検討に当たって注目したいのが、文書の引継目録である。文書の管理・保存を文書係が一元化する体制が成立して以降、主務課から文書係へ完結文

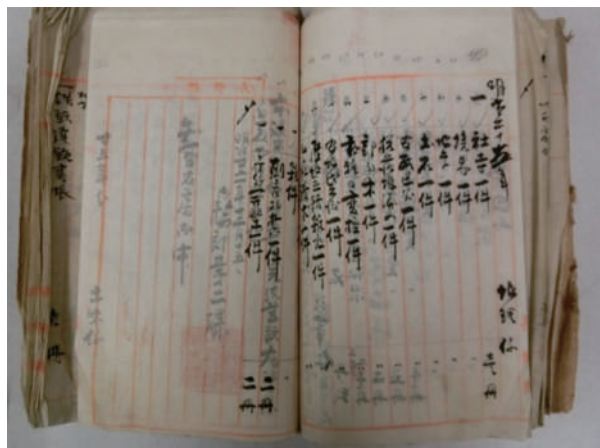


図2「引継目録」【明29-1-6-1】

書が引き継がれる際に作成されたとみられる目録を綴った簿冊が散見するが、明治二〇年代とそれ以降の時期で、目録の形式に変化が生じていることが確認できる。以下、それぞれの時期における引継目録の特徴を概観した上で、その変化の要因を検討する。

1 明治二〇年代

管見の限り、当該時期における文書引継に関する簿冊として「引継目録（一）知事官房・第一課・第二課（明治一九～二九年）」【明29-1-1-6-1】・「引継目録（二）第三課・第四課・第五課（明治一九～二九年）」【明29-1-1-6-2】の二点が確認できた。いずれも明治一九年から二九年までの間における各課から文書係（課）への引継文書の目録と引継書をつづったものである。表1では、「引継目録（二）知事官房・第一課・第二課（明治一九～二九年）」【明29-1-1-6-1】に綴られた明治二〇～三〇

年の知事官房・第一課・第二課の引継文書一三八通のうち、サンプルとして明治二四～二六年の第二課の文書を一覧にして掲出した。

表1をもとに、各年度の引継状況を見ていくと、前年度までの引継漏れ文書や過去の文書を一括して引き継いでいるときなどが目立つ。これは、文書管理の流れや枠組みが定着していくまでの過渡的な状況を示していると思われる。ただし、各年度の完結文書については、おおむね年に数回、係ごと

に分けて引継を行っている状況を読み解くことはできるだろう（明治三三年度分は六月〔農商係、No.4〕・八月〔地理係、No.5〕、明治三四年度分は二月〔地理係・農商係、No.8・9〕・十一月〔理事係、No.11〕、一月〔土木係、No.12・13〕、明治三五年度分は八月〔農商係、土木係、理事係・地理係、No.17・18〕・十二月〔土木係、No.19〕）。そのなかから、一例として明治二六年の第二課（理事係・地理係）のものを示そう（表1のNo.18）。

史料4 「引継目録」【明29-1-1-6-1】（図2）※丸数字筆者

本課取扱二係ル明治廿五年度完結書類理事・地理両係二属スル分別紙目録通り及御引継候也

明治廿六年八月十一日 内務部第二課（印）

知事官房御中

書類引継目録

二十五年度分 理事係
種別 件名 冊数

二 道路橋梁費支出回議綴 壺冊

二 治水堤防費 〃 二冊

（中略）

計拾四冊

明治二十五年 地理係

① 一 社寺一件 壺冊

② 一 境界一件 〃

③ 一 地字一件 〃

④ 一 土石一件 〃

⑤ 一 官民區別一件 〃

⑥ 一 脱落地編入一件 〃

⑦ 一 部分木一件 〃

⑧ 一 地種目変換一件 〃

表 1 明治 24 ～ 26 年における第二課からの完結文書引継目録一覧
(「引継目録 (一) 知事官房・第一課・第二課 (明治一九～二九年)」【明
29-1-6-1】のうち)

No.	年	月	日	課・係	内容	冊数 (件数)
1	明治 24	11	20	第二課	明治 22 年中結局書類 (農 商課・度量衡一件ほか)	44 冊
2	明治 24	4	1	第二課	明治 21 年度引継漏れ・明 治 22 年度分公文編冊 (地 種目変換ノ部ほか)	28 件 34 冊
3	明治 24	5	9	第二課	木曾谷五木調査一件	16 件 11 冊・6 括
4	明治 24	6	30	第二課	明治 23 年度分公文書類 (農商係・蚕糸業組合会社 一件ほか)	34 件 35 冊
5	明治 24	8	5	第二課	明治 23 年度分公文書類 (地理係 (境界一件ほか)、 土木係・理事係 (道路橋 梁書類ほか))	22 件 23 冊
6	明治 24	9	14	第二課	21 年獣医講習生徒名簿ほ か	30 件 36 冊・1 袋
7	明治 24	11	27	第二課	明治 15 ～ 22 年度分 (千 曲川流域堤防費金台帳ほ か)	60 件 62 冊
8	明治 25	2	10	第二課	明治 24 年度分公文書類 (地理係・地字ノ部ほか)	13 件 17 冊
9	明治 25	2	115	第二課	明治 24 年度公文書類 (農 商係・獣医一件ほか)	22 件 25 冊
10	明治 25	2	19	第二課	21 ～ 23 年度分金銭出納 二係ル諸書類一件ほか	21 件 30 冊
11	明治 25	11	28	第二課	明治 24 年度分結局書類 (理事係・土木係、治水堤 防一件ほか)	8 件 8 冊
12	明治 26	1	16	第二課	明治 22 ～ 23 年度分 (町 村土木補助費支払一件ほ か)	14 件 19 冊
13	明治 26	1	18	第二課	明治 23 ～ 24 年度分 (道 路橋梁費支出綴ほか)	17 件 25 冊
14	明治 26	1	31	第二課	明治 16・19 ～ 24 年度分 (警 察庁舎建築修繕綴ほか)	29 件 39 冊
15	明治 26	2	13	第二課	引継残りの書類 (明治 2 年以來)	5 件 2 冊・21 括・ 絵図面 101 枚
16	明治 26	6	9	第二課	引継残り分及 (農商係・ 土木係、測候所一件ほか)	9 件 10 冊
17	-	-	-	第二課	明治 25 年度分 (農商係・ 土木係・理事係、銀行及 諸会社一件ほか)	38 件 40 冊
18	明治 26	8	11	第二課	明治 25 年度分完結書類 (理事係・地理係、道路橋 梁費支出回議綴ほか)	22 件 29 冊
19	明治 26	12	15	第二課	明治 25 年度分完結書類 (土木係、県庁及警察署新 築一件ほか)	6 冊

⑨ 一 官地貸渡一件 〃

⑩ 一 飛地並錯雑地一件 〃

(後略)

明治二六年の八月一日付で、第二課から同課管轄下の理事係及び地理係の完結文書を文書係へと引き継いだ際の引継書と文書目録である。このように、年度ごと一括して目録化されていることが、当該時期の引継目録の特徴の一つである。もう一つ、当該時期の引継目録の特徴として、完結文書が「〇〇一件」「〇〇之部」などといったように、種類ごとに一括してまとめられている点を指摘したい。これは、具体的にどのような状態で完結文書の引継がなされたことを意味するのだろうか。このことを明らかにするため、史料 4 として掲出した部分のうち、現存

する簿冊と突合できたものを挙げる。

① 社寺一件 ↓ 「社寺雑件」【明 25-2C-14-1】

② 境界一件 ↓ 「諏訪郡富士見村ノ内御射山神戸粟生ヨリ係ル境界ニ関スル訴訟一件」【明 25-2B-12-1】

⑤ 官民区別一件 ↓ 「官民区別」【明 25-2B-6-1-1-3】

⑥ 脱落地編入一件 ↓ 「脱落地編入ノ部」【明 25-2B-2-1-1-4】

⑧ 地種目変換一件 ↓ 「民有地種目変換及脱落地編入調簿」【明 25-2B-3】

⑩ 飛地並錯雑地一件 ↓ 「飛地錯雑地ノ部」【明 25-2B-5-1-1-3】

このように、突合ができなかったものもあるが、おおむね、永年保存として伝来した現存簿冊との対応関係が確認できた。現存するそれぞれの簿冊の内容を確

－完結処理から廃棄までの過程を中心に－

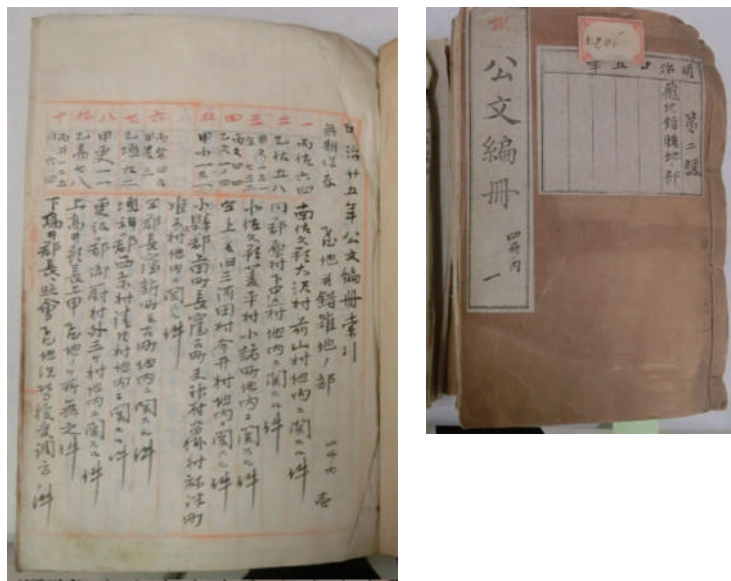


図3 「飛地錯雑ノ部」【明 25-2B- 5- 1】(左：索引、右：表紙)

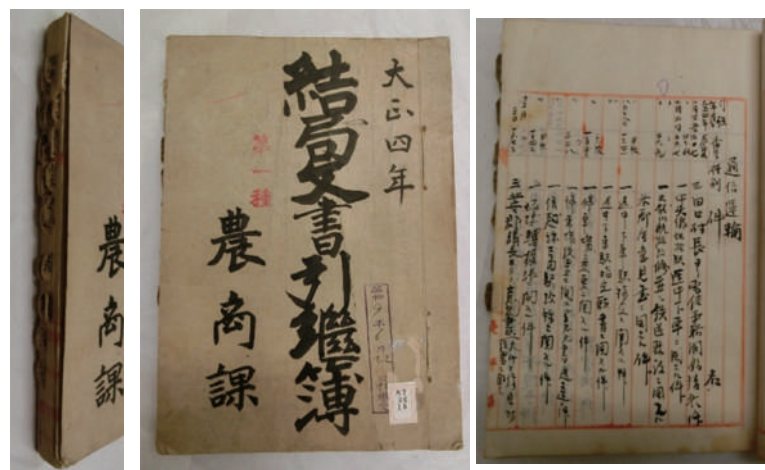


図4 「(農商課) 結局文書引継簿」【大7- 2 E -15】
(左：小口、中：表紙、右：「通信運輸」の頁)

「結局文書引継簿」の内容・形式について検討を加える前に史料残存の問題について言及しておきたい。表2で示したように、残存状況としては、庶務課及び農商課のものが集中的に残存し、それ以外は土木課のものが一点残存している。無論、「結局文書引継簿」を採用していたのがこの三課のみだったとは考えられず、本来は全ての課で作成されていたと考えるのが妥当であろう。⁽²⁸⁾「結局文書引継簿」は、従来の過程で廃棄・湮滅したものが相当数あったことが想定される。これは、完結文書が編冊された際には「結局文書引継簿」と同内容の索引が調製される上、有期保存の簿冊については、年限が過ぎて廃棄されれば、「結局文書引継簿」自体は必要がなくなるといふ、この簿冊の本来の性質によるものであろう。⁽²⁹⁾このような史料残存の問題点を前提として、以下、「結局文書引継簿」の記載形式と記載事項についてみて

認すると、該当する部目(「〇〇一件」)について、個別具体的な案件の書類が一冊にまとめて編冊されていることがわかる(例として図3に上記⑩の索引を示した)。史料4に引継文書としてみえる「〇〇一件」とは、当該事項に係る完結文書を一括してまとめたものである。ここから明らかにするのは、明治二〇年代においては、主務課の段階で完結文書が部目でまとめられ、それが、年度ごとに一括して文書係に引き継がれていたということである。

またもう一点、当該時期の引継文書目録の特徴として、起案から回議を経て決裁にまで至った通常の完結文書以外に、台帳・帳簿類や、資料類・図書類も同じ形式で目録化されて引継がなされているという点が挙げられる。例えば、表1の

No.6では、明治二〇年から二三年までの各種会計簿、名簿、報告書類、領収証類の綴り三〇項目が書き上げられている。このことも重要な論点であり、後に再度言及する。

2 明治三〇年代以降―その1「結局文書引継簿」の検討―

明治三〇年代に入ると、文書の引継目録の形式に大きな変化が生じる。それが「結局文書引継簿」と呼ばれる形式の引継文書目録の採用である。表2として示したとおり、明治・昭和戦前期までの期間に一七冊が管見に入っている。

表2 「結局文書引継簿」一覧(1)

No.	識別番号	年度	簿冊名	部課	備考
1	明44/2A/8	明治40～44	結局文書引継簿 (明治40～44年)	内務部(議事・庶務)	インデックスなし、40年：県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／訴願訴訟／罹災救助／例規／雑件、41年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／訴願訴訟／罹災救助／例規／雑件、42年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／訴願訴訟／罹災救助／例規／雑件、43年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／訴願訴訟／罹災救助／例規／雑件、44年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／訴願訴訟／罹災救助／議事例規／議事雑件
2	明44/2A/17	明治41～44	結局文書引継簿 (明治41～44年)	内務部(土木)	各類目別41～44年の引継簿を綴る、地種目変換(41～44年)／官有地払下(41～44年)／官地貸渡(41～44年)／地理雑件(41～44年)／産物払下(41～44年)／官民有区分(42年)／国有地下戻(41～44年)／土地収用(41～44年)／鉄道一件(41～44年、39～42年)
3	大5/2E/9	明治45～大正5	結局文書引継簿 (庶務課)(明治45年～大正5年)	庶務課	明治45～大正3年インデックス剥落により類目不明、大正4年分なし、大正5年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／罹災救助／議事例規／訴願訴訟／議事雑件
4	大7/2E/15	大正4～7	結局文書引継簿 (大正4～7年)	農商課	雑件／共進会・博覧会・品評会／講習・講話／商工業／商業会議所／水産／通信運輸／農事(文書なし)／農商例規(文書なし)／各農会(文書なし)／試験場(文書なし)／測候所／移住民／害虫／被害一件／産業組合／銀行／同業組合／農工商諸会／□□(インデックス剥離)
5	大8/2E/9-1	大正3～8	結局文書引継簿 (大正3～8年)(1)	農商課	水産／共進会・博覧会・品評会／雑件／産業組合／一般銀行／通信運輸／農工商講習・講話・其他諸会／農工商諸団体／商業会議所／農会／農事試験場／農業／測候所／被害一件／商工業／同業組合／移住民／講習・講話／病虫害／勸業費／鉱業
6	大8/2E/9-2	大正4～8	結局文書引継簿 (大正4～8年)(2)	農商課	農商例規(文書なし)／農会／共進会・博覧会・品評会／講習・講和／農業／鉱業(文書なし)／水産(文書なし)／農事試験場／測候所／一般銀行／農工銀行(文書なし)／産業組合／各団体(文書なし)／移住民／畜産(文書なし)／獣・蹄(文書なし)／駆除予防(文書なし)／被害一件／特・新(文書なし)／農商工報告(文書なし)／同業組合(文書なし)／雑件／商業会議所(文書なし)／運輸通信(文書なし)／勸業費／漁業(文書なし)／以下、件名なしのインデックスを付した部分が5カ所あるも、いずれも文書なし
7	大9/2E/21	大正5～9	結局文書引継簿 (大正5～9年)	農商課	雑件／銀行／産業組合／共進会・博覧会・品評会／同業組合／通信運輸／講習・講話／商事・工事・無盡業／商業会議所／水産・漁業／各農会／農事試験場／統計／畜産／病虫害、末尾に大正5年5月15日付け明治43～大正3年の文書係への引継目録・大正5年2月14日付けの会計課への引継目録・年月日未詳某課への引継目録・大正6年8月10日付け文書係への引継目録・大正5年2月23日付け引継目録を綴じる(いずれも資料・図書類)

表2 「結局文書引継簿」一覧（2）

No.	識別番号	年度	簿冊名	部課	備考
8	大 9/2E/22	大正 6～9	結局文書引継簿 (大正 6～9 年)	農商課	同業組合／産業組合／銀行・会社・無盡業／博覧会・共進会・品評会／講習・講話会／商業会議所／農事試験場／測候所（文書なし）／漁業・水産／交通運輸／統計／雑件／農業技術員費
9	大 10/1/11	大正 6～10	結局文書引継簿 (大正 6～10 年)	庶務課	大正 9 年分以外は部目ごとのインデックスなし、6 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／罹災救助／議事例規／訴願訴訟／議事雑件、7 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／罹災救助／議事例規／訴願訴訟／議事雑件、8 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／罹災救助／議事例規／訴願訴訟／議事雑件／慈恵救済、9 年：帝国議会／県会／途中、インデックス（5 枚）剥落のため不明／議事例規、10 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／議事雑件／訴願訴訟／罹災救助／議事例規／慈恵救済
10	大 15/2A/17	大正 11～15	結局文書引継簿 (大正 11～15 年)	庶務課	11 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／議事雑件／訴願訴訟／議事例規、12 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／議事雑件／訴願訴訟／議事例規、13 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／訴願訴訟／庶務例規／庶務雑件／県税（2）、14 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／県税／訴願訴訟／庶務例規／庶務雑件、15 年：見出しなく部目不明、引継月日に捺印するものあり
11	昭 5/B/20	昭和 2～5	結局文書引継簿 (昭和 2～5 年)	庶務課	昭和 2 年：帝国議会／予算決算／県参事会／県会／県税／訴願訴訟／庶務例規／県有財産／庶務雑件／民籍、3 年：帝国議会／予算決算／県参事会／県会／県税／訴願訴訟／庶務例規／県有財産／庶務雑件／民籍／大蔵報告／県債、4 年：帝国議会／予算決算／県参事会／県会／県税／訴願訴訟／庶務例規／県有財産／庶務雑件／民籍／大蔵報告（文書なし）、5 年：帝国議会／予算決算／県参事会／県会／県税／訴願訴訟／県有財産／庶務雑件／民籍／大蔵報告／県債、3 年以降、引継月日のすべてに捺印
12	昭 10/E/2	昭和 6～10	結局文書引継簿 (昭和 6～10 年)	庶務課	昭和 6 年：帝国議会／予算決算関係／県参事会関係／県会関係／訴願訴訟関係／県有財産関係／民籍関係／庶務雑件／県債関係／大蔵報告／庶務例規／県税関係、7 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／訴願訴訟／民籍／県有財産／庶務雑件、8 年：帝国議会／予算決算／県参事会／訴願訴訟／民籍／□□（無記載により不明）／県有財産／県税（文書なし）、9 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／県有財産／訴願訴訟／庶務雑件／庶務例規／民籍、10 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／民籍／訴願訴訟／県有財産／庶務雑件／県税、いずれの年も引継月日に捺印あり
13	昭 11/E/2	昭和 11	結局文書引継簿	庶務課	昭和 11 年：帝国議会／県会／県参事会／予算決算／訴願訴訟／民籍／県有財産／庶務雑件

表 2 「結局文書引継簿」一覧 (3)

No.	識別番号	年度	簿冊名	部課	備考
14	昭 13/E/31	昭和 13	結局文書引継簿	庶務課	昭和 13 年：帝国議会（文書なし）／県会／県参事会／予算決算／県債／民籍／県有財産（文書なし）／訴願訴訟／庶務雑件、引継月日に捺印あり
15	昭 14/E/16	昭和 14	結局文書引継簿	庶務課	昭和 14 年：県会／県参事会／予算決算／県債／訴願訴訟（文書なし）／民籍／庶務雑件／昭和 15 年 県会（第三種）／昭和 15 年 県会（第四種）／昭和 15 年 県参事会（第三種）／昭和 15 年 県参事会（第四種）／昭和 15 年 県債（第二種）／昭和 15 年 県債（第三種）／昭和 15 年 県債（第四種）／昭和 15 年 予算決算（第三種）／昭和 15 年 予算決算（第四種）／昭和 15 年 訴願訴訟（第一種）／昭和 15 年 民籍（第一種）／昭和 15 年 庶務雑件（第四種）「省略」と記載され文書なし、ほとんどの文書に引継月日記載なし
16	昭 16/E/2	昭和 16	結局文書引継簿 (昭 13、14、15、16)	庶務課	昭和 16 年：帝国議会（文書なし）／県会／県参事会／予算決算／県税／□□（インデックス剥落につき不明）（文書なし）／（民籍）※部目記載なく推測／□□（インデックス剥落につき不明）（文書なし）／庶務雑件、簿冊の半分以上が未使用

いく。

形式については大きく二つのパターンに分類される。まずは農商課及び土木課のパターンについてみていく。この二つの課の「結局文書引継簿」は、部目ごとに分類したインデックスが付されている（例として図 4 の小口部分を参照）。例えば、後に史料 5 として挙げた大正四年の農商課の「結局文書引継簿」は二〇の部目のインデックスが付されている（表 2 No. 4）。そして、部目ごと、引継の度に完結文書の件名が書き継がれていく形式となっており、それは複数年度にまたがっている。一方、庶務課は、年度に分けてインデックスを付し、その年度のなかで部目に分けて書き継いでいく形式をとっている。このように、「結局文書引継簿」は課によって形式に相違がみられるが、共通するのは、①完結文書を編冊する際のまとまりとなる、部目に分けて記載すること、②完結文書を個別の件名ごと記載すること、③引継を行うたびに書き継いでいくこと、という点である。次に、記載事項についてみていく。一例を挙げよう。

史料 5 大正四年「（農商課）結局文書引継簿」【大 7-2 E-15】のうち、「通信運輸」の項目（図 4）※原史料では罫紙を利用。丸数字筆者。

（引継年月日）（受付番号）（区分）（件名）

- 大正四年二月廿五日 農甲収二〇七 三 田口村長ヨリ電信事務開始請願ノ件
- ① 大正四年三月二日 農乙収三六七 一 中央線姨捨駅途中下車二関スル件
- ② 〃 二六九 一 天竜川航路改修並ニ鉄道敷設ニ関スル各郡会意見書ニ関スル件
- ③ 八月十八日 甲収一三四一 一 途中下車駅指定ニ関スル件
- ④ 一 途中下車駅指定願書ニ関スル件
- ⑤ 乙収一五五三 一 停車場変更ニ関スル件
- ⑥ 三三八 一 停車場設置ニ関スル意見書進達ノ件
- ⑦ 信越線吉田駅改称ニ関スル件

－完結処理から廃棄までの過程を中心に－

⑧ 甲収一〇四二 一 坂城駅拡張ニ関スル件

十二月二十一日 一六七二 三 北安郡議長ヨリノ意見書（大町二

停車場設置ニ関シ

乙収二四九六 三 通信事務ニ付意見書提出ノ件

甲収一三三九 三 電信事務開始ニ付意見書提出ノ件

大正五年一月十五日 甲収一九四一 三 電信事務開始ニ関スル意見書進達

ノ件

⑨ 乙収二六九 一 天竜川沿岸勝地保存並航路改修ニ

関スル件

甲収一六四 三 鉄道開通ノ地方産業ニ及ボシタル

影響調ノ件

史料5で示したのは、大正五年の農商課の「結局文書引継簿」のうちの「通信運輸」の頁である。記載事項については時期・課を問わず共通しており、おおむね以下のとおりである。

(ア) 引継月日：元課から文書係へ完結文書が引き継がれた日付⁽³⁰⁾。同日付で複数の文書が書き上げられている場合が多く、一定程度のまとまりごとに随時、引継がなされていたことがわかる。

(イ) 番号：件名簿に登録された当該案件の文書番号⁽³¹⁾。

(ウ) 種別：保存年限に応じた文書の種類（第一種～三（四）種）。完結文書の枠外に記された種類に対応する。

(エ) 件名：個別具体的な案件名。起案文書の件名に該当する。

(オ) 冊数：主務課の段階で振り綴じされた状態の冊数を示すとみられる。

以上から明らかとなるのは、「結局文書引継簿」は、主務課から文書係への完結文書の引継が随時行われる方式のもとで運用された引継文書目録であったということである。すなわち、ある案件が施行に至ったら（完結したら）、随時、完結文書が文書係に引き継がれ、その度に書き継いでいくための目録である（ただし、実態としては完結文書がある程度まとまった段階で引き継いでいたようであ

るが）。また、前述したように、記載方法についても、部目で一括してしまうのではなく、個別の案件ごとに記載する方式となっている。これは、前節で検討した、完結文書を部目別にまとめて書き上げて、年度ごと一括して文書係に引継を行うという明治二〇年代段階の方式との大きな変化を指摘することができる。

なお、「結局文書引継簿」は、いずれの簿冊も表紙の左下部に主務課名が記され、さらには前述したように、課によって形式の違いがみられることから、目録自体は各主務課で作成・保管され、目録への記入も各課で行われたと考えられる。ここから、主務課において引継済みの完結文書を把握する目録としても機能したことも想定される。また、昭和に入ると目録の引継月日の欄に県庁職員の押印がみられるようになる点にも注目したい。例えば、昭和五年の庶務課「結局文書引継簿」【昭5-B-20】を見ると、引継ぎ年月日の欄に「松田」と押印されているが、この印が同一年度における文書係の職員のものであることが確認できる。ここから、文書引継の際、結局文書とともに「結局文書引継簿」も主務課から文書係に引き渡され、文書係で確認の後、主務課に返付されたことが推察される⁽³³⁾。

次に、史料5として掲出した大正四年の「通信運輸」の項目に挙がる結局文書の一覧を、現存する簿冊と照合してみよう。該当する簿冊として、大正四年の「農商課」通信運輸・博覧会・共進会・品評会、度量衡【大4-2E-8】（図5）を見出すことができた。当該簿冊に綴られた完結文書と、史料5との対照関係を掲出すると以下のようになる。

一 農乙収三二八 停車場設置ニ関シ北佐久郡会議ヨリ意見書提出ノ件（施行日四月三〇日）↓史料4の⑥

二 農乙収一五五三 西筑摩郡駒ヶ根村立町信号所ヲ停車場ニ変更ニ関スル件↓史料4の⑤

三 文書番号なし 信越線吉田駅改称ニ関スル件（施行日四月二日）↓史料4の⑦

四 農乙収一三四一 信越線屋代駅戸倉駅ヲ途中下車駅指定ニ関スル件（施行日八月九日）↓史料4の①③

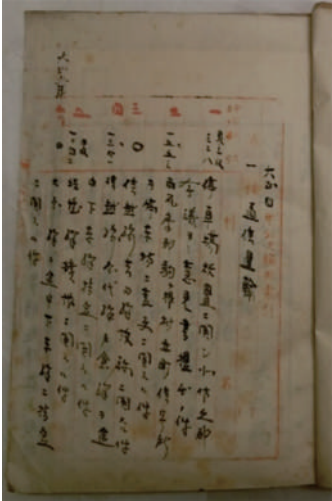


図5 「(農商課) 通信運輸・博覧会・共進会・品評会、度量衡」
【大4-2E-8】(左：索引、右：表紙)

が、結局文書引継簿に記載された完結文書のうち、一種(永年保存)文書については、現存する簿冊との対照が可能であることがわかる。完結文書の引継から文書係での編冊という流れを、目録の記載内容と簿冊の現物から具体的に跡付けることができるのである。

3 文書引継時期の改訂

このように、明治二〇年代と三〇年代以降とは、主務課から文書係への完結文書の引継のあり方に変化が生じていることがわかるのである。すなわち、明治二〇年代においては、前章の史料1で【段階③(第六条)】としてみたように、

- 途中下車駅指定二関スル件(中央線娘捨駅)
(施行日三月三十一日)
↓史料4の④
- 五 農甲収一〇四二 坂城
駅拡張二関スル件↓史料4の⑧
- 六 文書番号なし 大屋駅
ヲ途中下車駅ニ指定ニ
関スル件↓史料4に該
当なし③
- 七 文書番号なし 天竜川
沿岸勝地保存並航路改
修二関スル件↓史料4
の⑨

悉皆的な照合作業は今後の課題とせざるを得ない

完結文書を年度ごとに一括して引き継いでいる。ところが、「結局文書引継簿」の運用が開始する明治三〇年代以降においては、それが事案の完結する度に随時行われているのである。この変化については、現段階においては規程そのものを見出すことができていないが、次の史料からその制度改訂の事実を確認できる。

史料6 大正三年「(知事官房) 事務引継書」【大3-1-1】※傍線筆者(前略)

六、文書整理 明治三十三年七月文書保管規程ヲ改定シテ事件ノ結了セル書類ハ其都度官房ニ引継ギ類目及保存年限等ヲ調査シ其内重要ナルモノハ索引ヲ付シテ仮綴編纂シ翌年更ニ装釘シテ保存目録ニ登記シ年度課係ヲ別チテ倉庫ニ収蔵スル取扱ニ改メ爾来着々之カ整理ヲ為シ来リタルモ一般事務ノ増加ニ伴ヒ保存簿冊ノ数ハ逐年多キヲ加フニ至リタルヲ以テ去明治三十九年二月申再ヒ規程ヲ改正シテ保存年限ノ短縮ヲ図リ尚客年中新築文庫ニ移転ノ際不要簿冊ヲ調査シテ漸次之ヲ棄却シ整理漸ク緒ニ就クニ至レリ、現今保存セル簿書冊数左ノ如シ

第一種(永年保存) 一万二千六百六冊

第二種(三十年保存) 一千八百九冊

第三種(十年保存) 二千八百二冊

合計 一万七千六百二十四冊

図書 二千二百九冊

(後略)

大正三年の依田鉦次郎から力石雄一郎への知事交代時における事務引継書の一部である⁽⁵⁵⁾。大正三年段階の長野県庁における文書の保存・整理に関する課題が述べられているが、文書引継に関して重要なのは傍線部の箇所である。明治三十三年七月、完結文書(「事件ノ結了セル書類」)については、「其都度」、すなわち事件が完結することに知事官房(文書係)に引継を行うように文書保管規程を改訂した旨が記されている。また、部目(「類目」・保存年限を基準として、その重要なものについては索引を付して仮綴綴をおこない、翌年に装釘を行った上で「保

存目録」に登記し、年度と課・係を分けて倉庫に納めるものとされている。ここで特に重要なのは、完結文書の引継を「其の都度」行うものとした点である。史料6からは、完結文書の引継目録の形式が明治三〇年代以降に変化する要因を、文書管理規程の変更という制度面から裏付けることができるのである。

4 明治三〇年代以降その2―「文書引継目録」の検討―

ただし、「結局文書引継簿」の運用がみられる明治三〇年代以降も、それと並行して、従来型の引継書及び引継目録も用いられている。これについては、文書引継簿として独立した編冊がなされていないため統一的な呼称がないが、史料上に見える呼称から、暫定的に「文書引継目録」としておきたい。管見の限り、このタイプの引継目録をつづった簿冊は、大正元年「(知事官房) 文書雑件」【大1-1-4】、大正四年「(知事官房) 文書雑件」【大4-1-11】、大正七年「(知事官房) 各課文書引継簿」【大7-1-12】の三点が確認できた。一例として、大正四年の簿冊に綴られた「文書引継目録」を挙げよう。

史料7 大正四年「(知事官房) 文書雑件」【大4-1-11】
左記文書結局二付及引継候也
大正四年十一月十四日 林務課(印)

知事官房 御中

記

- 一、林業諸調査一括(第一種)四十一年
- 一、大正三年雑件一括(第四種)
- 一、諸集会書類一括(第二種) 自大正二年
至大正三年
- 一、講習講話書類一括(第三種) 自明治十五年
至大正三年
- 以上

大正四年一月一四日付で林務課から文書係へ引き継がれた文書の目録とその引継書である。「文書引継目録」によって引き継がれる文書はおおむね、①統計・

調査結果の綴り・公報など現在という資料類、②帳簿・台帳類、③領収証類、④「雑件」と括られる書類、⑤図書類、などに分類される。いずれも行政を執行する過程のなかで随時作成される回議文書などとは異なる性質の文書・簿冊類と言えよう。一方で、「廃棄文書」「軽微ナル事件ニテ保存ノ必要ナシ」などと表現する文書の目録もあり、各課で必要がなくなった資料や図書・資料や台帳類、軽微な案件をまとめた書類(「雑件」類)を引き継ぐことにも用いられている。また、「文書引継目録」に記載される引継文書は「結局文書引継簿」には記載されておらず、引継月日も、「結局文書引継簿」に記載された引継年月日と合致しない。

ここからは、「文書引継目録」は、各課が保持する文書のうち、行政を執行する過程で随時作成される文書とは異なる性質のものを年度ごとまとめて引き継ぐ際に作成された目録・引継書であることがわかる。そして、それは「結局文書引継簿」による文書引継とは別個に行われたものであった。

5 引継文書目録の時期的変化と制度運用の変更

以上、本章で述べてきた引継文書目録の形式変化とその要因となる制度改訂をまとめると次のようになる。

(明治二〇年代)「引継目録」

【形式】 公文書と資料・図書・台帳類が同形式で目録化

【時期】 年度で一括して引継

←

(明治三三年) 結局文書引継の「其都度」化

←

(明治後半・大正期)「結局文書引継簿」と「文書引継目録」への分化

「結局文書引継簿」

【形式】 行政を執行する過程で作成された公文書の細目録

【時期】 随時

「文書引継目録」

【形式】 資料・図書・台帳類、軽微な案件の文書綴の目録兼引継書

【時期】 年度で一括して引継

明治三〇年代以降における引継文書目録の分化は、明治三三年における文書引継に関する規定の変更を背景としたものと考えられる。行政の意思決定過程を示す公文書とそれ以外の書類等を峻別し、前者については随時に引継を行い、その都度、目録に追加していくように制度変更することで、重要な公文書の編冊・管理に厳密さを担保することとなったものと考えられる。

なお、前年の明治三二年にも文書保存規定の改正がなされており、引継文書は一〇日以内に仮編綴を施すこととされている。明治三〇年代前半は完結文書の編纂・管理についての制度改定がすすめられた時期であったと言える。

四 編冊から保存・管理へ

本章では、完結文書が文書係において簿冊に編冊され、保存・管理されるに至るまでの段階をみていく。

1 文書の編冊

本節では、完結文書の編冊の具体相について概観する。まずは史料を掲出する。

史料 8 明治二三年「長野県文書編纂及保存規程」※丸数字筆者

- ①第九条 文書課ニ於テ文書ヲ編纂スルニハ、第一種（無期保存）ノ文書ハ曆年度・会計年度ヲ区分シ、施行ノ日ヲ逐テ別紙第一号雛形ノ索引ヲ付シテ編纂スヘシ、第二種（十か年）ノ文書ハ、別紙第二号雛形ノ索引ヲ付シ、第三種（三か年）ノ文書ハ、索引を付セス、第一種第二種ノ文書ハ每一周年分ヲ合シ、別二第三号雛形ノ索引ヲ調製シ主務課ニ配置簿冊索引ニ便ナラシムヘシ
- ②第一〇条 文書ノ編冊ハ其厚サ大約二寸迄トス（諸帳簿ノ類ハ便宜トス）、

其文書又紙数ニ依リ合冊、或ハ官衙ヲ以テ之ヲ分ツハ便宜ニ従フヘシ

- ③第一一条 文書ノ保存ハ原本ヲ以テス、別段ノ文書ニテ謄本ヲ要スルモノハ文書課ニ於テ謄本ヲ作り、之ヲ普通文書中ニ収メ、原本ハ特ニ保存スヘシ

史料 9 明治三九年「（改訂）文書保管規程」※丸数字筆者

- ①第三条 文書ノ回付ヲ受ケタル時ハ知事官房及各係二分第一式ノ文書編纂索引ヲ付シ編纂スベシ
- ②第四条 文書ハ一曆年毎ニ一冊ノ厚サ凡ソ式ヲ限度トシ編纂スヘシ但分割シ難キ文書ニアリテハ此限ニアラス
- ③第五条 会計年度ヲ以テ整理スベキ文書ハ其年度ニ依リ編纂スベシ
日常使用ノ必要アル文書ハ其名称及事由ヲ記シ文書係ニ協議シ知事ノ決裁ヲ受ケテ主務係ニ留置クコトヲ得此場合ニアリテハ主務係ニ於テ仮リニ編纂シ其事故止ミタルトキハ遲滞ナク文書係ニ回付スヘシ
- ④第六条 編纂ノ文書ハ翌年更ニ装釘シ其ノ他編冊シ難キモノハ袋又ハ帙ニ収メ各其ノ要領ヲ表記スヘシ
但装釘上紙数ノ多寡ニ依リ便宜分合ヲ為スコトヲ得
- ⑤第七条 編冊シタル文書ハ第二式ノ文書保存目録ニ登記シ文庫ニ収蔵スヘシ文庫ニ収蔵スルトキハ文書ヲ関係各係ニ区割シ其編纂年度毎ニ保存種目ニ従ヒ配列スヘシ
- 以上、明治三三年と明治三九年それぞれの文書保管規程から、文書係における編冊の様相について提示した。両年のものを比較すると、明治三三年段階の規定が同三九年の段階に至っても基本的には大きな変更なく継承されていることがわかる。ただし、明治三九年段階では新たな規定の追加もみられる。時期的な変化も踏まえつつ、掲出した箇所から明らかとなる編冊の過程を以下で見ていく。

(ア) 引き継がれた完結文書に文書編纂索引を付す〔史料8①・史料9①〕

現存する簿冊の冒頭には、原則として簿冊の索引が付されており（例として図3・5などを参照）、閲覧する際の目次として機能する。この規定から、索引は文書係での簿冊の段階で作成されて付されたものであることがわかる。

ところで、明治三年の規程においては、完結文書を作成年度と案件ごとに、設定された保存年限（種類）を基準として分類し、さらに施行日順に配列するとある。一方で、明治三〇年の規程では単に部・課ごとに分けるという記述のみとなっている。明治二三年段階の完結文書の引継は年度内の特定の時期に一括して行うこととなっていたため、まずは一度に引き継がれた大量の完結文書の整理・配列作業が重要となっていたことが想定される。無論、明治二九年段階でも同様の整理・配列による索引の調製がなされているが、前章でみたように、明治三三年の改定により、事案が完結したら完結文書は「其の都度」引継を行うとなったため、完結文書の整理・配列作業の負担が軽減されたのであろう。

編冊の際における文書の配列については前章で事例として挙げた大正四年の「（農商課）通信運輸・博覧会・共進会・品評会、度量衡」【大4-2E-8】のように、必ずしも厳密に施行日順の配列となっていない簿冊も存在する。悉皆的な調査は今後の課題としたいが、この点については、次の史料を参考として挙げておきたい。

史料10 明治三四年「（官房）雑件・例達原議及制例・保存書類一件」【明治

34-1-3】

公文書引継ニ関シ通牒案 各課長宛 官房主席属

公文書ハ現行文書保管規程ニ拠リ概ネ引継ノ順序ニ依リ仮綴ヲ了シ毎ニ索引ヲ付シ其俟翌年度ニ於テ前年度分ヲ編冊スヘキ趣旨ニ有之候、然レバ従来ノ如ク結局文書引継ノ順序正シカラズ（例ヘハ十日二結局トナリタル文書ト廿日二結局トナリタル文書アリタル場合ニ廿日二結局トナリタルモノヲ先ニ引継キ数日ヲ経テ十日二結局トナリタルモノヲ引継クカ如キ）又ハ一旦引継キタル文書ヲ未結局ノ理由ヲ以テ取戻サル事續々有之為ニ編冊文書ノ體様宜敷

ヲ得ス、或ハ索引書ノ必要を生シ彼此ノ不都合勘カラザル義ニ付、爾來文書引継ニ関シテハ右等ノ点ニ就キ充分御注意相成様改而比為念依命及御通牒候也、

明治三四年に知事官房から出されたこの通牒では、完結文書はおおむね文書係に引き継がれた順序で仮綴をしていき、翌年度にそのまま編冊する定めであるにもかかわらず、事案の完結（結局）した順番通りに引き継がなかったり、実際には完結していない（未結局）文書を引き継いでしまい、それを取り戻そうとしたりすることがしばしばみられたことが述べられる。また、それゆえ、編冊文書の体裁が不適当となったり、特別に索引の調製が必要となってしまったりするため、今後は完結した順序を守って引き継ぐよう各課に通達している。完結文書引継の「其の都度」化は、文書係における完結文書管理の徹底につながる反面、主務課においては文書引継の業務が煩雑化するという側面があったと考えられる。史料10は、主務課からの文書引継が規程どおりスムーズに行われていない実態があったことを示している。また、主務課における文書の完結処理が停滞することもしばしばみられたようで、大正七年には知事官房より各課における未完結文書の整理と把握を行うための「書函」を導入するという通牒が出されている。⁽³⁸⁾史料8の③に「日常使用ノ必要アル文書」は特別な手続きを経れば主務課に留め置くことが可能とある。この規定自体は、実際には帳簿や台帳類等の運用を想定しているものと考えられるが、より踏み込んで推察するならば、完結文書の保存への厳正さを追求する文書係と、業務遂行の上で完結文書の簡便な利用（参照）を求める主務課とのせめぎあいを背景に想定することもできよう。

(イ) 簿冊の厚さはおおむね2寸（約6cm）までとする〔史料8②・史料9②〕。

(ウ) 編冊した簿冊は翌年、さらに装丁する〔史料9④〕。

この部分からは、文書係へ引継がれた文書は、一年間は仮綴の状態におかれていたことがわかる。結局文書引継簿を見ると、文書係への引継が翌年度に及んでいる案件が見える。このような案件に対応するためにも、引継後、一年は仮綴の状況に置いたものと考えられる。

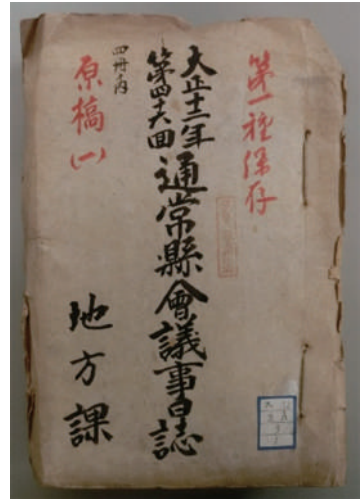


図6 「(地方課) 通常県会議事日誌」
【大12-2A-3-1】

「公文編冊」の装丁については児玉の論稿に整理がある。すなわち、①洪引きの板目紙に「第〇種 公文編冊」の題箋・表題(年度・課名・表題を墨書)の貼った表紙を付す、②天・地と背を化粧切する、③四つ目綴じにする、というのが基本的な「公文編冊」の表紙のスタイルである(例として図3・5など)。厚さについても、本稿の検討対象とする時期においては概ね順守されているものと思われる⁽⁴⁾。

一方で、無地の板目紙に簿冊名と部・課名を記したタイプの表紙もみられる(例として図4・6)。このタイプは、土木事業やある特定の訴訟事案に係るもの、日誌や台帳類などに多くみられ、大部なものも多い。土木事業や訴訟関係などは完結まで複数年にまたがるため、その期間に蓄積された一連の文書は主務課においてまとめられて表紙を付され、文書係に引き継がれた後も新たに表紙を付すことはせずにそのまま保存される場合が多かったことが想定される。日誌や台帳類についても、各課で表紙を付して管理・使用していたものを、文書係においてあらためて表紙を付すことはせずにそのまま保存したものと考えられる⁽⁴⁾。

2 「文書保存目録」への登記

史料8と史料9を比較した際に、文書保存に関する追加規定として注目されるのが、明治三十九段階の規程にみえる「文書保存目録」への登記である(史料9⑤)。この運用自体は前章の史料6に記されており、明治三十三年の段階から開始している。



図7 「(営繕課) 官舎工事完結書類」【大12-20-17】

現存する「文書保存目録」及びそれに類する簿冊については、表3に示した八点が管見に入っている。いずれも文書課の管理下にあった簿冊である。まず、No.2～8は、各課で保存する明治初年から四五年までの文書が書き上げられた目録である(例として図8)。ただし、いずれも一筆で書きあげられており、第一種(永年保存)文書しか記載されていない。表紙がない

No.2・4以外はいずれも同形式の表紙が付されており、その表紙に記された部課名の情報などから判断するに、これらの簿冊は昭和一〇年代後半もしくは戦後間もない頃に編冊されたものと考えられる⁽⁴⁾。No.2～8の「文書保存目録」は明治・大正期当時に現用だったものではないのである。後述するように、保存年限を迎えた文書を廃棄する際、「文書保存目録」から当該文書を抹消するとされている。おそらく、文書廃棄が進んだある段階で、「文書保存目録」も廃棄済みとなった文書を書き上げた部分を外して調製し直すような措置がとられたのであろう。また、大規模な文書整理や文書の保存状況調査などが行われた際に、実際の保存状況に適合した目録を調製し直すような作業が行われたことも想定される。現存する「文書保存目録」である表3のNo.2～8も、のちの文書整理等の段階で調製され直されたものであろう。

ただし、その様式は明治・大正期の処務細則で定められたものと同形式の用紙を用いており(図9)、文書庫内で保存する文書を把握するための目録としてこのようなものが明治・大正期段階で利用されていたことは間違いない。

表3 「文書保存目録」一覧

No.	識別番号	年度	簿冊名	部課	備考
1	明 30-2A-15	明治 14 ～ 30	公文書目録（明治 14 ～ 30 年）	知事官房	
2	明 44-1-4	明治 2 ～ 44	文書保存目録（明治 2 ～ 44 年）	地方課	
3	明 45-2A-5	明治 5 ～ 45	文書保存目録（明治 5 ～ 45 年）	農商課（經濟部農務課）	「昭和三二・七調」の書き入れあり。
4	明 45-2A-6	明治 30 ～ 45	文書保存目録（明治 30 ～ 45 年）	林務課	「三二・七調」の書き入れあり。
5	明 45-2A-7	明治 4 ～ 45	文書保存目録（明治 4 ～ 45 年）	社会教育課	「昭和三二・七調」の書き入れあり。
6	明 45-2A-8	明治 6 ～ 45	文書保存目録（明治 6 ～ 45 年）	学務課	「昭和三二・七調」の書き入れあり。
7	明 45-2A-9	慶応 3 ～明治 45	文書保存目録（慶応3～明治45年）	土木課	
8	明 45-2A-10	明治 2 ～ 45	文書保存目録（明治 2 ～ 45 年）	知事官房	

なお、表3のNo.1として挙げた「（知事官房）公文書目録」【明30-2A-15】は、史料6でみた、文書保存目録への登記が規程に明文化される明治三三年以前のものである。文書の置き場として、最初の県庁舎書庫の東・西文庫の記載があることから、明治期に現用だった文書保存目録と思われる。「文書保存目録」の様式についても、時期による変更があったことがうかがえるが、残存例が乏しく、その運用の実態等は明らかにならない。

ところで、明治後半以降の簿冊の表紙等を観察すると、「保存目録へ登記済」という印が押されたものを多数、確認することができる（図7）。県庁内で用いられた印の印影簿（印影簿（知事官房）【昭6-1A-6】）にも明治末年段階で当該印が登録されており、「文書保存目録」への登記が済んだ簿冊であることを示す目印として、明治末年のある段階から用いられるようになったと考えられる。ただし、この印が用いられた時期の上限と下限については、現段階では明確にできていない。また、完結文書への「結局」の書き込み（押印）と同様に、すべての簿冊に押印されているわけではないことにも注意が必要である。これらの点については今後の検討課題としたい。

いずれにせよ、「文書保存目録」への登記という規定の登場には、文書係における文書の保

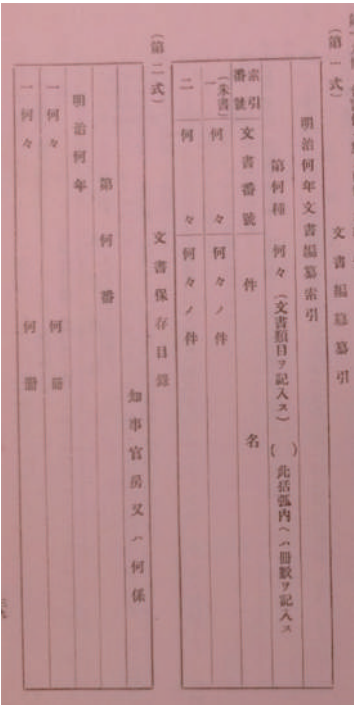


図9 明治40年「本庁処務細則」(大正10年「(知事官房)例規・文書雑件・篤行者褒賞・寄附者褒賞」【大10-1-9】)

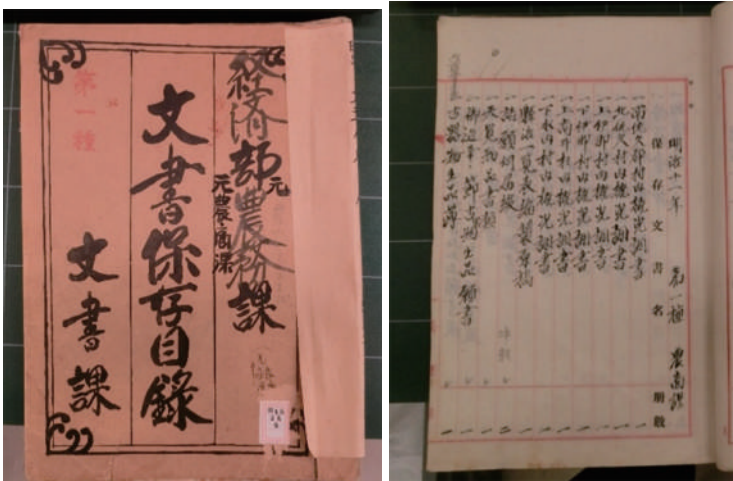


図8 「(文書課)文書保存目録 (經濟部農務課)」【明45-2A-5】
(左：表紙、右：1頁目)

存・管理に万全を期そうとする志向性を読み解くことは許されるであろう。

3 文書の保存・管理

長野県庁においては、明治七年に最初の土蔵が作られているが、大正二年に新たな県庁舎が建設されると、庁舎西側倉庫二階が文書庫とされた。^④ 文書庫内の管理に関する規定について、明治三〇年の処務細則から掲出する。

史料11 明治三〇年「(改訂) 本庁処務細則」※丸数字筆者

第三章 文庫ノ管理

第十三条 保存スヘキ文書ハ総テ文庫ニ蔵ムヘシ、文書ハ知事官房ニ於テ之ヲ管理ス

①第十四条 文庫内ハ知事官房及内務部各課ニ区画シ其区画内ニ於テ年ヲ分チ文書ヲ配列スヘシ

第十五条 文庫ハ昇庁時限ニ之ヲ開キ退庁時限ニ之ヲ閉ツヘシ、但至急ヲ要スル場合ハ此限ニアラス

文庫ノ鑰ハ首席属ニ於テ保管スヘシ

第十六条 文庫内ニ於テハ喫煙其他一切ノ火氣ヲ使用スルヲ禁ス、但夜間之ヲ開ク場合ニ於テハ篤ク燈火ニ注意スヘシ

第十七条 文庫内ハ常ニ清潔乾燥ナラシメ文書ヲシテ虫害湿損等ノ虞ナカラシムヘシ

②第十八条 文庫ノ文書ハ毎年春秋二回目錄ニ照シ定期検査ヲ行ヒ尚時々之ヲ調査スヘシ

掲出した箇所には、文庫内の文書配置(一四條)、文庫の開閉時間や鍵の管理(一五條)、火気の厳禁や清潔・乾燥状態の維持(一六・一七條)、文書の定期検査(一八條)といった文書庫および文書の管理についての規定が並ぶ。また、掲出はしなかったものの、第四章では文書の借覧や謄写についての手続きが定められている。これら、戦前期の県庁文書庫における長野県庁文書の保存・管理(利用)

の実態については、先行する田玉や児玉らの研究に詳しく、現段階において筆者が付け足すことはない。ここでは前章までに論じてきた内容と関係する二つの点についてのみ注目しておきたい。

掲出した部分から注目したいことの一点目が、文庫内における簿冊の配置である。史料11の①(一四條)から、文庫内は知事官房および各課に区画され、その上で年度ごとに分けて簿冊が保管されていたことがわかる。文庫内の配列は、明治三二年の処務細則の改定により「文庫内ハ種類年度ヲ分チ其年度内ニ於テ知事官房及内務部各課ニ区割シ文書ヲ配列スヘシ」として、年代順に配列し、その中で知事官房・内務部各課に分ける配置とされた。しかし、文書量の増大により庫内が狭隘となったことで、書棚の配置が不適當となったため、出納の際に混雑となり、年度を誤って戻すような事態が生じたという。そのため、明治三六年には再び庫内を知事官房および各課に区画し、その区画内で文書を種類・年度ごとに分ける配置へと変更されている。^⑤ 効率的な配置をめざす一方で、文書量の増大への対応も求められることから、庫内の配置も頻繁に変更となっていたことがうかがえる。文書庫内の文書配置のあり方については、今後更なる検討をすすめる必要があるが、いずれにせよ、種類(保存年限)と部目にもとづく配置がなされ、保存年限に応じた公文書のライフサイクルを厳格に運用にしようとする志向性を看取できる。

次に、注目しておきたいのが②(一八條)の春・秋二回に「目錄」と照合して行われる定期検査である。ここで用いられる「目錄」とは、前項で検討した「文書保存目錄」を指していることは明らかである。前項において、文書の保存・管理に万全を期するために「文書保存目錄」が作成されたとの見通しを示したが、実際には定期的な検査において機能することとなるのである。^⑥ なお、明治後半以降、一般事務の増加により所蔵簿冊数の増加が問題となることが、知事引継書などから知られる。この問題は、大正期に入っても解消されず、むしろ文書量は増大する一方であった。^⑦ また、頻繁な閲覧・借覧手続きの改定という事実から、職員による利用状況が良好とは言えなかったことが先行研究において指摘されて

表 4 廃棄文書関係書類

No.	識別番号	年度	簿冊名	部課
1	明 32-1-3	明治 32	公布式・保存書類（※廃棄書類ノ義ニ付伺ノ件）・閣省院往復	知事官房
2	大 1-1-4	大正 元	文書雑件（※文書棄却ニ関スル件）	知事官房
3	大 8-1-7	大正 8	秘書雑件・文書雑件	知事官房
4	大 9-1-7	大正 9	例規・秘書雑件・文書雑件（※保存文書廃棄処分ニ関スル件）・指令	知事官房
5	大 11-1-8	大正 11	例規・秘書雑件・文書雑件（※保存書類廃棄ニ関スル件）	知事官房
6	昭 2-A-3	昭和 2	廃棄文書目録	知事官房

いる。⁽⁴⁸⁾ このような状態にあって、年二回の検査がどのように行われていたのか、また、それがどれほどの実効性があったかは不明である。

五 廃棄

第一種以下の公文書は保存年限を迎えると廃棄されることとなる。ここでは廃棄手続きについて検討したい。

史料12 明治三十九年「(改訂) 文書保管

規定」※丸数字筆者

①第十六條 保存期限ヲ經過シタル文書ハ文書係及主務課又ハ係協議ノ上知事ノ決裁ヲ受ケ棄スヘシ

②第十七條 前項文書ノ廃棄ヲナシタルトキハ其ノ都度文書保存目録ヲ朱抹シ其ノ要領ヲ記入スヘシ

③第十八條 廃棄スヘキ文書ハ其ノ都度會計課ニ引継クヘシ

④第十九條 會計課ニ於テ前條ノ引継ヲ受ケタルトキハ其ノ文書ノ要部ヲ塗抹若クハ裁断ノ後、処分スヘシ

掲出した箇所からは、①保存年限を迎えた公文書は文書係および主務課（元課）と協議の上で、知事の決済により廃棄が決定する、②廃棄が決定した文書は文書保存目録から朱書きで抹消し、その旨を記入する、③廃棄文

書はその都度會計課に引き継がれる、④會計課においては引き継いだ廃棄文書の要部を抹消もしくは裁断する、という一連の流れが確認できる。

このうち、「①保存年限を迎えた公文書は文書係および主務課（元課）と協議の上で、知事の決済により廃棄が決定する」「③廃棄文書はその都度會計課に引き継がれる」という段階の流れについては、表 4 に示した簿冊に綴られた、文書廃棄に関する文書によって復元が可能である。大正九年のものを事例としてみていこう。

史料13 大正九年「保存文書廃棄処分ニ関スル件」〔例規・秘書雑件・文書

雑件・指令〕【大9・1・7】※アルファベットは筆者

〔A〕

（前略、各課・係の回議印）

（五月二四日）保存文書棄却ノ義ニ付伺

保存書類中別紙目録ノ文書ハ期間經過候ニ付各主務課ニ於テ実地調査ノ上不用ノ分ハ夫々棄却方取計可然哉相伺候
廃棄書類

第二種（三十ヶ年保存） 六冊

第三種（十ヶ年保存） 四百四拾八冊

第四種（三ヶ年保存） 貳百六冊

會計特別保存（三十ヶ年保存） 貳百四拾九冊

合計八百九拾八冊

追テ各主務課ニ於テハ文書係ニ願申調査ノ上保存要否至急申出相成度（中略、以下、種類ごとの廃棄対象文書の目録が続く）

〔B〕

曩ニ御合議相成候左記書類ヲ更ニ第二種ニ編入方御取計相成度候也
大正九年八月十九日 林務課

中村林業技手（印）

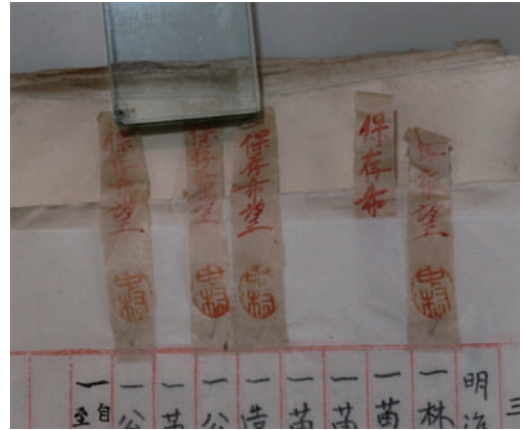
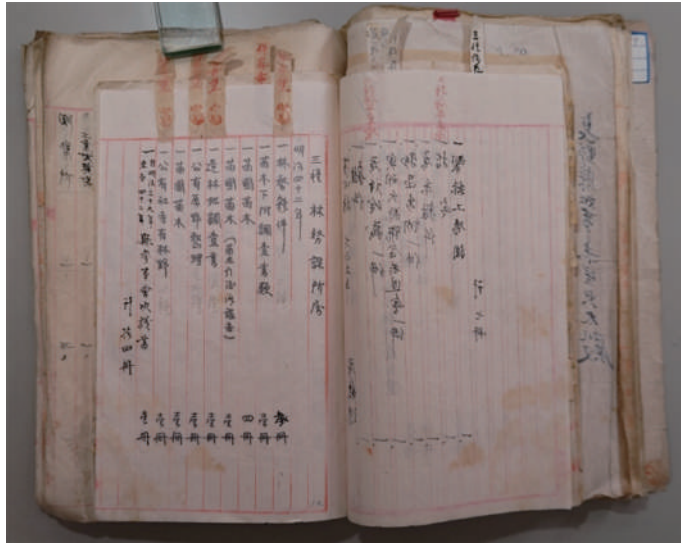


図 10 大正九年「保存文書廃棄処分二関スル件」〔「例規・秘書雑件・文書雑件・指令」【大9-1-7】〕
(左: 廃棄予定文書のリスト (林務課所属・三種)、右: 付箋部分の拡大)

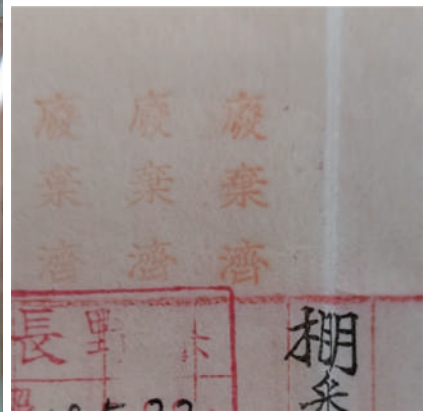
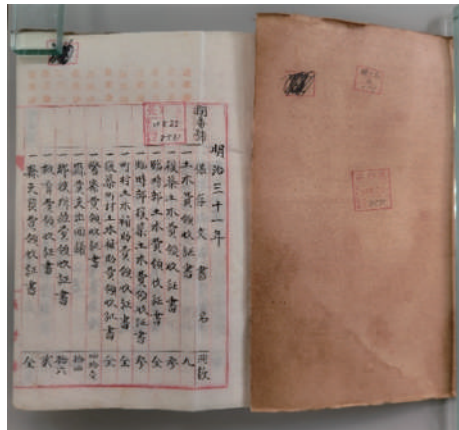
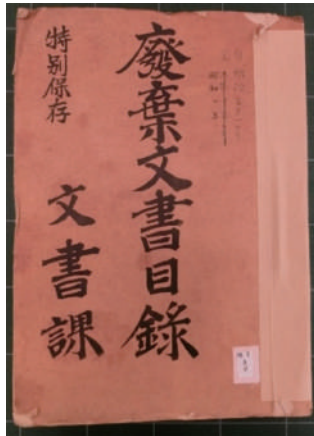


図 11 「廃棄文書目録」【昭 2-A-3】（左：表紙、中：1 ページ目、右：「廃棄済」押印部分の拡大）

官房文書係殿

記

第四種 大正五年

一、林野雜件
一冊

一、「大正三年大正五年」林野開墾 一冊

第三種 明治四十二年

一、林務雜件
三冊

一、造林地調書
一冊

一、公有原野整理 一冊

一、公有社寺有林野 一冊

(朱書) 右第二種二編入ノモノ

$$[C]$$

(九月八日) 保存文書廃棄処分ノ件

本年期間満了ニ処スル保存文書廢棄方ノ件ニ関シ各
主務課ニ対シ合議ヲ遂ケ候処、左記十五冊書類ハ尚保
存ノ必要有之種目變更ノ上保存方申出ニ依リ現品並ニ
台帳整理ノ上廢棄スヘキ書類八百八拾參冊ハ其假會計
課ヘ左按ヲ以テ引渡相成可然哉

保存申出書類

明治四十三年

三種ヲ二種トナシ 一林務雜件 參冊 林務課

同上 一造林地調査書 壹冊

同上 一公有原野整理 壺冊

同上	一公有社寺有林野	壹冊	同
----	----------	----	---

大正五年

四種ヲ三種トナシ 一林野雜件 壹冊 同

同上 一林野開墾 宅冊 同

(中略、以下、農商課・蚕糸課の簿冊七冊が列記)

以上拾五冊

按

知事官房 会計課宛

廃棄文書引渡ノ件

大正九年保存期間満了廃棄二処スル書類八百八拾参冊

右廃棄処分ノ為及御引渡候也

掲出した〔A〕〔C〕から以下の手順を復元できる。

〔A〕文書係で保存期間満了をむかえた廃棄予定文書の一覧が作成され、各課に對して現物確認の上で廃棄もしくは保存年限延長いずれかの判断をするよう依頼がなされる。

〔B〕文書係からの依頼を受けた各課では文書を確認した上で、種別変更により延長を要するものについては、文書係に對して申請する(掲出した事例は林務課からの依頼書)。

なお、現存する廃棄予定文書リストを観察すると、各課で保存年限の延期(種類の変更)を希望することとなったものには、各課担当者による朱の書き入れや付箋の貼付がみられる(図10)。

〔C〕文書係より、保存期限延長が決定した文書を除いた廃棄文書が会計課に引き渡される。

以上により、保存年限を迎えた公文書は、文書リストの回覧によって文書係と各主務課との間での協議が行われて廃棄(もしくは延長)の決定がなされていた実態が明らかとなるのである。

先に廃棄決定がなされた後の手続きとして挙げた、「②廃棄が決定した文書は文書保存目録から朱書きで抹消し、その旨を記入する」、「④会計課においては引き継いだ廃棄文書の要部を抹消もしくは裁断する」という手続きについては、史料が乏しく具体化できる部分が乏しい。ただし、注目されるのは、表4のNo.6

として挙げた「廃棄文書目録」【昭2-A-3】である。管見の限り、当該簿冊は戦前における県庁の廃棄文書を書き上げた単独の目録としては残存する唯一のものである。形式としては、年度ごとに書き上げられた文書名の上に「廃棄済」の印が押されている(図11)。「文書保存目録」と同じ用紙を用いていることから、この目録が「②廃棄が決定した文書は「文書保存目録」から朱書きで抹消し、その旨を記入する」という手続きの具体相を示すものであることが想定される。すなわち、「文書保存目録」のうち、廃棄が決定した文書に「廃棄済印」を捺印したことがわかるのである。⁽⁴⁹⁾事例が乏しくその具体的運用は不明な部分が大いだが、「廃棄文書目録」【昭2-A-3】は、ある段階で「文書保存目録」のうちから廃棄完了した年度だけを取り出して編冊しなおしたものと考えられる。廃棄が完了した文書は、「廃棄文書目録」として廃棄の事実が記録として残ることとなる。

おわりに

明治後半～大正期の長野県庁における文書の完結処理から文書係への引継、編冊・保存、廃棄という一連の過程についての復元を試みた。本稿で明らかにした点を列挙すると以下のようになる。

一章では、明治後半～大正期において改訂がなされた文書管理規程と処務細則を提示した。細部での変更がみられるものの、基本的には明治三年の「本庁文書編纂及保存規程」の内容を継承していることを指摘した。

二章では、主務課における完結処理の様相について検討した。簿冊に残された痕跡をもとに、事案が完結した段階で当該文書に部目・種類を書き込むとともに、事案の完結を示す「結局」の押印(書き込み)がなされるという運用実態について、明らかにした。

三章では、主務課から文書係への完結文書引継の様相について検討した。明治二〇年代段階までは、行政を執行するなかで作成される公文書が年度で一括して引き継がれていた。しかし、明治三三年以降は「結局文書引継簿」によって随時、引き継がれる方式に変更となったことを明らかにした。また、この制度変更の背

景には文書係における公文書の管理を厳密化しようとする志向性を想定した。

四章では、文書係による完結文書の編冊と、その後の文書庫での保存・管理の様相について概観した。三章で明らかにした文書引継の規定変更が、編冊時の作業に関する規定にも反映されていること、明治三〇年代以降、あらたに「文書保存目録」の運用が導入され、簿冊の表紙等にもその痕跡を確認できること、などを指摘した。

五章では、廃棄の手続きについて検討した。一連の文書廃棄に関する回議文書から、文書リストの回覧によって文書係と各主務課との協議が行われて文書廃棄が決定されていた実態を具体化した。

いずれの段階も概要を示すにとどまってしまった憾みがあることは否めない。しかし、従来は未検討であった、簿冊そのものに残された痕跡（結局印・種類部目の記入）や文書目録（文書引継簿・文書保存目録・廃棄文書リストなど）などを一連の過程のなかに位置付けることを試み、それぞれの性格を一定程度、明らかにすることができたものと考えている。本稿の検討からは、あらためて、文書管理への厳密性を担保しようとする当該時期における長野県の姿勢が看取できたものとも考える。はじめにでも述べたように、児玉卓文は保存年限による種別・年度ごとの類別編纂という近代的な公文書管理の基本的な枠組みが明治二三年の文書管理規程で成立したと評価した。本稿では、児玉が明らかにした公文書管理の基本的な枠組みが、明治後半・大正期を通じて、一定程度の厳密さを担保されながら運用されていたという実態を明らかにすることができたように思う。制度設計・運用実態という両面からみて、明治後半―大正期は現代につながる公文書管理の源流が形成された時期としてあらためて評価しうるのではないだろうか。⁵⁰明治後半以降、行政機関の役割が拡大し行政機構の拡充がすすめられるなかで、「行政の一貫性と施策の継続を維持する根拠資料」として公文書的重要性が高まる一方で、文書量の増大は大きな課題となりつつもあった。本稿で明らかにしてきたような、細分化された類別（部目）にもとづく公文書の厳密な編冊・管理と、保存年限に基づく公文書のライフサイクルの厳格な運用には、このような時代背

景が想定されるのである。「長野県行政文書」の資料群としての伝来や性格は文書管理の運用実態を前提として理解していく必要があることをあらためて強調しておきたい。

「はじめに」でも述べたように、「長野県行政文書」は、他県に比して基礎研究の蓄積が乏しいという状況があり、検討課題は山積している。太田富康が提唱するように、アーカイブズ化された史料に遺された、文字情報に限定されない様々な情報⁵¹が持つ意味を解明し発信していくことで利用に資していくことは公文書館の使命であろう。⁵²かかる観点からも、基礎研究のさらなる蓄積は急務である。最後に、本稿の内容と関係する事項に限定して、今後の課題を何点か挙げておきたい。

一つは、本稿で検討した内容の更なる精緻化である。本稿では、明治後半・大正期における長野県庁での完結文書の管理体制について論じたが、あくまでも現段階における筆者の見通しを素描したものに過ぎない。紙幅の都合もあるが、何より、筆者が、各簿冊の形態的特徴や残存する各文書目録の悉皆的な調査・記録あるいはデータベース化が十分にできていないということがその要因である。今後は、目録の翻刻作業や本稿で指摘した簿冊の形態的特徴の悉皆的な調査と記録を地道に続けることで、本稿の内容を更に精緻なものとしていきたい。なお、その過程においては、本稿の検討結果を修正する部分も出てくる可能性が多分にあることも付言しておく。

戦前期長野県庁における文書事務の全体像を復元することも求められる。本稿では完結処理から廃棄までの流れという、公文書のライフサイクルのうちの言わば「後半生」にあたる部分の検討に終始してしまい、起案から回議、決裁、施行というそれ以前の段階については検討の埒外となってしまう。文書係における文書の收受・件名簿への登載という段階も含めた、公文書のライフサイクルの全体像や時期的変化を復元することで、近代長野県における文書行政の具体相とその特質を検討していく必要がある。

また、一章でも言及したように、文書管理に関する規程や処務細則、例規類を

悉皆的に把握し、明治から現在に至るまでの長野県における文書管理に関する規程を編年化することも必要である。

以上のような基礎的な研究成果を積み重ねていくことで、「長野県行政文書」の形成過程（伝来過程）と史料群構造の解明という、県庁文書研究における究極的な課題に迫っていくことができるものと考ええる。長野県では令和四（二〇二二）年より「長野県公文書等の管理に関する条例」（二〇二〇年制定）⁽³⁾が施行され、公文書の保存と管理に一層の厳密性が求められることとなった。適正な公文書管理という今日的な課題に取り組み糸口としても文書管理の歴史の変遷を解明することは無意味ではないだろう。今後の更なる検討を約して、ひとまずは擱筆する。

注

1 大久保利謙「文書から見た幕末明治初期の政治―明治文書学への試論―」（『史苑』二二巻二号、一九六〇年）、藤井貞文「近代の古文書」（『古文書研究』創刊号、一九六八年）、津田秀夫「近代公文書学成立の前提条件―公文書概念の変遷と保存公開をめぐる―」（『史料保存と歴史学』三省堂、一九九二年、初出一九七三年）、同「近代公文書学への模索」（『史料保存と歴史学』三省堂、一九九二年、初出一九八二年）。なお、以下の研究史の整理とその詳細については、鈴江英一「近代現代史料の管理と史料認識」（北海道大学図書刊行会、二〇〇二年）を参照。

2 例えば、安藤正一は「記録史料学」とは、「史料となる素材の属性や存在の意味を科学的に明らかにし、それによって史料として本質を理解する」ことを目的とする「史料認識」と、「史料となる素材そのものを収集あるいは保全し、史料として広く利用できるよう適切に整理し、これを維持する」ことを目的とする「史料管理」という二つの領域を統合したものであるとする（『記録史料学と現代アーカイブズの科学をめざして』吉川弘文館、一九九八年）。

3 鈴江英一は「文書作成（起案）方法、署名式、決裁過程の解明」「作成された文書の收受過程と、決定された法令の公布施行過程」「起案され授受された文書が積まれていく過程」「利用にあたってその文書がいかなる機能を担って官庁間または私人との間で往復したのか」という四点を公文書研究の課題とする（鈴江英一「近代初頭、北海道における法令の施行」（注1）鈴江著書、初出一九八二年）。竹林忠

男は、「收受、作成、決裁、施行、綴綴保管、保存の各段階における文書記録の処理方式、様式、形態及び機能の解明」こそが近代公文書の史料学として必要と述べる（『京都府庁文書に見る明治前期公文書の史料学的考察』（『京都府立総合資料館紀要』二二号、一九九三年）。また、中野目徹「近代史料学の射程―明治太政官文書研究序説」（吉川弘文館、二〇〇〇年）は「保存の過程を遡及して一定の規則で編纂され伝来した経緯を探る」「原義からうかがえる稟議制の実態に即して組織の意思決定のプロセスを解明する」ことを公文書研究の課題として挙げる。

4 長野県以外の主なものを挙げる。全般に関わるもの：渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」（『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年）、水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」（『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年）、同「台湾総督府及び地方庁の文書管理制度論」（『台湾総督府文書の史料学的研究』ゆまに書房、二〇〇三年）、注3中野目著書、小池聖一「近代日本文書学研究序説」（現代史料出版、二〇〇八年）、北海道：青山英幸「北海道（庁）における公文書の編集と保存について」（『記録から記録史料へ』岩田書院、二〇〇二年）、青山英幸・今野隆夫「明治中期北海道庁文書と編さん規則について」（『北海道立文書館研究紀要』三三号、一九八八年）、佐藤京子「開拓使時代における何書式について」（『北海道立文書館研究紀要』一号、一九八六年）、同「開拓使の文書編纂」（『北海道立文書館研究紀要』五号、一九九〇年）、同「札幌県の文書編纂」（『北海道立文書館研究紀要』九号、一九九四年）、同「函館・根室両県と北海道事業管理局の文書編纂」（『北海道立文書館研究紀要』一一号、一九九六年）、鈴江英一「開拓使文書を読む」（雄山閣出版、一九九九年）、注1鈴江著書、秋田県：高橋美貴「『処見』・『異見』・『附言』―明治一〇年代『秋田県庁文書』への文書論的アプローチ―」（『日本文化研究所研究報告別巻』三三集、一九九六年）、柴田知彰「明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」（『秋田県立公文書館研究紀要』八号、二〇〇二年）、同「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」（『秋田県立公文書館研究紀要』一一号、二〇〇五年）同「明治後期秋田県の文書館制度の確立について」（『秋田県立公文書館研究紀要』一二号、二〇〇六年）、福島県：藤田定興「福島県における公文書の保存と廃棄のはじまり」（『福島県立歴史資料館研究紀要』二二号、二〇〇〇年）、山田英明「福島県庁文書研究の課題と方法」（『福島県立歴史資料館研究紀

要』二四号、二〇〇二年）、同「明治九年の府県合併と公文書―福島県庁文書の成立―」（『近代史研究』二号、二〇〇二年）、同「府県庁文書の内的秩序と経年変化―福島県神社庁文書の構造と特質―」（『福島県立歴史資料館研究紀要』二七号、二〇〇五年）、同「市町村制の施行と公文書―福島県庁文書を事例として―」（『近代史料研究』六号、二〇〇六年）、同「廃棄・収集された行政文書の史料学的特質―福島県庁文書を事例として―」（『近代史料研究』八号、二〇〇八年）、同「分割された行政文書の史料学的位相―福島大学明治・大正期の福島県庁文書」を事例として」（『福島県立歴史資料館研究紀要』三〇号、二〇〇八年）、栃木県：川田純之「明治前期の栃木県庁文書とその保存」（『栃木県立文書館研究紀要』二二号、一九九八年）、群馬県：阿久津宗二「群馬県における明治期公文書の編纂過程と保存規則」（『双文』一号、一九八四年）、小暮隆志「群馬県における明治期行政文書の作成と施行―令達および文書事務関係規程にみる―」（『双文』二号、一九八五年）、千葉県：柏原祥太「千葉県庁における完結文書管理の制度的変遷」（『千葉県の文書館』二七号、二〇二二年）、同「船橋市西図書館所蔵『千葉縣處務細則』附部長課長委任条件」について―完結文書に関する規定に着目して―」（『千葉史学』八〇号、二〇二二年）、埼玉県：太田富康「近代地方行政体の記録と情報」（『岩田書院』二〇一〇年）、重田正夫「府県公文書管理史ノート―埼玉県と比較しながら―」（『埼玉県立文書館紀要』二〇号、二〇〇七年）、清水正彦「埼玉県布達類の区分と伝達―明治八年七月以降を中心に―」（『埼玉県立文書館紀要』二九号、二〇一六年）、芳賀明子「埼玉県における近代県庁文書の編纂と保存―知事官房文書編纂主任の起案から―」（『埼玉県立文書館紀要』一五号、二〇〇二年）、同「失われた行政文書―戦中・終戦時における行政文書の廃棄について―」（『埼玉県立文書館紀要』八号、一九九五年）、同「府県統廃合と文書移管―明治九年の熊谷県分割をめぐって―」（『埼玉県立文書館紀要』一七号、二〇〇四年）、原由美子「行政文書整理試論―総目録第2集を編集して―」（『埼玉県立文書館紀要』創刊号、一九八五年）、同「近代における地方行政文書保存関係資料―埼玉県郡市町村の場合―」（『埼玉県立文書館紀要』二号、一九八七年）、同「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅱ―埼玉県行政文書の分類基準Ⅰ―」（『埼玉県立文書館紀要』三号、一九八九年）、同「近代における地方行政文書保存関係資料Ⅲ―埼玉県行政文書の分類基準Ⅱ―」（『埼玉県立文書館紀要』四号、一九九〇年）、谷澤道子「明治期行政文書原

本保全事業について」（『埼玉県立文書館紀要』八号、一九九五年）、東京都（東京府・東京市）：中元幸二「明治期東京府における文書管理事務担当組織の変遷について」（『東京都公文書館研究紀要』一号、一九九九年）、東京都公文書館編「明治期東京府文書編さん保存関係規程集」（一九八五年）、神奈川県：石原一則「明治六年神奈川県の文書管理関係資料」（『神奈川県立公文書館紀要』一号、一九九七年）、新潟県：芳井研一「戦前期新潟県行政文書の特色と意義」（『佐渡・越後文化交流史研究』一五号、二〇一五年）、愛知県：下村寿子「愛知県庁文書」の分散の経緯について」（『岡崎市史研究』一〇号、一九八八年）、加藤聖文「喪われた記録―戦時下の公文書廃棄」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』一号、二〇〇五年）、京都府：京都府立総合資料館歴史資料課編「研究代表者小林啓治京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究二〇〇五年・二〇〇七年 科学研究補助費（基盤研究（B））研究成果報告書」（二〇〇八年）所収の諸論考、渡部佳子「明治期京都府における文書管理の変遷」（『京都府立総合資料館紀要』一九号、一九九一年）、注3竹林論文、安江範泰「京都府行政文書」の史料学的検討―構成と伝来の他事例との比較から―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』一八号、二〇二二年）、歴史資料課「京都府文書事務基本史料集成（1）」（4）（『京都府立総合資料館研究紀要』二〇・二三号、一九九二・一九九五年）、大阪府：大西愛「明治の文書マネジメント―明治三八年の大阪府文書編纂保存規程―」（『大阪あーかいぶず』二号、一九九〇年）、鳥取県：伊藤康「島根県時代文書の引き継ぎに関する一考察」（『鳥取県立公文書館報』八号、一九九九年）、島根県：樽美康一「島根県における文書管理制度の変遷と「島根県近代行政文書」の成立」（『島根史学会会報』三七号、二〇〇〇年）、山口県：伊藤一晴「明治期山口県庁における文書保存規程」（『山口県立文書館研究紀要』二七号、二〇〇〇年）、宮崎県：清水恵枝「明治一九年地方官官制にともなう地方行政改革と府県における文書事務への影響―宮崎県を事例に―」（『学習院大学人文科学論集』二三号、二〇一四年）など。

5 「長野県行政文書」の概要と県指定までの経緯については、児玉卓文「長野県行政文書の県指定」（『アーカイブズ』三六号、二〇〇九年）を参照。

6 重要文化財指定を受ける行政文書の残存数は、東京都（東京府・東京市）は三三、八〇七点、群馬県は一七、八五八点、京都府は一五、四〇七点、山口県は

- 一三、五四九点、埼玉県は一、二五九点、北海道（明治期の開拓使文書）は七、八三二点（文化庁ホームページ「国指定文化財データベース」(<https://kumishiei.bunka.go.jp/bsys/searchist>）[最終閲覧日二〇二四年一月二日]）による。
- 7 長野県編『長野県政史第一巻（三巻・別巻）』（一九七二～七三年）。
- 8 「府県庁文書」（『日本古文書学講座九巻 近代編一』雄山閣、一九七九年）。
- 9 梅原康嗣「明治期長野県における文書管理の変遷」（長野県立歴史館学芸研究会レジュメ、二〇〇〇年六月二八日）、田玉徳明「長野県行政文書の管理と保存」（長野県立歴史館学芸研究会レジュメ、二〇〇四年五月二六日）。
- 10 児玉卓文「明治前期の長野県行政文書の管理と保存」（『長野県立歴史館研究紀要』一三号、二〇〇七年）。以下、特に断らない限り児玉の見解はこの論稿による。
- 11 注4 水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」、渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」など。
- 12 福島正樹「長野県における公文書・地域資料の保存と現代史の編纂」（『信濃』七三巻四号、二〇二一年）は戦前・戦後の長野県における公文書管理の流れを修史事業の展開とともに概観している。
- 13 注12 福島論文。なお、今年度より福島を代表とした研究プロジェクト「長野県行政文書（公文編冊）」の形成過程に関する基礎的研究」（科学研究費助成金令和五（二〇二三）年度基盤研究（C））が開始している。
- 14 事務分掌の一つとして、文書の收受発送及び編纂保存を担うことが定められている。本報告が対象とする前後の時期の文書管理担当の変遷は次の通りとなる（注9 田玉報告の整理に依る）。明治一九年～第一部文書課→明治二四年～知事官房文書係→昭和一五年～知事官房文書課→昭和二二年～総務部文書課。なお、戦前における長野県庁の機構とその変遷については、長野県総務部文書学事課編『長野県の行政機構 明治大正時代および昭和前期（昭和22年5月まで）』（一九六六年）を参照。
- 15 例えば、注4 京都府立総合資料館歴史資料課編『研究代表者小林啓治 京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史料学的研究 二〇〇五年～二〇〇七年 科学研究補助費（基盤研究（B））研究成果報告書』は、京都府行政文書を主たる素材として文書群の構造的特質や簿冊の用紙の特徴などといった情報について体系的な検討を加えている。
- 16 大正七年段階では、收受一四三、四六五件・発送一六〇、二五二件だったものが、大正一五年段階では、收受三一六、九〇一件 発送三九〇、一〇五件と激増している（上條宏之「第四編 長野県政の展開（大正）」『長野県政史 第二巻』長野県、一九七二年）。
- 17 注5 児玉論文。昭和戦前期の簿冊の残存量の乏しさは、終戦段階における公文書的大量廃棄に起因すると考えられる。長野県庁における終戦時の公文書廃棄については、信濃毎日新聞社編集局編『信州昭和史の空白』（信濃毎日新聞社、一九九三年）、梅原康嗣「長野県における終戦前後の公文書保存」（『信濃』五九巻九号、二〇〇七年）などを参照。
- 18 処務細則は、明治一九年の「地方官官制」において府県知事が定めることができると規定されたもので、府県庁内の職制に関することや事務手順等の内規に相当する（注4 柏原祥太「船橋市西図書館所蔵「千葉縣處務細則 附部長課長委任条件」について」、清水恵枝「明治一九年地方官官制にともなう地方行政改革と府県における文書事務への影響」など）。
- 19 後述する史料6などから、大きな改訂があった事実は知られるが、筆者は現段階において規程そのものを見出すことができていない。
- 20 長野県における戦前から現代に至るまでの文書管理に関する例規類の集成は大きな調査・研究課題である。他県においては東京都・東京市、京都府、埼玉県などがその先行する事例として挙げられる（前掲注4に挙げた先行研究のうち、東京都（東京府・東京市）・埼玉県・京都府を参照のこと）。
- 21 部目を新たに設定する場合は、各課から文書係に対して申請・登録の手続きを踏む必要があった（例えば「〔知官房〕例規・文書雑件・篤行者褒賞・寄附者褒賞」【大10-1-9】のうち「文書編纂類目制定ノ件」など多数の事例が残存しており、時代の変化によって行政の役割が拡大するにもなって、新たな部目設定が必要となっていた様子がみとれる）。
- 22 例えば、「〔官房〕雑件」【明34-1-3】には、第二課の文書整理主任（編纂主任）交代に関する回議文書が確認できる。
- 23 状態の悪い簿冊を観察すると、案件ごとに簿冊の編冊段階で開けられたものとは異なる綴り穴が開いている状況を確認できる。また、表紙を付した簿冊に綴じられず、こよりでつづつただけの状態で伝来しているものもまれに確認できる。

これらは、主務課段階での「仮綴」の状態を示しているものと考えられる。

- 24 以下の内容については、拙稿「(研究の窓) 明治後期・大正期の長野県庁における完結文書編冊過程の復元―長野県近代行政文書の研究―」(『長野県立歴史館たより』一一四号、二〇二三年)も参照。

- 25 昭和戦前期においては完結処理の証として「昭和〇〇年完結」などとする印が用いられるようになる。ただし、依然として完結文書への「結局」印の押印も散見する。

- 26 府県庁文書における起案文書の成立(＝稟議制の成立過程)とその形式の変遷は今後の検討課題である。

- 27 例えば、明治四三年の簿冊のうち、郡役所文書を除外した九一点をサンプルとして調査したところ、四八点に「結局」の書き込みや印が確認できた。一方、大正一二年の簿冊のうち、郡役所文書及び図面類を除外した二六八点では、「結局」の書き込みや印が確認できた簿冊は六五点にとどまった。簿冊の種類(帳簿類や提出された書類を綴っただけのものには見られない)による違い、課による運用の違いもあるように思われるが、現段階では悉皆的調査は今後の課題とせざるをえない。

- 28 一九七七年段階における戦前の県庁文書の収集・保存状況を示す長野県総務部文書学事課『長野県公文編冊及び行政資料目録』によれば、この段階で、以下の「結局文書引継簿」が目録に登録されていないが「行政資料」としての扱いを受けている。

〔大3 2 E-16〕(農商課)「結局文書引継簿」
〔大4 2 E-11-1〕(農商課)「結局文書引継簿」
〔大4 2 E-11-2〕(農商課)「結局文書引継簿」
〔大6 2 E-9〕(農商課)「結局文書引継件名簿」
〔大7 1-12〕(知事官房)「各課文書引継書類」

これらについては、識別番号が付されているにも関わらず、現在当館で所蔵する行政文書群には含まれていない(当該の識別番号は欠番)。現段階において、これらの簿冊が行政文書ではなく「行政資料」という扱いとなった理由や、その行方については不明であり、今後あらためて究明していく必要がある。

- 29 終戦時における組織的な文書廃棄が、文書の存在の完全な隠滅を図ったもので

あれば、その際においても廃棄の対象となった可能性が想定できる。

- 30 「(庶務課) 結局文書引継簿」【大15-2 A-17】では、当該項目を「官房へノ引継月日」とする。

- 31 文書番号については各課において取得した段階で記録しておく帳簿があったことが知られる。

- 32 例えば、「(知事官房) 官房例規・秘書雑件・文書雑件」【昭5-A-1】に綴られた文書係の起案文書。

- 33 「結局文書引継簿」に登録された文書については従来のような引継書が見られない。これは、完結文書引継の手續きについての簡便化が図られたものとみることができよう。なお、明治三〇年「(改訂) 本庁処務細則(明治三〇年庁達四〇号)」には文書書式として「結局文書通知簿」の記載がある。現存の「結局文書引継簿」とはその書式は大きく異なり、細則の内容からもその運用は明らかにならない。今後の検討課題としたい。

- 34 索引の欄外に「大正五年」と記載があることから、大正五年度完結のものが何らかの理由で編綴されたものであることがわかる。

- 35 文書管理制度研究における知事事務引継書の史料価値については、福島正樹「(文献史料をよむ) 明治・大正期の知事引継書を読む」(『長野県立歴史館たより』八四号、二〇一五年)を参照。

- 36 明治三四年「(官房) 雑件・例達原議及制例・保存書類一件」【明34-1-3】では「第三種ハ索引ヲ付スルヲ要セス」とする。

- 37 明治三四年「(官房) 雑件・例達原議及制例・保存書類一件」【明34-1-3】に庁達第十号として明治三二年七月の保存規定改定がみられ、「第九条第二項ヲ左ノ通改ム 引継ヲ受ケタル文書ハ十日以内ニ仮綴ヲ了シ別紙一ノ様式ノ索引ヲ付ス可シ、但第三種ハ索引ヲ付スルヲ要セス」と定める。

- 38 「処分未了文書整理ノ為メ今回該書類ヲ収容スベキ書函ヲ調整シ各課ヘ配付課長ニ点検方通牒」(「(知事官房) 官房例規・秘書雑件・文書雑件・篤行者褒賞」【大7-1-8】)。

- 39 田玉徳明は文書借覧手續きの考察から「保存と利用」のせめぎあいを想定している(注9田玉報告)。

- 40 同一の案件について分冊するものが多くみられる。

- 41 この点について、児玉卓文は通常の洪を引いた表紙と、無地の表紙との差異に「文書が持つ法的な効力を反映している」とみている。本稿の立場に立つならば、結果としてそのような違いが生じたという理解になる。
- 42 知事官房下にある文書係から文書課に昇格し存続したのが昭和一五年から一八年までの間である。そして、戦後は昭和二二年の知事官房廃止の際に総務部のもとに文書課がおかれている。また、表3のうち、No3の表紙に「経済部（元）農務課」（「元」の字は脇に小さい字で書き入れ）、No5の表紙に「社会教育課」とあるが、これらは昭和一〇年に新設された部署である。No6の表紙に後からの書き入れで「元神祇練成課」とあるが、これは昭和一七年に新設されたものである（注14「長野県の行政機構 明治・大正時代および昭和前期（昭和22年5月まで）」）。以上のことから、昭和一〇年代後半もしくは戦後間もない時期に調製されたものと判断した。なお、表3の備考欄にも記載したように、昭和三二年段階の保存文書調査で使用された形跡がある。
- 43 例えば、明治四三年の簿冊のうち、郡役所文書を除外した九一点をサンプルとして調査したところ、表紙に「文書保存目録へ登記」の押印が確認できたのは四点のみにとどまった。しかし、大正一二年の簿冊のうち、郡役所文書及び図面類を除外した二六八点では、押印が確認できた簿冊は一四七点にのぼった。時期が下るにつれて増加する傾向があるとみられるが、悉皆的な事例収集と調査は今後の課題である。
- 44 間口は二〇間（二七m）で、奥行きは五間（九m）、入口の扉の厚さは五〇cmであったという（注9田玉報告）。
- 45 「〔知事官房〕令達原議及制令・懲戒処分一件・休職員関係書類」〔明治36―1―3〕。
- 46 「昭和三・七調」という鉛筆の書き入れ（明45・2A・7・8）や、昭和二四年の書類を綴ったもの（明45・2A・8）があり、戦前における保存文書調査において利用された形跡がある。
- 47 知事事務引継書から大正期の県庁書庫に収蔵された簿冊数を示すと以下のようになる。
- 大正三年…一種（永年）一二、一〇六冊 二種（三〇年）五二一冊 三種（一〇年）二、五一四冊 四種（三年）八七八冊 特殊（二〇年）四、八九三冊
- 大正一〇年…一種（永年）一三、七三三冊 二種（三〇年）七一、〇八九冊 三種（一〇年）二、八〇二冊 四種（三〇年）一六、三〇五冊 二種（三〇年）二一、三〇〇 三種（一〇年）三、七三〇冊 四種（三〇年）七、一三三冊
- 48 現在、筆者が確認できた文書庫内の写真は、信濃毎日新聞社編『信州昭和史の空白』（信濃毎日新聞社、一九九三年）に掲載されるもののみである（注9田玉報告の指摘による）。この写真では床にまで雑多に置かれた状態が記録されており、保管状況としては決して良好とは言えない状況が確認できるが、この写真が撮影されたのは文書量が增大する昭和一〇年以降のものである（写真の情報から、土木部が設置され、道路課と監理課が併設された昭和一〇年以降に撮影されたものと判断できる）。大正五年の埼玉県職員の視察記録では長野県は文書を棚に縦置きし、定期的な曝書を行っていたとする記録もあり、むしろ大正期までは文書庫内での文書保存環境は良好なものであった可能性がある（注4芳賀明子「埼玉県における近代県庁文書の編纂と保存」。この視察記録については、今後の調査と史料紹介を期すこととしたい）。
- 49 なお明治四〇年の処務細則では「文書保存目録ヲ朱抹シ其ノ要領ヲ記入スヘシ」とあるが、明治三九年の文書保管規程や、大正一五年改定の処務細則では単に「文書ノ廃棄ヲナシタルトキハ其ノ都度文書保存目録ニ其要領ヲ記入シ之ヲ削除スヘシ」とあり、「文書保存目録」からの「朱抹」という処置については、必ずしも明治・大正期を通じて定められたものではなかった。
- 50 滋賀県立公文書館「県立公文書館開館記念展 公文書管理の源流を探究―大正期の文書事務改革―」（二〇二〇年）は、滋賀県における公文書管理の源流を大正期の制度整備に求めている。
- 51 注4渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」。
- 52 注4太田著書。
- 53 条例の特徴や課題についてはさしあたり、早川和宏「長野県における公文書等の管理と課題」（『信濃』七三巻一〇号、二〇二二年）、瀬畑源「長野県の歴史公文書の管理を考える」（『信濃』七五巻一〇号、二〇二三年）等を参照。

長野県内出土の子持勾玉

櫻井 秀雄

はじめに

子持勾玉は、大形の勾玉の表面に小さな勾玉をつくりだしたものであり、大形勾玉を「親」、そこに付属した小形勾玉を「子」とみるところから「子持勾玉」と呼ばれている。古墳時代にみられる祭祀遺物であり、その目を引きやすい形状の特異性もあり、古くより注目を集めてきた。現在知られる子持勾玉に採集品が多いのにはこうした側面があると考えられる。平成一四（二〇〇二）年に刊行された國學院大學日本文化研究所の『子持勾玉資料集成』^①によれば全国で約四五〇点を数えるにすぎず、その後の発見例を考慮しても五〇〇点を超える程度ではないかと推測され、稀少な祭祀遺物であるといえる。

長野県内から出土する子持勾玉については、古くから知られるものが多く、これまでいくつもの資料紹介や集成、研究が行われてきた。

ただし、それらには出土地や点数等に若干の混乱があることも確かであり、研究を進めて行く上でも現段階での出土数を正確に把握することが求められる。

そこで本稿ではこれらの先行集成を踏まえながら修正を加えるとともにその後の新発見資料を加えることにより、長野県内出土の子持勾玉についての基礎的データを提示していきたいと考える。当館では長野市榎田遺跡出土品二点と千曲市屋代遺跡群出土品一点の子持勾玉三点を所蔵している。県内出土品の基礎的データを整えることによって、これらの考古資料のもつ歴史的価値を改めて見出すことができるものと考ええる。

一 これまでの研究・集成

子持勾玉については、前述のとおり目を引きやすい形状ということもあり、古い時代から資料の紹介がなされてきた。長野県内から出土したものについては、和田千吉が大正五（一九一六）年に長野市松代町の平林出土品と伊那市の手出土品を紹介した報文が最も古い。^①

大場磐雄は、昭和一二（一九三七）年に「子持勾玉私考」で全国一六か所の資料集成と考察を行った。^②続いて昭和一六（一九四一）年には長野市松代の玉依比売命神社で行われる児玉石神事を紹介し、そのなかで重要な位置を占めるのが子持勾玉であることを指摘した。^③この二本の論文のなかで大場は、玉は魂であるとする論に基づき、玉が増殖するという觀念が存在するとみなし、子持勾玉は特にその呪力が強調された祭祀遺物との考えを明らかにしている。^④

集成については、昭和三二（一九五六）年に刊行された『信濃史料 第一卷 上・下』（以下、引用は『信濃史料』と表記する）で二二か所の出土地をあげており、それから約三〇年後の昭和六三（一九八八）年に刊行された『長野県史 考古資料編 遺構遺物』（以下、引用は『長野県史』と表記する）では一五か所の出土地からの二六点が報告されている。^⑤また、昭和五六（一九八一）年に刊行された『神道考古学講座』のなかで「子持勾玉」の項を執筆した佐野大和は、主だった県内出土品一四点について実測図を伴って報告している。^⑥昭和六〇（一九八五）年には『国立歴史民俗博物館研究報告第七集 共同研究「古代の祭祀と信仰」附篇 祭祀遺物出土地名表』が刊行され、長野県内については笹沢浩が一五三か所の

祭祀遺物出土地を集成し、子持勾玉出土地は一四か所、一七点をあげている^⑦。平成五（一九九三）年には東日本埋蔵文化財研究会が『古墳時代の祭祀』と題したシンポジウムを開き、その資料集として祭祀遺跡・祭祀遺物の全国集成を行っている。長野県内では一六か所の祭祀遺跡・遺構が集成され、子持勾玉は二五点を数えている^⑧。最も近年の集成は、先述した平成一四（二〇〇二）年に國學院大學日本文化研究所が全国集成した『子持勾玉資料集成』であり、長野県内は三六点がリストアップされている^⑨。

この他、桐原健は昭和六三（一九八八）年に「子持勾玉覚書」を、平成三〇（二〇一八）には『子持勾玉覚書 付け足し』を発表し、長野県内の子持勾玉の集成と考察を行った。後者では二六か所二〇点を集成し、律令時代の埴科郡に集中することを指摘している^⑩。また、伊那地域における子持勾玉四点については、桜井弘人が昭和六二（一九八七）年に「伊那谷における子持勾玉四例」において実測図を伴う基礎データを提示している^⑪。

二 長野県内出土の子持勾玉

以下、今回集成した長野県内出土の子持勾玉の資料を紹介する。なお、本稿では、子持勾玉の部位の名称は以下のとおりと表記とする。まず、本体となる大形勾玉は「親勾玉」、付属する小形勾玉を「子勾玉」と呼称する。そして、篠原祐一の分類を参考にして、貫通孔のある方を「頭部」、その反対側を「尾部」、内彎部を「腹部」、外反部を「背部」、中央部を「胴部」とし、篠原が「脇部」と呼ぶ側面は「側面部」と表現する^⑫。また、側面部については背部を前にして左側を左側面部、右側を右側面部と呼ぶこととする（図1）。

資料1 本村東沖遺跡（長野市・図3）

本村東沖遺跡は、長野市上松に所在する遺跡で浅川扇状地の扇央西端部に立地し、浅川扇状地遺跡群を構成する。平成三（一九九二）年に長野高校建替工事に伴い長野市教育委員会が発掘調査を実施し、弥生時代から古墳時代の堅穴住居跡一〇四軒等が検出された^⑬。四一軒の住居跡が認められた弥生時代後期の集落は後

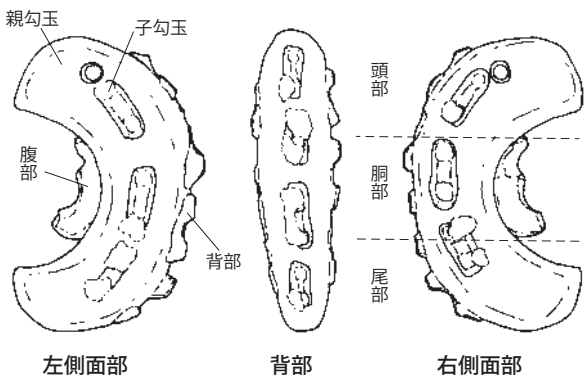


図1 子持勾玉の部位

子勾玉は腹部に一個、背部に四個、側面部には両面とも三個ずつある。子勾玉には破損を受けている箇所もみられる。

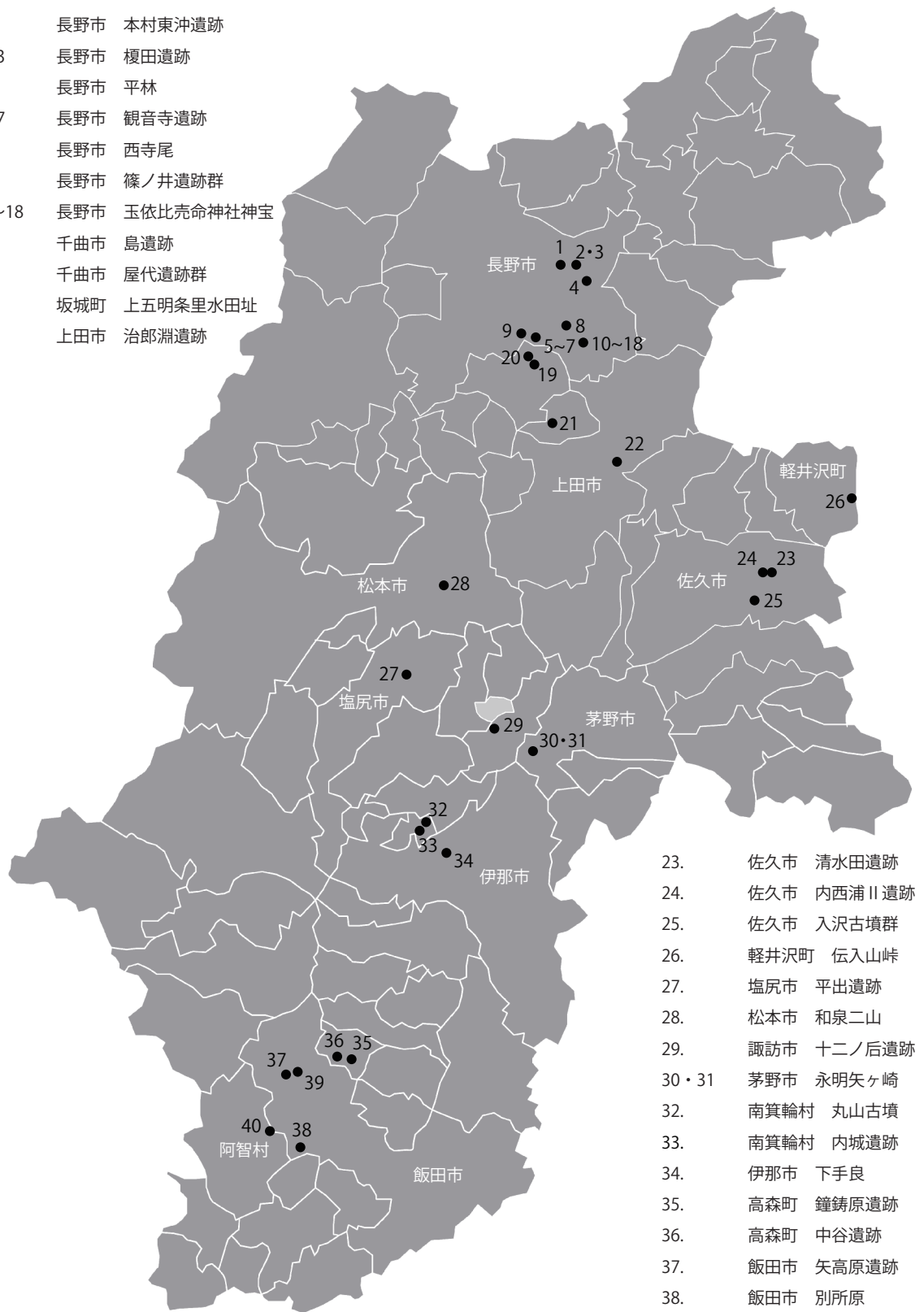
資料2・3 榎田遺跡（長野市・図3）

榎田遺跡は、長野市若穂綿内に所在し、千曲川右岸の自然堤防及び後背湿地に立地する。平成元（一九八九）～四（一九九二）年にかけて上信越自動車道建設に伴い長野県埋蔵文化財センターが発掘調査を実施した。弥生時代から中世に至る集落遺跡で、検出された堅穴住居跡は約一〇〇軒を超える。中心時期は古墳時代であるが、前期で一旦途切れた後、中期前葉から後期後葉まで盛行する。当該期の中核的な集落である^⑭。

子持勾玉は古墳時代中後期の堅穴住居跡二軒から計二点が出土している。ともに滑石片岩製で欠損品である。資料2のSB449出土品は、頭部先端と尾部を欠している。残存長で三・八センチ、幅二・二センチ、厚さ一・六センチをはかる。こ

期末で一旦廃絶し、五世紀第二四半期から大規模な集落が形成されるようになり、古墳時代後期初頭には廃絶されている。古墳時代の住居跡は五六軒を数え、当該期中核的な集落と位置付けられている。子持勾玉は五世紀第三四半期の31号住居跡から出土している。この住居跡は一部が調査範囲外にかかるが一辺八メートル程と大形で、子持勾玉は北東隅の高さ約一〇センチ程の不整形なベッド状遺構からの出土である。親勾玉はほぼ完形品で最大長六・九センチ、幅二・二センチ、厚さ一・六センチをはかり、断面形は円形に近い楕円形を呈する。

1. 長野市 本村東沖遺跡
- 2・3 長野市 榎田遺跡
4. 長野市 平林
- 5～7 長野市 観音寺遺跡
8. 長野市 西寺尾
9. 長野市 篠ノ井遺跡群
- 10～18 長野市 玉依比売命神社神宝
19. 千曲市 島遺跡
20. 千曲市 屋代遺跡群
21. 坂城町 上五明条里水田址
22. 上田市 治郎淵遺跡



23. 佐久市 清水田遺跡
24. 佐久市 内西浦Ⅱ遺跡
25. 佐久市 入沢古墳群
26. 軽井沢町 伝入山峠
27. 塩尻市 平出遺跡
28. 松本市 和泉二山
29. 諏訪市 十二ノ后遺跡
- 30・31 茅野市 永明矢ヶ崎
32. 南箕輪村 丸山古墳
33. 南箕輪村 内城遺跡
34. 伊那市 下手良
35. 高森町 鐘鑄原遺跡
36. 高森町 中谷遺跡
37. 飯田市 矢高原遺跡
38. 飯田市 別所原
39. 飯田市 北本城々跡
40. 阿智村 五反田1号古墳

図2 子持勾玉の出土分布

の周辺は遺構の重複が激しく、古墳時代中後期という以上の時期細分はできない。資料3のSB756出土品は、尾部のみの残存である。なお、報告書ではこれを頭部としているが、穿孔と理解したものは二重円文であり、尾部とみるのが正しいと考える。残存長三八センチ、幅二・八センチ、厚さ一・〇センチをはかる。七世紀代に位置づけられる住居跡であり、子持勾玉は床面から出土している。特徴的なのは二点とも二重円文が施されていることである。

資料4 平林出土（長野市）

長野市松代町の平林地籍から出土したと伝わる。この子持勾玉が学界に紹介されたのは、大正五（一九一六）年に発表された和田千吉「異形の勾玉」⁽¹⁵⁾においてであった。この報文のなかで和田は、全国一六例の子持勾玉を紹介しているが、ここには「信濃国上伊那郡手良村下手」とともに「埴科郡豊榮村大字平林」の地名があげられている。残念ながら図は掲載されておらず、出土地のみの記載である。『信濃史料』ではこの和田報文を引用文献として出土地のひとつに数えている。『長野県史』では写真の掲載はない。

事例5・6・7 観音寺遺跡（長野市・図3）

観音寺遺跡は長野市篠ノ井下横田に所在する。子持勾玉は昭和二三（一九三八）年に遺跡内にある観音寺から、墓地の移転の際に見されたもので、横田神社の神宝となっている。現在は、長野市指定有形文化財であり、長野市立博物館に寄託されている。本遺跡から出土した子持勾玉は三点ある。資料6は、滑石製で長さ八・〇センチをはかり、子勾玉は腹部に一個、背部に四個、側面部に三個ずつを有する。特徴的なのは、全体に中心点のある二重円文が施されていることである。資料7は、珪質粘板岩製で長さ八・三センチをはかり、子勾玉は腹部に一個、背部に三個、側面部に一個ずつを有する。資料8は、珪質粘板岩製で長さ九・二センチをはかり、子勾玉は腹部に一個、背部に二個、側面部に二個ずつを有する。

資料8 西寺尾出土（長野市・図3）

長野市松代町の西寺尾地籍からの出土品である。昭和一〇（一九三五）年の宮崎紇と三木文雄による報文「子持勾玉の一例」で、旧西寺尾村の典廐寺が所蔵し

ている子持勾玉を実測図付きで報告している⁽¹⁷⁾。

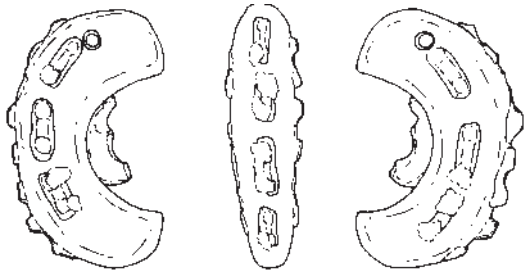
報文によれば、昭和八年頃に千曲川左岸に沿う道路修理の際に路面に敷かれた砂利の中から村人が採集したものだということである。蛇紋岩製で、長さ九・三センチ、幅四・五センチ、厚さ二・五センチをはかる。子勾玉は、腹部に一個、背部に三個みられ、側面部にはない。『信濃史料』では「海津城址北」出土という名称で集成されており、この名称で取り上げられている場合もある。なお、「海津城址北」は現在の長野市教育委員会が把握する周知の埋蔵文化財包蔵地では松代城北遺跡にあたるだろう。

資料9 篠ノ井遺跡群（長野市・図3）

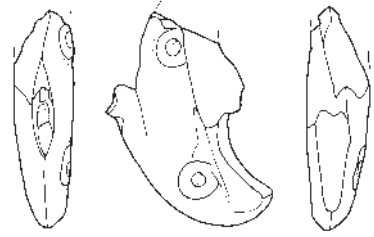
篠ノ井遺跡群は長野市篠ノ井塩崎に所在する。長野市教育委員会によって幾次にもわたる発掘調査が遺跡群内で行われてきているが、平成七（一九九五）年に主要地方道長野上田線塩崎バイパス長野県単独事業地点建設に伴い、長野市教育委員会や長野県埋蔵文化財センターが発掘調査を実施した。Ⅷ・S・1（1）SB01と命名された竪穴住居跡の床面から出土した⁽¹⁸⁾。奈良時代に比定される住居跡であるが、古墳時代の遺物はSB03・SB04からの混入と考えられている。子持勾玉は古墳時代中期に位置づけられるという。頭部穿孔部までの破片である。長さ三・五センチ、幅一・四センチ、厚さ二・五センチが残存している。片面にのみ白玉を模したかのような文様が陰刻されている。文様には基本的に二重円文であるが、外円を線により表現するタイプと陰刻による表現する二者がある前者は背部、後者は側面部に施される。この住居跡のあるⅧ区は石製模造品や白玉が多量に出土する地区であり、Ⅷ区からは白玉の製作工房とみられる住居跡もみついている。

資料10 玉依比売命神社神宝（長野市・図4）

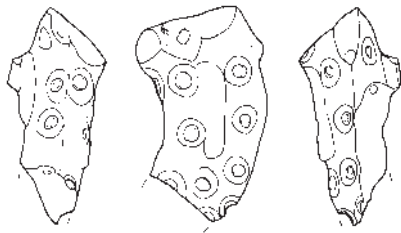
長野市松代町東条に所在する玉依比売命神社では多数の玉類が寄進され、神宝となっている。これらは児玉石と呼ばれている。児玉石は玉依比売命神社の神威によって集まったものと考えられ、毎年正月七日に児玉石神事と呼ばれる玉改め（玉数え）の神事が行われる。この神事は江戸時代の明暦年間（一六五五～一六五八）年には六〇個余あり、宝永三年（一七〇六）には二九二個、文化七年



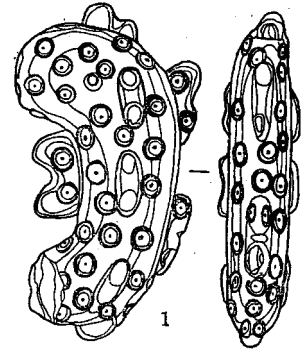
資料1 長野市 本村東沖遺跡



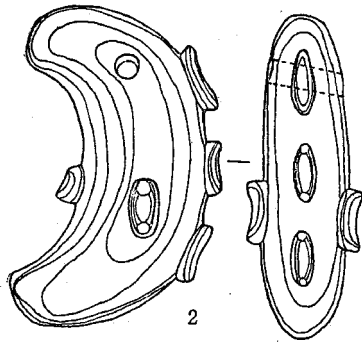
資料2 長野市 榎田遺跡 SB756



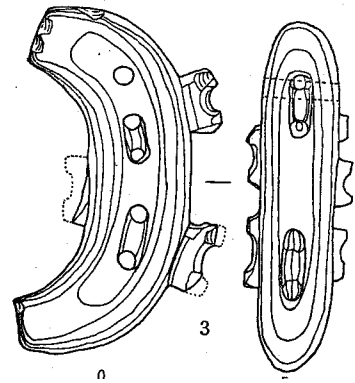
資料3 長野市 榎田遺跡 SB749



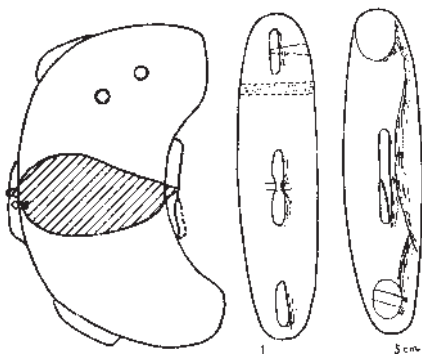
資料5 長野市 観音寺遺跡 1



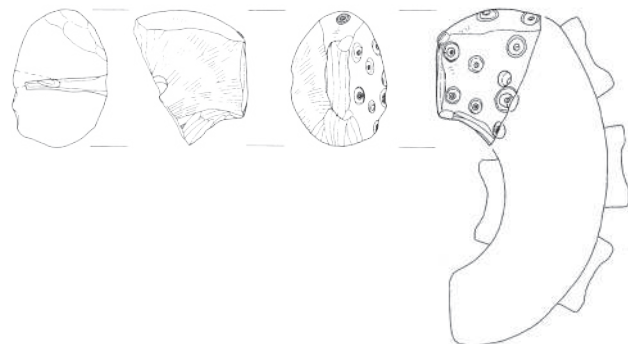
資料6 長野市 観音寺遺跡 2



資料7 長野市 観音寺遺跡 3



資料8 長野市 西寺尾



資料9 長野市 篠ノ井遺跡群 SB01

※資料4 実測図・写真なし
※縮尺不同

図3 長野県の子持勾玉 (1)

(一八一〇)年には六三四個と寄進によって増加してきたことがわかる。昭和四三年には七八六個を数えている⁽¹⁹⁾。そして、昭和四四年には長野県宝に指定され、現在は長野市立真田宝物館に寄託されている。

これらの玉類のなかに子持勾玉九点が含まれていることは、昭和一七(一九四二)年の大場磐雄の調査によって明らかとなった⁽²⁰⁾。大場磐雄の調査段階では児玉石は七六九点であり、そのなかには玉以外の自然有孔石や石器なども含まれていることを指摘した。子持勾玉のうち三点は、「三ツ石(天下泰平の石、寶祚延長の石、氏子繁昌の石)」と呼ばれ、児玉石神事で最初に読みあげられ、神事の重要な役割を果たすものである。実測図は『信濃史料』に八点、写真は『長野県史』に九点が掲載されている。形状はほぼ完形であるが、部分的に欠損・破損しているものもみられる。子勾玉についても腹部にないもの(資料17)や背部にないもの(資料15)など多様性に富んでいる。

資料19 島遺跡(千曲市・図5)

千曲市生萱に所在する島遺跡から採集されたものであり、小野紀男により報告された⁽²¹⁾。島遺跡は生仁遺跡とは沢山川を挟んだ対岸に位置する。長さ八・一センチ、幅四・八センチをはかる。子勾玉は腹部に一個、背部に三個、側面部にそれぞれ二個を有する。

資料20 屋代遺跡群(千曲市・図5)

屋代遺跡群は千曲市屋代に所在する。縄文時代から中世に至る複合遺跡である。子持勾玉は七世紀代の自然流路SD7067から出土した。長さ九・二センチ、幅四・八センチ、厚さ二・四センチをはかる。頭部の先端がわずかに水平カットされている。子勾玉は、腹部に一個、背部に連結しているが三個、側面部に二個ずつ有する。腹部のものは欠損がある。報告書では混入品の可能性もあるとし、さらにこの溝跡のある⑥区では古墳時代中期から古代にかけて連綿と祭祀遺構が確認されているため、祭祀行為の中で伝世されてきたことも考えられると述べている⁽²²⁾。

資料21 上五明条里水田址(埴科郡坂城町・図5)

上五明条里水田址は、埴科郡坂城町上平に所在する。幾次もの調査が行われて

いるが、子持勾玉が出土したのは、長野県埋蔵文化財センターが平成一八(二〇〇六)―二二(二〇〇九)年度にかけて調査した主要地方道長野上田線力石バイパス地点からである。子持勾玉はSD9と命名された溝跡の底部近くで見つかった。泥質岩製で、長さ七・五センチ、幅四・〇センチ、厚さ二・一センチをはかる。SD9は、埋土に仁和の洪水とみられる洪水砂層を持ち、古墳時代後期から平安時代に位置付けられる溝跡である。

資料22 治郎淵遺跡(上田市・図5)

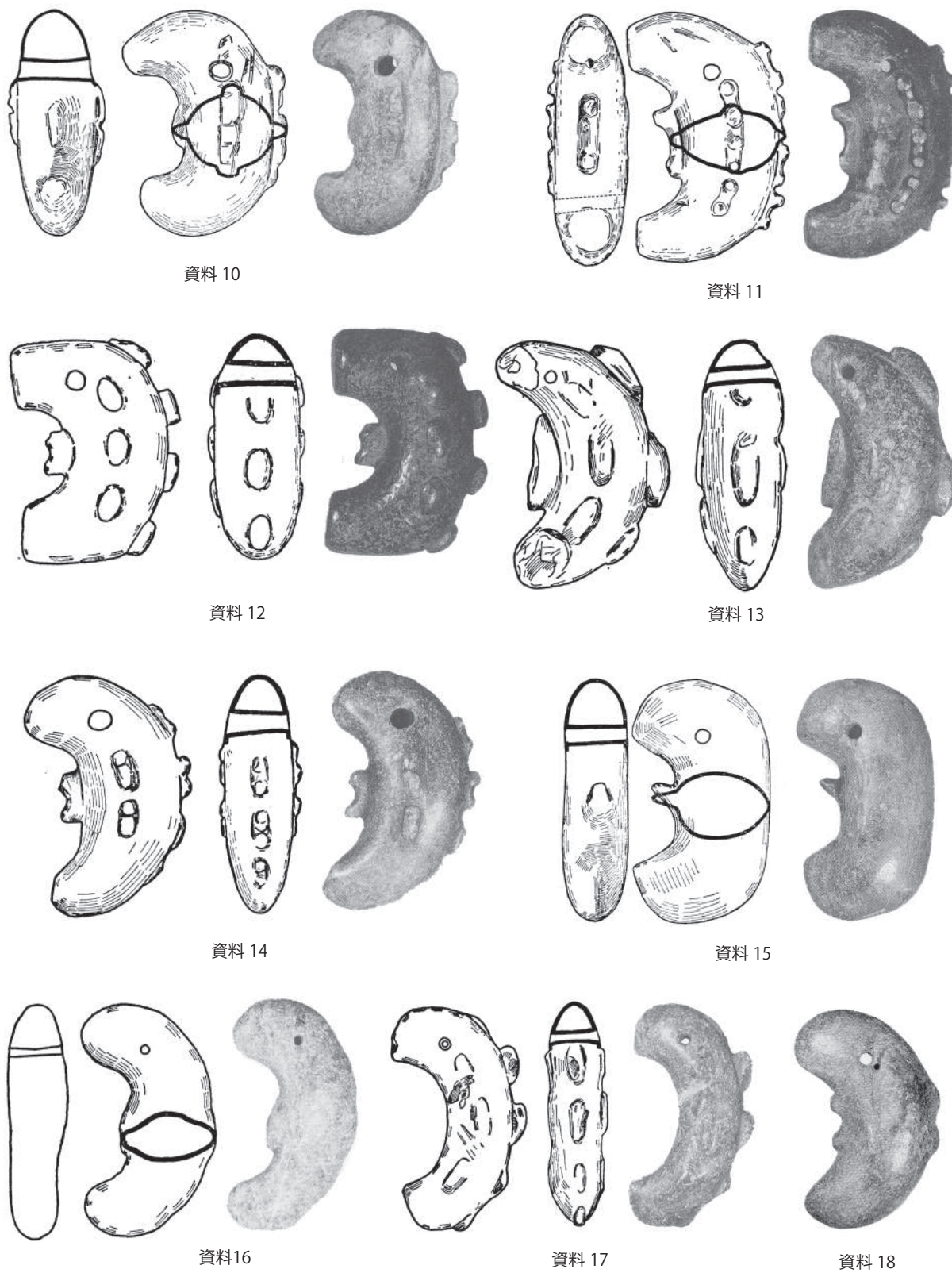
上田市芳田治郎淵遺跡から出土した採集品である。治郎淵遺跡は現在の埋蔵文化財包蔵地では中吉田遺跡群に含まれる。上田市立信濃国分寺資料館が保管しており、佐々木幹雄により資料報告された⁽²³⁾。滑石製で、頭部・尾部と背部・脇部の子勾玉を部分的に欠くが、残存長七・五センチ、幅四・三センチ、厚さ二・二センチをはかる。欠損部が著しいが子勾玉は、背部に三個、脇部に左右二個ずつ配されていたと考えられる。腹部は「コ」の字形に近い形状で、子勾玉にはみられない。

資料23 清水田遺跡(佐久市・図5)

佐久市岩村田に所在する円正坊遺跡群に属する遺跡のひとつである。子持勾玉は土地所有者による採集資料であり、佐久市教育委員会刊行の『佐久市埋蔵文化財年報4』において、清水田遺跡の調査報告に資料紹介されている⁽²⁴⁾。頭部および尾部、背部、腹部いずれにも欠損部分があるが、現存長は七・五センチ、幅四・三センチ、厚さ二・七センチをはかる。子勾玉は腹部一個、背部二個、側面それぞれ二個がみられる。滑石製である。

資料24 内西浦Ⅱ遺跡(佐久市・図5)

内西浦Ⅱ遺跡は佐久市岩村田に所在する。平成二二(二〇〇〇)年に佐久市教育委員会が発掘調査を実施したが、本資料は未報告である。佐久市教育委員会のご教示によると、M8と命名された溝跡からの出土である。実見したところ、欠損箇所が多い。親勾玉では頭部の一部と尾部は欠損しているが、残存長で七・八センチをはかる。本来は一〇センチ程度になるだろう。子勾玉は、腹部に一個、背部に三個みられるが、いずれも欠損箇所がある少なくない。幅四・三センチ、厚さは一・



写真：『長野県史』より※縮尺不同

図4 長野県の子持勾玉（2）〔長野市 玉依比売命神社神宝〕

四センチで扁平に整えられており、子勾玉はない。黒色の粘板岩製とみられる。筆者撮影の写真を掲載した。

資料25 入沢古墳群（佐久市・図6）

入沢古墳群は、佐久市（旧臼田町）に所在する。谷川沿いに三角形に開く谷の南面傾斜地に一九基の古墳が群集している。

『南佐久郡誌（考古編）』に写真のみが掲載されている。⁽²⁵⁾写真から判断するに子勾玉は腹部に一個、側面部には三個、背部に二個であるとみてとれよう。本資料を紹介した故島田恵子氏に生前尋ねたところ、これは個人蔵のもので入沢古墳群のいずれから出土したとみられる他は、詳しい出土状況は不明であるとのことであった。なお、入沢古墳群に属する古墳では、五霊西拾式古墳については昭和六二（一九八七）年に発掘調査が行われ、古墳時代終末期の古墳であることが判明している。⁽²⁷⁾

資料26 伝入山峠出土（軽井沢町・図6）

『長野県史』で報告されている。同書によれば、入山峠に祭祀遺跡が存在することを明らかにした群馬県の研究者である山崎義雄が入山峠で採集したと伝わるものである。群馬県立博物館の所蔵品と記されている。群馬県立博物館の後身にあたる群馬県立歴史博物館と群馬県立自然史博物館に照会してみたが、どちらの館でも所蔵品リストにはないとのことであった。所在の調査は今後も続けていきたい。⁽²⁸⁾『長野県史』の写真で見ると、子勾玉は腹部に一個、背部は欠損しているが三もしくは四個、側面部に二個を有することがみてとれる。

資料27 平出遺跡（塩尻市・図6）

平出遺跡は、塩尻市宗賀に所在する遺跡で、終戦後間もないころから学術発掘調査が幾度も実施され、昭和二七（一九五二）年には国史跡に指定された。昭和二四（一九四九）年に行われた発掘調査により一辺四メートル程の竪穴住居跡から子持勾玉が出土した。これは後に42号住居跡と命名されている。四世紀代の住居跡であり、床面から約三〇センチ浮いた状態で出土したため、住居跡に伴わない可能性もあるという。長さ一〇・九センチの滑石製である。⁽²⁹⁾

資料28 和泉二山出土（松本市・図6）

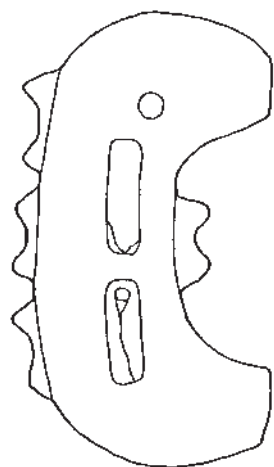
松本市中山の和泉二山地籍で出土したものである。昭和八（一九三三）年に刊行された『松本市史 上巻』によれば、「明治三〇年頃子持勾玉の出土なり（長徑三寸、横徑一寸三分三厘）発掘状態は怨日之を知るを得ずと雖も、實物は現存せり。同勾玉に就ては學界に於て猶多少の疑問あり、多く祭壇祭場覺しき所に發見さるゝも、未だ曾て古墳内に伴出されず、比較的古墳末期の物と見做さる。唯其の發見数の極めて尠なきものよりして、當地方に之を出せし事を珍とす。」⁽³⁰⁾という。所蔵する松本市立博物館で実見したところ、親勾玉は長さ九・四センチを、子勾玉は腹部に一個、背部に四個、脇部に三個みられる。腹部のものは完存するが、他は欠損している。幅は四・八センチ、厚さは子勾玉部分を含めて二・七センチである。表面は光沢のある黒色を呈する滑石とみる。筆者撮影の写真を掲載した。

資料29 十二ノ后遺跡（諏訪市・図6）

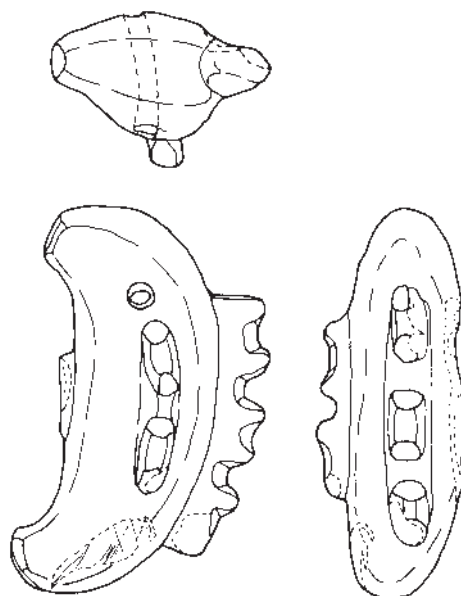
諏訪市有賀に所在する十二ノ后遺跡からの出土古品である。諏訪湖の南西に位置する。中央自動車道建設に伴い、長野県教育委員会が昭和四九（一九七四）（五〇（一九七五））年にかけて発掘調査を実施し、縄文時代、古墳時代、奈良・平安時代の集落跡が姿をあらわした。子持勾玉は七世紀後半から八世紀にかかる32号住居跡から出土した。この住居跡の南西隅の床面より一〇センチほど浮いた状態で出土していることから、報告者の笹沢浩は、本跡にともなうものか否かはつきりしないと指摘している。フンド（一括遺物）4に伴う可能性もあるという。⁽³¹⁾この子持勾玉は異形であり、穿孔も二箇所で認められるなど子持勾玉の範疇に入れべきか議論があるものである。『諏訪市史』では「子持勾玉によく似た石製古品⁽³²⁾」としているが、筆者は子持勾玉として理解したい。全長は六・一センチ、幅四・三センチ、厚さ一センチをはかる。滑石製である。

資料30・31 永明矢ヶ崎出土（茅野市・図6）

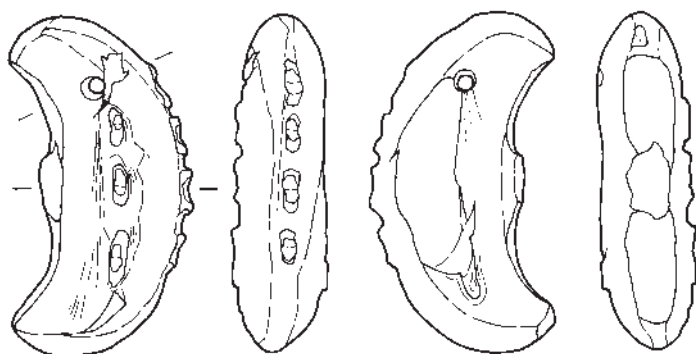
茅野市の旧永明村矢ヶ崎地籍から出土したことから、永明矢ヶ崎出土品として紹介されてきたものである。鳥居龍蔵の『諏訪史 第一巻』において蛇紋岩製の



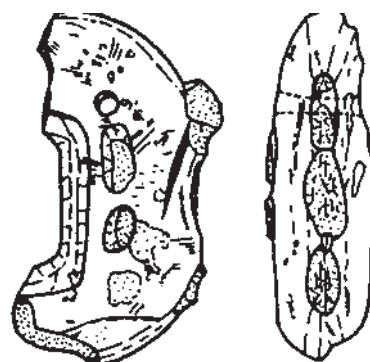
資料 19 千曲市 島遺跡



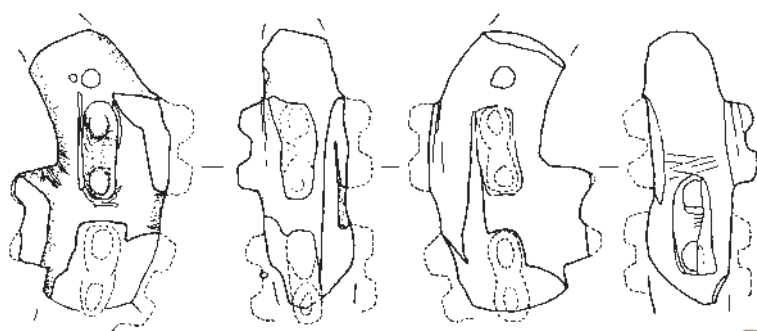
資料 20 千曲市 屋代遺跡群



資料 21 坂城町 上五明条里水田址



資料 22 上田市 治郎淵遺跡



資料 23 佐久市 清水田遺跡



資料 24 佐久市 内西浦Ⅱ遺跡
(写真：筆者撮影)

※縮尺不同

図5 長野県の子持勾玉(3)

二点が報告されている。⁽³³⁾『茅野市史 上巻』によれば、本町区の個人宅にて明治三四（一九〇一）年に発見されたもので、宮内庁所蔵となっているという。⁽³⁴⁾『諏訪史』掲載の図からは、資料30は太目で短く、子勾玉は腹部に一個、背部に三個、側面部には二個を有するとみられる。資料31は細長く、子勾玉は腹部に一個、背部には背ビレ状に崩れた形の三個を有する。今回は、注6文献の『神道考古学講座』の佐野大和論文に掲載されたものを掲載した。

資料32 丸山古墳（上伊那郡南箕輪村・図6）

上伊那郡南箕輪村久保の丸山古墳から出土したと伝わるものである。『信濃史料』には写真が掲載されている。丸山古墳は丸山遺跡に包含されるが、文久二年（一八六二）及び昭和二七（一九五二）年の土地改良工事によって墳丘は失われて現在は水田になっている。『南箕輪村誌』によれば、文久二年（一八六二）に丸山古墳を掘崩し開拓した際に塚の中央から直刀が出土し、あわせて子持勾玉も出土したと伝わっているという。直刀の保管されている木箱には「周廻り九六十間、高さ式丈余の塚」を掘り崩したことが記載されているので、径約三五⁽³⁵⁾、高さ七⁽³⁶⁾余の円墳であった可能性がある。南箕輪村教育委員会によると、個人所有のもので来歴の詳細は不明ということである。林茂樹の『上伊那郡の考古学的調査』によれば、長さ八⁽³⁷⁾センチメートル、幅三・八⁽³⁸⁾センチメートルである。

資料33 内城遺跡（上伊那郡南箕輪村）

上伊那郡南箕輪村北殿の内城遺跡から出土したことが『南箕輪村誌』に記されている。南箕輪村教育委員会によれば、個人所有のもので詳細は不明であるという。⁽³⁹⁾

資料34 下手良出土（伊那市・図7）

伊那市手下良地籍から出土したもので、先述のとおり、長野市平林出土品とともに大正五（一九一六）年に和田千吉がすでに報告していた子持勾玉である。大正一五（一九二六）年刊行の鳥居龍造『先史及び原史時代の上伊那』には写真とともに紹介されている。⁽⁴⁰⁾『信濃史料』・『長野県史』に写真が掲載されているが、昭和六二（一九八七）年に桜井弘人によって実測図を伴う資料紹介がなされた。⁽⁴¹⁾

単独出土といわれるが、詳細は不明であるという。頭部・尾部をはじめ欠損する箇所が多いが、残存長は九・〇⁽⁴²⁾センチメートル、幅三・七⁽⁴³⁾センチメートル、厚さ三・〇⁽⁴⁴⁾センチメートルをはかる。子勾玉は背部に三個、右側面部に一個みられ、欠損しているが腹部にも一個を有していたと推測できる。左側面部には二個のイボ状突起があるがこれも子勾玉を意識して作り出したものであろう。緑色片岩とみられる。

資料35 鐘鑄原遺跡（下伊那郡高森町・図7）

下伊那郡高森町牛牧の鐘鑄原遺跡で個人が採集したもので、『信濃史料』で紹介されている。なお、『信濃史料』には「市田 天伯」と写真キャプションにあるが、『長野県史』掲載の写真と照合すると、これは本資料のこととみてもよいだろう。

資料36 中谷遺跡（下伊那郡高森町・図7）

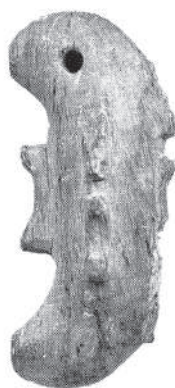
下伊那郡高森町下市田の中谷遺跡で個人が採集したものである。『信濃史料』でその出土が知られていたが、昭和六二（一九八七）年に桜井弘人により実測図を伴う資料報告がなされた。⁽⁴⁵⁾今から約八五年前に黒沢川氾濫によって押し寄せられた泥中から発見されたと伝えられているという。ほぼ完形品で、長さ九・七⁽⁴⁶⁾センチメートル、幅三・五⁽⁴⁷⁾センチメートル、厚さ二・八⁽⁴⁸⁾センチメートルをはかる。子勾玉は背部に四個、側面部にはそれぞれ三個ずつ配されたが、左側面部の一個は剥落している。腹部にはわずかな突起がみられるため、報告者の桜井は腹部の子勾玉を二次的に削り落とした可能性があるという。蛇紋岩系の材質とみられる。なお、佐野大和論文には「長野 下和田」とあり、実測図が掲載されているが、これは「下市田」の誤記と考えられ、本資料のこととみてよいだろう。⁽⁴⁹⁾

資料37 矢高原遺跡（飯田市）

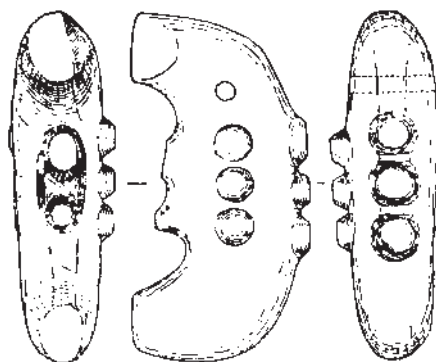
飯田市鼎下山に所在する矢高原遺跡から出土したものである。平成四（一九九二）年に発掘調査が行われ、平安時代の竪穴住居跡二軒などが発見された遺跡である。渋谷恵美子によれば、子持勾玉は破片資料であり、平安時代の竪穴住居跡の覆土上層から出土したという。⁽⁵⁰⁾図・写真の掲載された文献はない。



資料 25 佐久市 入沢古墳群
(写真：『南佐久郡誌』より)



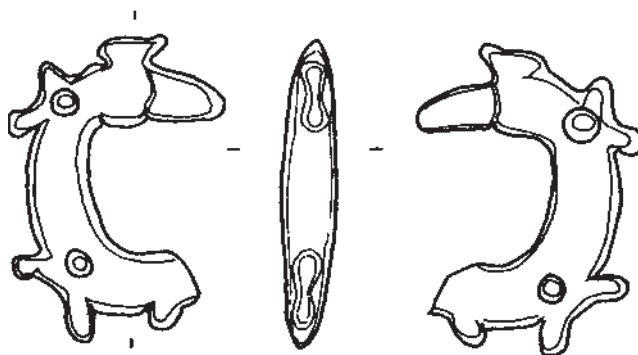
資料 26 軽井沢町 伝入山峠
(写真：『長野県史』より)



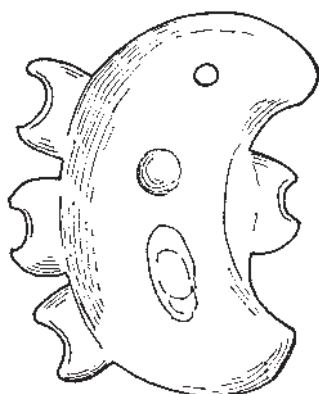
資料 27 塩尻市 平出遺跡



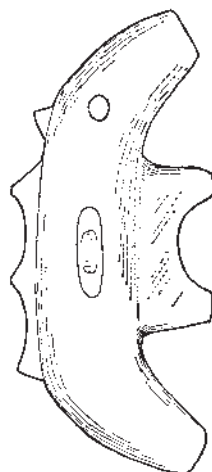
資料 28 松本市 和泉二山
(写真：筆者撮影)



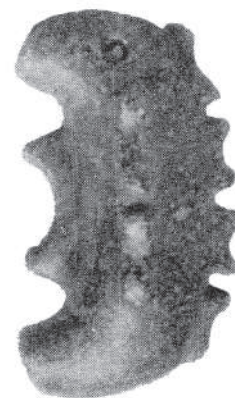
資料 29 諏訪市 十二ノ后遺跡 32号住居址



資料 30 茅野市 永明矢ヶ崎 -1



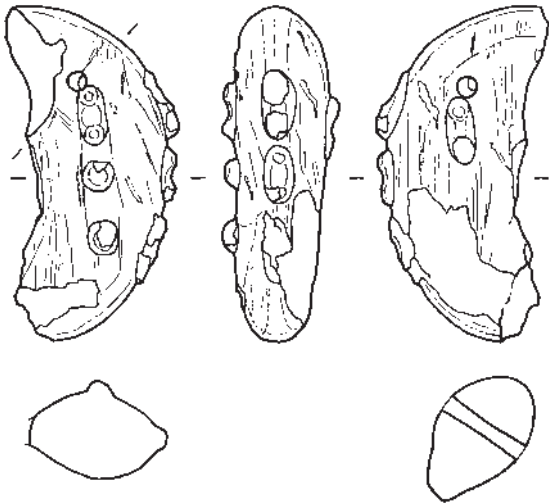
資料 31 茅野市 永明矢ヶ崎 -2



資料 32 南箕輪村 丸山古墳
(写真：『長野県史』より)

※縮尺不同

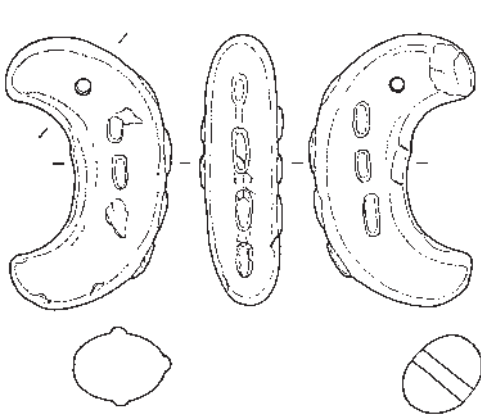
図6 長野県の子持勾玉(4)



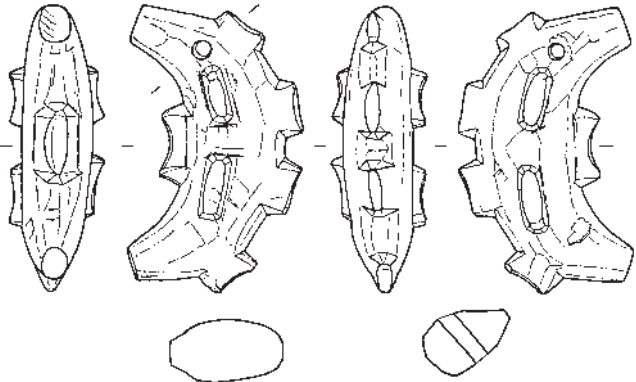
資料 34 伊那市 下手良



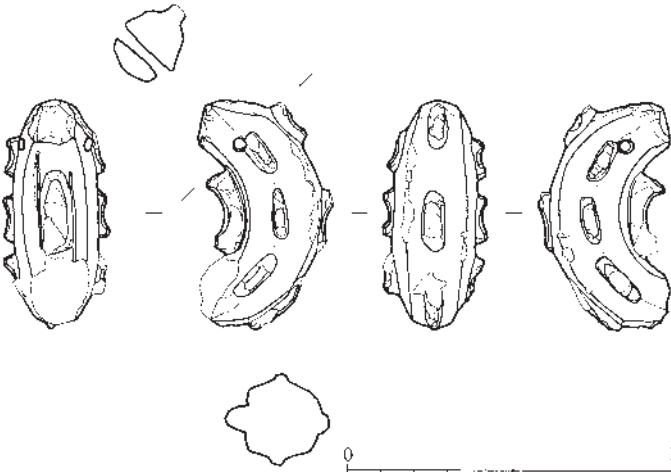
資料 35 高森町 鐘鑄原遺跡
(写真：『長野県史』より)



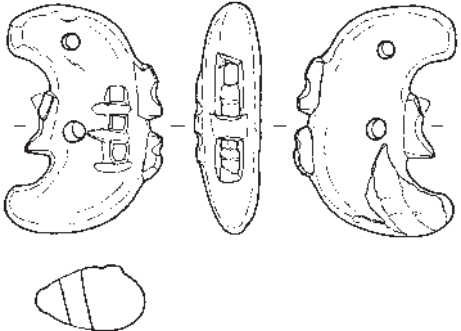
資料 36 高森町 中谷遺跡



資料 38 飯田市 別所原



資料 39 飯田市 北本城々跡



資料 40 阿智村 五反田 1 号古墳

※資料 33・37 実測図・写真なし
※縮尺不同

図 7 長野県の子持勾玉 (5)

表 1 長野県出土の子持勾玉一覧 (1)

No	遺跡・出土地	所在地	出土遺構	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	材質	出土状況	備考
1	本村東沖遺跡	長野市上松	31 号住居址	6.9	3.2	1.6	滑石	5 世紀第 3 四半期の住居址から出土	
2	榎田遺跡	長野市 若穂綿内	S B 449 (竪穴住居跡)	3.8	2.2	1.62	滑石片岩	古墳中後期の竪穴住居跡から出土	
3	榎田遺跡	長野市 若穂綿内	S B 756 (竪穴住居跡)	3.8	2.8	1.03	滑石片岩	7 世紀代の竪穴住居跡から出土	
4	平林出土	長野市 松代平林	採集資料	—	—	—	—	図・写真なし	
5	観音寺遺跡	長野市 篠ノ井下横田	採集資料	8.0	—	—	滑石		
6	観音寺遺跡	長野市 篠ノ井下横田	採集資料	8.3	—	—	粘板岩		
7	観音寺遺跡	長野市 篠ノ井下横田	採集資料	9.2	—	—	粘板岩		
8	西寺尾出土	長野市 松代西寺尾	採集資料	9.3	4.5	2.5	粘板岩		
9	篠ノ井遺跡群	長野市 篠ノ井塩崎	Ⅷ区 S-1 地点 1 次面 SB01 (竪穴 住居跡)	3.5	1.4	2.5	—	奈良時代の竪穴住居跡から 出土 (古墳時代住居跡からの混入と みられる)	
10	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	8.3	—	—	滑石		図版より 計測
11	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	9.5	—	—	滑石		図版より 計測
12	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	4.8	—	—	滑石		図版より 計測
13	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	7.3	—	—	滑石		図版より 計測
14	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	6.8	—	—	滑石		図版より 計測
15	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	8.9	—	—	滑石		図版より 計測
16	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	7.0	—	—	滑石		図版より 計測
17	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	7.5	—	—	滑石		図版より 計測
18	玉依比売命神社 神宝	長野市 松代東条	採集資料	—	—	—	滑石		
19	島遺跡	千曲市生萱	採集資料	8.1	4.0	—	—		
20	屋代遺跡群	千曲市屋代	SD7067 (溝跡)	9.12	4.8	3.4	滑石	7 世紀代の溝から出土	
21	上五明条里水田址	坂城町上平	SD9 (溝跡)	7.8	4.1	2.1	泥質岩	9 世紀代の溝から出土	
22	治郎淵遺跡	上田市芳田	採集資料	7.5	4.3	2.2	滑石		
23	清水田遺跡	佐久市 岩村田	採集資料	7.5	4.3	2.7	滑石		
24	内西浦Ⅱ遺跡	佐久市 岩村田	M 8 (溝跡)	7.8	4.6	1.4	粘板岩		
25	入沢古墳群	佐久市臼田	採集資料	—	—	—	—		
26	伝入山峠出土	軽井沢町	採集資料	—	—	—	—		
27	平出遺跡	塩尻市 宗賀平出	42 号住居跡	10.9	5.3	3.2	滑石	4 世紀代の竪穴住居跡から出土	
28	和泉二山	松本市和泉	採集資料	9.4	2.7	4.5	粘板岩		
29	十二ノ后遺跡	諏訪市有賀	32 号住居跡	6.1	4.3	1	滑石	7 世紀後半～8 世紀の竪穴住居 跡から出土	
30	永明矢ヶ崎出土	茅野市永明	採集資料	14.3	—	—	粘板岩		
31	永明矢ヶ崎出土	茅野市永明	採集資料	10.8	—	—	粘板岩		
32	丸山古墳	南箕輪村 久保	採集資料	8	3.8	—	—		

表 2 長野県出土の子持勾玉一覧 (2)

No	遺跡・出土地	所在地	出土遺構	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	材質	出土状況	備考
33	内城遺跡	南箕輪村 北殿	採集資料	—	—	—	—	図・写真なし	
34	下手良出土	伊那市手良	採集資料	9.0	3.7	3.0	緑色片岩		
35	鐘鑄原遺跡	下伊那郡 高森町牛牧	採集資料	—	—	—	—		
36	中谷遺跡	下伊那郡 高森町下市田	採集資料	9.7	3.5	2.8	粘板岩		
37	矢高原遺跡	飯田市鼎	竪穴住居跡	—	—	—	—	図・写真なし	
38	別所原	飯田市三穂	採集資料	8.8	4.7	3.1	黒色蠟石		
39	北本城々跡	飯田市 座光寺	中世溝	7.0	3.0	3.2	—		
40	五反田 1 号古墳	下伊那郡 阿智村	採集資料	7.1	4.2	2.0	滑石		

※長さ・幅・厚さは現存法量 材質は原則として報告文献による

資料 38 別所原出土 (飯田市・図 7)

飯田市三穂下瀬別所原地籍から出土したものである。現在の周知の埋蔵文化財包蔵地では「別曾原遺跡」にあたるが、これまで「別所原」で報告されてきたことも踏まえて、今回は「別所原」の名称で紹介する。『信濃史料』・『長野県史』には写真が掲載されていたが、昭和六二(一九八七)年に桜井弘人により別所原出土資料として実測図を伴う資料報告がなされた⁽⁴³⁾。なお、『信濃史料』では「三穂―別所原」、『長野県史』では「伊豆木」とのキャプションになっている。古墳から出土したという伝承もあるが詳細は不明である。完形品で、長さ八・八メートル⁽⁴⁴⁾、幅四・七メートル⁽⁴⁵⁾、厚さ三・一メートルである。子勾玉は腹部に一個、背部に四個、側面部にそれぞれ二個ある。黒色の蠟石とみられる。

資料 39 北本城々跡 (飯田市・図 7)

北本城々跡は飯田市座光寺に所在する中世の山城である。児童館建設に先立ち、飯田市教育委員会教委が平成二(一九九〇)年に発掘調査を行った。中世の山城として知られる遺跡であり、発掘調査では中世の溝址、溝状址、竪穴、土坑等が検出された。子持勾玉は中世の溝状址 5 の南東端部の郭の造成土中から出土した。混入とみてよい出土状況である。これ以外に古墳時代の遺物はみられなかった。尾部先端が欠損しているが、現存長が七メートル⁽⁴⁶⁾、幅三メートル⁽⁴⁷⁾、厚さ三・二メートル⁽⁴⁸⁾で、子持勾玉は背面部と脇部に三個ずつ、腹部に一個がみられる。表面には金属器による切削痕が顕著に認められる。頭部先端は平坦に作られている。断面はほぼ八角形である。別所原遺跡出土品と同様な形態を呈している⁽⁴⁹⁾。

資料 40 五反田 1 号古墳 (下伊那郡阿智村・図 7)

下伊那郡阿智村駒場五反田 1 号古墳から出土したものである。『信濃史料』に写真が掲載されていたが、昭和六二(一九八七)年に桜井弘人によって実測図を伴う資料報告がなされた⁽⁵⁰⁾。古墳の大理石の下から出土したと伝わるが、詳細は不明である。長さは七・一メートル⁽⁵¹⁾、幅四・二メートル⁽⁵²⁾、厚さ二・〇メートル⁽⁵³⁾をはかる。頭部と胴部に二箇所の貫通孔があるのが他にはみられない特徴である。子勾玉は腹部に一個、背部に二個をもつ。左側面部には浅い溝状のえぐりで分割された台状突起が三個あり、報告者の桜井はこれも退化した子勾玉ととらえている。材質は滑石とみられる。

三 考察

1 分布

今回の集成作業により、長野県内から出土した子持勾玉は四〇点を数えた。これまで伝入山峠出土品を除いて佐久地域には出土していないとされてきたが、新たに三点の出土を確認することができた。これによって、長野県内では木曾地域を除くほぼ全域で出土事例がみられることが理解できることとなった(図2)。

そのなかでも出土点数については地域によって多寡があり、長野市での出土事例が一八点と突出している。玉依比売命神社神宝九点については寄進されたものであるため本来の出土地は不明であることを考慮して数に含めないとしても九点あり、最も多い地域であることに変わりはない。また、寄進された子持勾玉の多くは近隣から出土したものであったと考えるのが自然であろう。この他、千曲市二点、坂城町一点を含めた北信が計二点と県内の半数以上を占める。この他には下伊那地域での六点の出土も目を引く。上伊那地域三点、諏訪地域三点を含めて南信は計一二点を数える。東信は佐久地域の四点と上田地域の一点で計五点となる。中信は松本市と塩尻市の計二点にとどまっている。なお、國學院大學日本文化研究所『子持勾玉資料集成』によれば、県別の出土数は、平成一四年段階で、群馬県出七〇点、奈良県四四点、長野県三六点、大阪府三二点、茨城県二六点と続いている⁽⁴⁶⁾。

2 出土場所

発掘調査によって出土したのは一一点であり、他は採集品である。これは先述したようにその人目に付きやすい独特の形状のため、古い時代から採集・保管されてきたものが多いことが要因であろう。発掘調査により出土した遺構では、竪穴住居跡七点、溝跡四点となっている。また、採集品ではあるが、佐久市の入沢

古墳群出土品、南箕輪村の丸山古墳出土品、阿智村の五反田1号古墳出土品は古墳から出土したと伝わっている。

3 時期

竪穴住居跡から出土した資料でみると、本村東沖遺跡、榎田遺跡、篠ノ井遺跡群、平出遺跡、十二ノ后遺跡の五遺跡六軒で竪穴住居跡からの出土をみる。平出遺跡例は四世紀の竪穴住居跡からの出土であるが、これは住居跡に伴わない可能性があるという。篠ノ井遺跡群例は奈良時代の竪穴住居跡からの出土であり、混入品とみられている。本村東沖遺跡例は五世紀第三四半期であり、古墳時代中期中葉が最初期と考えられる。この本村東沖遺跡は古墳時代中期中葉においてカマドの導入、鉄刃を有する農耕具などの新技術・新文化を伴って形成された拠点集落である。また、榎田遺跡も五世紀代に集落がはじまり、馬具などの木製品製作集団が存在した可能性も高い。子持勾玉がこうした拠点集落から出現したことは特記しておきたい⁽⁴⁷⁾。

一方の終焉時期については、十二ノ后遺跡例は七世紀後半から八世紀にかかる時期であり、報告書では混入の可能性もあるとする。ただし、大平茂は、子持勾玉は五世紀から七世紀後半までみられることを指摘し、十二ノ后遺跡例を七世紀後半に位置づけている⁽⁴⁸⁾。また、令和元年から二年にかけて発掘調査が行われ、全国最多の四五点の子持勾玉が出土した埼玉県行田市の北大竹遺跡では、六世紀中頃から七世紀中頃の祭祀遺構からみつかわれていることから、七世紀代まで子持勾玉は存在したとみてよいだろう⁽⁴⁹⁾。

四 今後の課題

ここでは三点をあげておきたい。

ひとつには、石製模造品との深い関連性についての検討である。竪穴住居跡から出土した子持勾玉のうち、本村東沖遺跡と篠ノ井遺跡群では同じ遺跡で滑石製

の石製模造品の製作を行った工房跡がみつかった。子持勾玉も滑石製が大半であることからみて、石製模造品の一種であり、同様に祭祀に用いられたものであることはいえるであろう。ただし、子持勾玉の遺構内からの出土は僅少であり、その祭祀の対象や儀礼の差異については今後の課題となる。

ふたつめには、榎田遺跡や観音寺遺跡で認められる二重円文を施すタイプの存在である。^④このタイプには、石川県の高田遺跡出土品、富山県の谷屋B遺跡出土品・若宮B遺跡出土品、福島県の供養壇遺跡出土品、群馬県の箕郷町（現高崎市）出土品、東京都の伊興遺跡出土品、愛知県保美遺跡出土品、滋賀県の福満遺跡出土品・滋賀小学校敷地内出土品、奈良県の芝出土品、福岡県の久原若八幡宮附近出土品、長崎県の住吉神社境内出土品などがみられる。また、韓国からも出土している。^⑤かなり特徴的な形状であり、また出土も限られていることから、子持勾玉研究のひとつの糸口になる可能性がある。

そして、最後に欠損・破損についてである。部分的な破片であるものの他、一見すると完形品とみられるものであっても、表面にえぐられた痕跡があったり、子持勾玉の一部が欠損していたりと完全な形を有するものは意外と少ない。後世での欠損・破損である可能性もあろうが、意図的な破損行為が行われていたことを示すものなのかもしれない。今回は指摘するにとどめるが、この観点も子持勾玉の性格を探る糸口になると考えられる。

おわりに

以上、長野県内出土の子持勾玉の集成作業を行った。考古学において集成は研究の第一歩である。これまで若干の混乱がみられた長野県内の子持勾玉の数については整理し、四〇点を数えることを確認した。今後は、今回は写真のみの紹介にとどまった子持勾玉の実測図作成を行い、資料化していくことが必要であると考えている。そして、課題としてあげた論点を含め、形態分類など多方面からの分析を行い、子持勾玉についてさらなる研究を進めていきたい。

謝辞

今回の集成作業においては、以下の方々からご教示をいただいた。お名前を記して御礼申し上げる。

飯島哲也（長野市埋蔵文化財センター）、小野紀男（千曲市教育委員会）、廣瀬昭弘（上田市立信濃国分寺資料館）、富沢一明・小林真寿（佐久市教育委員会）、直井雅尚（松本市教育委員会）、小松 学（塩尻市立平出博物館）、児玉利一（諏訪市博物館）、山科 哲（茅野市立尖石縄文考古館）、丸山玲奈（南箕輪村教育委員会）、濱 慎一（伊那市教育委員会）、高島佳奈（高森町教育委員会）、下平博行（飯田市教育委員会）、中里信之（阿智村教育委員会）、篠原克実（群馬県立自然史博物館）、羽毛田伸博・堤 隆（佐久考古学会）

また、佐久市教育委員会と松本市立考古博物館では写真の撮影及び掲載の許可をいただいた。感謝申し上げます。

1 和田千吉「異形の勾玉」『人類学雑誌』第三二卷二号、一九一六年

2 大場磐雄「子持勾玉私考」『上代文化』第一五輯、國學院大學考古学会、一九三七年

なお、今回は『神道考古学論攷』（葦牙書房、一九四三年）所収のものを参照した。
3 大場磐雄「玉依比売命神社の児玉石神事」『信濃』第二次第一七卷第五・六号、一九四二年、今回は『神道考古学論攷』（葦牙書房、一九四三年）所収のものを参照した。なお、児玉石神事については、桐原健も調査をおこなっている。（「玉依比売命神社の児玉石神事」『古代文化』三四卷九号、古代学協会、一九八二年）

その後、『続私の古代学ノート』（信毎書籍出版センター、一九八六年）に所収
4 中村耕作「古代学」としての考古学・「神道史」としての考古学―大場磐雄の子持勾玉論をめぐって―『國學院大學研究開発推進機構紀要』第二号、二〇一〇年

5 信濃史料刊行会『信濃史料 第一巻 上・下』一九五六年、長野県史刊行会『長野県史 考古資料編（4） 遺構・遺物編』、一九八八年

6 佐野大和「子持勾玉」『神道考古学講座 第三巻 原始神道期二』雄山閣、

- 一九八一年
- 7 笹沢浩「長野県」「国立歴史民俗博物館研究報告第七集」「共同研究「古代の祭祀と信仰」附篇 祭祀遺物出土地名表」、国立歴史民俗博物館、一九八五年 なお、この集成では玉依比売命神社神宝は取り上げられていない。
- 8 櫻井秀雄・渋谷恵美子「長野県」東日本埋蔵文化財研究会『古墳時代の祭祀－祭祀関係の遺跡と遺物－ 第1分冊－東日本編I－東北・東海地方・中部・北陸』、一九九三年
- 9 國學院大學日本文化研究所『子持勾玉資料集成』二〇〇二年 子持勾玉の全国集成を行った同書が研究に寄与した役割は極めて大きいものがある。
- 10 桐原健「子持勾玉覚書」『考古学叢考』、吉川弘文館、一九八八年、「子持勾玉覚書」付け足し」『博古研究』 第56号、二〇一八年 なお、前者については今回は「点描・信濃の古代」（信毎書籍出版センター、一九九二年）所収のものを参照した。
- 11 桜井弘人「伊那谷における子持勾玉四例」『信濃』 三九卷三号、信濃史学会、一九八七年
- 12 篠原祐一「子持勾玉小考」『子持勾玉資料集成 付録』國學院大學日本文化研究所、二〇〇二年
- 13 長野市教育委員会『本村東沖遺跡』、一九九三年
- 14 長野県埋蔵文化財センター「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書」2－榎田遺跡1、一九九九年 なお、注9文献では榎田遺跡出土点数を三点としているが、これは二点が正しい。
- 15 注1文献
- 16 宮本邦基「信濃国篠ノ井町発見の子持勾玉」『中部考古学叢報』第四卷一号、中部考古学会、一九三九（今回は昭和五五年に長野県考古学会が復刻したものから引用した）長野市教育委員会『長野市の文化財』一九九一年、森嶋稔「古墳時代－生活遺跡1」『更級埴科地方誌4』一九七五年、長野市誌編さん委員会『長野市誌第二巻 歴史編 原始・古代・中世』二〇〇〇年
- 17 宮崎紇・三木文雄「子持勾玉の一例」『考古学雑誌』第二五巻第九号、一九三五年
- 18 長野市教育委員会『篠ノ井遺跡群（5）』、二〇〇二年 なお、注9文献の國學院大學日本文化研究所『子持勾玉集成』では「玉依比売命神社の別名である「池田宮神宝」を別の出土地として数えているが、これは誤りである。
- 19 注17文献
- 20 注3文献、また桐原健も児玉石神事についての論考を発表している。「玉依比賣命神社の児玉石神事」『続 私の古代学ノート』信毎書籍出版センター、一九八六年
- 21 小野紀男「長野県地域における豪族居館と関連遺跡」『古墳時代の豪族居館をめぐる諸問題』 第8回東日本埋蔵文化財研究会、一九九八年
- 22 長野県埋蔵文化財センター「上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書26－更埴条里遺跡・屋代遺跡群－古代1編」一九九九年
- 23 長野県埋蔵文化財センター「上五明条里水田址」、二〇一一年
- 24 佐々木幹雄「上田市豊里区芳田治郎淵出土の子持勾玉」『上小考古』No.13、上小考古研究会、一九八三年 なお、本資料については東御市（旧東部町）からの出土と表記している文献もあるが、上田市芳田が正しい。上田市誌編さん委員会『上田市誌 歴史編（2） 上田の弥生古墳時代』、二〇〇〇年、上田小県郡誌刊行会『上田小県郡誌 第六巻 歴史篇上（一）考古』、一九九五年、上田市教育委員会『上田市の原始古代文化』、一九七七年
- 25 佐久市教育委員会「清水田遺跡調査報告」『佐久市埋蔵文化財 年報4 平成6年度』、一九九四年
- 26 南佐久郡誌編纂委員会『南佐久郡誌 考古編』、一九九八年
- 27 臼田町教育委員会『五霊西拾式号古墳』、一九八八年
- 28 『長野県史』を担当された桐原健氏にも生前お聞きしたが、詳細は不明ということであった。また、令和元（二〇一九）年に群馬県立博物館にて山崎義雄資料を見させていただいた折に、同館の飯田浩光氏にも照会したが、リストにはないとのことであった。
- 29 平出遺跡調査會『平出 長野県宗賀村古代集落遺跡の総合研究』、朝日新聞社、一九五五年（今回は昭和五二年に長野県文化財保護協会が復刊したものから引用した。）小林康男「平出 古代の村を掘る」信毎書籍出版センター、一九八六年
- 30 塩尻市誌編纂委員会『塩尻市誌第二巻 歴史』、一九九五年
- 30 松本市役所『松本市史 上巻』、一九三三年 今回は名著出版が一九七三年に復刊したものから引用した。

- 31 長野県教育委員会「十二ノ后遺跡」『長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書―諏訪市その4―』、一九七六年
- 32 諏訪市史編纂委員会『諏訪市史 上巻 原始・古代・中世』、一九九五年
- 33 鳥居龍蔵『諏訪史 第一巻』、信濃教育会諏訪部会、古今書院、一九二六年
- 34 茅野市「本町出土の子持勾玉」『茅野市史 上巻 原始古代』、一九八六年
- 35 南箕輪村誌編纂委員会『南箕輪村誌 上・下』、一九八五年
- 36 林茂樹編著『上伊那郡の考古学的調査 総括編』、一九六六年
- 37 注35文献
- 38 鳥居龍蔵『先史及び原史時代の上伊那』、信濃教育会上伊那部会、古今書院、一九二六
- 39 注11文献
- 40 注11文献
- 41 注6文献
- 42 注8文献 なお、同文献では東北信を筆者が、中南信を渋谷恵美子が分担している。矢高原遺跡については渋谷恵美子による集成である。
- 43 注11文献
- 44 飯田市教育委員会『北本城々跡』、一九九二年
- 45 注11文献
- 46 ただし、注14・20で述べたようにこの集成のうち二点は重複等もあり、実際にはこの段階では三四点ということになるが、平成一四年段階で全国第三位に変わりはしない。なお、近年になり埼玉県の北大竹遺跡からは四五点の出土があり、埼玉県の出土量が飛躍的に増えている。
- 47 私はかつて堅穴住居跡から出土した子持勾玉について他県も含めて集成したことがあり、その段階では二二遺跡で二六軒の住居跡から子持勾玉が出土していることを指摘している。(櫻井秀雄『住居出土の子持勾玉』『金沢大学考古学紀要』二七、金沢大学文学部考古学研究室、二〇〇四年)
- 48 大平茂「子持勾玉年代考」『古文化談叢』二二集、九州古文化研究会、一九八九年 また、佐々木幹雄も五世紀中葉に出現し、六世紀にかけて盛行して、七世紀までみられることを指摘している(佐々木幹雄「子持勾玉私考」『古代探叢Ⅱ』、早稲田大学出版部、一九八五年)。
- 49 渡邊理伊知「北大竹遺跡」文化庁編『発掘された日本列島2023』共同通信社、二〇二三年 筆者は、令和五年秋に山梨県立考古博物館で開催された「発掘された日本列島」展で展示を見たが、子持勾玉はかなり扁平化しており、表現も簡略化しているものが多く、また、形状のバラエティーにも富んでいると感じた。十二ノ后遺跡例と通じるところがあるため、十二ノ后遺跡例も七世紀代とみてよいと考えている。
- 50 この他、「円圈文」、「重圈文」といった表現をする場合もある。
- 51 注9文献によれば、韓国からは七点の子持勾玉が出土しているという。また、四柳嘉章は、朝鮮半島・日本海側・東国のルート上に渡来人も含めた相互交流の軌跡を示しているのではないかと指摘している(四柳嘉章「第4章 8 高田遺跡祭祀遺構の性格」『高田遺跡』、石川県富来町・富来町教育委員会、一九九九年)。

参考文献

- 大場磐雄「祭祀遺蹟」角川書店、一九七五年
- 倉林真砂斗「子持勾玉」『横滝山廃寺発掘調査概報』寺泊町教育委員会、一九八四年
- 信濃史料刊行会『信濃考古総覧』、一九五六年
- 中島愛理「新潟県内出土子持勾玉に関する覚書き」『研究紀要』第二二号、新潟県埋蔵文化財調査事業団、二〇二一年
- 永峰光一・桐原健「中部(中部山岳)」『神道考古学講座 第二巻 原始神道期一』雄山閣、一九七二年
- 米田克彦「中国地方における子持勾玉の基礎的考察」『玉文化研究』第四号、二本玉文化学会、二〇二〇年

貞和三年一一月の「吉野退治」——貞和三年一一月二五日足利直義軍勢催促状の再検討——

花岡 康隆

はじめに

本稿の目的は、次の館蔵史料の再検討を通じて、貞和三（一三四七）年八月の楠木正行蜂起から翌四年の高師直による吉野攻めに至るまでの政治情勢について、新たな事実や解釈を提示することにある。

史料1 足利直義軍勢催促状（『県立長野図書館移管文書（郷土陳列室資料）』、『信濃史料』六卷二三頁・『南北朝遺文 関東編』一七四三号、法量：縦三〇・二cm×横四六・八cm、軸装）

吉野退治事、所被成

院宣也、来月廿日以前、可

馳参之状如件、

貞和三年十一月廿五日

（足利直義）
（花押）

中野一族中

以下、史料の基本情報を確認する。貞和三年一一月二五日付けで足利直義が発給した軍勢催促状（以下、史料1と呼ぶ）の正文である。内容としては「吉野退治」を命じる光厳上皇の「院宣」が発給されたため、翌一二月二〇日までに京都に参上するよう中野一族に伝えたものとなる。当該時期の室町幕府は、足利尊氏・直義兄弟による「二頭政治」が行われた時期とされてきた。しかし、発給文書等の分析から、建武四（一三三七）年段階までに尊氏は直義に大幅な権限委譲を行っており、恩賞宛行と守護職任命の権限は尊氏が保持するものの、それ以外の権限は直義のもとにあったことが明らかにされている。¹⁾史料1は、当該時期の直義が

軍事指揮に関わる権限を管掌していたことを示すものである。

次に史料の来歴を確認する。史料1は、平成六（一九九四）年に県立長野図書館から当館に移管された文書群である「郷土陳列室資料」のうちの一通である。²⁾「郷土陳列室資料」には、史料1を含む計二七点の中世文書が確認されている。そのうち、上杉家家臣の島津文書七点・大滝文書四点、山村・千村氏など木曾文書四点が家別としてはまとまったものとなる。その他は市河文書や諸家から流出したとみられる文書で構成されており、中野一族に宛てられた史料1は市河文書から流出した一通と考えられる。³⁾

『信濃史料』にも採録される史料1は、これまでも中野一族の動向について叙述する際などに利用され、館蔵史料としての紹介もなされている。それらにおいては、本文書は同時期に展開していた楠木正行討伐戦への動員を中野一族に命じたものと理解されてきた。しかし、後述するように、この理解には検討の余地がある。そもそも、本文書は『大日本史料』の採録から漏れてしまったことから、当該時期の政治史や幕府発給文書に関する研究の中でほとんど取り上げられてこなかった。それゆえ、その位置づけも十分に検討されてこなかった。

以上のような問題意識から、本稿では、史料1が発給された前後の時期の軍事情勢や、幕府が発給した一連の軍勢催促状のなかに位置づけることで当該史料の特異点を抽出し、その背景について検討する。さらに、そこから派生する問題点について検討を加えることで、冒頭で述べたように、史料1が当該時期の政治情勢について、新たな事実や解釈を提示しうる文書であることを指摘したい。

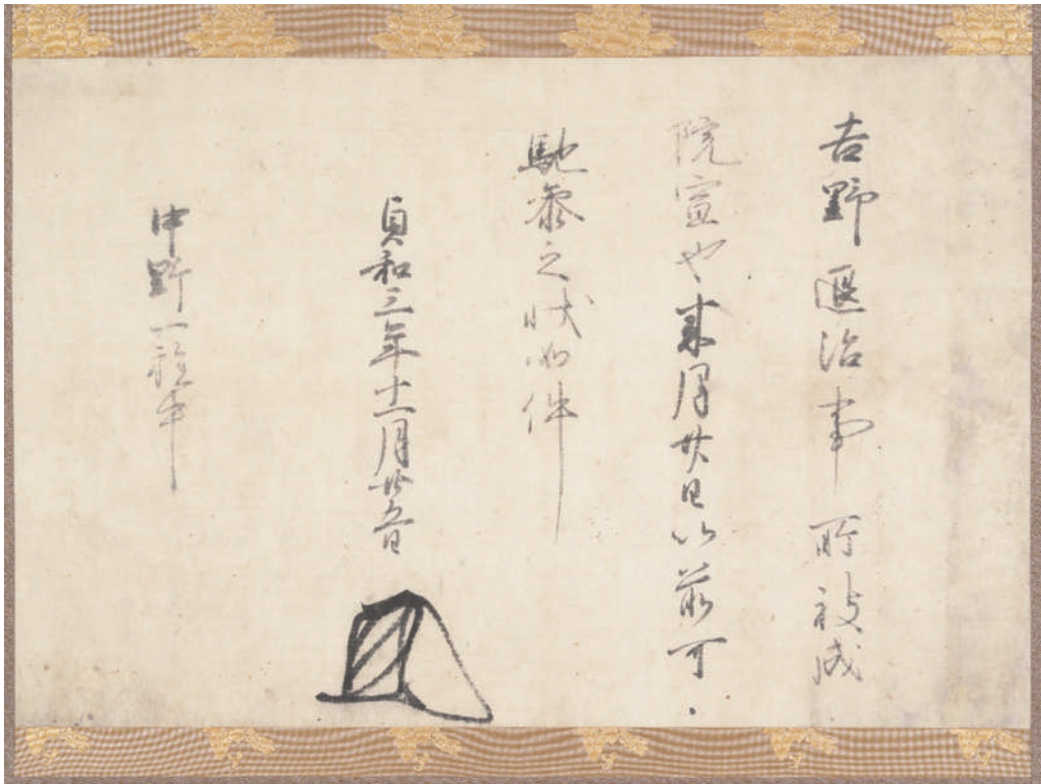


写真 貞和 3 年 11 月 25 日足利直義軍勢催促状（長野県立歴史館蔵「県立長野図書館移管文書」）

一 楠木正行蜂起から吉野攻撃までの 軍事情勢と軍勢催促状

1 楠木正行蜂起から吉野攻撃までの軍事情勢

検討の前提として、先行研究に依拠しながら、史料 1 が発給された時期の軍事情勢について確認する。

貞和三年八月一〇日、南朝に仕えていた楠木正行（正成の遺児）が紀伊で挙兵し、幕府方の隅田一族が拠る隅田城（現和歌山県橋本市）を攻撃した。幕府はすぐに河内・和泉守護で足利一門の細川顕氏らを派遣することで鎮圧にあたさせた。同月一九日には細川勢は楠木方に呼応した摂津・和泉・熊野の南朝勢を鎮圧し、二日には天王寺（現大阪府大阪市）、二三日には堺（同堺市）を転戦している。一方、楠木正行は八月二四日には河内国池尻（同大阪狭山市）、翌月九日には同国八尾城（同八尾市）、同二七日に同国藤井寺（同藤井寺市）と転戦し、各地で勝利を挙げている。そして、同一九日の同国高安郡教興寺（同八尾市）での合戦では、細川顕氏が楠木勢の夜襲にあって敗退した。その後、幕府は一〇月一日に伯耆国をはじめ複数の守護の地位あつた山名時氏を細川顕氏に対する増援として派遣した。しかし、翌一月二六日に河内国天王寺から堺にかけての地域における戦いでは、楠木正行勢が細川・山名軍に対して勝利を挙げた。山名勢は山名兼義をはじめとする三人の時氏の弟が戦死し、時氏自身も負傷するほどの大敗であつた。

幕府は二度にわたり楠木勢に敗北を喫した細川顕氏を更迭し、高師泰を河内・和泉守護に任命した。そして同時に、執事高師直・師泰兄弟を大将とする楠木正行討伐軍の派遣を決定している。師泰は二月一四日に京都から出陣し、一八日には淀に駐屯した。次いで、二六日には総大将たる師直の大軍勢が京都から出陣している。そして、師直勢は翌貞和四年正月四日の四条畷（現大阪府四条畷市）での激戦の末、楠木正行を討つことに成功した。高兄弟の軍事行動はこれにとど

まらず、師泰は正月八日に堺浦（同堺市）から河内国石川河原に進出して向城を設営、ここに駐屯して楠木方の残党掃討作戦を展開した。このときの師泰勢が石川城（同河南町）近くの聖徳太子廟を破壊して砂金を奪い、さらには焼き払うという行動にでたことはよく知られる。⁹⁾ また、楠木正行の住宅も焼き払っている。

一方、師直勢は正月一五日に大和国平田荘に進軍した。一時的に南朝との和睦工作を行ったものの、最終的にはそこから南朝本拠地の吉野に侵攻し、正月二六日から三〇日までの間に皇居を含む南朝方の諸施設を焼き払った。後村上天皇を始めとする南朝方は吉野を放棄して紀伊国へ遁れ、さらには賀名生（現奈良県五條市）への退去を余儀なくされた。南朝の有力武将を討ち、本拠の吉野を壊滅させる戦果を挙げたことで高師直は幕府内での権勢を強めていくが、このことが後の観応の擾乱につながる足利直義との対立を深める要因となっていく。

2 史料1の特異点

表1に示したように、楠木正行蜂起から高師直による吉野攻撃に至るまでの間に幕府方勢力（守護・大将を含む）が発給した軍勢催促状は、管見の限り、史料1を含めて一九通が確認できる。史料1（表1 No.6）を除いてみた場合、幕府は当初、南朝方勢力への攻撃を意味する「南方退治」という漠然とした文言を用いた軍勢催促状を発給していたことがわかる。しかし、細川頼氏勢が二度目の敗北を喫した一一月以降、若干の例外事例はあるものの、河内国東条を本拠とする楠木正行勢を攻撃対象とした「東条凶徒退治」なる具体的な文言に変化していることがみてとれる。¹⁰⁾ このことは先行研究が指摘する通りである。¹¹⁾ 一連の軍勢催促状と比較すると、史料1の特異点を以下のように挙げることができる。

- (A) 唯一、「院宣」が引用されていること。
- (B) 唯一、「吉野退治」なる文言を有すること。
- (C) 細川頼氏の二度目の敗退（一一月二六日）の直前に発給されていること。
- (D) 唯一、信濃（東国）宛てであること。

次章以降、これらの特異点について検討を加えていきたい。

二 「院宣」と「吉野退治」

本章では、先に挙げた特異点のうち、(A)「院宣」が引用されている点、(B)「吉野退治」なる文言を有する点、について検討を加えていきたい。

「院宣」文言を有する足利尊氏・直義発給文書については、両者の発給文書について体系的な分析を加えた森茂暁の言及がある。建武三年正月の京都攻防戦に敗れた尊氏は九州を目指して落ちていくが、その途上で持明院統の光厳上皇を擁立し、さらには備後鞆津に寄航した二月の段階において光厳上皇による新田義貞討伐の院宣を獲得することで自身の軍事行動の大義名分としたことはよく知られる。¹²⁾ そして、それ以降も尊氏・直義の発給文書には「所被下院宣」「院宣如此」なる文言がしばしばみられる。このことについて森は、「特に軍事行動をとる時などに院宣をみずからの行動の大義名分とする表現」であったとし、さらに「それは、尊氏についてみると建武三年中に限定されること、他方直義についてみると建武三年から貞和四年後半まではほぼ間断なく継続している」と述べている。¹³⁾ まづはこの森の指摘について確認したい。

管見に入った「院宣」文言を有する足利尊氏及び直義発給の軍勢催促状を表2として挙げた。そのうち、建武三年のものは二月から七月にかけて発給されており、それは例外なく新田義貞追討の文言を伴っている（表2 No.1～28）。この時期の軍勢催促状に引用される「院宣」とは、足利氏が二月に備後鞆津で獲得した光厳上皇の院宣そのものを指しているとみられる。後述する井上信一が指摘するように、足利氏が朝敵から脱したことをアピールしながら軍事動員をすすめる、軍事的劣勢を挽回することを目的としたものと考えられる。¹⁴⁾ そのため、後醍醐天皇に対して軍事的優位に立った足利尊氏が光厳上皇を擁して入京した建武三年六月を大きく下らない段階（七月）で、新田義貞追討院宣の文言を伴う軍勢催促状はみられなくなる。

では、軍勢催促状の発給が直義の専権事項となる建武四年以降はどうであろう

表 1 楠木正行蜂起～吉野攻撃に関係する幕府勢力発給の軍勢催促状

No.	年	西暦	月	日	文書名	差出	宛所	本文	出典	対象地	刊本
1	貞和 3	1347	8	9	足利直義軍勢催促状	(花押)	佐々木出羽四郎兵衛尉殿	南方凶徒対治事、所差遣陸奥守顯氏也、早可発向之状如件	朽本文書	近江	『史料纂集 朽本文書一』14 号
2	貞和 3	1347	8	9	足利直義軍勢催促状	(花押)	田代一族	南方凶徒対治事、所差遣陸奥守顯氏也、早可発向之状如件	田代文書	和泉	『大日本史料 6 編 10』810 頁
3	貞和 3	1347	8	9	足利直義軍勢催促状写	(花押影)	河野对馬入道殿	南方凶徒対治事、所差遣畠山左近大夫将監也、早相催一族可発向之状如件	徴古雑抄	伊予	中 四 1566 号
4	貞和 3	1347	9	28	足利直義軍勢催促状案	御判	嶋津三郎左衛門尉殿	南方凶徒対治事、所差遣山名伊豆前司時氏也、早可発向之状如件	色川本島津文書	薩摩	九州 2374 号
5	貞和 3	1347	10	15	大友氏泰施行状写	式部丞 (花押影)	野上但馬権守殿	南方凶徒対治事、今年九月廿一日御教書如此、早任被仰下之旨、急速可被馳参也、仍執達如件	野上文書	豊後	九州 2386 号
6	貞和 3	1347	11	25	足利直義軍勢催促状	(花押)	中野一族中	吉野退治事、所被成院宣也、来月廿日以前、可馳参之状如件	長野県立歴史館所蔵「県立長野図書館移管文書」	信濃	『信濃史料 6 卷』23 頁
7	貞和 3	1347	11	28	佐々木高氏 (道誉) 軍勢催促状	沙弥 (花押)	大野次郎衛門入道殿	東条以下凶徒対治事、重御教書如此、仍所令発向也、早相催庶子、来月廿日以前可被馳参、若令遅引者、可有後悔候歟、仍執達如件	讃岐三木家大野文書	出雲	中 四 1598 号
8	貞和 3	1347	11	28	足利直義軍勢催促状	(花押)	俣野中務丞殿	東条凶徒退治事、早可令発向之状如件	鹿苑寺文書	摂津	『大日本史料 6 編 10』985 頁
9	貞和 3	1347	11	28	足利直義軍勢催促状	(花押)	平賀三郎殿	東条凶徒退治事、早可令発向之状如件	黄薇古簡集	安芸	中 四 1596 号
10	貞和 3	1347	11	28	足利直義軍勢催促状	(花押)	平賀兵衛蔵人殿	東条凶徒退治事、早可令発向之状如件	平賀文書	安芸	中 四 1595 号
11	貞和 3	1347	11	28	足利直義軍勢催促状写	判	伊藤次郎殿	東条凶徒退治事、早可令発向之状如件	萩藩閥閥録	安芸	中 四 1597 号
12	貞和 3	1347	11	28	足利直義軍勢催促状写	尊氏花押	土肥美濃守殿	東条凶徒退治事、早可令発向之状如件	菅原神社文書	和泉	『大日本史料 6 編 10』986 頁
13	貞和 3	1347	11	28	足利直義軍勢催促状	(花押)	小枝三郎入道殿	東条凶徒退治事、早可令発向之状如件	『古典籍展観 大入礼会目録』掲載文書	山城	『古典籍展観 大入礼会目録』令和 5 年 11 月、239 頁
14	貞和 3	1347	11	28	足利直義軍勢催促状	(花押)	大友右近将監殿	大和国凶徒対治事、早可発向之状如件	大友文書	豊後	九州 2406 号
15	貞和 3	1347	11	28	足利直義軍勢催促状	(花押)	豊前六郎蔵人殿	東条以下凶徒退治事、早可令発向之状如件	入江文書	豊後	九州 2407 号
16	貞和 3	1347	11	晦	高師泰軍勢催促状案	越後守花押	日根野左衛門入道殿	南方凶徒退治事、則被仰下、不日所発向也、早和泉国槌丸城警固弥可被致忠節之状如件	日根文書	和泉	『大日本史料 6 編 10』987 頁
17	貞和 3	1347	12	13	足利直義軍勢催促状	(花押)	内藤左衛門尉殿	東条凶徒退治事、早相催一族、可令発向之状如件	内藤家文書	安芸	中 四 1604 号
18	貞和 4	1348	1	9	高師泰軍勢催促状	越後守 (花押)	比禰次郎殿	和泉国槌丸城警固事、早可被致忠節之状如件	日根文書	和泉	『大日本史料 6 編 11』342 頁
19	貞和 4	1348	2	1	足利直義軍勢催促状写	(花押影)	松井八郎殿	東条凶徒退治事、早可令発向之状如件	土佐国蠹簡集残篇	駿河	中 四 1613 号

※出典の略称…九州：『南北朝遺文 九州編』、中四：『南北朝遺文 中国・四国編』

か。建武四年以降の直義軍勢催促状において、院宣が引用される事例として管見に入ったものは表2のNo.29以下一五通となる⁽¹⁶⁾。そのうち貞和三年一一月の史料1（表2 No.36）を除くと、建武四年八月（七通）と貞和四年四月～七月（七通）にそれぞれ集中的に残存していることがわかる。森が「間断なく継続する」とした「院宣」文言を有する軍勢催促状は、建武四年八月以降においては、数量的にも時期的にも、その残存状況は極めて限定的なのである。

一方、このように「院宣」文言を有する軍勢催促状が時期的に偏在する状況とその理由については、平成六（一九九四）年に発表された井上信一の研究に言及がある⁽¹⁷⁾。井上は、南北朝初期の幕府（足利氏）による軍勢催促状について、①「院宣」文言が記載される以前（建武三年二月の光厳上皇の院宣獲得以前）、②「院宣」文言が記載され始めた建武三年、③建武四年以降、の三段階に分類する。そのうち、朝敵の地位にあった①の段階の尊氏は「軍勢動員・勢力結集に苦心していた」と想定する。そして、建武三年二月に光厳上皇の院宣を獲得することによって朝敵を脱した②の段階の尊氏は、「院宣」文言を軍勢催促状に記載することによってその事実を宣伝するとともに軍事動員の促進を図ったとする。

本稿との関わりで注目されるのは、井上が③として分類する段階である。井上は、建武三年二月の光厳上皇の院宣獲得以降に「院宣」文言を有する軍勢催促状は建武四年と貞和四年に集中してみられることを指摘しており、このことは、貞和三年一一月の史料1を除けば、先に表2のNo.29以降を以て示した残存状況と一致する。以下、この井上の指摘について詳しく紹介する。

まず建武四年についてみていく。この時期に「院宣」文言がみられる軍勢催促状はいずれも同年八月の発給で、「吉野凶徒退治」という文言に始まるものである（表2 No.29～35）。一例を示そう。

史料2 足利直義軍勢催促状（「島津家文書」、『南北朝遺文 九州編』

一〇二〇号、表2 No.34）

吉野凶徒対治事、所被下 院宣也、早嶋津上総入道相共、不日発向、可致軍忠之状如件、

建武四年八月九日

（足利直義）
（花押）

嶋津左京進入道殿

「吉野凶徒退治」のため、足利直義が島津宗久に対して、薩摩守護の島津貞久とともに出陣するよう命じたものである。井上は「吉野凶徒退治」の文言を有する一連の軍勢催促状は、南朝の本拠地である吉野を攻撃対象とする軍事命令であり、後醍醐天皇を具体的な攻撃対象と記載することができないため、「吉野凶徒退治」なる文言を用いたと指摘している。そして、敵方の皇統であるといえ、天皇がいる本拠（吉野）を攻撃する軍事行動であることから、光厳上皇の院宣による命令という形態をとったとする。

貞和四年のものは、いずれも足利直冬による紀伊の南朝勢力討伐に関する文書で、「紀伊国凶徒退治」という文言を有する（表2 No.37～43⁽¹⁸⁾）。一例を示そう。

史料3 足利直義軍勢催促状（「宇野文書」、『大日本史料 六編之一』

五一〇頁、表2 No.37）

紀伊国凶徒退治事、就院宣所差遣左兵衛佐直冬也、早可令発向之状如件、

貞和四年卯月十六日
（足利直義）
（花押）

後藤摂津七郎殿

足利直義が、養子である直冬の紀伊出陣にあたって院宣に基づく軍勢催促を行ったことを示す文書である。井上は、前年の高師直による吉野焼き討ちを逃れた後村上天皇が紀伊国にいたために院宣が発給されたとみる。すなわち、「紀伊国凶徒退治」という文言も「吉野凶徒退治」と同様に、南朝方天皇の居場所を直接の攻撃対象とすることから用いられた文言であったとする。

このように井上は、「院宣」の発給をともなう軍勢催促状は、南朝方天皇の居場所が直接的な攻撃の対象となった際のものとして想定している⁽¹⁹⁾。そして、建武四年八月の軍勢催促状にみえる「吉野凶徒退治」なる文言は、吉野を直接攻撃することを意味するものと解釈しているのである。この指摘はその後の研究に継承されている⁽²⁰⁾。史料1を理解する上で極めて重要な指摘といえよう。「凶徒」という表現の有無という相違はあるものの、史料1にみえる「吉野退治」

表 2 「院宣」を引用する軍勢催促状 (1)

No.	年	西暦	月	日	文書名	差出	宛所	本文	出典	備考	遺文
1	建武 3	1336	2	17	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	安芸木 工助殿	可誅伐新田義貞与賞〔党〕人等之由、 所被下院宣也、早相催一族、馳参赤間 関、可致軍忠、於恩賞者、可有殊沙汰 之状如件	三池文書		九 州 418 号
2	建武 3	1336	3	3	足利尊氏 軍勢催促 状写	尊氏 (花 押影)	欠	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、差遣一色右馬助入道於豊後高 勝寺之城畢、随彼催促、可抽軍忠之状、 如件	幸島文書	一色右 馬助入 道に随 うべし。	九 州 427 号
3	建武 3	1336	3	10	足利尊氏 軍勢催促 状案	在判	土持新 兵衛尉 殿	新田右衛門佐義貞与党以下誅伐事、所 被下院宣也、爰菊池武敏并維直雖揚旗、 或打取之、或没落畢、抑伊藤藤内左衛 門尉祐広并兼重構城郭云々、令談合伊 東六郎左衛門并嶋津庄惣政所代、可対 治之状如件	土持文書		九 州 454 号
4	建武 3	1336	3	10	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	禰寝孫 二郎殿	新田右衛門佐義貞与党以下誅伐事、所 被下院宣也、為所々要害警固、不日可 馳参之状如件	禰寝文書		九 州 455 号
5	建武 3	1336	3	13	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	欠	□〔新〕田右衛門佐義貞与党□□事、 所被下院宣也、差遣上野左馬助於筑後 国黒木城畢、随彼催促、可抽軍忠之状 如件	田北文書		九 州 464 号
6	建武 3	1336	3	13	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	野上次 郎三郎 殿	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、差遣一色右馬助入道於豊後国 高勝寺之城畢、随彼催促、可抽軍忠状 如件	野上文書	一色右 馬助入 道に随 うべし。	九 州 465 号
7	建武 3	1336	3	14	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	都甲四 郎殿	新田右衛門佐義貞与党以下凶徒等誅伐 事、所被下院宣也、不廻時刻、馳参御方、 致軍忠者、可有恩賞之状如件	都甲文書		九 州 468 号
8	建武 3	1336	3	23	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	長田内 藤次郎 殿	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、仍今月廿八日可令上洛也、発 向之時、可抽軍忠之状如件	内藤家文 書		九 州 505 号
9	建武 3	1336	3	23	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	長田内 藤二郎 殿	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、仍今月廿八日可令上洛也、発 向之時、可抽軍忠之状如件	内藤家文 書		中 四 295 号
10	建武 3	1336	3	26	足利尊氏 軍勢催促 状案	大御所御 判	宇都宮 因幡權 守殿	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、仍今月廿八日可上洛也、発向 之時、可抽軍忠之状如件	佐田文書		九 州 517 号
11	建武 3	1336	3	26	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	禰寝郡 司一族 中	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、爰肝付八郎兼重以下凶徒構城 郭云々、所差遣嶋津上総入道々鑑也、 可致軍忠之状如件	禰寝文書	島津貞 久を差 し遣わ す。	九 州 519 号
12	建武 3	1336	3	26	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	重久椽 殿	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、爰肝付八郎兼重以下凶徒構城 郭云々、所差遣嶋津上総入道々鑑也、 可致軍忠之状如件	重久文書	島津貞 久を差 し遣わ す。	九 州 520 号
13	建武 3	1336	3	26	足利尊氏 軍勢催促 状案	御判	別府女 子代	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、爰肝付八郎兼重以下凶徒構城 郭云々、所差遣嶋津上総入道々鑑也、 可致軍忠之状如件	薩藩旧記 所収肝付 文書	島津貞 久を差 し遣わ す。	九 州 521 号
14	建武 3	1336	3	30	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	吉河辰 熊殿	新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、来月三日可上洛也、早速可責 上京都之状如件	吉川家文 書		九 州 541 号
15	建武 3	1336	4	5	足利直義 軍勢催促 状写	左馬頭在 御判	調所彦 三郎殿	新田右衛門佐義貞与党以下凶徒等誅伐 事、所被下院宣也、相催一族、可致軍 忠之状如件	薩藩旧記 所収調所 文書		九 州 563 号
16	建武 3	1336	5	13	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	俣賀熊 若殿	新田義貞以下凶徒等誅伐之事、被下院 宣之間、所発向也、早速馳参可致軍忠 之状如件	内田文書		中 四 358 号

表 2 「院宣」を引用する軍勢催促状（2）

No.	年	西暦	月	日	文書名	差出	宛所	本文	出典	備考	遺文
17	建武3	1336	6	3	足利尊氏 軍勢催促 状写	(花押影)	美作次 郎藏人 殿	新田義貞已下凶徒等誅伐事、所被下院宣也、早相催若狭国地頭御家人等、不日馳参、可致軍忠之状如件	本郷文書		『福井県史資料編2 中世(県外資料編)』739頁
18	建武3	1336	6	10	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	高尾寺 衆徒中	新田義貞已下凶徒等事、逃籠山門之間、可加誅伐之由、被成院宣之處、当寺令与力義貞等、構城郭之由有其間、早可轍却彼城、若尚不承引者、可被処罪科、然早不廻時刻、馳参御方、可致軍忠之状如件	神護寺文書		『群馬県史資料編6 中世2』518頁
19	建武3	1336	6	10	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	梅尾 寺々僧 中	楠木判官正成去月廿五日、於湊河令討取畢、爰新田義貞已下凶徒等逃籠山門之間、可加誅伐之由、所被成院宣也、依之差遣討手之處、高尾寺衆徒等、令与力義貞、構城郭云々、早可注申実否、若令同意高尾、不注進子細者、可被処重科之状如件	高山寺文書		『群馬県史資料編6 中世2』518頁
20	建武3	1336	6	13	足利尊氏 軍勢催促 状写	尊氏判	河野対 馬入道 殿	新田義貞以下凶徒等誅伐事、被下院宣、雖差遣軍勢、義貞等逃籠山門、既經累日畢、然問萬方偏所憑思食也、不廻時日、焼払東坂本、令追伐凶徒者、可為拔群之軍功之旨、急速可被抽賞之状如件	記録御用 所本古文 書		『群馬県史資料編6 中世2』519頁
21	建武3	1336	6	13	足利直義 軍勢催促 状写	在判	河野対 馬入道 殿	新田義貞已下凶徒等誅伐事、依被下院宣、雖差遣軍勢、義貞等逃籠山門、合戦既經數日畢、然問萬方偏所被憑思食也、不廻時刻焼払東坂本、令追伐凶徒者、可為拔群之軍忠之間、急速可被抽賞之状如件	白杵稻葉 河野文書		中四 374号
22	建武3	1336	6	13	足利直義 軍勢催促 状写	(花押影)	河野対 馬入道 とのへ	新田義貞已下凶徒等誅伐事、依被下院宣、可発向東坂本之由、雖触仰之、早相催一族并伊予国地頭御家人等、不廻時刻、經鞍馬口、可致軍忠之状如件	松雲公採 集遺編類 纂		中四 376号
23	建武3	1336	6	14	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	河野対 馬入道 殿	新田義貞已下凶徒等誅伐事、依被下院宣、可発向東坂本之由、雖触仰之、早相催一族并伊予国地頭御家人等、不廻時刻經鞍馬口、可致軍忠之状如件	馬越恭一 郎氏所藏 文書		『群馬県史資料編6 中世2』519頁
24	建武3	1336	6	26	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	自東国 馳参 人々中	新田義貞已下凶徒等誅伐事、依被下院宣、於楠木判官正成者、令打取畢、至義貞者、逃籠山門之間、打囲四方、不落凶徒之様、所有其沙汰也、爰東国御方人々雖馳上、依野臥已下之煩逗留之由有其間、然問佐々木佐渡大夫判官入道所令下向也、暫留近江国、且相談子細、且無軍勢煩之様廻故実、随事鉢企参洛、可致軍忠之状如件	東京大学 史料編纂 所所蔵小 笠原文書		関 477号
25	建武3	1336	6	29	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	忽那次 郎左衛 門尉殿	新田義貞已下凶徒等誅伐事、被下院宣之間、合戦最中也、早相催一族、可致軍忠之状如件	長隆寺文書		中四 389号
26	建武3	1336	7	2	足利尊氏 軍勢催促 状案	御判	辛島三 郎左衛 門尉殿	新田義貞已下凶徒誅伐事、所被下院宣也、早馳参御方、可抽軍忠之状如件	辛島文書		『群馬県史資料編6 中世2』524頁
27	建武3	1336	7	5	足利尊氏 軍勢催促 状	(花押)	根来寺 衆徒中	新田義貞以下凶徒等誅伐事、所被成院宣也、早馳参御方、可致合力之状如件	三宝院文書		『群馬県史資料編6 中世2』525頁

表2 「院宣」を引用する軍勢催促状(3)

No.	年	西暦	月	日	文書名	差出	宛所	本文	出典	備考	遺文
28	建武3	1336	7	26	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	三島大 祝殿	新田義貞并凶徒等誅伐事、被下院宣候 間、正成・長年已下輩悉令討取了、早 相催一族、可致軍忠之状如件	伊予三島 文書		中 四 425 号
29	建武4	1337	8	3	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	水谷蔵 人三郎 殿	吉野凶徒対治事、可被下院宣也、早属 左衛門佐手、不日令発向、可致軍忠之 状如件	池田文書	石橋和 義に属 すべし。	『大日本 史料6編 4』329頁
30	建武4	1337	8	3	足利直義 軍勢催促 状写	(花押影)	那波左 衛門佐 とのへ	吉野凶徒対治事、可〔所〕被下院宣也、 早属左衛門佐手、不日令発向、可致軍 忠之状如件	碩田叢史	石橋和 義に属 すべし。	九 州 1011号
31	建武4	1337	8	3	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	佐々木 出羽四 郎兵衛 尉殿	吉野凶徒退治事、所被下院宣也、来九 日令発向、可致軍忠之状如件	朽木文書		『大日本 史料6編 4』329頁
32	建武4	1337	8	4	足利直義 軍勢催促 状写	(花押影)	野上弥 太郎殿	吉野凶徒対治事、所被下院宣也、早々 令発向、可致軍忠之状如件	碩田叢史 所収野上 文書		九 州 1014号
33	建武4	1337	8	4	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	安心院 弥五郎 殿	吉野凶徒退治事、所被下院宣也、属高 越後守師泰手令発向、可致軍忠之状如 件	反町茂雄 旧蔵典籍 古文書	高師泰 に属す べし。	国立歴史 民俗博物 館データ ベース(資 料番号: H-1315- 26)
34	建武4	1337	8	9	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	嶋津左 京進入 道殿	吉野凶徒対治事、所被下院宣也、早嶋 津上総入道相共、不日発向、可致軍忠 之状如件	嶋津家文 書	薩摩守護 嶋津貞久 と相共に 発向すべ し。	九 州 1020号
参1	建武4	1337	8	9	足利直義 御教書	(花押)	三嶋社 神主殿	吉野凶徒対治事、所被下院宣也、早御 祈祷可令致精誠之状如件	三嶋大社 文書	祈禱命 令	関 734号
参2	(建武4 ₉)	(1337 ₉)	8	9	足利直義 書状	直義(花 押)	園城寺 衆徒御 中	吉野凶徒対治事、所被下院宣也、於御 祈祷者殊可被致精誠候、恐々謹言	『思文閣 古書資料 目録』掲 載文書	祈禱命 令	『思文閣古 書資料目 録』第275 号、118頁
35	建武4	1337	8	29	足利直義 軍勢催促 状写	三条殿御 判	武藤右 近将監 殿	吉野凶徒退治事、所被下院宣也、早太 宰少式頼尚相共発向、可致軍忠之状如 件	筑紫古文 書追加	筑前守 護少式 頼尚と 相共に 発向す べし。	九 州 1026号
36	貞和3	1347	11	25	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	中野一 族中	吉野退治事、所被成院宣也、来月廿日 以前、可馳参之状如件	長野県立 歴史館所 蔵「県立 長野図書 館移管文 書」		『信濃史 料6巻』 23頁
参3	貞和3	1347	12	25	足利直義 御教書	(花押)	長門国 二宮大 宮司殿	吉野凶徒退治事、所被成院宣也、早神 官社僧等一同令参宮、可致祈禱精誠之 由、厳密可相触之状如件	長門忌宮 神社文書	祈禱命 令	中 四 1607号
37	貞和4	1348	4	16	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	後藤撰 津七郎 殿	紀伊国凶徒退治事、就院宣所差遣左兵 衛佐直冬也、早可発向之状如件	宇野文書	足利直冬 を差し遣 わす。	『大日本 史料6編 11』510頁
38	貞和4	1348	4	16	足利直義 軍勢催促 状写	(花押影)	長濱五 郎殿	紀伊国凶徒退治事、就院宣所差遣左兵 衛佐直冬也、早可発向之状如件	土佐国蠹 簡集	足利直冬 を差し遣 わす。	中 四 1629号
39	貞和4	1348	5	6	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	大友参 河守殿	紀伊国凶徒退治事、就院宣所差遣左兵 衛佐直冬也、早可発向之状如件	大友文書	足利直冬 を差し遣 わす。	九 州 2472号

表 2 「院宣」を引用する軍勢催促状（4）

No.	年	西暦	月	日	文書名	差出	宛所	本文	出典	備考	遺文
40	貞和 4	1348	5	6	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	安積平 次殿	紀伊国凶徒退治事、就院宣所差遣左兵衛佐直冬也、早可発向之状如件	安積文書	足利直冬を差し遣わす。	『兵庫県史 史料編 中世 9』 36 頁
41	貞和 4	1348	6	23	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	□□□ □□□ (安積出羽権守カ)殿	紀伊国凶徒退治事、就院宣所差遣左兵衛佐直冬也、早可発向之状如件	安積文書	足利直冬を差し遣わす。	『兵庫県史 史料編 中世 3』 5 頁
42	貞和 4	1348	7	8	足利直義 軍勢催促 状写	(花押影)	本間山城六郎殿	紀伊国凶徒退治事、就院宣所差遣左兵衛佐也、早可発向之状如件	木村文書	足利直冬を差し遣わす。	『新潟県史 資料編 5 中世 3』 3873 号
43	貞和 4	1348	9	11	足利直義 軍勢催促 状	(花押)	中津河小次郎殿	紀伊国凶徒退治事、就院宣所差遣左兵衛佐也、早可発向之状如件	遠山文書	足利直冬を差し遣わす。	『三重県史 資料編 中世 2』 255 頁

※出典の略称…九州：『南北朝遺文 九州編』、中四：『南北朝遺文 中国・四国編』、関：『南北朝遺文 関東編』

なる文言は、「吉野凶徒退治」と同等の文言と理解してよいと考えられる。すると、史料 1 は南朝方天皇の居場所である吉野への直接攻撃を命じた軍勢催促状ということになるのである。以下では、建武四年と貞和四年それぞれの段階における実際の状況をみていくことで、井上説の当否について検討したい。

建武四年については、正確には七月末段階から「吉野凶徒退治」の御教書が発給されている^②。管見の限り、この時期に吉野（後醍醐天皇の居所）を直接的に攻撃したとみられる足利方の軍事行動は確認できなかった。ただし、この年の正月以来、幕府は大和方面における南朝方勢力の討伐活動を展開しており、二月までには足利一門の石橋和義を「南都大将」として派遣している^③。六月末から七月初旬にかけても幕府方の軍勢が大和国の添上郡から山辺郡において合戦を行い、勝利を挙げている。そして、前述したように、その直後の七月二八日段階で、幕府は院宣に基づく「吉野凶徒退治」を命じる軍勢催促状を発給している。さらに、八月三日には水谷藏人三郎や那波左衛門佐に対して、石橋和義に属して「吉野凶徒対治」に出陣するように命じている（表 2 No. 29・30）。このようにみると、建武四年八月に集中的にみられる「吉野凶徒退治」とは、「南都大将」を中心とする一連の大和における軍事行動の延長線上として計画されたものと考えられるのではないだろうか。この時の軍事行動には「南都大将」以外にも九州に対する軍勢動員が行われたり、譜代被官の最有力一族たる高師泰が動員されたりしている。さらには三島社や園城寺といった、東国を含む有力寺社に対する祈禱命令も出されており（表 2 No. 参 1・参 2）、この「吉野凶徒退治」がそれまでの大和方面における南朝方討伐作戦とは重要性が異なる軍事作戦、すなわち、吉野への侵攻を企図したものであったことをうかがわせる^④。史料 2 にみえる島津貞久は、九月頃までに九州国人を率いて上洛している徴証があり、実際に軍勢催促を受けた遠国の武将が畿内に集結していることが知られる^⑤。

ただし、前述したように、管見の限り、建武四年八月以降の段階における幕府軍による吉野への侵攻は確認できない。この理由は不明だが、建武四年一二月には幕府が吉川経久や島津宗久に対して、南朝方大和国人の中心勢力であった戒重

西阿の討伐を命じている徴証があることから、吉野へ侵攻する以前の段階で、大和国内の南朝方勢力の抵抗が大きかったことが想定される。⁽²⁶⁾ また、この年の八月から、陸奥より北畠顕家軍が上洛作戦を敢行しており、そちらへの対応が求められる状況も生まれつつあった。⁽²⁷⁾ 以上のような状況のなかで幕府による軍事戦略が変更となったとみれば、実際に吉野への直接攻撃が行われた徴証がないことについての説明がつく。

そもそも、「吉野凶徒退治（吉野退治）」なる文言を有する軍勢催促状は極めて特殊なものであることが指摘できる。ややもすると、この文言は、漠然と「南朝方への攻撃」を意味するものとして解釈される場合がある。⁽²⁸⁾ しかし、後醍醐天皇が吉野に潜行する建武三年二月から観応擾乱が勃発する観応元年一〇月までの間に足利方が発給した軍勢催促状のうち、「吉野凶徒退治（吉野退治）」なる文言を有するものは、管見の限り建武四年八月の七通、貞和三年十一月の一通（史料1）のみの検出にとどまった（表2のNo.29～36）。⁽²⁹⁾ 時期的にみて極めて限定的に用いられており、必ず「院宣」文言とセットで用いられていることが明らかとなる。以上のことは、幕府発給の軍勢催促状で用いられる「吉野凶徒退治（吉野退治）」の文言が、吉野への直接攻撃という重大な作戦を意味するものであったという見通しの傍証となるものと考ええる。

一方、「紀伊国凶徒退治」の文言がみられる貞和四年については、南朝方天皇の居所に対する攻撃の明証がある。五月二八日に京都を出陣した足利直冬は八月以降に紀伊国で合戦を行っている。そして、九月四日には阿瀬河城（現和歌山県有田郡有田川町（旧清水町））を攻略して九月二八日には京都に引き上げたという。⁽³⁰⁾ 『貞和四年記』によれば、貞和四年正月の高師直による吉野焼き討ちを受けて、後村上天皇は「阿弓河入道城」に逃れたという。「阿弓河入道」とは南朝方に与した湯浅一族の保田定弘とされ、この「城」こそが、貞和四年九月に足利直冬の攻撃を受けて落城した「紀州阿瀬河城」（『鶴岡社務記録』）であったという。⁽³¹⁾ 貞和四年の足利直冬の軍事行動は南朝方の天皇の居所を直接的に攻撃するものであったことが知られるのである。また、この時も筑前・豊前・肥前という広域な

規模での動員がなされており、建武四年段階と同様である。

以上、建武四年八月段階については吉野攻撃が計画されていた可能性を指摘し、貞和四年四月段階においては、幕府方が南朝方天皇の居所を攻撃していることを確認した。無論、南朝方天皇の居所への直接的攻撃には院宣の発給が伴ったとする井上説を直接的に裏付ける史料はない。しかし、幕府にとって南朝とは「潰さず、あくまでも接収しなくてはならなかった」⁽³²⁾ 存在であったという先学の理解に従うならば、やはり南朝方天皇への攻撃は慎重に行われるべきものだったであろう。敵対する皇統とは言え、天皇への攻撃という軍事行動を正当化する意味でも、幕府は院宣の発給を求めたのではないだろうか。数多く残存する直義軍勢催促状のなかで、数量・時期ともに限定的な残存状況にある「院宣」及び「吉野凶徒退治（吉野退治）」の文言を有する事例の説明として、井上説の蓋然性は高いものと考ええる。⁽³³⁾ そうすると、前述したように史料1もまた、吉野の直接攻撃を命じる軍勢催促状であったことになる。ただし、井上の論稿では史料1に対する言及がない。また、史料1を吉野攻撃を命じた文書とみる森茂暁による示唆もすであるが、その検討は十分とは言えない。⁽³⁴⁾ そこで、章をあらためて、史料1が発給された貞和三年十一月段階で吉野攻撃の計画が存在した可能性を考えたい。

三 発給日と発給対象

1 発給日

貞和三年十一月段階で吉野攻撃計画が存在したという仮説の蓋然性を考える上で決定的に重要なのが、先に史料1の特異点（D）として挙げた、一一月二五日という発給日である。

前述したように、貞和三年八月に楠木正行が蜂起すると幕府は細川顕氏を討伐にあたらせるが、細川勢は九月一七日に河内国藤井寺で大敗を喫している。その後、幕府は山名時氏を援軍として送り込むことで再び細川顕氏に対して楠木正行討伐にあらせているが、一一月二六日に二度目の大敗を喫している。

そうすると、史料1の発給日が一月二五日であることが大きな問題となる。この日は細川顕氏・山名時氏という二人の足利一門の有力武将で構成される幕府軍が、まさにこれから楠木勢との合戦に臨まんとしている段階である。言うまでもないが、彼らが楠木勢に二度目の敗北を喫するという結末は誰も知らない。この段階にあつて、一ヶ月後の二月二〇日までに中野一族に参陣を命じて行「吉野退治」を、楠木勢への攻撃と解釈するのは不自然ではないだろうか。

亀田俊和によれば、幕府（北朝）にとつて対南朝戦は康永年間までに小康状態となつており、貞和年間には幕政運営は安定的な状態となつていたという⁽³⁷⁾。このような状況にあつた幕府にとつて、楠木正行の挙兵は大きな衝撃であつた。生駒孝臣が指摘するように、幕府が奥州から北畠顕家軍が攻め上つてきたときの先例になぞらえ、天台座主梶井二品親王に対して、比叡山延暦寺根本中堂での七仏薬師法を修することを要請している事実からは、楠木蜂起に対する幕府の警戒ぶりがうかがえる⁽³⁸⁾。にもかかわらず、幕府軍が敗北（細川顕氏の最初の敗北）したことは更なる危機感を幕府に抱かせることとなつた。そのため、幕府は、細川勢に山名勢を加えるという万全の態勢をとつて再びの楠木討伐にあたつたのである。そして、それとともに、楠木討伐が完遂しているものと見込まれる一二月以降に、南朝の本拠である吉野への直接攻撃を実施することを企図したのではないだろうか。それが一月二五日付で発給された「院宣」文言を有する「吉野退治」の軍勢催促状（史料1）だつたと考えたい。しかし、翌二六日の細川・山名勢の二度目の大敗を受けて幕府は方針転換せざるをえなくなる。その結果、楠木正行の根拠地である東条を攻撃対象とする軍勢催促状を二八日以降に発給していくこととなつた⁽³⁹⁾。

以上のように考えると、一一月二五日という日付で「吉野退治」を命じた軍勢催促状である史料1の存在を整合的に理解できるのである。

2 発給の対象

付随してここで言及しておきたいのが、先に特異点（D）として挙げた、史料1が信濃（東国）に宛てられている点である。

まず、宛所となる中野一族の状況を確認しておきたい⁽⁴⁰⁾。中野氏は信濃国高井郡中野郷（現中野市）を名字の地とする一族であるが、この時期の動向は不明な部分が多い。建武四年八月、越後国で池長久・風間信昭ら南朝方勢力が蜂起すると、中野孫五郎入道定信の代官として子息の家氏が越後守護代高師貞に従つて出陣している⁽⁴¹⁾。暦応四（一三四一）年五月にはやはり越後の南朝方討伐のため、信濃守護小笠原貞宗らに従つて、市河氏らとともに中野五郎太郎および孫五郎入道定信・四郎太郎入道なる中野氏一族の人物たちが出陣している⁽⁴²⁾。その後、貞和元年一月には、足利尊氏によつて中野郷内の「中野佐藤太」の所領が「跡」（闕所地）として陸奥の岡本良円に宛て行われている⁽⁴³⁾。具体的な経緯こそ不明であるが、この時期において闕所地とされる理由としては、中野佐藤太が足利氏にとつての敵方、すなわち南朝方に与する動きを見せたことが想定される。その後も、正平二〇（貞治四、一三六五）年という南朝年号で、中野左馬助に対して越後国頸城郡富川保を宛て行「宗良親王の令旨が伝わる⁽⁴⁴⁾。さらに、応永四（一三九七）年にも、元中一四年という年号で後南朝勢力の新田氏から中野中務少輔なる人物が所領を宛て行われている⁽⁴⁵⁾。一方で、応永六年に起こつた応永の乱の際には、中野頼兼が幕府の信濃守護小笠原長秀に従軍している⁽⁴⁶⁾。すなわち、この時期の中野氏は、一族で北朝（幕府）方と南朝方に分裂していたことがうかがえる。このような中野氏の動向をふまえると、史料1の宛所に「中野一族中」と表記された理由として、分裂する中野一族の惣領を幕府が十分に把握できていない状況もあつたことが想定される。

さて、楠木正行討伐／吉野焼き討ちまでの間に出された軍勢催促状は、史料1を除くと、いずれも西国（畿内・中国・九州）に宛てられたものである（表1の「対象地」参照）。「はじめに」でも述べたように史料1は、本来は「市河文書」に伝

来したものであった可能性が高く、宛所の「中野一族中」は、信濃にいた一族であることは間違いないだろう。⁽⁴⁷⁾ 当該時期の信濃は幕府(京都)の管轄下にあり(信濃守護の小笠原氏も在京している徴証がある)、制度的にみても幕府から信濃国人に軍勢催促がなされてもおかしくはない。⁽⁴⁸⁾ そうすると史料1は、貞和三年一月二五段階の幕府が、西国だけではなく、信濃にまで及ぶ、より広範な地域から軍勢を招集する特殊な軍事行動を計画していたことを示すものとなる。このことは、史料1を吉野への直接攻撃を命じたものとみなす筆者の想定を傍証するものと考ええる。なお、この点については、後に再度言及する。

四 高師直の吉野攻撃・再考

前章まで、史料1の検討を通じて、貞和三年一月段階での幕府による吉野攻撃計画が存在した可能性を指摘してきた。この主張が認められた場合、ある可能性が浮上する。それは、貞和四年正月に楠木正行を討った後に高師直が敢行した吉野攻撃が、既定の軍事行動であった可能性である。従来の多くの研究では、高師直による吉野攻撃は、楠木正行を討つことに成功した師直が「勢いに乗じて」行った軍事行動であったと理解するにとどまってきたと思われる。⁽⁴⁹⁾ しかし、貞和三年一月段階で楠木正行討伐後における吉野攻撃が企図されていたとするならば、翌年正月に高師直によって行われた楠木正行討滅後の吉野攻撃も幕府の既定方針として実行されたものであった可能性があると考える。実はこの点については、すでに森茂暁が一般書のなかでその可能性を示唆している。すなわち、「彼ら(高師直・師泰勢)は河内を経て吉野に向かう手はずであったが、翌三年正月五日には河内四条畷で楠木正行の軍勢と戦いこれを撃破した」(括弧内筆者)と述べている。⁽⁵⁰⁾ ただし、一般書という性格もあり、森は史料を挙げて十分な検討を加えているわけではない。管見の限り、この指摘を継承した先行研究を見出すことはできなかったが、極めて重要な指摘であると考ええる。そこで本章では、師直の吉野攻撃が楠木攻めへの出陣段階から予定された軍事行動であった可能性について、諸史料を挙げて論じたい。

まず、高師直出陣前のものとなる次の史料4・5に注目する。

史料4 僧嚴覚書状(「北島文書」、『南北朝遺文 中国・四国編』一六〇六号、傍線筆者)

吉野・東条退治事、今月廿五日発向候、抑公私祈祷被懸御意候之条悦存候、恐々謹言、

(貞和三年) 十二月廿二日 僧嚴覚(花押)

謹上 国造殿

御返事

史料5 足利直義御教書(「長門忌宮神社文書」、『南北朝遺文 中国・四国編』一六〇七号)

吉野凶徒退治事、所被成院宣也、早神官社僧等一同令参宮、可致祈禱精誠之由、嚴密可相触之状如件、

貞和三年十二月廿五日 (足利直義) (花押)

長門国二宮大宮司殿

史料4は出雲守護佐々木道誉の守護代吉田嚴覚が、出雲杵築大社の社家である北島家に対して発給した祈祷の巻数受取である。⁽⁵¹⁾ 注目されるのは傍線で示したように、「吉野」という文言を、楠木勢の根拠地を指す「東条」と併記している点である。嚴覚は二月一八日付の書状でも北島貞孝に対して「東条・吉野以下悉静謐」したために帰洛したと伝えている。⁽⁵²⁾ 史料4にみえる「吉野」という文言は、楠木勢を意味する「東条」と並ぶ具体的な攻撃対象地として記載していると解釈すべきであろう。そして、同じく史料4にみえる「今月廿五日発向」とは討伐軍の総大将高師直の出陣を指すとみて間違いない。『太平記』などによれば、佐々木道誉は師直のもとで楠木討伐に出陣している。ここから、出雲守護代の吉田嚴覚は出陣前の一二月二二段階で、高師直の軍事行動は東条(楠木攻め)とともに、吉野も攻めるものと認識していたことが読み取れるのである。すなわち、高師直の出陣は当初段階から吉野への攻撃を予定するものであり、その情報は、師直の麾下で出陣する武将にも共有される情報であったことが、史料4から明らか

となるのである。⁽³³⁾

史料5は、師直出陣と同日で足利直義が長門国二宮の忌宮神社に対して祈祷を命じたものであるが、ここでも「吉野凶徒退治」について院宣が発給されたことを述べている。前章までの検討をふまえるならば、一二月二五日という高師直出陣の前日段階で院宣の発給を前提とする「吉野凶徒退治」、すなわち吉野攻撃が計画されていたことを示す文書となる。ここに見える「院宣」とは、貞和三年一月段階で発給された史料1に見える「院宣」と同じものを指すのだろう。直義は同月二〇日には醍醐寺に天下静謐祈祷を命じている。さらに史料5の前日にあたる一二月二四日には、院宣による天下静謐祈祷が醍醐寺に命じられている。⁽³⁴⁾史料5は、直義主導によるこれら一連の祈祷命令に位置づくものだろう。

以上、史料4・5からは、高師直による吉野攻撃が、楠木討伐にむけて出陣する以前の段階から予定されていたものであることがうかがうことができると考える。ところで、貞和三年一一月二五日段階（史料1）において、「吉野退治」のため翌一二月二〇日までに参上するよう催促を受けた武士たちはどうなったのか。幕府が作戦の中止を伝える文書を新たに発給したとは考えにくく、貞和三年一一月二五日付けの「吉野退治」の軍勢催促状を受け取り、京都に参上した武士たちはそのまま師直麾下に編成され、楠木攻めから吉野攻めに従軍したことが想定される。以下、その傍証とみられる事例を挙げる。貞和三年一一月二八日の出雲守護佐々木道誓の軍勢催促状（表1のNo7）では、「東条以下凶徒退治」について「重ねての御教書」が発給されたので参上するよう国人大野氏に伝えている。この「重ねての御教書」とは、「吉野退治」を命じるものを一度発給したが、最初の攻撃目標を「東条」に変更したことを意味するものであろう。その参上の日限は史料1と同じ一二月二〇日である。一方、出雲国人諏方部扶直が守護の佐々木道誓に提出した貞和四年二月一三日付の軍忠状⁽³⁵⁾によれば、「吉野退治御教書并守護御催促状」に預かったことから正月一日に八幡に参陣し、その後、河内での楠木討伐に従軍し、さらに吉野攻めに従軍したと述べている。諏訪部氏の場合は、「吉野退治」の軍勢催促を受けて上洛したが、そのまま楠木攻めの軍勢に編入さ

れたと解釈できよう。

このことに関して興味深いのが、『太平記』において、楠木攻めに向かう高師直・師泰が「四国・中国・東山・東海、二十余ヶ国の勢」を率いたと記述されていることである。⁽³⁶⁾前章で確認したように、貞和三年一一月二五日付けの史料1は、東山道に含まれる信濃の武士（中野氏）を対象に発給されたものである。その軍勢催促状を受け取って一二月二〇日までに上洛した信濃武士が師直麾下に編入されたとするならば、師直の軍勢が「東山」の武士を含むものだったとする『太平記』の記述と合致することとなる。

次に、師直が楠木正行を討つことに成功した正月五日以降の史料を掲出する。

史料6 足利直義御教書（島津家文書）、「南北朝遺文 九州編」二四三二号、

傍線筆者）

（前略）

爰今月五日、楠木帯刀・同弟次郎・和田新発・同舎弟新兵衛尉以下凶徒数百人、於河州佐良々北四条、所討留也、此上吉野退治不可有子細之状如件、

貞和四年正月十二日（花押）^(足利直義)

嶋津上総入道殿^(貞久)

史料6は、正月一二日付けで足利直義が薩摩守護島津貞久に対して発給した御教書である。掲出した箇所では直義は、同月五日に高師直勢が河内の四条畷において楠木正行勢を討つたことを報じている。注目されるのは傍線を付した「此上吉野退治不可有子細」と述べている点であり、この箇所は、「楠木正行を討つことに成功したので、この上は「吉野退治」（＝吉野攻撃）も問題なく遂行されるだろう」と解釈できよう。ここでもやはり直義は、楠木正行討伐後の吉野攻撃を既定路線と認識しているのである。

史料7 「五八代記」（『大日本史料 六編之一』三七二頁）

（貞和四年）同正月十八日、於三条殿普賢延命法、伴僧侶廿口、委御日記アリ

正月廿四日、相当結願日、吉野没落之由執事師直進早馬、法驗無比類者也、仍御感状到来、其状云、

御教書

相当大法結願之日吉野没落、御法験之至殊感恩給候者也、

正月廿七日

(尾形)
直義判

三宝院僧正房

「五八代記」は醍醐寺歴代座主の記録で、史料7として掲出した箇所は幕府護持僧として活躍した賢俊の部分からの引用である。⁽⁴⁷⁾この箇所から、貞和四年正月一日より足利直義邸(「三条殿」)において醍醐寺三宝院賢俊による普賢延命法の修法が行われたこと、さらに結願の日にあたる同二四日に吉野攻略を完遂した旨(「吉野没落」)の報告が早馬によつて高師直よりもたらされたため、直義が賢俊に対して感状を発給していることがわかる。⁽⁴⁸⁾法験を称える内容からは、この修法が吉野攻撃成就を目的として直義より賢俊に依頼がなされたものであったことが推測される。

一連の経過からうかがえる点として、吉野攻撃計画に対する直義の主導性を強調しておきたい。この点についても、すでに森茂暁が「直義の軍勢催促のもと、高師直・師泰が率いる幕府軍によつて決行された吉野攻め」と述べているが、⁽⁴⁹⁾あらためて本稿で挙げた史料からもこの指摘を裏付けることができるものと考えられる。前章までに検討したように、直義は貞和三年一月(史料1)の段階で一度、吉野攻撃を企図する軍勢催促を行っている。貞和四年段階においても、師直の出陣に合わせて吉野退治のための祈禱を寺社に依頼していることが史料5・7から明らかとなる。さらに、史料7でみた、師直から早馬で吉野攻略の報告を受ける様子からは、貞和四年正月の吉野攻撃が、直義と師直両者の連携によつてすすめられた軍事行動であったことが想定できよう。亀田俊和は観応擾乱勃発以前の直義と師直は、幕府の存立を脅かす危機に対しては協調して対処していたと指摘している。⁽⁵⁰⁾貞和年間の幕府の危機は、まさに直義・師直両者の協調によつて乗り越えられたものだったのである。

本章では、森茂暁の指摘に導かれつつ、楠木正行討伐後の吉野攻撃は、師直出陣の当初段階から予定されたものであり、直義が主導のもとで、師直と提携しな

がら実行された作戦であった可能性を指摘した。では、従来、貞和四年正月段階の吉野攻めについて、楠木討伐に成功した高師直が、勢いに乗じて実行した行動という部分が強調されて理解されてきたのはなぜなのだろうか。それは、『太平記』の記述によるものと考ええる。師直の楠木攻めから吉野焼き討ちを記述する『太平記』巻二十六によれば、楠木正行を討つことに成功した高師直・師泰は、「さらばやがて、この次いでに、楠が館をも焼き払い、吉野の君をも取り奉るべし」として、楠木の本拠の焼き討ちと、さらには吉野への侵攻を行ったと描かれている。そこには、吉野攻めが出陣の当初段階から計画されたものとする記述はみられない。高師直の吉野攻撃をめぐる従来の理解は、この『太平記』の記述に基づくものである可能性が高い。

では、なぜ『太平記』でこのような描かれた方をしているのだろうか。この問題について、『太平記』の作品論を展開する準備も能力も現在の筆者は持ち合わせていないが、高師直を足利直義の政敵と位置づけて悪人として描く『太平記』によつて形成された師直像の相対化をすすめる亀田俊和などの研究が参考になる。⁽⁵¹⁾『太平記』は、吉野の堂舎を焼き払った師直について、「天の怒り、いづれの処にか帰せん。この悪行身に留まらば、師直忽ちに亡びなんすと思わぬ人はなかりけり。」と辛辣に記している。確かに、当時の公家が師直の吉野焼き討ちに批判的な目を向けていたことは一次史料から裏付けられるため、⁽⁵²⁾当時、実際に師直の悪評が立った可能性は否めない。しかし、それは皇居や寺社を焼き払ったことや略奪を行ったことを批判しているのであり、必ずしも吉野攻めそのものが批判されていたわけではないことに注意が必要である。後の師直の敗死を予見したかの如き「師直忽ちに亡びなんす」という『太平記』の記述は、師直を悪人として描こうとする記述意図が反映されたものとみるべきと考ええる。『太平記』にとつては、吉野焼き討ちは事前に計画されたものではなく、あたかも師直が独断で行ったかの如く描く必要があったのであろう。本稿の検討結果と『太平記』の記述との不整合は、師直「悪玉」史観に立つ『太平記』の叙述スタンスに起因するものと考えておきたい。

おわりに

本稿では、先学の示唆に導かれつつ、館蔵史料の貞和三年一一月二五日付足利直義軍勢催促状に再検討を加え、大きくは以下の二点の可能性を指摘した。

・ 史料1は、細川顕氏が楠木正行討伐にあたっていた時期の貞和三年一月段階で、幕府による吉野攻撃の計画が存在していたことを示す文書である。

・ 貞和四年正月の楠木正行討滅後に高師直が敢行した吉野攻撃は、師直出陣段階から予定されていたものであり、それは直義と師直両者の提携のもとで計画され、実行されたものであった。

いずれも、推測に推測を重ねたものであることは否めない。引き続き関連史料の博捜を続けるとともに、「吉野」や「南方」「凶徒」といった文言がいかなる文脈・意味で用いられているのか、様々な史料から事例を悉皆的に集めて検討する余地が多分にある。また、その検討結果が幕府の対南朝政策とどのように関係するのかを考える必要もあるだろう。いずれも今後の課題としておきたい。

注

- 1 羽下徳彦「足利直義の立場―その一 軍勢催促状と感状を通じて―」（『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五年、初出一九七三年）、森茂暁「足利直義発給文書の研究―いわゆる「二頭政治」の構造―」（『福岡大学人文論叢』四五巻四号、二〇一四年）、森茂暁『角川選書 足利直義』（角川書店、二〇一五年）、森茂暁「足利尊氏発給文書の研究―室町將軍発給文書体系の成立―」（『福岡大学人文論叢』四八巻二号、二〇一六年）、亀田俊和『ミネルヴァ日本評伝選 足利直義』（ミネルヴァ書房、二〇一六年）、森茂暁『角川選書 足利尊氏』（角川書店、二〇一七年）、亀田俊和『中公新書 観応の擾乱』（中央公論新社、二〇一七年）など。
- 2 史料群の解題については『長野県立歴史館収蔵文書目録2 県立長野図書館移管文書（二）』（長野県立歴史館、一九九八年）を参照。
- 3 井原今朝男「市河文書的全巻複製と書誌学的検討」（『長野県立歴史館研究紀要』四号、一九九八年）。

- 4 栗岩英治『南北朝時代の信濃根本史料略』（一九三四年）、信濃教育会編『建武中興を中心としたる信濃勤王史攷』（信濃毎日新聞社、一九三九年）、『山ノ内町誌』（山ノ内町、一九七三年）、『木島平村誌』（木島平村誌刊行会、一九八〇年）、井原今朝男「長野県立歴史館所蔵の中世文書について」（『古文書研究』四六号、一九九七年）、注3井原論文、長野県立歴史館編『平成三年度夏季企画展 激動を生きぬく信濃武士市河氏の400年』長野県立歴史館、二〇一一年、拙稿「足利直義軍勢催促状」（『信濃の風土と歴史27 芸芸員が語る長野県立歴史館所蔵品選第三巻―古文書―』長野県立歴史館、二〇一三年）など。

- 5 以下については、生駒孝臣『ミネルヴァ日本評伝選 楠木正行・正儀』（ミネルヴァ書房、二〇一二年）、亀田俊和『中世武士選書32 高一族と南北朝内乱』（戎光祥出版、二〇一六年）などを参照。

- 6 『園太暦』貞和三年八月一九二二・二二日条（『史料纂集』、以下略）。

- 7 『園太暦』貞和三年一月二七日条。

- 8 『師守記』貞和三年二月二七日条（『史料纂集』、以下略）。

- 9 『園太暦』貞和四年二月三日・一三日条。

- 10 表1のNo.14は「大和国凶徒対治」、No.16は「南方凶徒退治」とある。この二例のみこのような文言が用いられていることの説明については、現段階において明確な成案がない。ただし、高師泰は貞和三年二月一四日段階で「発向南方」とされ、大和方面への出陣が噂されている（『師守記』同日条）。また、師泰は四条畷合戦には加わっておらず、総大将師直とは別動隊としての動きをみせている。No.14・16の文言はこのような高師泰勢の軍事行動に起因するものと想定されようか（No.18はNo.16の関連文書）。また、No.19については、発給された月日からみて、楠木勢の残党への対応を命じたものだろう。

- 11 生駒孝臣は「東条凶徒」なる文言について、東条を基盤とする楠木一族だけでなく、そのもとに結集した河内・和泉などの南朝方武士を総称したものであったとする（『東条凶徒』と南北朝内乱）（『研究論集 歴史と文化』三号、二〇一八年）。

- 12 注1森『足利尊氏』一五八頁。

- 13 一連の経緯については、さしあたり注1森『足利尊氏』を参照。

- 14 注1森「足利直義発給文書の研究」。

- 15 井上信一「室町幕府初期の軍事指揮に関する御教書の一考察」（『信大史学』

- 一九号、一九九四年)。
- 16 以下は「吉野凶徒退治」や「院宣」文言を有する軍勢催促状を施行した事例である。
・「島津家文書」建武四年八月一〇日嶋津道鑑(貞久) 施行状(嶋津大隅左京進入道(伊作宗久)宛て)〔『南北朝遺文九州編』一〇二二号〕※表2 No.34の施行状
・「島津家文書」建武四年八月一〇日嶋津道鑑(貞久) 施行状(比志島少御房宛て)〔『南北朝遺文九州編』一〇二二号〕※表2 No.34の施行状
・「来島文書」建武四年八月二五日沙弥某施行状(大島殿(大島通秀)宛て)〔『南北朝遺文九州編』一〇二五号〕
・「改正原田記附録」貞和四年五月二七日少弐頼尚施行状(榊左衛門次郎宛て)〔『南北朝遺文九州編』二四七五号〕
また、『鶴岡社務記録』(『大日本史料 六編之四』三七六頁) 建武四年条に「九月七日吉野凶徒対治御祈事、院宣御教書到来、被仰社務之間、務被触方々了」とある。
- 17 注15井上論文。森茂暁も建武四年八月に「院宣」を受けて「吉野凶徒退治」を命ずる直義の軍勢催促状が多く出ている(注1森『足利尊氏』一四二頁)と述べるが、その理由については踏み込んだ検討をしていない。
- 18 なお、「院宣」文言は見られないものの、直冬は四月二二日付けで「紀州為凶徒退治」による祈禱を祇園社に命じる御教書を発給している(『祇園社記続録』『大日本史料 六編之一』五一四頁)。
- 19 建武四年八月の「吉野凶徒退治」については、早くに中岡清一『大塔宮之吉野城改訂版』(吉野叢書刊行会、一九三八年)が、一連の文書を以て「足利直義は吉野攻撃を策し」(五九七頁)と述べている。また、『大日本史料 六編之四』三二八頁も、建武四年八月付の「吉野凶徒退治事」に始まる直義軍勢催促状についての網文を「直義、島津貞久ニ令シテ、吉野ヲ攻メシム」としており、吉野への攻撃と解釈している。竹内理三編『九州荘園史料叢書 第五』(一九六三年)も、建武四年八月付の史料2について、「貞久宗久ニ吉野へ発向ヲ促ス」(二二九頁)とする頭注を付している。
- 20 注16に挙げた八月一〇日付の島津貞久の施行状〔『南北朝遺文九州編』一〇二二・一〇二二号〕に「吉野凶徒退治事、去月廿八日御教書、昨日九日到来」とあることによる。
- 21 以下の経過については、注19中岡著書を参照。また、「南都大将」については、大藪海「南北朝期の興福寺強訴と戒重西阿ーいわゆる三輪勝房をめぐる」(『大美和』一三四号、二〇一八年)を参照。
- 22 建武四年は、新田義貞および恒良親王が拠る越前国金ヶ崎城に対する攻撃が行われており、三月には足利方が同城を陥落させている。注15井上論文が指摘するように、新田義貞を没落させた足利方が吉野を次なる攻略目標としたと考える余地もあるだろう。
- 23 文書自体は残っていないが、鶴岡八幡宮に対しても「吉野凶徒退治」を命じた「院宣御教書」が発給されている(注16)。
- 24 漆原徹は、全国的規模の動員の場合は幕府の奏請により編旨・院宣の発出が伴うと述べる(「軍勢催促状と守護」〔『中世軍忠状とその世界』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八七年〕、「足利一門関係文書」〔同前、初出一九九一年〕が、その論拠を挙げてはいない。
- 25 島津貞久は、建武四年九月二日の比志島範平宛て足利尊氏感状(比志島文書「南北朝遺文九州編」一〇三〇号)と同日付けで比志島範平宛てに安堵状を発給しており(「同」『南北朝遺文九州編』一〇三二号)、この時までに貞久が比志島氏を率いて上洛していることがうかがえる(島津貞久は比志島氏宛てに「吉野凶徒退治」のための軍勢催促を行っている(注16))。
- 26 戒重西阿については、注19中岡著書、注21大藪論文、朝倉弘「大和国人戒重氏考」(『奈良大学総合研究所報』一号、一九九三年)を参照。
- 27 実際に、島津貞久や吉川経久は北畠勢への対応にあたっている(大島延次郎「中世武士選書22北畠頭家」(戎光祥出版、二〇一四年))。
- 28 たとえば、注1森『足利尊氏』一五八頁では「南方凶徒(吉野)退治」と表記しており、「南方凶徒退治」と「吉野退治」を同等の文言とみなしていることがうかがえる。
- 29 関連する事例として次の史料に言及しておく。
史料 足利直義カ軍勢催促状写(萩藩閩閩録)『大日本史料 六編之五』六八八頁
吉野凶徒通路閩所事、所差遣桃井兵部大輔也、相催庶子、不日令発向可致警固之状如件
暦応二年八月十八日
(足利直義カ) 尊氏公 御判

宛所無之

某人に対して「吉野凶徒」の往来を取り締まるため、桃井盛義を派遣したことを伝えるものである。この文書が出される二日前に後醍醐天皇が吉野で死去しており、その情報を知った南朝方勢力の吉野への通行を遮断しよう命じたものである。「吉野凶徒」なる文言を用いているものの院宣の発給が伴っていない。この事例については、吉野への直接的攻撃を命じたものではなく、後醍醐死去の直後という特殊な状況下で出されたものであることから、例外的事例と考えておきたい。

30 『統群書類従第二九輯下』。

31 『大日本史料六編之一』八一五頁。

32 『和歌山県史 中世』（和歌山県、一九九四年）三〇五頁。なお、和歌山県有田郡有田川町の旧清水町域には阿瀬川城と呼ばれる城跡が複数存在する（『日本城郭大系第一〇巻 三重・奈良・和歌山』新人物往来社、一九八〇年）。

33 森茂暁『講談社選書メチエ』南朝全史 大覚寺統から後南朝へ（講談社、二〇〇五年）一一二頁。

34 貞和四年四月の足利直冬による紀伊攻めの際に院宣が発給されている点について、瀬野精一郎が「直義が直冬の初陣になみなみならぬ期待と支援を送っていたことがわかる」と述べるなど、直義が養子である直冬の初陣を後押しする目的で院宣を獲得したという理解が先行研究で示されている（瀬野精一郎『人物叢書』足利直冬』（吉川弘文館、二〇〇五年）、注1森『足利直義』・亀田『足利直義』など）。直義と直冬との関係性から院宣発給の理由を説明するこの理解については、直冬に院宣発給と全国規模の軍勢動員を伴う任務に当たらせ、それに成功させることで高師直派に対抗したと考えるならば筆者の主張とは矛盾しないだろう。

35 森茂暁は史料1を含む貞和三年八月以降の一連の軍勢催促状を「明らかに吉野攻めに関係する軍勢催促状」と述べ、「南方凶徒退治」の文言を有する表1No.1～5までと史料1を同等のものと解しているが（注1『足利尊氏』一五七～一五八頁）、本稿で以下論じるように、「吉野退治」と「院宣」文言を有する史料1は、表1No.1～5とは峻別して考えるべきだろう。

36 細川頼氏は師直に匹敵する「エース中のエース」、山名時氏は「歴戦の勇将」と評されている（注1亀田『観応の擾乱』三四頁）。

37 注1亀田『観応の擾乱』。

38 注5生駒『ミネルヴァ日本評伝選 楠木正行・正儀』。

39 現段階において貞和三年一一月二五日付で「吉野退治」を命じた軍勢催促状そのものが史料1の一点しか確認できないという問題がある。この点については、方針の転換（「吉野退治」から「東条退治」への転換）により、そもそもの発給数が乏しかったため、現在までに伝来した数も僅少となってしまったという説明ができる。

40 郷道哲章「中野郷と中野一族―『市河文書』の研究三―」（『信濃』四二巻一―号、一九九〇年）、村石正行「信越国境における北信濃の武士の動向」（注4『平成二三年度夏季企画展 激動を生きたぬく』など）。

41 『市河文書』建武四年九月日中野家氏軍忠状（『信濃史料』五卷三六七頁）。

42 『市河文書』暦応四年六月日市河倫房軍忠状（『信濃史料』五卷四五二頁）。

43 『秋田藩採集文書』貞和元年一一月二二日足利尊氏下文・「同」貞和元年一一月六日高師直施行状（『信濃史料』五卷五三一～五三三頁）。

44 山梨県立博物館所蔵「市河家文書」正平二〇年二月五日征東將軍官宗良親王令旨（『山梨県立博物館研究紀要』四集、二〇一〇年）。

45 『市河文書』元中一四年七月五日某下文（『信濃史料』七卷三二二頁）。当該時期の東国における後南朝勢力としての新田氏の活動については、さしあたり中根正人「室町前期東国の南朝勢力―元中年号文書の検討を通じて―」（『日本歴史』八二六号、二〇一七年）を参照。

46 『市河文書』応永六年一二月二七日中野頼兼軍忠状（『信濃史料』七卷三五三頁）。

47 確かに、『吾妻鏡』寛喜二年二月八日条（『信濃史料』四卷三〇頁）によれば、中野氏は承久の乱の恩賞によって筑前国勝木荘（現福岡県）を獲得していたことが知られる（ただし、寛喜二（一二三〇）年に替え地として筑後国高津・包行両名を与えられる）。また、『蒙古襲来絵詞』には安達泰盛の被官的な武士として肥前国御家人中野藤二郎が登場する。このように、信濃の中野氏が鎌倉期の段階で九州に所領を得ていることが知られる。しかし、南北朝期以降における中野一族の九州での活動は史料徴証がなく、具体相は不明である。現段階において、史料1が「市河文書」から流出したものであり、宛所は信濃にいた中野一族であるという理解は動かないものと考ええる。なお、史料1そのものの現在に至る伝来過程は不明だが、その写しが近世に米沢藩上杉氏関係の文書を編纂した『歴代古案』や、

山形県、の歴史家・伊佐早謙の採集文書群に収録されている。このことは、史料1が本来、上杉氏に從属して米沢に移った市河氏の家伝文書である「市河文書」に含まれるものであったことを傍証する。

48 拙稿「南北朝期における信濃国管轄権の推移についての再検討」(『法政史学』七〇号、二〇一八年)。

49 例えば、注1亀田『観応の擾乱』三七頁は「勝利した師直軍は、その勢いで南朝の本拠である吉野へ向かった。」とする。その他の概説書や通史の類で吉野攻撃に触れたものもほぼ同様の記載であり、注1森『足利尊氏』以外で、師直による吉野攻撃が計画された段階を論じたものは管見に入らなかった。

50 注1森『足利尊氏』一五七頁。

51 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究下』(東京大学出版会、一九八八年)。なお、吉田巖覚については、星野重治「京極道管被官吉田巖覚の動向をめぐって―京極道管研究の一視点―」(『紀尾井史学』一六号、一九九六年)も参照。

52 「北島文書」(貞和四年)二月一八日僧巖覚書状(『南北朝遺文中国・四国編』一六一八号)。

53 師直による吉野攻撃に従軍した安芸国人の逸見有朝は、「東条退治」の催促を受けて、大和国橋寺(平田)に参陣し、吉野攻めに参加したと述べている(『小早川証文』貞和四年二月日逸見大阿代子息有朝軍忠状写(『南北朝遺文中国・四国編』一六二二号)。また、公家の洞院公賢は日記『園太暦』において、高師直・師泰による楠木攻めから吉野攻撃の経過を詳細に追っているが、吉野攻めを予定外のものとしては捉えていない(『園太暦』の一連の叙述については、林屋辰三郎『角川選書』内乱のなかの貴族(角川書店、一九九一年)を参照)。これらのことも楠木討伐への出陣段階から吉野攻めが企図されていたと考えることの傍証となるだろう。

54 『貞和四年記』(『続群書類従第二九輯下』)。

55 「三刀屋文書」『南北朝遺文中国・四国編』一六一五号)。

56 西源院本『太平記』(兵藤裕己校注『太平記四』(岩波書店、二〇一五年)二〇八頁)。

57 「五八代記」については、佐和隆研「五八代記」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』四号、一九八二年)を参照。また、賢俊についてはさしあたり、森茂暁「三
宝院賢俊について」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、

一九九〇年)を参照。

58 吉野攻撃完遂を報告する師直からの書状が到来したことについては、『園太暦』貞和四年正月二六日条にも見える。

59 注1森『足利尊氏』一五七頁。

60 注1亀田『足利直義』一二七頁。

61 無論、楠木討伐の成功を前提とした計画であることから、「楠木との戦いに勝利した勢いに乗って吉野に攻め込んだ」ということ自体は誤りではない。

62 西源院本『太平記』(『太平記四』岩波書店、二〇一五年、二三四頁)。

63 亀田俊和『歴史文化ライブラリー』高師直(吉川弘文館、二〇一五年)。

64 『園太暦』貞和四年二月三日条・二三日条裏書。

事例報告

発掘調査報告書の「歴史資料」化

はじめに

長野県立歴史館は、県教育委員会及び県埋蔵文化財センターが行った遺跡の緊急発掘調査の出土品および記録類を保管している。遺跡から出土した木製品等脆弱遺物を除く収蔵量は、収納用コンテナ（テンバコ）にして三万箱に及ぶ。開館以来三〇年が経過し、保管する出土文化財の現況確認と合わせて、劣化の見られた収納袋やラベルの交換、接合資料の補強など再収納作業を三年ほど前から実施している。また、これと併行して記録写真フィルム^①の電子化を行い、複数の媒体で記録を保管し、保存の重層化、展示等活用の利便性を図る業務を進めている。

発掘は、遺跡の消失を伴う行為である。国民共有の財産とされる文化財の保護に関し、国は「記録保存^②」という名の選択肢を用意し、その手法として（緊急）発掘調査を位置づけた。発掘調査を、発掘作業、整理等作業、報告書作成という連続した三つの流れとして捉え、『発掘調査報告書』の刊行をもって終了し、当館のような収蔵施設で保管し、活用を図ることを義務付けている。

遺跡は過去人類の歴史を解明する重要な文化遺産だから、その消失の代償とも取れる発掘調査資料（出土品・記録類）は、遺跡の存在と内容、歴史性を代弁できる唯一無二の文化財に相当する。

県立歴史館は、館蔵資料の保管のみならず、調査研究を行う機関でもある。館蔵する発掘調査資料を基に、過去人類の歴史（人間の生活史や社会史など）、一義的には長野県の歴史を解明する責務がある。また館蔵資料を研究する利用者に對しても、閲覧提供を行うことで研究の進展に寄与する役割を担っている。

町田 勝則

発掘調査報告書は、調査資料（一次資料・原資料）を整理し、二次的にまとめたダイジェスト版^③のようなものである。消失した遺跡を代弁する「歴史資料」と捉えられるため、それを拠り所に人類の歴史を探究する考古学研究者もある。遺跡の発掘者は、大半が行政内の考古学研究者でもあるから、発掘調査報告書の性質を理解し、その作成にあたり様々な障壁と闘いながら作り上げ残している。しかし、歴史学としての考古学研究が、発掘調査報告書を史料批判なしに活用するには、少しばかり難があるように思われる。

調査資料を保管し研究を行う当館は、学問研究の礎を築く上にも、発掘調査報告書を再検討し、歴史研究に耐え得る確かな基準資料としていく責任がある。考古学研究の深化は、発掘調査資料の、ひいては発掘調査報告書の「歴史資料」化にあると考えられる。

一 調査資料の取り扱い

発掘調査報告書は、遺跡の総合的解説書のようなものであるが、遺構図や遺物実測図、記述など、報告書作成者の手を介して表現されたもので、いわば資料批判の対象にあたる。保管資料を閲覧する者は、独自の目的意識をもって来館するが、そのほとんどが遺物の実見と調査である。遺物研究も多岐にわたるから、それで充分目的を達成する場合もあるのだろう。時折、遺物の時代性や編年的研究を目的とする閲覧者もいるのだが、少し不思議に思うところがある。調べようとする遺物の出土状況等について一次資料にあたらない。発掘作業で作成した遺物出土状態図や出土状況写真などを閲覧しないのである。研究の第一歩は一次資料について、

しっかりと吟味し批判することから始めるべきではないのだろうか。発掘調査報告書は原史料としてあるが、考古学的に十分調査研究された素材（「歴史資料」）には成り得ていない。決して万全なものではないのである。

1 報告書から受けた違和感

当館所蔵資料の中に、上信越自動車道建設に伴う発掘調査資料がある。上田市宮平遺跡もそのひとつで、上田・菅平IC建設予定地内に遺跡はあった。発掘調査報告書を垣間見た時、竪穴住居跡^③に関する記述と出土遺物の掲載図版に少し違和感を覚えた。図版に掲載された土器（完形に復元実測）は、一見して明らかに時期の違うと思われる資料（半世紀以上の開き）が複数個体混在していた（図1）。これらの土器は、いずれも所属時期の特徴を備えた、ある意味標準的な資料であったので、収蔵された土器を実見してみた。どうして一所に出土したのだろうかという気になった。

2 上田市宮平遺跡

宮平遺跡の緊急発掘は、上信越自動車道（上田・菅平IC）建設に伴い一九九三年八月から一九九五年五月までの三か年にわたり実施された。調査対象面積は一六一〇〇^{平方メートル}で、過去に発掘調査の履歴はない。発掘当時、調査状況を公開した現地説明会や報道関係資料によると、古墳時代後期から奈良時代にかけての集落遺跡で、七世紀から八世紀に集落の中心時期があると紹介されていた。遺跡は上田盆地の北側、東太郎山から南に向かって張り出す幾筋かの丘陵の谷間にあり、そこを流下する小河川により形成された扇状地上に立地する。遺跡前面（南東方向）には、標高六百^{メートル}程の横山丘陵があり、その頂部には銀象嵌大刀等を副葬した陣馬塚古墳がある。古墳の眼下には、面積五・七六^{平方メートル}を測る染谷台条里遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が広がり、そこには古代信濃国府推定地のひとつ

（神科台地説）が含まれることから、宮平遺跡は律令開始期に機能した集落遺跡として、郷土史家の注目に上っていたのである。^⑤

発掘から三年後の一九九九年に発掘調査報告書が刊行され、記録保存された資料は一括して長野県立歴史館に保管された。

3 調査成果の記述

発掘調査報告書によると、集落は六世紀末から一〇世紀前半まで継続し、その盛衰は六世紀末から七世紀前半葉が形成期、七世紀中葉から八世紀前半葉が拡大期（第一次隆盛期）、八世紀後半葉が変革期、九世紀前半は第二次隆盛期、九世紀後半は衰退期、一〇世紀前半を終末期としてまとめられている（二六二頁～二六三頁）。竪穴住居跡八六軒、掘立柱建物跡四四棟、土坑一〇七〇基、土壇九基、溝跡三本がある。報文中に記載のある竪穴住居跡の推定所属時期は、集落の形成期が六軒、拡大期（第一次隆盛期）が二五軒、変革期一三軒、第二次隆盛期二〇軒、衰退期六軒、終末期が一軒になる。

この内、七世紀中葉から八世紀前半葉の第一次拡大期は、近年編年案の示されている古代埴科郡（屋代編年^⑥・更級郡（八幡編年^⑦）各域の土器編年に対比させると、七世紀後半（屋代編年…古代1期前半、八幡編年…古代1期）と七世紀終末から八世紀前半（屋代編年…古代1期後半・古代2期、八幡編年…古代2期）の二時期に少なくとも分けられるので、今後に宮平遺跡出土資料を再検討し、竪穴住居跡の所属時期を細別する必要があるのだろうか。

4 違和感の解消

報告書に掲載された土器を実見した後、一次資料である遺構の実測図面そして写真、所見カード^⑧、報告書非掲載の遺物を取り出し確認した。結果、報告書を見た時の違和感は解消できた。原因は住居跡内出土資料の位置づけにあった。遺物

36住

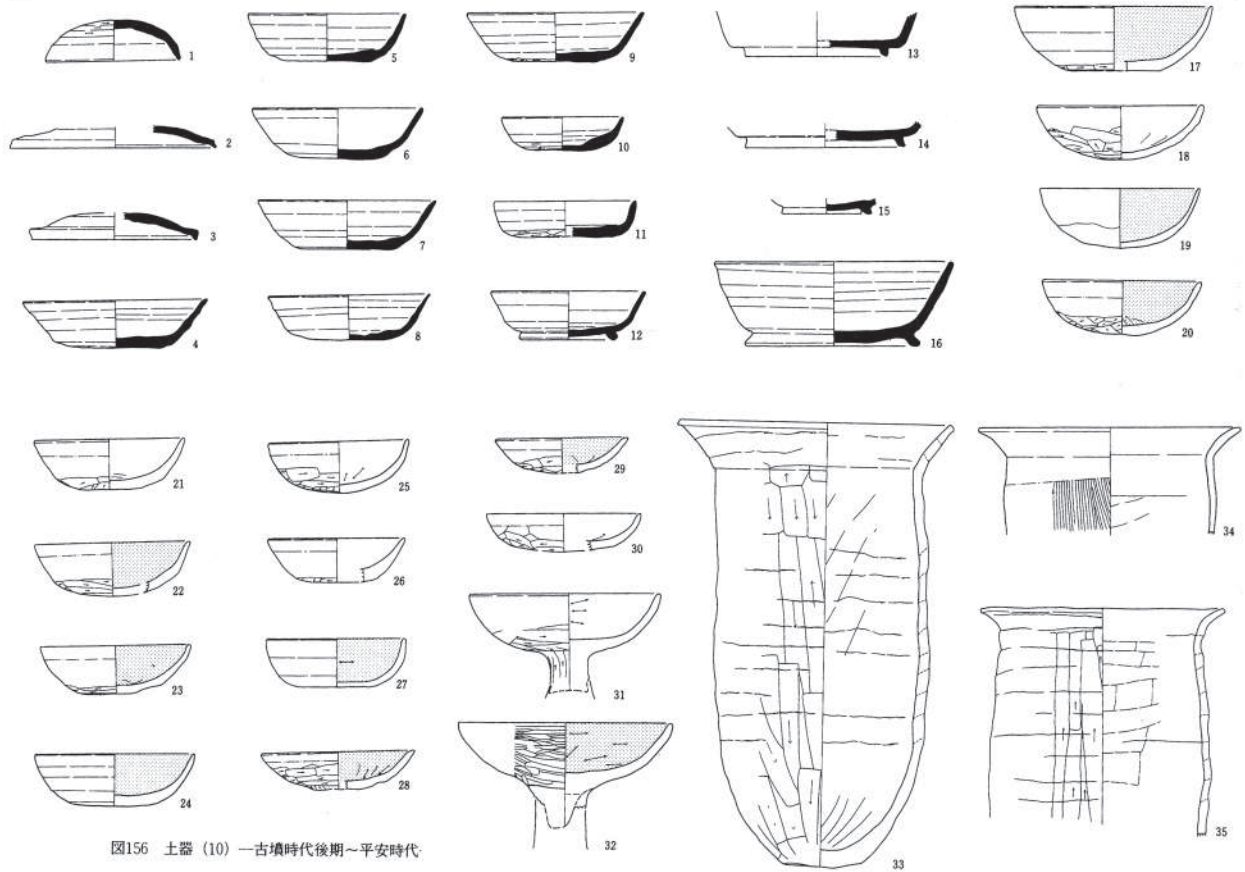


図156 土器 (10) 一古墳時代後期～平安時代

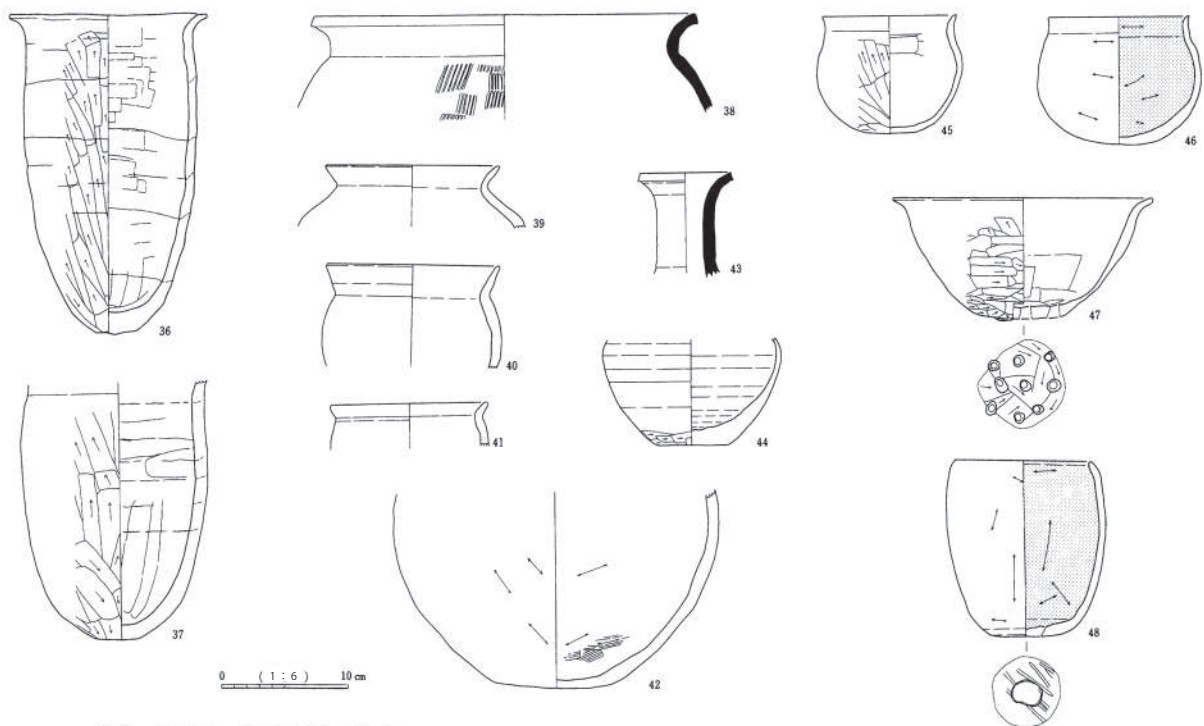


図157 土器 (11) 一古墳時代後期～平安時代

図1 宮平遺跡竪穴住居跡 (SB36) 発掘調査報告書掲載図版

は出土位置が記録されており、住居跡内のどこから、どのように出土したか、ほぼ明瞭だった。通常は区別すべき、それらの遺物が混在した状態で図示されてしまい、最も新しいと判断できる土器を基準に、住居跡の時期認定がなされた結果と推定できる。違和感のあった時期の違う土器は、出土位置が違っていたのだ。僅かな検討時間ではあったが、違和感を解消させる中で、発掘調査報告書の一部を批判的に検討してみた。

冒頭で述べたように、行政措置としての発掘調査報告書の作成には、第三者の想像もできない状況(整理等作業や報告書作成に関わる実施機関等の課題)と発掘者の苦悩がある。本稿では、そのことを問題にしているのではないことを予めことわっておきたい。⁽⁹⁾ 原史料としての発掘調査報告書を、真に歴史研究に資する素材、十分に調査検討された「歴史資料」にしていかなければならないことを主張するのである。

(1) 竪穴住居跡(SB36)の記述

【検出】IV層上面 覆土(埋没土)・黒褐色土の単層

【構造】平面プランはやや丸みをおびた方形

床面規模は六・四×六・二¹⁾ 主軸はN-38°W

壁は垂直 周溝はカマド部から東壁中程までを除き巡る

【カマド】袖部は焚口に近い部分に芯材として板石を立て砂質土で覆い構築

天井石を架けるが破却により崩落

火床は明瞭 支脚に長胴甕を伏せて使用

煙道は住居外に約七〇センチ²⁾延びる

【柱穴】四本主柱 掘り方にて小さな柱穴一基を確認

【貯蔵穴】住居内北東壁際に一基

【遺物出土状況】カマド内と袖部右側に多くの土器。図一五六の1は、床面で検出した完形遺物で単なる混入とは考えにくい(一五三頁)⁽¹⁰⁾

【時期】八世紀中葉(第二四半期)

(2) 図面記録(一次資料・原図)の確認

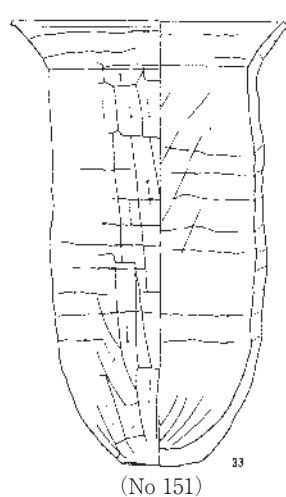
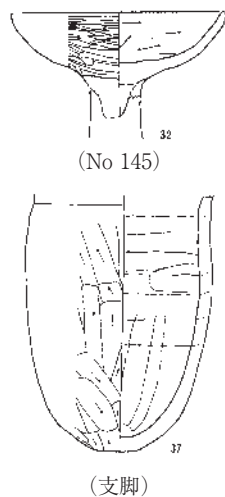
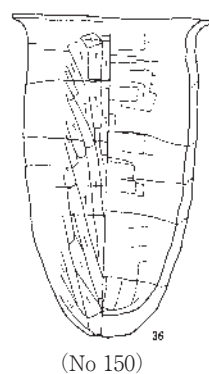
発掘は、遺構検出時の平面プランの規模と形状から竪穴住居跡を想定し、埋没土観察用の畔を設定した後、サブトレンチ(先行トレンチ)⁽¹¹⁾の掘り下げを行っている。検出時及び埋没土の掘り下げ直後から、遺物の確認があり、出土位置の記録(分布・座標と標高)を作成しながら進められている。遺物の出土量は決して多くはなかったようだが、埋没土の掘り下げに伴い二回(便宜的に上部と下部を呼称)にわたる「遺物出土状態図(縮尺二〇分の一)」が作成された。遺物には番号を付し(ナンバリング遺物)、一点ものを除いて、二〇センチ³⁾四方程度のまとまりで取り上げられ、遺物洗浄、注記⁽¹²⁾、接合、復元作業そして実測が行われた。埋没土の分層はできず、単層と判断されたため、二枚作成された「遺物出土状態図」に記録された遺物は、埋没土内の資料として、まとめて取り扱われたらしい。発掘では古墳時代終末期の竪穴住居を想定したようであるが、カマド想定部(以下、単にカマドと表記)の調査は埋没土観察用畔の除去後に開始されている。カマドに関わる「遺物出土状態図(縮尺一〇分の一)」も作成され、「カマド断面図」は長軸のほか、短軸(燃焼部と煙道部)が作成され、焚口から煙道方向に向けて「見通し図」が別に一枚作成されている。

遺物は埋没土内およびナンバリング遺物(取り上げNo.)のほか、検出面、サブトレンチ内、床面直上の遺物、カマド内出土遺物に分けて取り上げられたことが、注記記号から判断できる。⁽¹³⁾

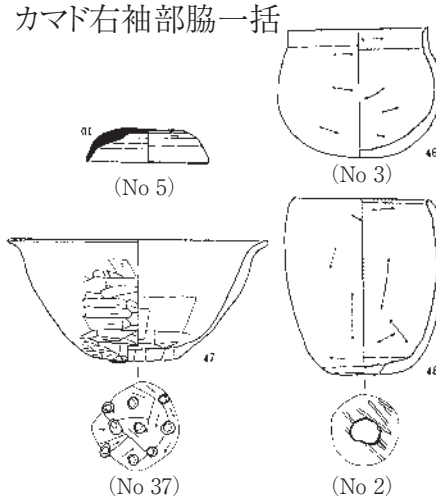
本跡の場合、カマド内およびカマド右袖部脇(東側)からの出土資料(図九九、一五二頁)が住居使用時に最も近い時期と判断できる。次に床面直上の遺物と考えられるが、それに限定した出土状態図は作成されていない。ただし遺物出土状態図(下部)中のナンバリング遺物に、位置(標高・出土レベル⁽¹⁴⁾)の記録があるので、それと床面レベルを比較することで、床面直上の認定が可能になる。出土状態図が作成されずに取り上げられた床面直上遺物は、注記により、そ

36住

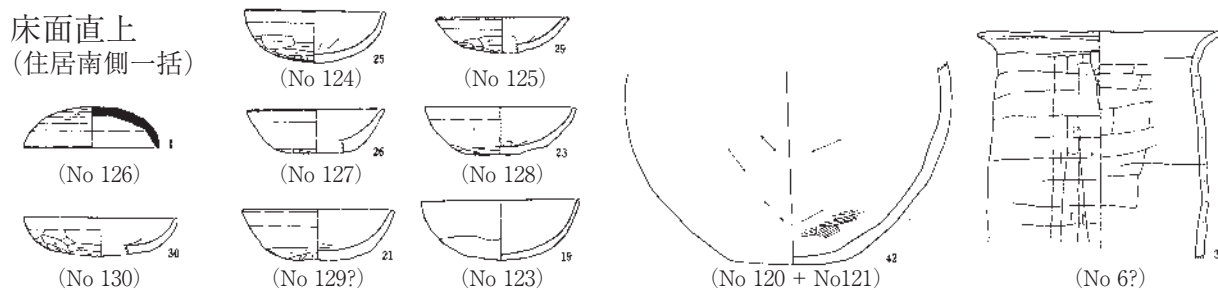
カマド内一括
(取り上げNo)



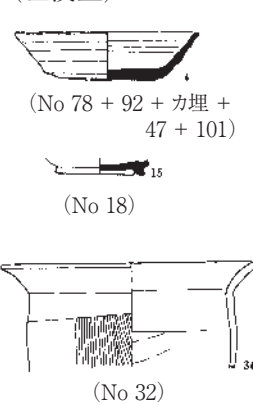
カマド右袖部脇一括



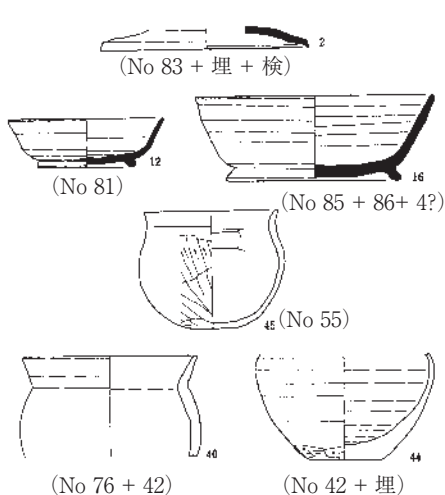
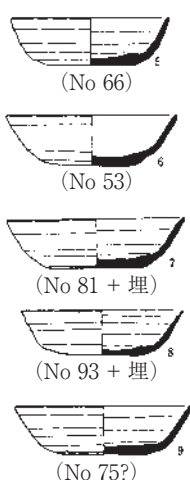
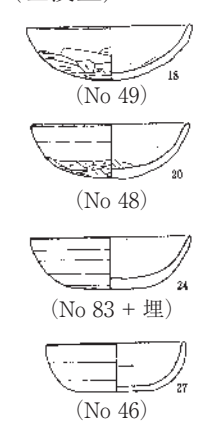
床面直上
(住居南側一括)



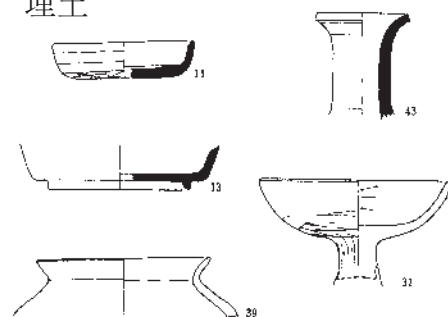
床直上 $\leq$ +10cm内
(埋没土)



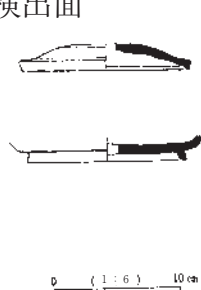
+10cm $\sim$ +20cm
(埋没土)



埋土



検出面



注記不明

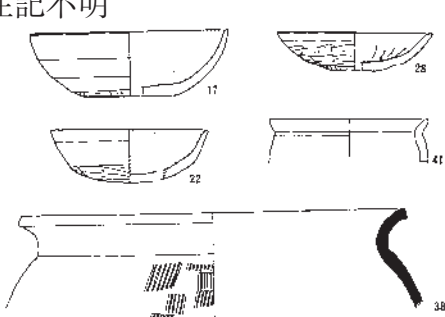


図2 SB36 遺物出土状態図(原図)を基に組み変え

のレベルと判断できるが、出土位置を特定することはできない。

(3) 図面記録と遺物の照合

違和感を抱いた図版掲載資料を、図面記録（一次資料・原図）と照合して出土位置を基に組み直したものが図2である。図中（ ）内のNoが、図面に記録された遺物取り上げNoにあたる。

- ① カマド内一括遺物（長胴甕No150・No151、甕転用支脚No152、土師器高坏No145）
- ② カマド右袖部脇一括遺物（須恵器坏蓋No5、小形鉢No3、一孔式甕No2）。多孔式甕No37は袖部脇の右記遺物の上部から出土。また須恵器No5は坏蓋の可能性も考えられるので、上下逆位に掲載してみた。
- ③ 床面直上遺物
 - a 住居南側一括遺物（須恵器坏蓋No126、非ロクロ土師器坏No124・No127・No129?・No130、内面黒色土師器坏No123・No125・No128）
 - b カマド東側貯蔵穴?遺物（長胴甕No6? 注記不明ながら遺物出土状態図に図化されたNo6に比定）
 - c 住居床面中央部遺物（壺No120 + No121接合隣接出土）
- ④ 埋没土内（径三メートル範囲で床面直上埋没土内接合）遺物（須恵器坏No47 + No101 + No78 + No92 + カマド埋没土）
- ⑤ 埋没土内（床面から1メートル前後）遺物（須恵器坏B No18、土師器甕No32）
- ⑥ 埋没土内（床面から1メートル前後）遺物（非ロクロ土師器坏No49・内面黒色土師器坏No46・No83 + 埋没土・No48、須恵器坏A No53・No66・No81 + 埋没土・No93 + カマド埋没土・No75?、須恵器坏蓋No83 + 埋没土 + 検出面、須恵器坏B No81・No85 + No86 + No4?、土師器小甕No55・No76 + No42・No42 + 埋没土）
- ⑦ 埋没土内（サブトレンチ内含む）遺物（須恵器坏A、須恵器坏B、須恵器甕・

壺（瓶）?、土師器高坏?など）

⑧ 検出面遺物（須恵器甕・坏など）

発掘者の残した記録を丁寧に読み解いていく作業は、根気のいることであるが、何よりも基礎的で重要な作業である。そうした作業を通して、発掘の経過、消失してしまった遺構の姿に迫ることができるのではないだろうか。結果、そこから様々な情報を引き出すことが可能になると思われる。今回は違和感の解消を目的とした再確認であり、それ以外の点については検討していないが、以下のようないことが予想できたので追記しておく。

- ① 出土遺物は、五メートル程度の小破片が主体で、埋没過程で堆積土内に混入した可能性も高い。小破片のため器種認定は困難だが、遺物の器種・部位に偏りがありそうである（表1）。
- ② 土師器甕類の破片が大半で、須恵器坏類の破片は極めて少ない。須恵器使用の少ない時期（八世紀前半以前か）に本跡は関わりと診られる。
- ③ 埋没土内の遺物は住居内の北東方向に数多くの分布が見られ、南西方向に希薄である。埋没土の堆積は、住居の四方から均等に流入したものではなく、多くが北東方向から流入した可能性がある。
- ④ 須恵器坏A（図1-4）は、埋没土からNo47 + No10が出土し、床面直上?からNo78が、カマド検出面からNo92が、カマド埋没土内からの1点が接合している。カマド検出面（高いレベル）から住居中央部床面（低いレベル）にかけて、径三メートルの範囲に散らばって出土している。ヘラ切の古代型坏（七世紀終末から八世紀前半頃か）であり、本跡の埋没初期に流入した可能性が高い。
- ⑤ 埋没土内の小破片と完形復元された土器（図版掲載資料）とのアンバランスが際立つ。小破片と図化された非ロクロ土師器坏類、須恵器坏類とは、埋没土内に混在する由来が異なる可能性がある。須恵器坏類（図一五六-4、9、11・12・16）は、略完形から二分の一～三分の一程度の個体であり、出土レベルが床面から一メートル以上浮いた状態にあり、住居の埋没過程で投棄された可能性もある。また投棄の行為があったとすると、やはり住居の北東

表 1 埋没土（上部・下部）出土遺物破片数

埋没土（上部）出土遺物破片数

名 称	部 位	取り上げ No	埋没土 (床直レベル)	埋没土	検出面
土師器	甕	口縁	32.42.42.48.83	31	1
		胴部	16.21.22.31.32.37.17.44.50.58.7.134.130.83.80.85.30.64.54.76.70. 19?136.34.61.62.95.150.133.141.150	229	
		底部	11.87.96	1	
		10分1	36+127+42+34.74.32.31		
	鉢か?	胴部	7.45		
		口縁		27	
	坏	4分1	45.83		
		口縁	30.64.60.69.117.110.128.72.175.132	15	
		胴部	50.42.45.68.27?8.59.30.41.42.48.104	25.26	
		底部		2	
須恵器	高坏か?		1.11.14.21..131.108.101	27.28	
			21.86.88.7.151.39.79.102.99		
	甕			8	3
	坏	4分1	36+70		
		口縁	63.108.81	5	
		胴部	8.42	3	
		底部		4	1
	坏B	底部		1	
	坏蓋		43	4	

(No 以外は破片数)

埋没土（下部）出土遺物破片数

名 称	部 位	取り上げ No	埋没土 (床直レベル)	埋没土	Pit6 埋没土	カマド内 埋没土
土師器	甕	口縁	34.92.94.100.105.119.135.150	23.24.25		2
		胴部	101.103.107.108.120.117.118.109.112.121.125.139.143.106. 105.190		8	28
		底部	118			
	小甕	胴部	51.54	3		
	甌	把手	99			
	鉢か?	口縁			2	
		口縁			1	1
	坏	胴部				6
		高坏か?	4分1	57		
須恵器	甕	口縁	12.43			
		胴部	13.38.41.77			
	壺(瓶)?	胴部	45.49.65.67.110	77	8	

(No 以外は破片数)

- ⑧ 方向を推定することができる。
埋没土内遺物の出土が顕著ではない住居内の南側、床面直上（遺物出土状態図（下部））に遺物が比較的まとまっており、住居の廃棄後、さほど時を経ずして投棄された可能性が考えられる。
- ⑦ カマド内出土遺物は、土師器長胴甕二点、土師器高坏一点（脚部欠損）がある。カマド焚口部底面に崩落した天井石と、その上部に完形復元した土師器長胴甕と坏がまとまって出土している。検出状況からは、報告文の記述にあるようなカマドの破壊を積極的には読み取れない。脚部を欠いた高坏一点の出土については、坏部は完形しかつ脚部の破片資料が本跡内に認められない点から、甕や甌の蓋などに再利用されていたことも視野にいておくべきか。
- ⑥ カマドの右袖部脇から完形個体三点（土師器甌一点、須恵器坏一点、小甕一点）が床面レベル

から出土している。図一五七・47の多孔式甑完形品は、それら三点より上部の袖部検出面付近にて、平面的にはほぼ重なる状況で出土。完形品四点は、カマド右脇に何らかの状態（棚または壁立ち上がり部に棚状の施設があったか？）で置かれていたものが本跡廃絶後に崩落した、あるいは一括で廃棄されたかのように看取できる。

⑨ カマド内支脚として据え付けられた土師器甕再利用品には胴部に穴（非図化）が穿孔されており、燃焼に伴う破裂を防ぐ工夫があったのかもしれない。

以上、たったひとつの報告書から受けた、発掘者としての小さな違和感を解消してみた。しかし、過去人類の歴史を解明する、研究の出発点ともなる遺跡の発掘が、竪穴住居の所屬時期ひとつ違えば、集落像はもちろん、社会像も違ったものにさえなる。発掘調査報告書の史料批判なしに進められる遺物論、報告書の一歩きを危惧する。考古学は、遺跡の発掘に始まり、調査資料とともに歩むものである。研究の著しい進展がみられる今日、「発掘」とは、どんなものなのか。もう一度、原点を見つめ直し、二一世紀の考古学を歩みたいものである。

二 発掘調査と考古学

1 発掘の心得

発掘は、その原因（学術あるいは緊急）を問わず、過去に於ける人間の生活史を追究できる重要な手段である。また発掘は、遺跡・遺構の破壊にあたるから、一度手掛けると、二度と元に戻すことはできない大切な手段（実験）⁽¹⁷⁾でもある。発掘者は、この一度きりのチャンスを使うことのできる唯一の者であるから、「たった一度しか与えられない条件のもとでの実験的発掘」を、「概説にとらわれた先入観で調査」⁽¹⁸⁾（二頁、麻生一九六九）してはならず、「もし将来おなじものを復原せよといわれても、そのままできる位に、記録・実測・写真等にも万全な処置」

（六九頁、齊藤一九五〇⁽¹⁸⁾）を施さなければならない。

つまり発掘は、過去人類の歴史を解明するために必要な情報を最大限に引き出す手段であるから、発掘者は常に研究者としての主体性を持つて望まねばならず、その手法に目的意識に基づく独自性（研究方法）が必要になる。また将来に於いて、発掘前の状態に遺跡を復原できるよう心がけた記録作成が望まれるから、発掘の手順には客観的で選別性の少ない共通性（記録保存の手法）が必要になる。麻生が考古学研究における現代的問題として取り上げた二つの方向性（麻生一九六九）にあたる。

2 調査報告書

麻生優の「原位置」論序説⁽¹⁹⁾（麻生一九六九）は、半世紀も前の記述になるが、その中に発掘者に対する教育的苦言がある。遺跡を発掘する者が、歴史的性格を追究すると言う問題意識を欠いてしまうと、「発掘をすれば研究が進展するかのような錯覚。研究者としての主体性は失われ、発掘担当者としての責務しか残らず、マンネリ化した発掘土木工事と何らかわらない調査結果しか残さない」（二頁）とある。つまり遺跡の発掘調査報告書は、発掘者が目的意識に基づき行った調査の結果を表現したものでなければならず、通り一遍等の記述（事実記載）⁽²⁰⁾に終始するものであってはならないと言うこと。発掘調査報告書の多くが「マンネリ化した気風が漂い、新しい問題意識を読み取ることはできず、『歴史事象復原への積極的な理論化のための基礎資料の呈示がきわめて乏しい』（二二頁）と指摘する。こうした「研究報告書様式の画一化」としての「研究史的命題」（二二頁）は、今日に於いても解決されてはいないように思われる。

発掘者が遺跡の調査で行った、記録保存の措置としての記録類の取り纏めと問題意識を抱いて取り組んだ歴史事象復原への基礎資料の呈示は、「別の方向性をもっているが、同時にまた共通の基盤にもたっている」（二頁）。発掘者は、検証の許されない実験の、結果報告書とも呼ぶべき発掘調査報告書を、人類の文化

資産の保存のため、さらには歴史学（考古学）発展のために作成し、将来の国民に託していかなければならない。

3 遺構の調査

土地に所在する遺跡は、そこでの人間活動の中止（集落等の廃絶）から、地中に埋没した状態の今日まで、計り知れない遍歴（自然的あるいは人為的）があったと思われる。発掘は、遺跡が埋没していく過程の逆をゆくものであるから、地面の掘削開始とともに、そのまま発掘前の状態に復原できるよう心掛けて、記録類（写真、図、文）を作成する。何を、どの程度まで記録するかについて、発掘者は常に考え判断していく。記録保存の措置としての発掘の手順、記録の種類や内容は、『発掘調査のてびき』（文化庁二〇二二）に簡潔に纏められているので、統一的な基準になる。土地に埋没した遺跡の遍歴は、想像の及ぶものではないから、手引きの基準に加え、歴史学（考古学）研究のために、遺跡ごとに必要な記録を作成し、資料化しておく。

（１）堆積土の掘削と遺物の取り扱い

表土の除去は、バックホー等の重機械を用いて行う場合が多い。試掘坑（溝）等により、事前に確認できた堆積土層（堆積層）は、原則、それを人力で掘削する。堆積層に一定程度の遺物量があれば、それは慣例として「遺物包含層」と呼び、慎重な掘削と必要に応じた記録の作成がなされる。遺物包含層の掘り下げに伴い遺構の検出を進めるが、包含層の状況や由来は遺跡地により異なる。遺物の出土状況（遺物の出方）をよく見極め、遺構の存在を予測して輪郭（平面プラン）を探していく。試掘溝等で確認された遺構検出面よりは、上位位置にて平面プランが掴めれば幸いである。遺構検出面は、実際に遺構が構築され機能した過去の時点の生活面とは、通常は一致しない。遺構の平面プランを確認した後、堅穴状の遺構であればプラン内部に堆積した土壌（遺構埋没土）とプラン外の土壌は同一ではない。また遺構検出面の上部に堆積した土壌（遺物包含層等堆積層）とも、

ほとんど判断は付かないが、一致するとは限らない。発掘の手順上、①「表土の遺物」はもちろん、②「包含層出土遺物」と③「遺構検出面出土遺物」は区別すべき資料になる。特に②と③を「遺構外出土遺物」と一括して扱う風潮も見られるが、いかがであろうか。

『発掘調査のてびき』では、遺構廃絶後の「堆積層に含まれる遺物は、下位層の遊離遺物や後世の遺物であり、本来の遺構の機能時にもなう遺物とは区別」（二〇九頁）すべき資料とする。つまり遺構の埋没過程に伴う遺物は、遺構が使用されていた時点より時代的に前の文化遺物の混入、あるいは埋没時に何らかの事由によって齎された遺物と判断する。留意すべき点は、④「遺構内（埋没土）出土遺物」を、前述した②または③と区別して取り扱っているか否かである。まずは遺構のプラン内に埋没した土とそれ以外の堆積土との関係性を解明すべきであるし、遺構の埋没過程に混入した遺物が、人為的投棄の結果であるのか、それ以外の事由によるものなのか、埋没土内に存在する来歴を解明しておかなければならない。

神奈川県十三菩提遺跡発掘調査の取り組み

一九六九年樋口清之を団長に、神奈川県川崎市の十三菩提遺跡の学術発掘調査が行われた。発掘を直接に指導した麻生優（副団長）は、「原位置」(E. s. i. t. e) による遺物分布を中心課題とし、住居跡内の遺物分布と包含地・包含層の意味が、「人間行動の結果とどのように結びつくか」の視点で調査を行った。

結果、「土器文様を表面にしたり裏面にしたりの出土状態ではなく、立っているような状態で出土」（一一頁）したことから、攪乱は受けていないが、どのような理由によるものかは判断できないとした。また一八八点出土した土器片が何個体に換算できるのか、一個体がどの程度の数に割れるのか、包含地・包含層とはどのような性格のものかなど、「ミクロ的な出土状態の検討は、遺跡における遺物の表面的な散布状態―ドットマップをのりこえて、遺跡の性格を明らかにするもの」、「土器片の口縁部の方向も記録されるべき」で、「土器片が接合出来る場合には、ドット・マップを線で結び合わせ、その意味するところを具体的に

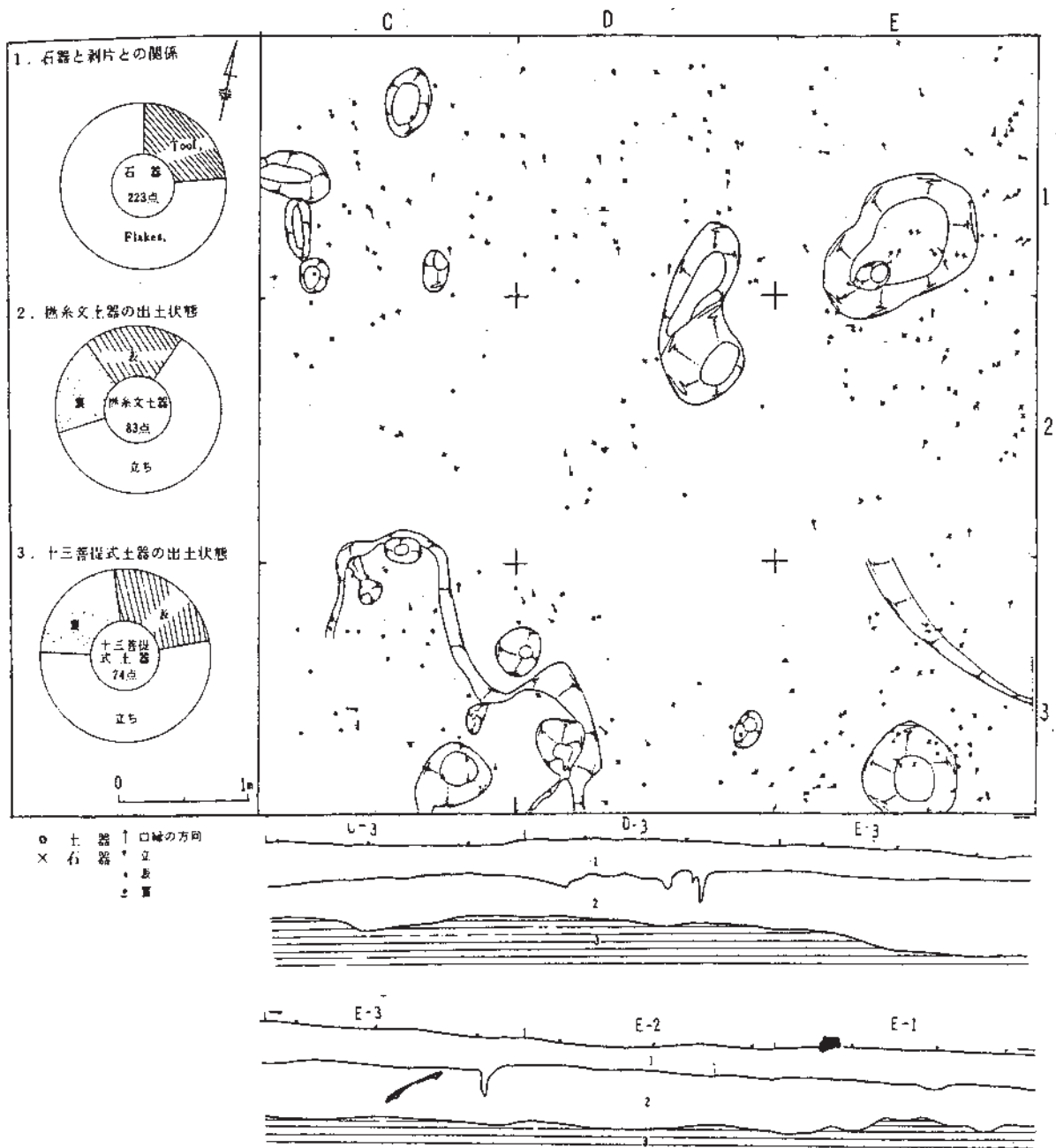


図3 神奈川県十三菩提遺跡遺物出土図（報告書挿図第9を抜粋）

検討すべき」（一二頁）と結んだ（図3）。

一九七一年「十三菩提遺跡」『埋蔵文化財発掘調査報告』神奈川県教育委員会

（2）埋没土の掘削と遺物の取扱い

表土または堆積土の掘削で確認された遺構の輪郭（平面プラン）は、特殊な事例を除き、推定プランであって確実なラインとはならない。『発掘調査のてびき』に従い、遺構の平面プランに対し土層観察用の畔（ベルト）を設定し、埋没土の掘り下げを行う。長野県では、埋没土の堆積状況、遺構の底面や壁（へき）の立ち上がりを事前に掴むため、畔に沿って試掘溝（北サブトレンチ）を掘削してから、埋没土全体の掘り下げに入る事例が多い。試掘溝にて埋没土を観察し分層の可否を確認するが、立地条件や遺構の種別によっても、土壌を見極める難易度は異なる。発掘者の経験値に委ねられた技術であり、実際の発掘では、分層できずに単層として掘り下げられるケース、あるいは仔細過ぎる分層が行われ、分層する意味（埋没土の成因や堆積過程、人間活動の痕跡 一二三頁、文化

序二〇二二)を問えないケースもある。発掘者の持てる技術力で真摯に進めていくしかない。掘り下げが終了すれば、発掘当事者でない限り事の真相は分からないうし、第三者が追検することなど、もはやできない。遺物や炭化物等の混入状況から分層の可能性を疑うが、判別に迷った時などは土層図面や野帳(所見カード)などに、発掘者の所見を残しておくことが、実は重要である。

遺構の埋没土を掘り下げると、④「遺構内(埋没土)出土遺物」にあたる。試掘溝設定後、遺構は平面的に掘り下げられるが、堆積土の扱い(人間活動の痕跡や埋没土の堆積過程を検討)に配慮し、出土遺物の取り扱いを決定する。この観点に立つ限り、④の遺物については出土位置やその状況を記録(遺物出土状態図)しておかなければならない。埋没土は通常の場合、当該の遺構が使用を消失して以降の堆積土であるから、記録は簡略な位置計測図(略図)、メモ的な写真、所見等で行うことが現実的な場合もある。時折、大形破片のみを記録し、小破片は取り上げてしまう事例を見かけるが、堆積土の取り扱いに配慮した目的意識下で埋没土の掘り下げを行うことが発掘者には求められる。『発掘調査のてびき』で示す「遺物の出土状況の違いに応じて、その記録と取り上げの方法や時期も異なる」(二二八頁)ことはもちろんである。

遺物は出土した時点で、土器や陶器であればおよその時期、器種、部位などを判断できる。遺物の所属時期が近似しているのか、幾つかの時代の資料が混在しているのかを見極める。遺物の集中が認められる場合や略完形品や大形破片などが出土した場合は、投棄など人間活動が加わった可能性があるかを否かを思考しながら慎重に発掘を進める。「遺物出土状態図」は、埋没土の層位ごとに作成するが、埋没土が単層と判断された場合でも、掘り下げ経過に合わせて作成する必要がある。出土遺物は記録後に取り上げられ、結果、遺構底面に達するまでに複数枚の「遺物出土状態図」が記録されることもある。

埋没土掘り下げの途中で、遺物の出土状態(同一個体とみられる破片資料の集中)や出土位置(遺構内での平面的な位置や底面からの高さ)に留意すべき傾向が読み取れると、埋没過程の推定復原が可能になる場合がある。人為的な投棄は

もちろんのこと、ある一定方向からの土壌の流入や、その複数回性など。土壌の分層は極めて技術的側面の強い作業だから、研究者をして土層の判別がままならないケースも多い。埋没土層観察用畔を再度、削り直し、分層の可否を再検討し、遺物の出土状態とのすり合わせを繰り返すことが大事になる。

(3) 底面の精査と遺物の取り扱い

埋没土の掘削が進み、試掘溝で確認した底面近くに至る段階で、埋没土を注意深く剥ぎ取り精査する。遺構底面直上の出土遺物は、壁際に堆積した埋没土内の遺物とともに、遺構廃絶後あまり時を経ない時期の遺物の可能性が高い。堅穴住居であれば生活上の機能部(炉やカマド)からの出土遺物に次ぐ、遺構の時期認定に関わる資料と言える。⑤「遺構内(底面直上)出土遺物」として他の出土遺物とは区別して記録し取り上げる。底面の精査と共に、炉に関わる焼土や炭化物の検出、柱穴や周溝などに関わる輪郭の検出を行う。いずれも遺構平面の検出時と同様な記録法や遺物の取り上げ方を行う。⑥「炉検出面(カマド検出面)出土遺物」等々。

機能部の中で、特に炉・カマド、柱穴、貯蔵穴、周溝などは、個々別々に調査法を選択し進める。発掘者の目的意識が特に求められる部分でもある。麻生の説く、マンネリ化した調査や記録であってはならない部分であろう。本稿では紙面の都合もあり残念ながら扱えない。今回取り上げた宮平遺跡の堅穴住居跡(SB36)の資料批判に関わり、カマドに関してのみ、若干の私見を述べておく。

(4) カマド(炉)の調査

堅穴住居跡の機能部であるカマドは、堅穴全体の埋没土掘り下げ完了後に個別に発掘を進める。カマドの検出及び埋没土の掘り下げは堅穴全体と同様の手順で進められるが、埋没土観察用畔は、通常の場合、堅穴全体の埋没土観察用畔と同時に設定する。かつてはカマド観察用畔を「キの字」に設定し、燃烧部(支脚の存在する場合はその部分)とさらにもう一本を記録した。煙道部が遺存する場合には煙道入口または煙道に、それが消失した(存在しない)場合には焚口部等に設定し、必要に応じて畔を追加した。昨今、「十字の畦」設定のみの調査も見か

けることが多くなったが、発掘者の目的意識に対する回答が導けるのであれば問題は無いであろう。カマドの発掘手順は、『発掘調査のてびき』（二四八・二四九頁）に従い進めるのがよい。

カマドの構築は、地山削り出しで袖を作り出すもの、芯材（板石や転用の土器や瓦、円筒形土製品等）を用い粘土や砂質土で固めたものなど、幾つか種類がある。いずれの場合でも天井の構築は必要であるから、カマド廃絶後にそれが崩落あるいは破壊された状況は残ると考えられる。常々疑問に思うことは、埋没土の観察をして、火床や支脚、崩落（あるいは破壊）した天井石が残るものの、天井の壁構築材が不明瞭であるということ。長い年月使用されたカマドにしては天井部構築材の分量が余りに少ないと感じている。平窯アーチ形の天井部構築に使われる竹材のように何か芯材を渡した後に粘土等で固めたものか。また天井石にまとわりつくような構築材が顕著でない印象もあり、果たして天井石は粘土材等で覆われていたのだろうかと考える。宮平遺跡に残された天井石には、鉄製刃物で傷つけられたような痕跡が複数観察されている。まるで「真魚板」のように感じられた⁽²⁹⁾。

麻生の苦言にある、概説に縛られた先入観で調査をしていないだろうかと自問する。カマドの調査法については、考古学研究からみれば、まだまだ新たな視点が求められているように思われる。

考古学研究では、カマドを大陸伝来の施設と考える⁽³⁰⁾。『古事記』（七一年）にみえる大年神の子、奥津日子神と奥津比売命（大戸比売命）の記述から、奈良時代初めには「カマド神」の信仰もあつたとされる。和歌森太郎は、言葉の成立と信仰の実態とは区別して考えるべきで、日本古来より「火処の神」の観念はあり、炬やカマドが「家のしるし」とされる背景には、「火が家のしるしであるが故」のことで、その神が「火の神」の性格をもつと推論する（四一・四二頁、一九四八）。和歌森の研究をひいて高山純は「カマドの神―炬やカマドに対する信仰は火の神の信仰の一つにはかならない」（一九四頁、一九六九）と指摘する。朝岡康二は、沖縄では「火の神」信仰には道教の影響が強くみられ、年の暮に「火

の神」が天に登り、家族の一年の功罪を天神に報告する信仰へ発展したと解説する（一三頁、一九九三）。

カマド廃棄時に、こうした信仰に関わる人間活動が何か行われていたかの判断はまだつかないが、発掘調査報告書にはカマドの意図的な破壊が行われ、何らかの祭祀的行為があつたと報告されることも多い。カマド廃棄に伴う破壊の意味、構築材の板石を並べ置くような痕跡と片付けとの構造的差異、発掘で検討を重ねていかなければならない視点のひとつであろう。

おわりに

過去人類の残した遺跡は有限であり、全ての遺跡は二つとして同じものがない。発掘された遺跡の実際の姿は発掘者にしか分からない。誰も発掘者と同じように遺跡の声を聴き、遺跡に寄り添うことができないのである。一度発掘した遺跡は二度ともには戻らないから、発掘者は生涯、その遺跡に対して責任を持つことになる。遺跡でしか知ることのできない人類の歴史は、発掘調査資料でしか、紡ぐことはできない。それもまた、二度と書き換えることの許されない文化的資産である。歴史の基礎資料として発掘調査報告書と向き合い、考古学研究を重ね、「歴史資料」化を進めていかなければいけない。それは、発掘調査による検証を受け、より確実なものへと昇華されて、原史学をかたち作ってゆくのだろう。遺跡と遺物がすべての基本である。

注 引用文傍線は筆者の加筆。

1 「やむを得ぬ公共の事業のために破壊の運命にあるものを、自分が未然に調査して、記録の上で永久の保存をはかる」（六七頁、斉藤）との考え方のあることを、文部省で史蹟を担当し、文化財審議委員会にて埋蔵文化財を担当した斎藤は記述する。

一九五〇年斉藤忠『考古学研究法』吉川弘文館

2 緊急発掘調査は、行政手続きに基づき実施された行政的行為と考えられるので、

その終了に際し作成された『発掘調査報告書』は、公文書としての価値を有し、またそのように位置付けられるものと理解する。

3 発掘調査報告書の作成された一九九〇年代は、また「堅穴住居跡」（遺構記号はSB）の名称を用いて果埋蔵文化財センターの発掘調査は進められていた。現在は文化庁の指導により「堅穴建物跡」の呼称を使用する。蛇足になるが、堅穴住居跡の呼称法等について、簡潔に学史にふれておく。

○七一年（和銅六年）より編纂が始まり七二年（養老五年）に成立した『常陸国地誌』で、ある特別な人が穴を掘って生活していたことが記される。「佐伯はあちこちに土穴を掘って土窟（つちむろ）を掘り、常に穴に棲んでいた。」国果の名を佐伯という（土地の言葉でツチグモ、ヤツカハギ）と呼ばれる原住民とある。

○一八九〇年（明治三三年）坪井正五郎は、人が住みあるいは墓所として利用した施設を「横穴」と呼称する。いわば「横穴式住居」の意味合いがある。「小山の中腹に人工を以て掘り込んだ穴即ち横穴」（二六頁）があり、古来より穴居する民のあることは知られていたが、「横穴は土蜘蛛穴居の遺跡と見る方が妥当」として、土蜘蛛と日本人を区別すべきものとした。

・「本邦諸地方に在る横穴の穴居の跡にして又人を葬るを用いし事も有る説」『東京地学協会報告』九一五

○一八九〇年坪井正五郎と佐藤重紀は、「住居は堅穴にて木の枝を組み立てて屋根として路の葉を以て葺きしなり」（三九五頁）とし、同年三宅米吉も「窪穴すなわち堅穴は古代住民が穴居の遺跡なるべし」（二九四頁）と述べて、「堅穴」が古代住民の生活を追究できる資料とした。

・坪井正五郎、佐藤重紀「北海道・東北地方の所謂窪穴とそれに関する居住民の推論」『東京人類学会雑誌』第三一号

・三宅米吉「堅穴を遺すべき家屋の構造」『東京人類学会雑誌』第五二号

○一九二四年（大正一三年）塚本靖は、「我國の古跡には穴居の遺跡として縦穴と横穴とがある」、「土を掘削して穴を穿つた目的は保温及容積を大にするのが其主要なる原因」（五頁）と述べて、住居に二つのタイプがあり、構造と機能についてふれる。

・「原始的住居に就て」『考古学雑誌』第一四卷第七号

塚本論文と同年、柴田常恵の朝日貝塚二回目の発掘が行われて、住居跡の輪郭が確認された。

○一九二七年（昭和二年）柴田常恵は、「石器時代住民が、堅穴に住居していたという定説」（一七頁）と述べ、坪井による「堅穴」は、石器時代住民の住居址であると引用する。また「住居址即ち堅穴」（一七頁）との考えに異議を唱えた人はいないとした。

・「石器時代住居址概論」『考古学研究録』第一輯

明治から戦前にかけて、「堅穴」と呼ぶ遺構が、住居以外の機能を有することは、一九二八年河南澠池縣仰韶村の遺跡（注20）での袋状土坑の認識、同年の中根君郎の土器の焼成や朱の精製など工房的施設（「工業的立場」と呼ぶ）としての認識のように、比較的早い時期に議論されている。

・「武蔵國往原郡池上町久ヶ原及びその附近に於ける弥生式遺跡」『考古学雑誌』第一八卷第七号

千葉県須和田遺跡の発掘成果に基づき、杉原莊介が「堅穴式住居跡の発掘方法」を学会に提言したこと、堅穴住居は「堅穴式住居」と一般化され使用されていった。杉原の提言までの間、柴田の「堅穴式と平地式」、後藤の「敷石住居跡」などの形態も報告されている。

・一九三七年杉原莊介「堅穴式住居跡の発掘方法」『考古学』第八卷第二号

確かに堅穴の機能はいかにと問えば、居住（起居）以外にも、様々な用途（同じ形態をしていても）が存在したであろうし、住居と断定することは難しい。しかし我々は、炉（火床）やカマドを食料の調理施設と仮定し、その存在する堅穴状遺構を「堅穴式住居跡」と呼称して記録してきた。つまり考古学が研究に供する目的で便宜的に用意した考古学用語なのである。杉原の提言と同年、建築学の立場から關野克は、原始時代住居建築として「堅穴家屋」（二二頁）の名称を使用し、堅穴住居の建築構造に迫っている。さらに蛇足となるが、カマドが家のしるしとなることは、民俗学的に通説とされる。『六国史』では家の数を「幾煙」と記す。「カマドを数えることが、すなわち家を数えることになる」（八六頁、和歌森一九七二）のである。一〇〇年以上の学史を紐解けば、堅穴住居とそれ以外の型式等についての研究数は計り知れない。混乱のないよう研究が進展すればと願っている。

・一九七二年、和歌森太郎「1カマド神」『神ごとの日本人』(株) 弘文堂

4 一九九四年七月七日「完形の円面硯出土 奈良時代か、県内で初」読売新聞

「ほぼ完全な「円面硯」上田・宮平遺跡」信濃毎日新聞

一九九四年七月九日「円面硯」完全形で出土 8世紀前半ごろと推定」朝日新聞

聞

一九九四年七月一七日『宮平遺跡現地説明会資料』

一九九四年十一月一〇年「堅穴式住居復元に挑戦 上田市・宮平遺跡」信濃毎日新聞

日新聞

一九九四年十一月一二日「古代式!? お茶会格別ね 上田市・宮平遺跡」読売新聞

聞

一九九四年十一月一六日「自らの手で古代を復元する」『宮平遺跡現地説明会資料』

料

一九九四年二月四日「古墳時代の住居復元」広報うえだ

5 遺跡の発掘で銅製鐙帯や完全な円面硯が出土したことから、古代律令期、特に信濃国府の推定地論争(神科台地説)に関心を持つ郷土史家が来跡した。

6 屋代編年とは千曲市屋代遺跡群の調査成果で示された古代埴科郡域を対象とする土器の編年観である。

二〇〇〇年「第4章第1節層位区分と出土土器による区分」『更埴条里遺跡・屋代遺跡群―総論編―』長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書五四

7 八幡編年とは、千曲市八幡遺跡群(※)の発掘成果で示された古代更級郡域を対象とする土器の編年観である。

二〇一二年「凡例 古代の時期区分と土器の主な特徴」・付図編年表『一般国道18号(坂城更埴バイパス)埋蔵文化財発掘調査報告書3 東條遺跡』長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書九二

※八幡遺跡群は千曲市内に所在し、千曲川左岸の佐野川扇状地及び姥捨土石流台地に広がる遺跡地の総称である。坂城更埴バイパス新設関連では、全長三^三、九遺跡の発掘調査が行われ、第二集にあたる東條遺跡ほかの報告書内に掲載がある。

8 長野県では、遺構に関わる調査記録として、遺構の実測図と写真、発掘者の調査所見を記した所見カードを作成している。古代の堅穴住居跡の実測図には、遺物

出土状態図(遺物集中のある場合は別に「微細図、縮尺一〇分の一」、遺構完掘図(別に床下調査を記録した「掘り上がり図」、遺構断面図(エレベーション図)、土層図(セクション図)がある。カマドに関しては、遺構実測図とは別に「個別図(縮尺一〇分の一)」を同要領で作成し、必要に応じて「見通し図」(遺構断面を一面のみではなく、エレベーションを立体的に重ねた、奥行きを持たせた図)を作成する。したがって、これらの調査記録が作成されているので、調査資料の再検討が可能になる。

9 昭和六三年(一九八八年)以降、上信越自動車道や北陸新幹線などの高速交通網の事業化が進み、長野冬季五輪の開催と合わせ、大規模開発事業に伴う大規模発掘調査の最盛期を迎えた。長野県埋蔵文化財センターをはじめ、関係市町村教育委員会の尽力で、遺跡の発掘作業は完了した。整理作業、発掘調査報告書の作成は、少数の職員で進めることも多かったと思われるが、記録類の整備、出土遺物の保管を含め、記録保存の措置を終了している。発掘調査は、発掘から整理、報告書の作成に至るまで、発掘者自らが実施するのが原則である。しかし現実的には実施機関の事情により、様々な調査体制が生まれ、原則どおりにいかないことも多い。長野県埋蔵文化財センターも、複数の職員で発掘した遺跡を、限られた職員で整理作業を行い、遺構数や遺物量の多い遺跡では、業務を分担して整理、報告書の作成が進められた。

国道一八号坂城更埴バイパス線新設に伴う発掘調査もそうした事例のひとつである。全長三^三にわたる建設用地内の遺跡を発掘後、整理等作業では、複数の職員が入れ替わり、遺構と遺物を分担して行った。職員によっては自らが発掘に参加していない遺跡の整理も手掛け、限られた時間内で努力した。集落遺跡は、その中核となる堅穴住居の内容(構築の時期や諸機能・規模などの属性)が重要になる。残された記録類(図面・写真・所見カード)や出土遺物から、発掘の経過を復原し把握するにも限界はある。他の職員が整理した二次的なデータ(整理図面や遺物観察表)を基に、発掘調査報告書が記述された場合には、思わぬ落とし穴が潜むこともある。遺構を発掘した者が、整理・報告まで関わることで、記録保存にとっては必要な条件である。

10 図一五六の1は遺物出土状態図(原図)の取り上げNo.126の須恵器坏蓋。S B 36の南側床面から非ロクロ土師器坏類(図一五六・19、21、23、25、26、29、30)

とともにまとまって出土した。21は取り上げNo.129の可能性があるが、注記が不鮮明。本資料の時間的位置づけは、陶邑編年（TK二一七）併行と考えられるので、所属時期は七世紀代となる。報告者は、本跡の時期認定を八世紀中頃と判断したため、床面から出土した時期的に古いと考えられる1の須恵器坏蓋について「混入とは考えにくい」（一五三頁）と表現し、坏身として再利用した可能性を述べる。その可能性は否定されるものではない。

11 遺構内埋没土（土層）観察用畔に沿うように設定する試掘溝を一般にはサブトレンチと呼ぶ。サブトレンチは遺構の「切合い」関係や「落ち込み」の確認など、調査の必要に応じて適宜、適所に試みられる。長野県では、サブトレンチのことを「先行トレンチ」と呼ぶことが多い。

12 遺物の注記は、遺物取り上げNo.（遺物出土状態図のナンバーリング遺物と合致）がそのまま記されるので、接合作業後の資料でもそれを確認することができる。ただし本遺跡の整理作業では、発掘時の遺物取り上げ袋は注記作業後、廃棄され残っていない。接合しなかった遺物は、元の遺物袋（新しい袋に変えたとしても遺跡名や出土位置、ナンバーリングを転記する）に収納するのが原則だが、別の袋に収納されてしまった。発掘で作成した「遺物取り上げ台帳」と整理時の「遺物収納台帳」との整合を図らなければならないし、接合後の遺物の記録台帳も必要である。遺物を実見した時、注記が消えていたり、擦れてしまい判読できない資料があった。特にナンバーリング遺物に関しては、番号が不鮮明では遺物出土状態図の位置に遺物を戻し考察することができない。

こうした事例を修復するためにも、再収納作業は大事だと考える。

13 注12参照。

14 発掘では、標高をレベルと呼称することが一般的である。

15 「床面直上の遺物」を判断することは至極難しい。竪穴住居が使用されていた時点の生活面の確定が難しいからである。床面を想定した硬化面の上〇〇センチメートルを「直上」と呼ぶと律するにしても少々無理がある。埋没土の堆積状況と遺物の出土状況を勘案しながら個別に検討し、それを決めていくしか方法はない。

また「床面直上の遺物」とは、住居を廃絶した時点で遺棄された遺物のみを限定するのではない。住居の廃絶後、何らかの事由で床面に齎された遺物（注22参照）、最も早い時期に堆積した埋没土とそこに含まれる遺物を、竪穴を覆い尽くし

た幾枚かの埋没土とそこに含まれる遺物から区別するために用意した概念である。

16 Leonard Woolley "Digging Up the Past" 『過去を掘る』。「すべての発掘は破壊である」(All excavation is destruction)と明言し、「一度発掘されたならば、二度とはもどらないことを強調して」「発掘者が記録することを失したなら、どんな微証でも永久に失われてしまう。発掘者の記録が科学的に完全でなければ、欺かれた知識をいなくことになり、全然発掘しない方がましである」(六九頁、斉藤より抜粋)。

一九五〇年、斉藤忠『考古学研究法』吉川弘文館から抜粋

17 麻生優は、「真の意味での発掘は、たった一度しか試みることのできない実験」(二頁)と説く。一九六九年、麻生優「『原位置論』序説」上代文化第三八号

18 J.P. Droop "Archaeological Excavation" 『考古学的発掘』。「発掘は、遺跡を、そのもとのままに置かれた遺物とともに再びつくりあげることができるようになさなければならぬ」(六九頁、斉藤より抜粋)。

一九五〇年、斉藤忠『考古学研究法』吉川弘文館から抜粋

19 発掘調査報告書に記載すべき内容は、文化庁の推奨する『発掘調査のてびき』に纏められている。行政的措置の結果としての性格をもつ報告書には、調査で得られた事実関係を客観的に示す必要があり、それを通常「事実記載」と呼ぶ。前掲した麻生の指摘は、事実記載そのものに課題があるのではなく、報告書がそのみに留まっていはいけないうこと。発掘調査の結果は、「それぞれの地域に不可欠な歴史的・文化的遺産として位置付け」(二八二頁)られるように総括しなければならぬ。大切なのは「遺跡の理解に直接かわからない独立した内容や個人的な論文などとは性格を異にする」(二八二頁)との文化庁の指針のとおりである。

20 アンダーソンは中国河南渾池縣仰韶遺跡で試掘坑(グリッド)を設定して発掘を行い、所謂「袋状土穴」(袋状土坑)を発見し命名したが、日本の学会に報告される(八二・八三頁)。以後、この「試掘坑」の名称が使用されるようになったらしい。

・一九二八年、「(二) 河南渾池縣仰韶村の遺跡」『考古学研究』第一輯

杉原莊介は、千葉県須和田遺跡の発掘調査を終えて、東京人類学会例会等での成果発表を経て、竪穴住居跡の発掘方法について極めて重要な報告を行った。

報告の中で、今日の発掘で使用する用語が数多く示され、認知されるようになった。

「セクション」、「トレンチ」、「ボーリング」、「プラン」(五九・六〇頁)など。また杉原は報告文中に「竪穴式住居」と「竪穴住居」をともに使用する。

・一九三七年、杉原莊介「竪穴式住居跡の発掘方法」『考古学』第八巻第二号
 なお後藤守一は、プランに「平面図」を充てる(六頁)。

・一九三七年、後藤守一「武蔵国羽ケ田の敷石住居遺跡」『考古学雑誌』第二七巻第七号

21 「竪穴住居」(四八頁)の用語は、一九一三年高橋建自「住居」『考古学』が初出とみられる。

「遺物包含地」は「遺物散布地」とともに、一八九七年、坪井正五郎「石器時代総論・要領」『日本石器時代遺物発見地名表』にて、すでに使用される。「遺物包含層」としての名称は、注20と同様、一九二八年「(二) 河南澠池縣仰韶村の遺跡」考古学研究第一輯が初出か。また両角守一は、竪穴状遺構について、「竪穴状遺物包含地」(八頁)の名称と呼ぶ。一九三二年、両角守一「諏訪郡下諏訪町久保小宇土遺跡」『信濃』第一一号

「竪穴住居」の研究は、柴田常恵や後藤守一が先駆をなし、柴田は一九二四年富山県朝日貝塚(大境洞窟)の発掘で「竪穴住居」を初めて発掘したと報告し、その名称を「包含地」の用語とともに使用した。

・一九二七年、柴田常恵「石器時代住居址概論」『考古学研究録』第一輯。

22 私は、遺構埋没土の掘り下げに伴い「遺物出土状態図」を原則作成している。埋没土がどのような形成過程を経たのか、混在する遺物は何を意味するのか、遺跡ごと、遺構ごと万別で回答は一律ではない。学生時代、麻生先生にお会いしてから後、遺物の出土状態図作成では、土器片の口縁と底部に矢印記号(表面を上に向けていた場合は口縁の外から矢印を、内面を上の場合には土器片の中に矢印)を書き入れた表現をしている。特に顕著な意味は見つからないが、出土時の様子は写真記録とともに一目瞭然となる。

23 注24参照。長野県埋蔵文化財センターでは、「遺構割付カード」なる物があり、これに遺構の簡略な位置と所見を書き込み、メモ写真等を作成して遺物を即座に取り上げ、発掘を進めていく場合もある。

24 遺構埋没土内の遺物は、掘り下げ開始直後、あるいは遺構の輪郭検出時から数多く散在して出土することも稀ではない。そうした出土遺物のすべてを図化し、写真等で記録していくには、多くの時間を要する。ましてや出土遺物を土柱状に残置したままで、埋没土を掘り下げることが困難極まりない。現実的には、そうした遺物を③「遺構検出面出土遺物」ないしは④「遺構内(埋没土)出土遺物」として纏めて取り上げてしまうケースも多い。遺構内の掘り下げに於いても、「遺物の下に残した土柱状の部分が壊れて遺物の位置が変わる……紛失してしまう……できるだけ早く……作業期間や経費などと調整を図りつつ」(一〇六頁、文化庁二〇二二)といった配慮が求められるので、遺物の出土状況の違い等に応じた記録作成の工夫が必要になる。目的意識を欠いた見栄えの良い?大型破片のみを残して記録を作成するような埋没土の掘り下げは、まさしく麻生の危惧した主体性を欠いた発掘そのものである。

25 埋没土の掘り下げに伴い、留意すべき遺物の出土が認められた場合、土層観察用畔の断面を削って新鮮な面を常に観察することが重要である。現実的には、土壌の粒土差を粒度計で測定するなどというわけにはいかない。指先で粒子の特徴を調べることになるが、経験的能力差はつきまとう。かつて林健作先生と貝塚調査をご一緒した折、林さんは「土を口に含んで舌で調べるんだ」と教示くださったが、私は実践していない。畔は土層観察のために必要なものであるから、竪穴住居跡の場合は、掘り込みの深さにもよるが、通常二〇センチ程度の幅を残せばよい。言うまでもなく、畔の上を歩く行為などは考えられない。ただし、調査する遺構の保護のため、毎日のシート被覆等で発掘者の安全管理に配慮することは当然であり、何より優先すべき点であることは変わりはない。

26 注15参照。

27 竪穴住居廃絶後、人為的な土器廃棄の行われる事例がある。「廃棄パターン」として整理され、類別が試みられた(一九七四年、小林)。住居廃絶後、意図的な埋戻しがない限り、やがて埋没が始まる。埋没初期に住居内に堆積する土壌を「第一次埋没土」(三頁)と仮称する。竪穴住居の場合、窪地状の内部に外縁部の地表面から土壌の流入と堆積が起ることを考えられ、「第一次埋没土」でも、特に壁際に流入堆積した状態を「三角堆積」と呼んでいる。小林は、竪穴床面から出土する少量の土器片について、使用中に破損し落ちこぼれたり、外から住居内に迷い込

んだものと理解（パターンC2）した（六頁）。「床面直上」の遺物とは、概念として「床面上」の遺物（パターンC2）とは区別されるもの。

- ・一九七四年、小林達雄「縄文世界における土器廃棄について」『国史学』九三号
- 28 日本の習俗では、「カマド」は家のしるしであり、分家を「カマドを分ける」、世帯を張ることを「カマドを起す」と言う（四〇頁、和歌森一九四八）。また炉の中央部分を「ホド」＝火の所とするが、炉を「クド」と呼ぶ地域では、炉の中央部分は「カマド」と呼ぶなど、炉とカマドを区別する地域ばかりではない。和歌森は「カマドとは要するにお釜を掛けるということ、必ずしも炉とは別のヘッツイのみについていう言葉とは限らなかった」（八九頁、和歌森一九七二）と指摘する。

- ・一九四八年、和歌森太郎「家の神としてのカマド神」『日本歴史』五号
- ・一九七二年、和歌森太郎「1カマド神」『神ことの中の日本人』弘文堂

- 29 筆者実見。宮平遺跡「所見カード」参照。発掘では、カマド焚口部分に天井石が出土したが（落下したように見えるが、恣意的に置いた可能性も否定できない）、天井石には構築材とみられる粘土等がまとわりついているようには見えなかった。天井石の表面には刃物で傷つけたような痕跡が複数観察できた。まるで「真魚板」のように感じられたが、民俗学ではカマド上での調理（刃物の使用）は習俗的にタブーと言われているので、事の真意は追究できずにいる。残念ながら当館に当該遺跡の天井石の保管はない。

- 30 一九七二年、水野正好「外来系氏族と竈の信仰」『大阪府の歴史』第二号
- 31 一九八七年、『鋳物師屋遺跡群 前田遺跡』御代田町教育委員会的事例。

発表資料

- 二〇二二年、町田勝則「人類社会の形成 旧石器時代」長野県立歴史館学芸研究会
- 二〇二三年、町田勝則「文化財の取り扱い」令和5年度県立歴史館博物館実習資料
- 二〇二三年、町田勝則「人類社会の形成 縄文時代」長野県立歴史館学芸研究会
- 二〇二三年、町田勝則「古墳時代 家族の食事に变化」しなの歴史再見 信濃毎日新聞

引用・参考文献

- 一九四八年、和歌森太郎「家の神としてのカマド神」『日本歴史』五号

- 一九六九年、高山純「縄文時代人の火に対する信仰」『古代文化』XXI
- 一九七一年、塚田光「栗原文蔵著「吹上貝塚理解のために」を反駁する」『下総考古学』四

- 一九七二年、麻生優「『原位置』論の現代的意義」『物質文化』二四
- 一九七四年、小林達雄「縄文世界における土器の廃棄について」『国史学』九三号
- 一九三三年、朝岡康二「ものと人間の文化史72 鍋・釜」法政大学出版局
- 二〇一八年、町田勝則「カマドまでの長い道のり」『日常生活からひもとく信州 信州を学ぶ』信濃毎日新聞社

追記

考古学に於ける史料は、遺跡と遺物である。それらがいわゆる埋蔵文化財として地下に保存された状態であれば、史料の評価はもちろん未定になる。しかし我々が発掘に着手した時点で、それらの「史料化」が始まる。遺物は、それ自体が実資料（「証拠物件」）であるから、「ある事柄の直接の結果として自然に残留」（ペレイハイム）したもので、「絶対的完全性」（今井登志樹）をもつ史料と言える。遺跡も、それ自体は実資料なのだが、発掘は遺跡のもつ「絶対的完全性」の多くを破壊してしまう。遺跡がもつ実資料の諸属性は、発掘者を通して収集される。その手段が写真や図面であり調査所見になる。発掘は人の手によるものだから、諸属性の記録は絶対的でも完全なものでもない。ましてや、それを纏め記した『発掘調査報告書』は、「ある事柄を人間の認識が一度把握し、人に伝えるために何等かの形で表現」（ペレイハイム）した史料になる。考古学は、遺物と遺跡の発掘調査記録を基礎に、それを実証的に検討して「正しい歴史認識」に導く学問（歴史学）だから、今井登志樹の説いた研究法、史料学（収集・分類・整理）、史料批判（外的・内的批判）、総合（解釈）が重要なプロセスになることは、言うまでもない。

令和六年地方郡史研究の金字塔とされる『諏訪史 第一巻』（鳥居龍蔵著）が、発刊一〇〇周年を迎える。郷土諸氏の学的欲求を鳥居にとりなし、見事発刊に導いた立役者こそが、郷土が産んだ歴史学者 今井登志樹である。

- 一九三五年、今井登志樹「歴史学研究法」『岩波講座 日本歴史』

職員執筆抄（令和五年一月～二月）

氏名		種類	タイトル	媒体	月日
特別館長					
小野和英		②	松本藩松川組清水家文書 令和四年度冬季企画展 高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―	『信濃の風土と歴史』②⑦ 『冬季企画展図録 高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―』	三月三十一日 一月一四日
総合情報課		③	高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―	『信濃の風土と歴史』②⑦ 『冬季企画展図録 高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―』	三月三十一日 一月一四日
笹本正治		⑥	雑録研究と民俗学	『長野県民俗の会』第四八号	十一月二五日
		⑥	武田信玄をめぐる一戦―国時代の課題―	『山梨科学アカデミー』第五二二号	三月三十一日
		⑤	空蔵山を中心に―	『山岳修験』第七二二号	十一月三〇日
		⑤	山岳信仰伝承と景観―虚	『山岳修験』第七二二号	十一月三〇日
		⑤	雑録をめぐる―身近なところにある文化財―	『文化財信濃』第五〇巻二二号	一月一五五
		⑤	雑録の新たな理解を目指して 1	『宝』第一三三七号	八月一日
		⑤	公	『神州 長野県神社庁』	三月
		⑤	一人ひとりが歴史の主人	『伊那市ふるさとだより』	三月
		⑤	光前寺の魅力	『名勝光前寺庭園 整備活用事業報告書』	三月
		④	配	『信濃毎日新聞』	四月二二日
		④	（しなの歴史再見）「減税」約束した武田氏の書状 利害一致と文書による支	『信濃毎日新聞』	四月二二日
		④	う	『信濃毎日新聞』	一月六日
		②	（しなの歴史再見）ウサギと竹が彫られた硯 飛躍と世界平和を新年に願	『信濃毎日新聞』	一月六日
		②	博物館と防災	『長野県博物館の友』六五号	九月
		②	武田晴信書状	『信濃の風土と歴史』②⑦	三月三十一日
		②	令和五年度の歴史館	『長野県立歴史館たより 春号』一一四号	二月九日

河野智枝			黒川稔			小野和英		
④	④	③	②	④	②	⑥	④	④
企画展「高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―」	（学芸員のおススメ） 企画展「高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―」	（しなの歴史再見） 紆余曲折を経て合併高遠学校「人物一覽表」まとまっ て歩もう願い込め	令和四年度冬季企画展 高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―	（常設展示の紹介 近世） 信州文化と民衆意識―近世の学問―	（しなの歴史再見） 貨幣流通をもたらしした北宋銭や明銭 経済活動を映すお金の歴史	二〇二三年所蔵品展 至宝の名品 学芸員のイチオシ古文書編―読めなくても面白い―	（学芸員のおススメ） 企画展「高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―」	（しなの歴史再見） 高遠藩主内藤家と藩士の絆―時代経ても残ったつながり―
『読売新聞』長野版		『信濃毎日新聞』	『冬季企画展図録 高遠藩の遺産―最後の藩主が残したもの―』	『長野県立歴史館たより 夏号』一一五号	『信濃毎日新聞』	『長野県立歴史館たより 春号』一一四号	『読売新聞』長野版	『信濃毎日新聞』
二月一八日		二月二四日	一月一四日	五月三十一日	二月一五五	二月九日	二月一日	一月二〇日

柴田 洋孝			内城 正登						河野 智枝		
②	②	②	④	④	②	②	②	②	④	④	④
『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号
九月一日	五月三十一日	三月一六日	二月一日	八月二五日	二月五日	九月一日	五月三十一日	二月九日	二月八日	十一月一日	八月二九日

林 誠		柴田 洋孝									
④	③	⑥	⑥	④	④	④	④	④	④	④	③
『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号	『 の紀行』江戸から明治へ の紀行』一六号
一〇月二七日	一〇月七日	二月八日	一〇月一日	十一月二七日	十一月三日	一〇月三十一日	九月二九日	九月八日	五月二〇日	一〇月七日	一〇月七日

石丸敦史				水沢教子				櫻井秀雄				
③	③	②	②	⑤	④	④	⑤	②	①	⑥	⑥	⑥
く青銅の鍔	はなぞ巨大になったか (しなの歴史再見) 光輝	りかえって (しなの歴史再見) 古墳	主張する古墳へ新たなシ ナノの古墳時代像へをふ りかえって	主張する古墳へ新たなシ ナノの古墳時代像へをふ りかえって	長野県朝日村熊久保遺跡 出土土器の胎土について	懸命な文字 (しなの歴史再見) 木材 の使い分け 出土品が語る 地域性、広葉樹中心に据 えたシナノ	(しなの歴史再見) 屋代 遺跡群出土の「国符木 簡」「信濃国府」伝える	縄文時代のサケ・マス漁 の実態	国府木簡 察	(研究ノート) 強く被熱 したとみられる土器の観 察	跡の平安時代(2)	新シリーズ 櫻井秀雄の 歴史探訪講座④ 大師遺 跡の平安時代(1)
『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『長野県立歴史館たより 夏号』一一六号	『長野県立歴史館たより 夏号』一一五号	『明治大学COLS研究集 会二〇二三資料集』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『月刊考古学ジャーナル 4月号』No.780	『信濃の風土と歴史』②⑦	『長野県立歴史館研究紀 要』第二九号	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』
七月一四日	六月二三日	九月一日	五月三一日	一二月二四日	九月二二日	五月五日	四月三〇日	三月三一日	三月三一日	一一月二四日	九月二九日	七月二八日

村石正行		文献史料課	小林伸子	白沢勝彦	石丸敦史					
①	①		②	④	④	④	④	③	③	③
筆 新収蔵資料 長谷川信秋	山伏の「口才」―複合文書としての口上・口上―		(考古資料をよむ) 長野市松原遺跡出土の鎌形木製品(木鎌)	(しなの歴史再見) 図から浮かぶ初期松代城―堀と高土塁に囲まれた城塞―	Ⅳ南信州の王と畿内王権	Ⅲ北信の王と大陸	Ⅱシナノの古墳の始まり	Ⅰ畿内王権の描いた秩序	(しなの歴史再見) 飯田・下伊那の古墳時代を映した鏡	(しなの歴史再見) 馬の生産 いち早く始まった長野県
要 第二十九号	『長野県立歴史館研究紀要』第二十九号		『長野県立歴史館たより 春号』一一四号	『信濃毎日新聞』	『夏季企画展図録 主張する古墳―新たなシナノの古墳時代像―』	『夏季企画展図録 主張する古墳―新たなシナノの古墳時代像―』	『夏季企画展図録 主張する古墳―新たなシナノの古墳時代像―』	『夏季企画展図録 主張する古墳―新たなシナノの古墳時代像―』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』
三月三十一日	三月三十一日		二月九日	六月九日	六月二十九日	六月二十九日	六月二十九日	六月二十九日	八月二十八日	七月二十八日

村石正行									
⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	④	④	④	②	②
憧れの上條宏之先生	か？	海を渡った信濃の禅僧・諏訪御神渡りと気候変動・鉄炮を運んだのは誰か？	諏訪上社社家の文書群と写本作成	書評『志縁のおんなもろさわようことわしたしたち』	建武二年船山郷をめぐる合戦と京都諏方氏―高師直施行状案をめぐって―	仙石権兵衛からの書状が家宝に	郡塩崎村江戸時代に多数が所持 猪威鉄炮	(しなの歴史再見) 印章にみる大名の人となり	鳥羽院序下文・足利尊氏自筆書状・天文二四年武田晴信(信玄)書状・長尾景虎(上杉謙信)書状・豊臣秀吉書状・織田信長朱印状・保科正光書状
房 上條宏之先生 龍鳳書	史 えにし書房	岩下哲典・中澤克昭・竹内良男・市川尚智編『信州から考える世界史』	春田直紀編『アジア遊学 列島の中世地下文書』	『歴史教育研究』一三	『とぐら』四八	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃の風土と歴史』②⑦
八月一三日		七月二二日	五月二五日	三月三十一日	三月三十一日	五月二二日	三月三十一日	三月一七日	三月三十一日

花岡康隆										村石正行
⑥	⑥	⑥	⑥	④	④	②	②	②	①	⑥
配の展開と崩壊	室町幕府による信濃国支配の展開と崩壊	鎌倉期の信濃小諸氏に関する二三の考察	鎌倉期における仁科氏像の再検討	鎌倉時代後期における海野氏についての覚書―未検討史料の紹介を兼ねて―	幕府の出陣命令書 手紙 届くまでの時間は？	(しなの歴史再見) 梶原景時 従来と異なる一面 白馬・小谷の年貢納入命じる下文	(文献史料をよむ) 長野県行政文書にみる関東大震災	(研究の窓) 明治後期・大正期の長野県庁における完結文書編冊過程の復元―長野県近代行政文書の研究―	足利直義軍勢催促状(二通)	村上義清最晩年の花押と法名―村上入道無微書状の紹介― (史料紹介) 信濃国安曇郡千国荘関係資料の紹介 ―建久元年一二月日平某(梶原景時カ) 下文を中心に―
『武田氏研究』六八号	『歴史と文化』一一号	『信濃』七五巻三号	『千曲』一七八号	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『長野県立歴史館たより 冬号』一一七号	『長野県立歴史館たより 春号』一一四号	『信濃の風土と歴史』②⑦	『長野県立歴史館研究紀要』第二九号	『信濃』七五巻八号
七月一七日	六月一日	三月二〇日	二月一〇日	四月二八日	三月二四日	一二月五日	二月九日	三月三一日	三月三一日	八月二〇日

鈴木実						
⑤	⑤	④	④	②	②	②
上條宏之先生の計報	「現代史資料」ってなんだろう？	(未来への萌芽) File. 8 「現代史資料」ってなん	(しなの歴史再見) 真田信之朱印状と漆紙文書紙の使われ方に思い「読む」	歳児に決断迫る家康の書状 出陣か否かどうする牛千代	(しなの歴史再見) 一〇	漆紙文書
号	号	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃の風土と歴史』②⑦	『信濃の風土と歴史』②⑦	『信濃の風土と歴史』②⑦
一二月一日	四月一〇日	五月一九日	四月一四日	九月一日	三月一六日	三月一六日

※ 凡例 ①研究紀要 ②たより・ブックレット等 ③図録 ④新聞記事

⑤その他依頼原稿 ⑥は①～⑤以外の原稿

研究活動（令和五年度）

学芸研究会

五月二四日（水）

笹本 正治 「薙鎌をめぐる」

六月二一日（水）

三木 陽平 「文化財・生涯学習課」「文化財・生涯学習課の考える歴史館像」

七月二六日（水）

村石 正行 「『木曾義仲の虚像と実像』

ー令和六年夏季企画展「疾風怒濤 木曾義仲」展をにらみつつー」

八月三〇日（水）

鈴木 実 「『古代シナノとその信仰』ー天武・持統期を中心にー」

内城 正登 「冬企画展『和田英 糸づくりに懸けた明治の女性』とその背景」

九月二七日（水）

飯島 公子 「玉纏大刀と冠と三葉文」

黒川 稔 「『描かれた川中島合戦』2つの屏風から学んでいること」

一〇月二五日（水）

新井 寛子 「『中馬荷物并口銭中馬稼村名村数申渡書』を読む」

十一月二九日（水）

町田 勝則 「人類社会の形成を考える」

河野 智枝 「御師福嶋鳥羽大夫について」

十二月二〇日（水）

石丸 敦史 「古墳築造地移動の理解と「地域」

柴田 洋孝 「信州やきもの紀行」

一月二四日（水）

林 誠 「富岡製糸場を描いた錦絵 附 浮世絵の誕生から、開化絵まで」

花岡 康隆 「長野県立歴史館における近代郡役所文書についての基礎的研究」

二月二一日（水）

水澤 教子 「縄文時代のサケ・マス類利用方法とその展示」

小林 寿英 「信濃国寺子屋数全国一の真相」

三月八日（金）

小野 和英 「岩波其残の俳画（農耕図）について」

審査委員

笹本 正治	塩沢 宏昭
新津 尚治	小野 和英
櫻井 秀雄	村石 正行

編集委員

石丸 敦史

長野県立歴史館 研究紀要 第30号

BULLETIN OF THE NAGANO PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY Vol.30

2024年3月31日発行

編集・発行 長野県立歴史館

〒387-0007 千曲市大字屋代 260-6

TEL 026-274-2000（代表） FAX 026-274-3996

URL <https://www.npmh.net> E-mail rekishikan@pref.nagano.lg.jp

（本号よりPDFによるオンライン公開のみとなりました。）

Bulletin

of

The Nagano Prefectural Museum of History

Frontispiece

Colored Paper Portrait of Matsudaira Yasunaga

Muraishi, Masayuki

Articles

Nagigama (Chicken-Comb-Shaped Sacred Treasure) as a Goddess : In the case of Shinkaisansha Shrine
Sasamoto, Shoji

A Study of the Konoe Family and their Renga-Related Network (Exchange of Japanese Poetic Dialogue) : A Thousand Dialogues (Senku Renga) held on September 4, 1561 (Eiroku 4)
Muraishi, Masayuki

Restoration research of the Official Document Management System in the Nagano Prefectural Government During the late Meiji and Taisho Periods : Focusing on the Process from Final Treatment to Disposal
Hanaoka, Yasutaka

Research notes

Komochi Magatama (Comma-Shaped Charm) Excavated in Nagano Prefecture
Sakurai, Hideo

Plan for Attack on Yoshino in November 1347 : Reexamination of *Gunzeisaisokujo* (Reminder Letter of Troops) Written by Tadayoshi Ashikaga Dated November 25, 1347
Hanaoka, Yasutaka

Case Reports

Historical Documentation of Excavation Report

Machida, Katsunori

Research Activities and Achievements

Vol.30
2024.3